市政概要

松江

令和８年版

松江市議会事務局

市　政　概　要

令和８年版

徽　章
（市章）



「松」の字を公木とくずし、これを図案化するとともに、城址亀田山にちなみ、外郭は亀田、中は松葉を意味しています。

はしがき

市政概要は、本市の現状と特徴をご理解いただくため、毎年発刊しております。

資料は令和7年版を基本にデータの更新や新たな事業を掲載しています。内容等については、一部不備な点もありますが、本書が市政運営の資料として役立てば大変幸いに存じます。

終わりに編集にあたり、貴重な資料の提供をいただきました関係各課に対し厚くお礼を申し上げます。

令和8年9月

市 民 憲 章

（平成 18 年 10 月8日制定）

私たちは松江市民です。雄大な日本海、美しい中海と宍道湖、八雲立つ山々にいだかれた松江がだいすきです。

私たちはこのかけがえのない自然を守り、先人のつちかった歴史を誇りとし、住む人に希望と勇気を与えるまちにします。

私たちは訪れる人にもてなしの心で接し、新しい松江のまちを築くため、手をとりあって進みます。

一、 青い海と湖、緑あふれる美しい自然のめぐみを大切に、きれいなまちにします。

一、 人の立場を重んじ、すこやかで心にゆとりのある、明るく住みよいまちにします。

一、 礼をつくし勉学にいそしみ、未来にはばたく、希望にみちたまちにします。

一、 はるかな歴史のいとなみと、つちかわれた文化をうけつぎ、心ゆたかなまちにします。

一、 働くことによろこびと誇りをもち、活気がみなぎる、いきいきとしたまちにします。

地球環境保全と平和都市宣言

世界は今、人口の増加、社会経済活動の拡大や高度化が、一方で環境に過大な変化をもたらし、大気汚染、オゾン層の破壊、地球温暖化など人類や生態系を脅かす事態になっている。また、世界規模の武力紛争が起きる可能性は遠のいているものの、地域間紛争や世界に拡散するテロ攻撃、核兵器に対する脅威は国際社会の抱える大きな課題である。

国際文化観光都市・松江市は、ラムサール条約に登録されている宍道湖・中海など自然環境に恵まれ、多くの史跡や文化財を有し、平和と教育文化の向上に貢献してきたところである。

今後も恵み豊かな環境の保全と、持続可能な社会の構築に取り組むとともに、核兵器の廃絶と恒久平和の実現に努力することを決意し、ここに地球環境保全と平和都市の宣言を行う。

（平成 18 年 10 月5日議決）

スポーツ都市宣言

私たち松江市民は、スポーツを愛し、スポーツをとおして健康な心とからだをつくり、明るく豊かな松江市をきずくため、ここにスポーツ都市を宣言します。

一、私たちは、毎日の生活にスポーツをとり入れます。

一、私たちは、スポーツをとおしてしあわせな家庭と明るいまちをつくります。

一、私たちは、スポーツをとおして活力のある豊かな松江をつくります。

（平成 18 年 10 月8日制定）

「健康都市まつえ」宣言

水と緑の豊かな自然と歴史的な文化遺産、伝統に恵まれた松江のまちで、いつまでも心身とも健康で暮らし続けられることは、私たちみんなの願いです。

私たちは、健康のありがたさに感謝し、自分にあった健康づくりに励むとともに、家庭や地域と一緒になって生涯現役をめざした健康づくりを進めます。

そして、子どもから高齢者まですべての市民が、健やかに暮らせるまちをめざし、ここに「健康都市まつえ」を宣言します。

一、 松江の豊かな自然の恵みに感謝し、食を楽しみます。

一、 自分にあったスポーツや運動に親しみます。

一、 こころとからだをリフレッシュし、元気でいきいきと暮らします。

一、 健康診断・がん検診をすすんで受け、自分の健康管理に努めます。

一、 家庭や地域でのふれあいをとおして、健康づくりの輪を広げます。

（平成 22 年4月 25 日制定）

松江市男女共同参画都市宣言

雄大な日本海や中海・宍道湖、緑あふれる八雲の山々。

私たちは、この豊かな自然の恵みをうけて、人と人との縁(えにし)を紡(つむ)ぎ、歴史と文化を育んできました。

私たち松江市民は、かけがえのないこのまちで、一人ひとりが性別にかかわりなく、ともに支えあい、いきいきと暮らしていける明日をめざし、新たな一歩を踏み出します。

男女共同参画

それは　松江の未来をひらく誓(ちか)いの言葉

私は私らしく

あなたはあなたらしく

個性を輝(かがや)かせて　生きていこう

ちがいがあるから　助けあえる

ちがいがあるから　だからいい

いろんな個性が集まって松江を元気にしていこう

男の人も　女の人も

楽しいことも　責任も　一緒(いっしょ)に分かちあい

広い世界に思いをはせて　手をとりあって

歩んでいこう

みんなが幸せに　暮らせるように

この大好きな松江のまちが　より美しくより豊かになるように

私たちは　ここに「男女共同参画都市」を宣言します

（平成22年10月16日制定）

市の花・木・魚介

（平成18年10月8日制定）

市の花

「椿」　歴史的・文化的にも市民生活に根づいた花であり、全市域に自生し親しまれている。気どらない優美さは落ち着きのある「松江」にふさわしい。

「牡丹」　松江市の特産品として世界的にも誇れる花であり、また、優雅で美しい花はきれいで明るいまち「松江」にふさわしい。

市の木

「松」　本市には、松江城山、美保関をはじめいたるところにあり、全市域で親しまれ、松江市の「木」としてふさわしい。

「桜」　松江市内には城山をはじめ桜の名所がたくさんあり、桜にちなむ祭りも多く、市民に広く親しまれている。

市の魚介

「しじみ」　夕景の美しさで多くの人々の心を惹きつける宍道湖で獲れる「しじみ」は、宍道湖七珍のひとつとして、全国的に有名な松江市の特産品。

「鯛」　日本海の荒波で育つ鯛は、生命の躍動感を感じさせ、活力に溢れており、新しい松江市の門出を祝うにふさわしいめでたい魚。

松江国際文化観光都市建設法

昭和26年3月1日
法律第7号

（目的）

第1条　この法律は、松江市が明びな風光とわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできない多くの文化財を保有し、ラフカデイオ・ハーン(小泉八雲)の文筆を通じて世界的に著名であることにかんがみて、同市を国際文化観光都市として建設し、その文化観光資源の維持開発及び文化観光施設の整備によって、国際文化の向上を図り世界恒久平和の理想の達成に資するとともに、わが国の経済復興に寄与することを目的とする。

（計画及び事業）

第2条　松江国際文化観光都市を建設する都市計画(以下「松江国際文化観光都市建設計画」という。)は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第1項に定める都市計画の外、国際文化観光都市としてふさわしい文化観光施設の計画を含むものとする。

2　松江国際文化観光都市を建設する事業(以下「松江国際文化観光都市建設事業」という。)は、松江国際文化観光都市建設計画を実施するものとする。

（事業の執行）

第3条　松江国際文化観光都市建設事業は、松江市が執行する。

2　松江市の市長は、地方自治の精神に則り、その住民の協力及び関係諸機関の援助により、松江国際文化観光都市を完成することについて、不断の活動をしなければならない。

（事業の援助）

第4条　国及び地方公共団体の関係諸機関は、松江国際文化観光都市建設事業が、第1条の目的にてらし重要な意義をもつことを考え、その事業の促進と完成とにできる限りの援助を与えなければならない。

（特別の助成）

第5条　国は、松江国際文化観光都市建設事業の用に供するため必要があると認める場合においては、国有財産法(昭和23年法律第73号)第28条の規定にかかわらず、その事業の執行に要する費用を負担する公共団体に対し、普通財産を譲与することができる。

（報告）

第6条　松江国際文化観光都市建設事業の執行者は、その事業が速やかに完成するように努め、少なくとも、6箇月ごとに、国土交通大臣にその進行状況を報告しなければならない。

2　内閣総理大臣は、毎年一回国会に対し、松江国際文化観光都市建設事業の状況を報告しなければならない。

（法律の適用）

第7条　松江国際文化観光都市建設計画及び松江国際文化観光都市建設事業については、この法律に特別の定めがある場合を除く外、都市計画法を適用するものとする。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律施行の際、現に執行中の松江都市計画事業は、これを松江国際文化観光都市建設事業とみなす。

3　この法律は、日本国憲法第95条の規定により、松江市の住民の投票に付するものとする。

附　則(昭和43年6月15日法律第101号)抄

この法律(第1条を除く。)は、新法の施行の日から施行する。

附　則(平成11年12月22日法律第160号)抄

（施行期日）

第1条　この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。

目　　次

第１章　市　　勢
１．位置と地勢・面積 ……市勢−１
２．合併の形態と背景 ……市勢−１
３．市長・副市長・顧問 ……市勢−１
４．人口 ……市勢−２
５．松江市のあゆみ……市勢−４

第２章　市　議　会
１．議会構成 ……議−１
２．議会運営 ……議−２
３．松江市議会基本条例 ……議−３
４．議会活動 ……議−４
５．報酬・旅費・政務活動費・費用弁償……議−７
６．行政視察受入れ状況 ……議−７
７．議会事務局構成 ……議−７
８．松江市議会議員名簿 ……議−８

第３章　政　策　部
１．政策部の主要事業 ……政−１
２．松江市総合計画
「MATSUE DREAMS 2030」 ……政−１
３．ＳＤＧｓ達成に向けた施策の推進……政−２
４．松江市みんなにやさしいデジタル
市役所計画 ……政−２
５．中海・宍道湖・大山圏域市長会 …政−３
６．島根原発プルサーマル計画 ……政−４
７．島根原子力発電所３号機計画……政−５
８．電源三法交付金 ……政−６

第４章　総　務　部
１．総務部の主要事業 ……総−１
２．給与 ……総−１
３．情報公開制度 ……総−４
４．個人情報保護制度 ……総−５
５．行政改革 ……総−５
６．交通安全 ……総−６
７．行財政機構 ……総−８

第５章　財　政　部
１．財政部の主要事業 ……財−１
２．予算 ……財−２
３．決算 ……財−８
４．松江市税一覧表 ……財−９
５．新庁舎整備事業 ……財-11

第６章　防　災　部
１．防災部の主要事業 ……防−１
２．防災 ……防−１
３．原子力安全・防災……防−３

第７章　産業経済部
１．産業経済部の主要事業 ……産−１
２．商業 ……産−３
３．工業 ……産−３
４．農業 ……産−４
５．林業 ……産−４
６．水産業 ……産−５

第８章　観　光　部
１．観光部の主要事業 ……観−１
２．観光 ……観−２

第９章　文化スポーツ部
１．文化スポーツ部の主要事業 ……文−１
２．歴史的風致維持向上計画と歴史まち
づくり事業 ……文−３
３．文化財 ……文−６
４．運動施設 ……文−７

第１０章　市　民　部
１．市民活動推進事業 ……市−１
２．市民活動センター（STIC）……市−２
３．人権施策 ……市−２
４．男女共同参画 ……市−３
５．戸籍・住民基本台帳 ……市−４

６．斎場・墓地 ……市−５

第１１章　健康福祉部
１．健康福祉部の主要事業 ……健−１
２．障がい者（児）福祉 ……健−２
３．児童福祉 ……健−４
４．生活保護 ……健−４
５．シルバー人材センター……健−５
６．高齢者福祉 ……健−６
７．保健・医療 ……健−８
８．松江保健所
（松江市・島根県共同設置松江保健所）……健−９
９．松江市保健福祉総合センター……健−10
１０．国民健康保険 ……健−11
１１．後期高齢者医療制度 ……健−12
１２．国民年金 ……健−12

第１２章　こども子育て部
１．こども子育て部の主要事業 ……こ−１
２．児童福祉 ……こ−２
３．ひとり親の福祉 ……こ−４
４．母性・乳幼児保健対策事業 ……こ−６

第１３章　環境エネルギー部
１．環境エネルギー部の主要事業 ……環−１
２．環境保全 ……環−２
３．ごみの処理 ……環−７
４．一般廃棄物処理施設 ……環−９
５．し尿・浄化槽汚泥の処理 ……環−10
６．一般廃棄物処理手数料 ……環−11

第１４章　まちづくり部
１．まちづくり部の主要事業 ……ま−１
２．都市計画 ……ま−３
３．一畑電車の運行支援 ……ま−４
４．住宅政策 ……ま−５
５．景観計画 ……ま−７

第１５章　都市整備部
１．都市整備部の主要事業 ……都−１
２．道路 ……都−２
３．河川 ……都−３
４．大橋川改修 ……都−４
５．公園緑地 ……都−５

第１６章　教育委員会
１．教育委員会の主要事業 ……教−１
２．学校教育 ……教−４
３．生涯学習 ……教−13
４．放課後児童対策 ……教−14
５．図書館等文化施設 ……教−14

第１７章　消 防 本 部
１．消防本部の主要事業 ……消−１
２．沿革 ……消−１
３．松江市消防本部 ……消−２
４．松江市消防団 ……消−４

第１８章　公 営 企 業
１．松江市水道事業 ……企−１
２．松江市下水道事業 ……企−３
３．松江市交通事業 ……企−８
４．松江市ガス事業 ……企−11
５．松江市病院事業 ……企−12

第１９章　行政委員会等
１．監査委員 ……行−１
２．選挙管理委員会 ……行−２
３．農業委員会 ……行−３
４．松江市の出資法人 ……行−４

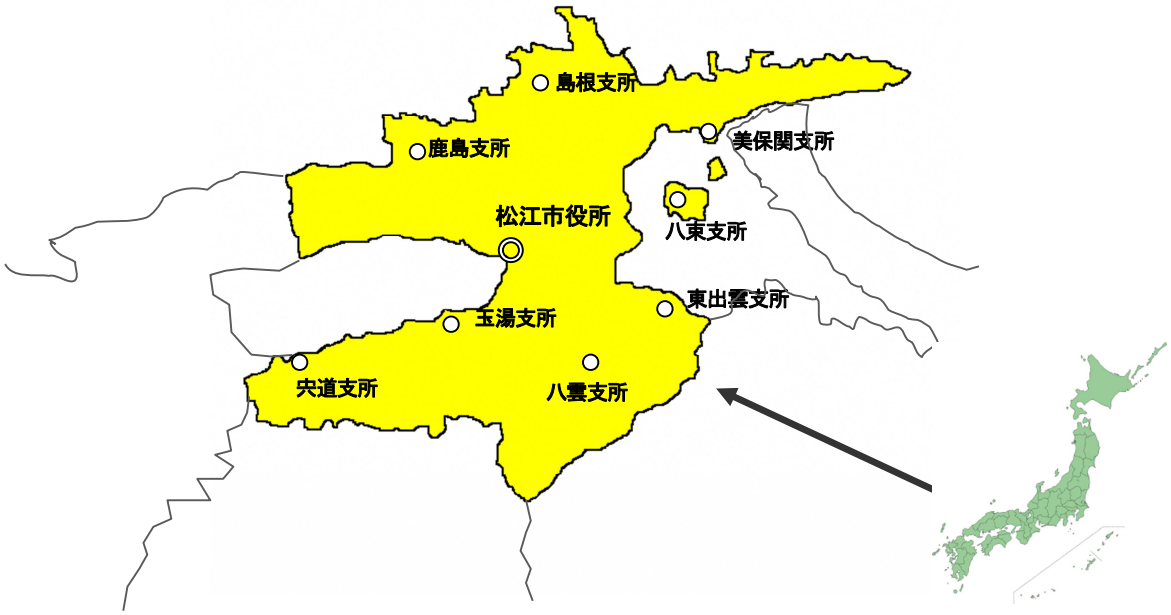
第１章　　市　　勢

1. 位置と地勢・面積　　（総務課）

山陰地方のほぼ中央、島根県の東部にあり、東に中海、西に宍道湖を抱いて南北に広がり、北は日本海に臨んでいます。宍道湖と中海を結ぶ大橋川周辺が平地、北には枕木山をはじめ島根半島の山々が、南には山陰・山陽の分嶺中国山地が東西に長壁をつくっています。市街地は沖積地で、大橋川をはさんで南北に広がり、周囲は小丘陵に囲まれ自然環境に恵まれた地です。

市役所の位置　　松江市末次町 86 番地(松江市役所:本庁)
東経 133 度 3 分　　北緯 35 度 28 分

面　積　　572.96 ㎢



2. 合併の形態と背景　　（総務課）

松江・八束９市町村は、古くから山陰地方の政治・経済・文化の要衝としてともに栄えてきました。しかし厳しさを増す地方財政や少子高齢化への対応、地方分権を担える行政体制づくり、住民生活の広域化に対応したまちづくりの必要から、合併協議を進めてきました。

そして、平成 17 年 3 月 31 日、松江市、鹿島町、島根町、美保関町、八雲村、玉湯町、宍道町、八束町を廃し、その区域を持って新しい「松江市」を設置する新設合併を成し得ました。また、平成 23 年８月１日には、東出雲町の編入合併により、山陰最大の 20 万都市が誕生し、平成 24 年 4 月には特例市となりました。

山陰をリードする中核都市として、宍道湖・中海圏域と連携を図りながら、安心・安全、産業振興、子育て、高齢者福祉などをキーワードに「住みやすさ日本一」のまちづくりを進めています。

その後、平成 26 年の地方自治法の一部改正を受け、平成 30 年 4 月に中核市に移行しました。

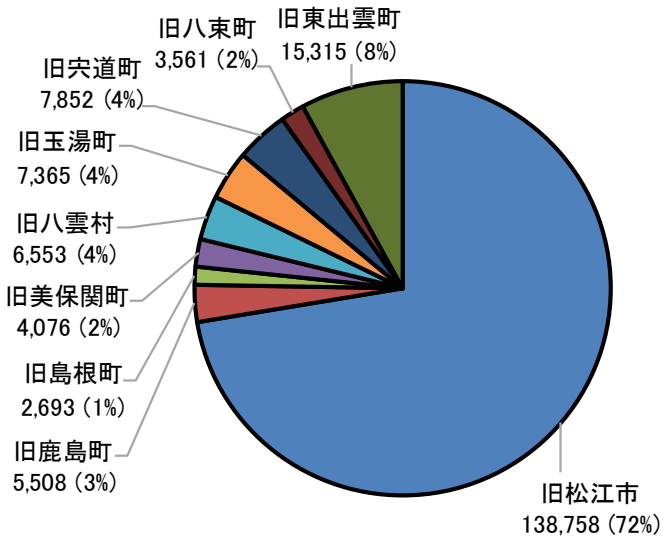
3. 市長・副市長・顧問　　（人事課）

役職名	氏名	任期
市　長	上　定　昭　仁	令和７年４月24日～令和11年４月23日
副市長	藤　原　亮　彦	令和７年６月１日～令和11年５月31日
副市長	山　根　幸　二	令和５年６月１日～令和９年５月31日

4. 人口　（市民課）

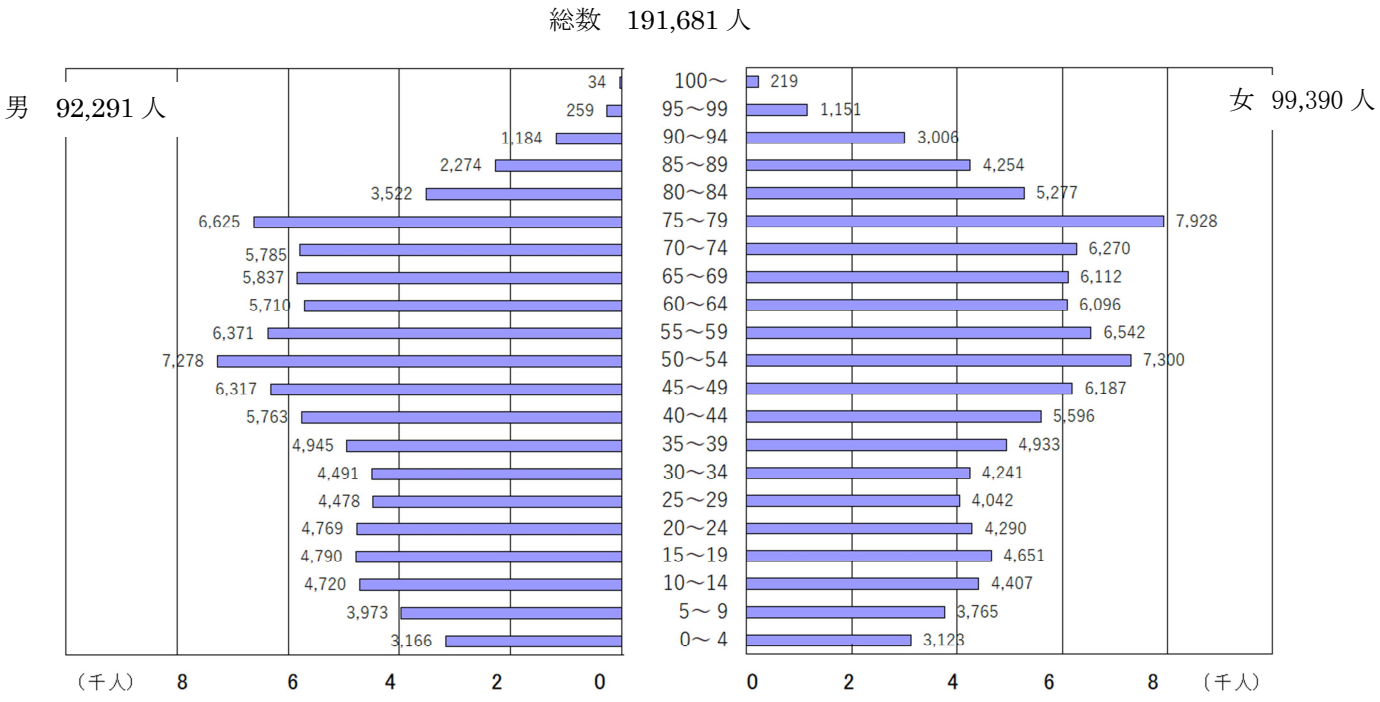
(1) 旧市町村別人口と世帯数(外国人住民を含む)

	人口総数（人）	男（人）	女（人）	世帯数（世帯）
松江市(計)	**191, 681**	**92,291**	**99,390**	**92,730**
旧松江市	138,758	66,507	72,251	69,400
旧鹿島町	5, 508	2,773	2,735	2, 619
旧島根町	2, 693	1,306	1,387	1, 235
旧美保関町	4, 076	1,967	2,109	1, 999
旧八雲村	6, 553	3,196	3,357	2, 792
旧玉湯町	7, 365	3,550	3,815	3, 198
旧宍道町	7, 852	3,816	4,036	3, 307
旧八束町	3, 561	1,747	1,814	1, 718
旧東出雲町	15, 315	7,429	7,886	6, 462



（令和8年5月31日現在　住民基本台帳）

(2) 年齢・男女別人口(外国人住民を含む)



（令和8年5月31日現在　住民基本台帳）

(3)人口動態(外国人住民を含む)

(単位:人)

年次	人口動態						
	自然動態			社会動態			人口増減
	出生	死亡	増減	転入	転出	増減	
令和6年度	1,229	2,770	△1,541	6,076	6,178	△102	△1,643
令和7年度	1,177	2,615	△1,438	6,310	6,632	△322	△1,760

(4)年齢構造の推移(各年9月 30 日:住民基本台帳登録者数(外国人住民を含む))

(単位:人、%)

区分	総数	年少人口 (0～14 歳)	生産年齢人口 (15～64 歳)	老年人口 (65 歳以上)
令和6年	194,592	24,414	110,444	59,734
(構成比%)	(100.0)	(12.5)	(56.8)	(30.7)
令和7年	192,799	23,682	109,421	59,696
(構成比%)	(100.0)	(12.3)	(56.7)	(31.0)

(5)産業(大分類)就業者数

(単位:人、%)

地域	総数	第1次産業	第2次産業	第3次産業
旧松江市	70,067	1,653(2.4)	10,871(15.5)	55,841(79.7)
旧鹿島町	3,084	221(7.2)	657(21.3)	2068(67.1)
旧島根町	1,420	136(9.6)	346(24.4)	883(62.2)
旧美保関町	2,118	203(9.6)	453(21.4)	1,361(64.3)
旧八雲村	3,430	163(4.8)	833(24.3)	2,311(67.4)
旧玉湯町	3,543	139(3.9)	642(18.1)	2,641(74.5)
旧宍道町	4,221	246(5.8)	1,093(25.9)	2,736(64.8)
旧八束町	1,906	156(8.2)	501(26.3)	1,174(61.6)
旧東出雲町	7,676	266(3.5)	2,068(26.9)	5,149(67.1)
松江市(計)	97,465	3,183(3.3)	17,464(17.9)	74,164(76.1)

※総数には分類不能の産業の就業者を含む。 (令和2年国勢調査報告)

(6)旧市町村別人口の推移

(単位:人)

	松江市(計)	旧松江市	旧鹿島町	旧島根町	旧美保関町	旧八雲村	旧玉湯町	旧宍道町	旧八束町	旧東出雲町
昭和20年	**154,486**	94,111	9,188	6,133	10,568	4,821	4,846	10,059	5,872	8,888
40 年	**169,143**	110,534	9,249	5,425	9,423	4,162	5,921	9,813	5,043	9,573
60 年	**201,026**	140,005	9,782	5,054	8,208	5,508	6,368	9,987	4,607	11,507
平成2年	**203,298**	142,956	9,216	4,953	7,788	6,248	6,258	9,836	4,595	11,448
7年	**206,718**	147,416	8,820	4,824	7,290	6,694	6,119	9,593	4,597	11,365
12 年	**211,564**	152,616	8,414	4,447	6,781	6,844	6,114	9,489	4,584	12,275
17 年	**210,796**	151,362	7,991	4,174	6,280	6,906	6,220	9,349	4,321	14,193
22 年	**208,613**	150,815	7,761	3,741	5,671	6,743	6,266	9,189	4,072	14,355
27 年	**206,230**	149,918	6,763	3,415	5,092	6,625	6,622	8,732	3,842	15,221
令和2年	**203,616**	148,631	6,056	3,079	4,566	6,516	7,015	8,382	3,793	15,578

(国勢調査報告)

5. 松江市のあゆみ　（総務課）

平成

17(2005)	3.31	8市町村が合併し、新松江市が誕生
	8. 1	「新市立病院」「保健福祉総合センター」開所（保健医療福祉ゾーン）
	11. 8	宍道湖・中海がラムサール条約に登録
18(2006)	2. 2	島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定を島根県、中国電力と締結
	4. 1	「市民活動センター」オープン
	7.15	平成 18 年 7 月豪雨災害発生（～24 日）
	10. 8	市民憲章及び市の花・木・魚介の制定
	10. 8	スポーツ都市宣言
	10.24	島根原子力発電所3号機起工
19(2007)	3.18	松江道玉湯工区(バイパス部)開通
	4. 7	松江開府 400 年祭のオープニング(～23 年)
	4.28	「松江イングリッシュガーデン」オープン
	7.6	中海圏域4市連絡協議会（中海市長会）設立
20(2008)	9.29	連続テレビ小説「だんだん」放送開始
	12.2	「子育て環境」全国 3 位に（「第 6 回行政サービス調査」より）
21(2009)	5.16	ホーランエンヤ挙行（～24 日）（12 年ぶり）
	6.21	松江市史編さん開始
	10.7	中海圏域の定住自立圏に関する協定締結
22(2010)	4.25	健康都市まつえ宣言
	9.	島根県初プロバスケットチーム「島根スサノオマジック」が bjリーグ参戦（現Bリーグ）
	10.16	男女共同参画都市宣言
23(2011)	3.19	松江開府400年記念博覧会開幕
	3.19	「松江歴史館」オープン
	3.26	新ごみ処理施設「エコクリーン松江」竣工
	4. 1	市発達・教育相談支援センター「エスコ」開所
	8. 1	東出雲町と合併し、山陰最大の都市に
	11.27	佐陀神能がユネスコ無形文化遺産に登録決定
24(2012)	2. 5	尾道市と姉妹都市提携
	4. 1	特例市に移行
	4. 1	中海・宍道湖・大山圏域市長会（だんだんサミット）発足
	10.10	「中村元記念館」オープン
	10.28	「松江ホーランエンヤ伝承館」オープン
25(2013)	3.10	松江だんだん道路（松江 JCT～川津 IC 間）全線開通
	3.30	松江自動車道（宍道 JCT～三次東 JCT・IC 間）全線開通
	4. 1	「松江市上下水道局」開局
	6. 3	「まつえ産業支援センター」開所
	11.26	縁零プロジェクトがアジア都市景観賞を受賞
	11.30	「怪談のふるさと」宣言
26(2014)	1.	平成25年中の観光入込客数 1,000 万人を突破
	6.20	ニューオーリンズとの交流が自治体国際交流表彰（総務大臣賞）を受賞
27(2015)	3.22	尾道松江線「中国やまなみ街道」全線開通
	3.29	経済産業省の調査で松江市が「暮らしやすさ日本一」に
	4.30	中国電力（株）島根原子力発電所1号機営業運転終了
	7.8	松江城天守が正式に国宝指定
	8.29	愛知県大口町と姉妹都市提携
	12.11	中海・宍道湖・大山圏域市長会と圏域のブロック経済界がインド南部ケララ州と経済交流拡大の覚書に調印
28(2016)	4.1	「南消防署南部分署」開署
	4.16	「新総合体育館」 オープン
	6.15	「鷹の爪団の SHIROZEME」が JACE イベントアワードで最優秀の経済産業大臣賞（日本イベント大賞）を受賞
	10.14	玉湯方面団「第 25 回全国消防操法大会」優勝
	11.25	玉造温泉　温泉総選挙 2016「環境大臣賞」「うる肌部門1位」受賞
	11.28	ふるさと名物応援宣言
29(2017)	3.21	「市立病院　がんセンター」開所
	12.4	玉造温泉　温泉総選挙 2017「おもてなし特別賞」受賞
	12.22	島根半島・宍道湖中海ジオパークが日本ジオパークに認定
30(2018)	4.1	中核市に移行
	4.1	「松江市・島根県共同設置松江保健所」開所
	4.1	不昧公 200 年祭開幕
	4.24	茶の湯の日
	4.	FIMBA2018 松江大会
	5.13	「島根半島・宍道湖中海ジオパーク松江ビジターセンター」オープン
	12.2	第1回 国宝松江城マラソン

令和

1(2019)	5.18	ホーランエンヤ挙行（～26 日）
	10.31	松江市制施行 130 周年記念式典開催
3(2021)	4.1	島根町加賀における大規模火災の発生
	7.～8	豪雨災害の発生
	10.1	「北消防署北部分署」開署
4(2022)	1.28	島根半島・宍道湖中海ジオパークが日本ジオ　パークに再認定
5(2023)	4.1	「こども家庭センター」開所
	4.28	「脱炭素先行地域」に選定
	5.8	「新庁舎第1期棟」供用開始
	5.22	「SDGs 未来都市」「自治体 SDGs モデル事業」に選定
	11.19	11 月 19 日（良い育児の日）を松江市の「子育ての日」に制定
6(2024)	4.1	松江市総合文化センターが「さんびる文化センタープラバホール」としてリニューアルオープン
	10.12	「カラコロ工房」リニューアルオープン
	11.15	第19回マニフェスト大賞 ローカル・マニフェスト部門（首長）「最優秀賞」受賞
7(2025)	3.24	「新・高機能消防指令センター」竣工
	7.8	松江城天守国宝10周年
8(2026)	4.1	松江市ガス事業民間譲渡
	5.16	松江市役所新庁舎グランドオープン

第２章　　市　議　会

1. 議会構成

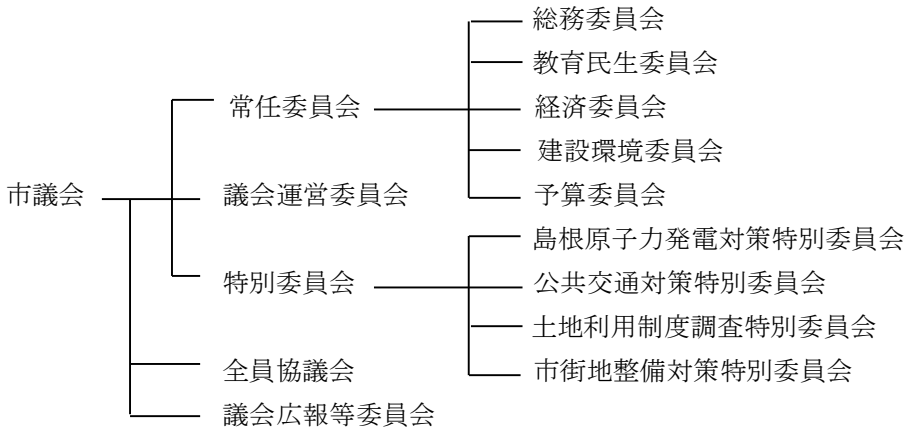
(1)議長及び副議長、監査委員

役職名	氏　名	就任年月日
議　　長	野々内　誠	令和7年5月15日
副 議 長	細木　明美	令和7年5月15日
監査委員 (議会選出)	米田　ときこ	令和7年5月15日

(2)議員定数　(単位:人)(令和8年4月1日現在)

条例定数	現員数
31	31 (うち女性議員8)

(3)構成



(4)会派別議員数　(単位:人)(令和8年4月1日現在)

会派名	誠政松江	志翔の会	民　主 ネットワーク	公 明 クラブ	日本共産党 松江市議団	地方財政 勉強会
人数	12	6	4	4	3	2

(5)常任委員会(任期:2年)

名　称	委員定数	所　管
総務委員会	8人	議会、政策部、総務部、財政部、防災部、文化スポーツ部、市民部、出納室、消防本部、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会及び固定資産評価審査委員会の所管に属すること並びに他の常任委員会の所管に属しないこと
教育民生委員会	8人	健康福祉部、こども子育て部、教育委員会及び市立病院の所管に属すること
経済委員会	7人	産業経済部、観光部、農業委員会及び交通局の所管に属すること
建設環境委員会	8人	環境エネルギー部、まちづくり部、都市整備部及び上下水道局の所管に属すること
予算委員会	30人	各会計予算及び各会計予算に関連すること

(6)特別委員会

名　称	委員定数	設置日	設置目的
島根原子力発電対策特別委員会	8人	令和7年5月15日	中国電力島根原子力発電所等に関すること
公共交通対策特別委員会	7人	令和7年5月15日	一畑電車及び市内のバス交通等、公共交通の利用促進及び運行維持等に関すること
土地利用制度調査特別委員会	8人	令和7年5月15日	土地利用制度等に関すること
市街地整備対策特別委員会	8人	令和7年5月15日	市街地のまちづくり(JR松江駅周辺及び松江市総合体育館周辺等)及び景観行政に関すること
決算特別委員会	議長及び議会選出の監査委員を除く議員全員	9月定例会の初日	一般会計・特別会計、企業会計決算の審査

(7)議会運営委員会

定　　数:9人(任期:2年)
所管事項:①議会の運営に関すること
②議会の会議規則、委員会に関する条例等に関すること
③議長の諮問に関すること

2. 議会運営

(1)会議日程の流れ

議会運営委員会　[概ね招集日の7日前に開催。定例会提出議案の説明]
↓
招集告示　[開会7日前]
↓
議案配付　[開会5日前までに配付]
↓
質問通告　[開会日前日午前10時までに提出(代表質問・一般質問のみ)]
↓
本会議初日　[会議録署名議員の指名→会期の決定→閉会中の継続審査事件の委員長報告・質疑、討論→表決→市長提出案件の提案理由説明・諸般の報告→休会の議決]
↓
本会議第2日　[一般質問(代表質問)]
↓
本会議第3日　[一般質問(個人質問)]
↓
本会議第4日　[一般質問(個人質問)→議案質疑→委員会付託→請願・陳情の委員会付託→休会の議決]
↓
予算委員会 第1日目　[総括質疑(2月定例会のみ)→議案質疑→分科会分担、委託]
※2月定例会以外は原則として開催しない
↓
各常任委員会・予算委員会各分科会　[各定例会では1日に1委員会開催、ただし9月定例会及び議員改選前の2月または3月定例会は1日に2委員会開催。]
↓
特別委員会　[必要に応じて開催]
↓
予算委員会 第2日目　[分科会長報告・質疑、討論、採決]
↓
本会議最終日　[委員長報告・質疑、討論、表決→議員提出議案(決議文等)]
↓
議会運営委員会　[定例会閉会後に開催し、次回定例会の会期・日程(予定)を協議]

(2)予算及び決算の審査方法

① 予 算

一般会計	当初予算 補正予算	議長を除く議員全員の委員をもって構成する予算委員会で審査する。なお細部審査は、予算委員会を除く各常任委員会を分科会とし、その所管別に分担して行う。
特別会計 企業会計	当初予算	議長を除く議員全員の委員をもって構成する予算委員会で審査する。なお細部審査は、予算委員会を除く各常任委員会を分科会とし、これに委託して行う。
	補正予算	所管の常任委員会に付託。

② 決 算

一般会計 特別会計 企業会計	議長及び議会選出の監査委員を除く議員全員の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し審査する。なお、細部審査は、予算委員会を除く各常任委員会を分科会とし、一般会計はその所管別に分担して行い、特別会計・企業会計はこれに委託して行う。

(3)一般質問

一般質問	代表質問	会派(3人以上)代表。議案に関係なく市政全般にわたる項目。一括方式。
	個人質問	各議員が独自の立場から行う。基本的には代表質問と重複しない項目。 一括方式又は一問一答方式の選択制。
通告期限		議会開会日の前日、午前10時までに提出。
質問順序		第1日目:代表質問、多数会派順(一括方式) 第2日目:個人質問(一問一答方式)、多数会派順 第3日目:個人質問(一問一答方式又は一括方式の選択制)、質問順は抽選による
質問時間		4月1日から翌年3月31日までに開催される議会を通じて1人80分以内とする。
質問者数の制限		特に制限を設けていない。

(4)議案等に対する質疑

通告制をとっておらず、発言回数の制限もない。

(5)請願・陳情の取扱い

定例会開会日2日前の午前10時までに受理したものは、所管の委員会に付託のうえ、会期中に審査を行い、その結果は、定例会終了後提出者に通知する。なお、期限後、定例会閉会日2日前の午前10時までに受理したものは、その議会の最終日に所管の委員会に付託し、閉会中の継続審査とする。

3. 松江市議会基本条例

松江市議会基本条例は、平成20年12月19日、平成20年第6回松江市議会定例会において可決され、平成20年12月25日、公布・施行された。

松江市議会では、地方分権時代において真にあるべき二元代表制における議会の役割と責任が一層大きなものとなっていることから、今後、議会が松江市政事務執行の監視機能、議会の立法機能、意思決定機能を十分発揮し、市民福祉の向上に積極的役割を果たし、国際文化観光都市・松江のまちづくりに寄与するとともに、市民に開かれた議会の推進を図っていくことを目指し、この条例を制定した。

目的

議会及び議員の活動に関する基本的事項を定めることにより、議会の活性化を図り、議会が市民の負託にこたえ、市民福祉の向上及び公正で民主的な市政の発展に寄与すること。

条例の概要

1 議会活動の原則

市民に信頼される議会を目指し、市民参加の機会の拡充、市長等の事務執行の監視機能及び議会の政策提言機能を発揮できるように努めること。

2 議員活動の原則

市民全体の福祉の向上を目指し、議員相互間の自由な討議を重んじること、政策立案及び政策提言能力の向上及び議案提出に努めること。

3 会派の結成

議会活動の円滑化及び効率化を図るため、会派を結成することができるとするもの。

4 議会への市民参加の方法

情報公開を行い、市民に対する説明責任を果たすとともに、本会議等を原則公開とし、公聴会制度及び参考人制度を活用することで議会の政策形成に反映するよう、市民参加の機会を設けるもの。

5 議会報告会等に関する規定

市民との意見交換の場の一つとして議会報告会等の開催に努めなければならないとするもの。

6 議員と市長等との関係に関する規定

質疑応答について一問一答方式ができること及び市長等が議員の質問に対して反問することができるとするもの。

7 議会審議における論点整理に関する規定

市長が提案する重要な政策について、議会審議における論点を明確にするため、政策等の発生源及び提案に至るまでの経緯等5項目について明らかにするよう求めることができるとするもの。

8 附属機関及び調査機関の設置に関する規定

議会活動に関し、専門的な審査または調査のため必要があると認めるときは、条例で定めるところにより、学識経験者等により構成する第三者機関である附属機関を設置することができるとする。また、調査機関については、議会の調査機能の充実を図るため議決により設置できるとするもの。

なお、議会は1年に1回、この条例について目的が達成されているかどうかを検討し、必要に応じて改正することとしている。

4. 議会活動（令和7年）

(1) 議会の開催と会期

	会　期		本会議日数	会議時間
第1回臨時会	1月27日～1月27日	1日間	1日	07分
第2回定例会	2月25日～3月19日	23日間	5日	19時間48分
第3回臨時会	5月15日～5月15日	1日間	1日	1時間19分
第4回定例会	6月17日～7月8日	22日間	5日	17時間09分
第5回定例会	9月9日～10月7日	29日間	5日	16時間23分
第6回定例会	12月2日～12月23日	22日間	5日	20時間31分
計		98日間	22日	75時間17分

(2)常任委員会及び特別委員会の開催状況

区　分	委員会	開催数			
		定例会	臨時会	会期外	計
常任委員会	総務委員会	6	1	0	7
	教育民生委員会	7	1	0	8
	経済委員会	6	1	0	7
	建設環境委員会	10	1	0	11
	予算委員会(全体会)	6	2	0	8
	総務分科会	5	0	0	5
	教育民生分科会	6	0	0	6
	経済分科会	5	0	0	5
	建設環境分科会	5	0	0	5
議会運営委員会		11	3	8	22
特別委員会	決算特別委員会(全体会)	3	0	0	3
	総務分科会	2	0	0	2
	教育民生分科会	2	0	0	2
	経済分科会	2	0	0	2
	建設環境分科会	2	0	0	2
	宍道湖・中海問題等対策特別委員会	0	0	1	1
	島根原子力発電対策特別委員会	2	1	1	4
	総合交通対策特別委員会	0	0	0	0
	まちづくり対策特別委員会	0	0	1	1
	新庁舎建設特別委員会	0	0	1	1
	公共交通対策特別委員会	1	0	0	1
	土地利用制度調査特別委員会	0	1	0	1
	市街地整備対策特別委員会	0	1	0	1
協議又は調整の場	全員協議会	9	3	1	13
	議会広報等委員会	0	1	12	13
計		63	17	25	105

※ 合計には予算委員会各分科会、決算特別委員会各分科会の開催数は含まない。

(3)議決状況

①市長提出案件

	提出件数								議決結果等						
	議　案			決算	承認	同意	報告	計	議決					報告	計
	条例	予算	一般						原案可決	否決	認定	承認	同意		
第1回臨時会	0	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1
第2回定例会	28	18	27	0	0	1	8	82	73	0	0	0	1	8	82
第3回臨時会	0	0	0	0	0	6	0	6	0	0	0	0	6	0	6
第4回定例会	11	3	9	0	5	2	23	53	23	0	0	5	2	23	53
第5回定例会	12	6	10	14	0	0	13	55	28	0	14	0	0	13	55
第6回定例会	21	22	35	0	0	0	6	84	78	0	0	0	0	6	84
計	72	50	81	14	5	9	50	281	203	0	14	5	9	50	281
	203														

②議員提出案件

	提出件数						議決結果		
	議　案					計	原案可決	否決	計
	条例	一般	意見書	決議	規則				
第1回臨時会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第2回定例会	1	0	2	0	0	3	2	1	3
第3回臨時会	1	0	0	0	0	1	1	0	0
第4回定例会	0	0	2	0	0	2	2	0	2
第5回定例会	0	0	1	0	0	1	1	0	1
第6回定例会	1	0	1	0	0	2	1	1	2
計	3	0	6	0	0	9	7	2	9

③委員会提出案件

	提出件数					議決結果		
	議　案				計	原案可決	否決	計
	条例	意見	決議	規則				
第1回臨時会	0	0	0	0	0	0	0	0
第2回定例会	0	0	0	0	0	0	0	0
第3回臨時会	0	0	0	0	0	0	0	0
第4回定例会	0	0	0	0	0	0	0	0
第5回定例会	0	0	0	0	0	0	0	0
第6回定例会	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0

④その他（諮問）

	提出件数		議決結果		
	諮問	計	可決	否決	計
第1回臨時会	0	0	0	0	0
第2回定例会	1	1	1	0	1
第3回臨時会	0	0	0	0	0
第4回定例会	0	0	0	0	0
第5回定例会	1	1	1	0	1
第6回定例会	0	0	0	0	0
計	2	2	2	0	2

(4)請願・陳情

		件数			議決結果			取り下げ	次年へ継続	
		前年から継続	新規	計	採択	不採択	計			
第1回臨時会	請願	0	0	0	0	0	0	0	－	
	陳情	0	0	0	0	0	0	0	－	
第2回定例会	請願	－	0	0	0	0	0	0	－	
	陳情	－	2	2	0	2	2	0	－	
第3回臨時会	請願	－	0	0	0	0	0	0	－	
	陳情	－	0	0	0	0	0	0	－	
第4回定例会	請願	－	0	0	0	0	0	0	－	
	陳情	－	2	2	0	2	2	0	－	
第5回定例会	請願	－	0	0	0	0	0	0	－	新規受理の陳情1件は継続審査と決定した。
	陳情	－	1	1	0	0	0	0	－	
第6回定例会	請願	－	0	0	0	0	0	0	0	R7第5回定例会で継続審査となった陳情1件は不採択と決定した。
	陳情	－	2	2	0	3	3	0	0	
計	請願	0	0	0	0	0	0	0	0	
	陳情	0	7	7	0	7	7	0	0	

5. 報酬・旅費・政務活動費・費用弁償

区　分		金　額
報酬月額	議長 副議長 議員	633,000円 546,000円 515,000円
	市長 副市長	1,112,000円 906,000円
行政視察旅費	常任委員会 特別委員会 議会運営委員会	(年間委員1人当たり)120,000円以内
政務活動費	議員に交付するもの(月額)	1人当たり 25,000円
	会派に交付するもの(月額)	所属議員数×15,000円
費用弁償	本会議 常任委員会 議会運営委員会 特別委員会 松江市議会会議規則第7章に規定する協議又は調整を行うための場	議員の住居から招集場所までの距離の区分に応じ定める額 (1)片道5㎞未満　1日につき1,000円 (2)片道5㎞以上15㎞未満　1日につき2,000円 (3)片道15㎞以上　1日につき3,000円 ※公用車を使用した場合は支給しない。

※　報酬月額　令和8年4月1日から施行

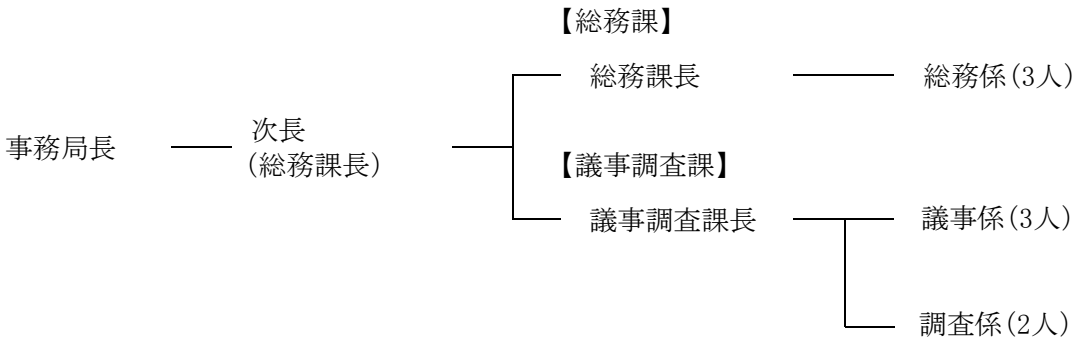
6. 行政視察受入れ状況 (令和7年度)

(1)来訪者数

月別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
件数(件)	－	－	－	2	4	－	4	4	－	5	3	2	24
人数(人)	－	－	－	7	54	－	29	31	－	24	38	21	204

7. 議会事務局構成

(令和8年4月1日現在)



※定数12人:現員11人

8. 松江市議会議員名簿

◎委員長 ○副委員長　　松 江 市 議 会 議 員 名 簿　　（令和８年４月１日現在）

議席番号	所属常任委員会等		所属特別委員会等	氏名	期数	住所
31	議長 経済		市街地整備対策特別委員会	野々内　誠	５期	松江市東出雲町出雲郷
10	副議長 予算 教育民生		島根原子力発電対策特別委員会	細　木　明　美	３期	松江市鹿島町佐陀本郷
1	予算 教育民生		公共交通対策特別委員会 議会広報等委員会	舟　木　一　真	１期	松江市上東川津町
2	予算 建設環境		市街地整備対策特別委員会 議会広報等委員会	吉　岡　麻　美	１期	松江市宍道町宍道
3	予算 総務		公共交通対策特別委員会 議会広報等委員会	石　倉　聡　之	１期	松江市西川津町
4	予算 経済		公共交通対策特別委員会 議会広報等委員会	わたなべ　良平	１期	松江市国屋町
5	予算 総務		島根原子力発電対策特別委員会	佐々田　慎　吾	１期	松江市黒田町
6	予算 建設環境		土地利用制度調査特別委員会	岩　田　幸　子	１期	松江市山代町
7	予算 教育民生		市街地整備対策特別委員会 議会広報等委員会	長谷川　浩　司	１期	松江市玉湯町玉造
8	予算 建設環境		島根原子力発電対策特別委員会	佐　藤　和　彦	１期	松江市宍道町佐々布
9	予算 建設環境		市街地整備対策特別委員会	樋　野　伸　一	１期	松江市雑賀町
11	予算 教育民生		公共交通対策特別委員会 議会広報等委員会	佐　野　みどり	１期	松江市西生馬町
12	予算 ○ 教育民生		土地利用制度調査特別委員会	小　澤　一　竜	２期	松江市東津田町
13	予算 ○ 建設環境		市街地整備対策特別委員会 ○ 議会広報等委員会	中　村　ひかり	２期	松江市東奥谷町
14	予算 総務	議会運営	島根原子力発電対策特別委員会	たちばな　ふみ	２期	松江市八束町入江
15	予算 ○ 総務	議会運営	◎ 市街地整備対策特別委員会 ◎ 議会広報等委員会	三　島　　明	２期	松江市西津田二丁目
16	予算 経済		○ 土地利用制度調査特別委員会	山　根　　宏	２期	松江市浜乃木六丁目
17	予算 経済		○ 公共交通対策特別委員会	海　徳　邦　彦	２期	松江市古志原一丁目
18	予算 総務		○ 市街地整備対策特別委員会	村　松　り　え	２期	松江市八雲台一丁目
19	予算 ○ 経済	議会運営	○ 島根原子力発電対策特別委員会	原　田　　守	２期	松江市雑賀町
20	予算 建設環境		土地利用制度調査特別委員会	錦　織　伸　行	２期	松江市寺町
21	◎ 予算 教育民生	議会運営	土地利用制度調査特別委員会	太　田　　哲	３期	松江市北堀町
22	予算 建設環境		公共交通対策特別委員会	米　田　ときこ	３期	松江市八雲町西岩坂
23	◎ 予算 経済	議会運営	土地利用制度調査特別委員会	岩　本　雅　之	４期	松江市西法吉町
24	予算 ◎ 総務	○ 議会運営	◎ 土地利用制度調査特別委員会	柳　原　　治	４期	松江市西谷町
25	予算 ◎ 建設環境		島根原子力発電対策特別委員会	森　本　秀　歳	５期	松江市東出雲町須田
26	予算 総務	議会運営	島根原子力発電対策特別委員会	川　島　光　雅	５期	松江市宍道町昭和
27	予算 教育民生		◎ 公共交通対策特別委員会	石　倉　徳　章	５期	松江市八雲町東岩坂
28	○ 予算 経済		土地利用制度調査特別委員会	石　倉　茂　美	５期	松江市佐草町
29	予算 教育民生	議会運営	市街地整備対策特別委員会	津　森　良　治	６期	松江市長海町
30	◎ 予算 総務	◎ 議会運営	◎ 島根原子力発電対策特別委員会	森　脇　勇　人	６期	松江市美保関町七類

第３章　　政　策　部

1. 政策部の主要事業

(1)松江市総合計画 「MATSUE DREAMS 2030」 推進事業

松江市総合計画 「MATSUE DREAMS 2030」(令和 4(2022)年 3 月策定)の推進と進捗管理を行う。

総合計画には、将来像「夢を実現できるまち　誇れるまち　松江」をめざし、5つの基本目標と 18 の基本施策を定めている。施策ごとに成果を表す指標を設定し、PDCA サイクルを通じた徹底した施策評価を行う。

(2)中海・宍道湖・大山圏域市長会

米子市、境港市、安来市、出雲市、松江市と鳥取県西部町村会で構成する「中海・宍道湖・大山圏域市長会」において、各市共通の行政課題への解決と圏域の総合的・一体的な発展を図る。

(3)SDGs の推進

令和5年度「SDGs 未来都市」「自治体 SDGs モデル事業」に選定されたことに伴い、市民の皆さまと共にオール松江市で「国際文化観光都市　松江」ならではの「SDGs 未来都市」の実現をめざす。

(4)中海振興

中海スポーツパークの整備に合わせ、中海周辺における産業振興や文化・スポーツ振興、立地や自然環境を生かした観光振興など、中海エリアの活性のための総合的な振興計画を進める。

(5)広報活動の充実、シティプロモーションの強化

市民が必要とする情報をいつでも、どこでも容易に得られるよう、市報やホームページ、SNS など多様な媒体を利用して迅速にわかりやすく発信する。

(6)みんなにやさしいデジタル市役所推進事業

「松江市みんなにやさしいデジタル市役所計画」に基づき、「市民サービスの向上」「社会課題解決」「業務の効率化」「人財育成」の4つを柱に、市役所及び地域社会のデジタル化に関する各種取組を推進する。

(7)行政マネジメントシステム推進事業

総合計画の進行管理を通じた施策評価を行うための「行政マネジメントシステム」のシステム管理と職員のマネジメント意識の向上を図る。

2. 松江市総合計画 「MATSUE DREAMS 2030」　　（政策企画課）

令和 4(2022)年、松江市総合計画 「MATSUE DREAMS 2030」を策定し、8 年後の松江の将来像、それに向かうための基本理念を定めた。将来像である「夢を実現できるまち　誇れるまち　松江」を実現するため、5 つの柱と18 の基本施策を掲げ、市民と一緒になって取組を進めていく。

まち・ひと・しごと創生法第 10 条に基づく「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を包含した計画とする。

(1)松江市総合計画 「MATSUE DREAMS 2030」

○計画の構成と期間

・基本構想　令和4(2022)年度　～　令和 11(2029)年度

・実施計画　3年間とし、毎年度見直す

○基本理念

「松江のジダイをつくる」 － 新しい《時代》を築く先駆者となり、古からのバトンを《次代》につなごう －

○将来像

「夢を実現できるまち　誇れるまち　松江」

○5 つの柱(基本目標)と 18 の基本施策(2030 年、市民の実感)

Ⅰ. しごとづくり

①あの面白い企業、松江発って知ってる？　②こんなに面白い商店街って松江にしかない

③松江産の食材がスーパーに増えた　④世界中から松江に人が集まる

Ⅱ. ひとづくり

⑤ここに生まれてよかった ここで育ててよかった ⑥夢は叶うって思う ⑦松江市民のモットーは「寛容」

Ⅲ. つながりづくり

⑧最近、松江に引っ越してくる人が多い ⑨松江推しは世界中にいる ⑩まちそのものがアート

⑪スポーツが松江の存在感を高めた

Ⅳ. どだいづくり

⑫歳を重ねるほど松江は楽しい ⑬日本が誇る「環境主都まつえ」

⑭世界の水都 MATSUE が水辺と公共交通の概念を変えた ⑮松江には歩きたくなるまちなみがある

⑯「何があっても松江は大丈夫!」って思う ⑰市役所って、ほんと頼りになる

Ⅴ. なかまづくり

⑱宍道湖・中海を囲むエリアはひとつのまち

(2)総合計画の検証

計画の実効性・即応性を高めるため、施策ごとに成果を表す指標を設定し、PDCA サイクルを通じた評価検証を毎年度実施する。検証は、外部委員で構成する「松江市総合計画審議会」で行う。

3. SDGs達成に向けた施策の推進 （政策企画課）

SDGs は、平成 27(2015)年 9 月の国連サミットで採択された国際社会における令和 12(2030)年までの開発目標であり、「誰一人取り残さない」持続可能な世界を実現するための 17 の目標で構成されている。

松江市では、こうした世界規模の目標を踏まえ、総合計画の各施策の推進に取り組んでいく。

また、市報・市ホームページでの情報発信、出前講座の実施等により、広く市民に SDGs の普及・啓発を図るとともに、本市の SDGs 施策を効果的に進める。

4. 松江市みんなにやさしいデジタル市役所計画 （デジタル戦略課）

令和 4(2022)年、「松江市みんなにやさしいデジタル市役所計画 ～“ちょうどいい”市役所をめざして～」を策定し、「市民サービスの向上」「社会課題解決」「業務の効率化」「人財育成」の基本方針のもと、市役所及び地域社会のデジタル化を進める。

(1)松江市みんなにやさしいデジタル市役所計画 ～“ちょうどいい”市役所をめざして～

○計画の構成と期間

・基本計画 令和 4(2022)年度 ～ 令和 11(2029)年度

・実施計画 基本計画の 8 年間を4期に分け、2 年度おきに見直し

○計画目標:「行政サービスや市役所業務、さらには地域社会のデジタル化による、人口減少社会における市民サービスや社会・経済活動の維持・向上」

行政サービスや市役所業務、さらには地域社会をデジタル化することで、「ちょうどいい」便利さを実現し、人口減少が続く中でも、人手不足に悩まされることなく市民ニーズに応えて、市民サービスや社会・経済活動を維持・向上していくことのできる市役所を目指す。

【市民にとっての「ちょうどいい」】 自分の一番利用しやすいやり方を選んで、手続やサービスの利用、社会・経済活動ができる

【職員にとっての「ちょうどいい」】 業務の内容によって、最適なツールやしくみを選んで仕事をすることができる

○4つの基本方針とそのビジョン

【市民サービスの向上】 市民一人一人が自分にとって『ちょうどいい』方法を選んで、手続をしたり、行政サービスを利用できる。

【社会課題解決】 すべての人が地理的・時間的な制約に関係なく同様のサービスを受けることができる。また、社会経済活動を維持・向上させることができる。

【業務の効率化】 すべての職員が、最適な環境の下、庁内各課が持っている情報を簡単に利用でき、職場間・職員間でスムーズに連携できる。

【人財育成】 すべての職員が基礎的な情報リテラシーを持っており、市の課題を分析し部署を越えて連携して、行政サービスや業務をよりよくしていける

(2)第3期実施計画 〔令和 8(2026)年度～令和 9(2027)年度〕

4 つの基本方針に沿って、市民からの問合せ対応の迅速化と利便性向上を目的として市民向け生成 AI の導入、電子書籍を Web 上で貸し出す電子図書館システムの導入といった市民サービスの向上、スマート農業推進といった社会課題解決、ノーコードツールの活用といった業務効率化、また、職員向け生成 AI の導入といった人財育成など、延べ 37 項目の取組みを実施予定。

(3)推進体制と進捗管理

実施計画の各取組担当課の進捗状況をデジタル戦略課がとりまとめて精査し、副市長を委員長、各部局長を委員として構成する「DX 推進委員会」へ報告して、今後の方針を諮る。

あわせて、DX 推進委員会からの指示事項をデジタル戦略課が各取組担当課へ報告するとともに助言や横展開への調整を図り、全庁一丸となって市全体の行政サービス・業務の改革をデジタル技術の活用により推進する。

5. 中海・宍道湖・大山圏域市長会 （政策企画課）

米子市、境港市、安来市、松江市の4市が構成市となり発足した「中海市長会」に、出雲市を加えた「中海・宍道湖・大山圏域市長会」が平成 24 年4月1日に発足した。

本圏域の資源や優位性を活用し、一体的に発展していくための目標と方向性を示す圏域の振興ビジョンを作成した。めざすべき圏域の将来像の実現に向けて、圏域住民、各種団体、企業等がこのビジョンを共有し、総合的・一体的な発展の推進を図る活動を展開していく。

また、松江市と米子市が中心市として形成している「中海圏域定住自立圏」の制度も活用して、市長会に参画することで、圏域の自立と発展を目指す。

(1) 沿 革 (中海市長会も含む)

平成 6 年 6 月 2 日 中海圏域4市連絡会議 発足
平成 7 年 2 月 28 日 中海圏域4市連絡協議会 発足
平成 19 年 7 月 6 日 中海市長会 発足
平成 20 年 10 月 28 日 定住自立圏構想に係る先行実施団体に決定(当時 18 圏域)
平成 21 年 4 月 30 日 定住自立圏構想の中心市宣言(松江市・米子市)
平成 21 年 10 月 7 日 中海圏域定住自立圏形成協定の締結(松江市、米子市、境港市、安来市、東出雲町)
平成 24 年 4 月 1 日 中海・宍道湖・大山圏域市長会 発足
平成 24 年 5 月 31 日 中海市長会 解散

(2) 構成市

松江市・出雲市・安来市・米子市・境港市(オブザーバー:鳥取県西部町村会)

(3) 主な事業 (平成 23 年度までは中海市長会の事業)

平成 19 年度 公共施設(体育施設・文化施設)の使用料・利用料金から市外の料金区分を撤廃
国際定期航空路仁川・米子便の運航継続に関する要望活動など
平成 20 年度 シンポジウム開催、青少年海外研修事業の実施など
平成 21 年度 中海圏域振興ビジョンの策定、シンポジウム開催、国際定期貨客船航路就航支援など
平成 22 年度 シンポジウム開催、国際定期貨客船航路就航支援、ロシアビジネスサポート専門人材配置観光二次交通の企画・実証実験、海外商談会支援事業、保健医療を担う病院への支援学校給食に圏域特産食材使用、プロスポーツチームを通じた交流など
平成 23 年度 シンポジウム開催、国際定期貨客船航路就航支援、電気自動車及び急速充電器の整備、青

年海外派遣事業、中海圏域4病院災害時相互応援協定締結など

平成 24 年度　市長会の愛称募集、中海・宍道湖・大山圏域振興ビジョンの策定、台湾での圏域フェアの実施観光データ収集事業、国際定期貨客船航路就航支援、海外商談会支援事業など

平成 25 年度　外国人観光客誘致事業（台湾）、海外での圏域物産展開催、中海・宍道湖子ども探検クルーズ「中海・宍道湖・大山ブロック経済協議会」との意見交換会など

平成 26 年度　中国やまなみ街道全線開通にかかる圏域観光プロモーション、海外での圏域物産展開催圏域の宝発掘プロジェクト、「中海・宍道湖・大山ブロック経済協議会」との意見交換会など

平成 27 年度　圏域版総合戦略の策定・推進、インド・ケララ州との経済交流の促進を目的とした覚書の調印備後圏域との災害時相互応援協定の締結、インバウンド観光の推進、圏域内外へのビジネスマッチングの開催、「中海・宍道湖・大山ブロック経済協議会」との意見交換など

平成 28 年度　インドとの経済交流事業、圏域内外へのビジネスマッチングの開催、インバウンド観光の推進三大都市圏での圏域 PR、「中海・宍道湖・大山ブロック経済協議会」との意見交換など

平成 29 年度　インドとの経済交流事業、圏域内外へのビジネスマッチングの開催、「中海・宍道湖・大山圏域インバウンド機構」設立、三大都市圏での圏域 PR、「中海・宍道湖・大山ブロック経済協議会」との意見交換など

平成 30 年度　インドとの経済交流事業、圏域内外へのビジネスマッチングの開催、インバウンド観光の推進三大都市圏での圏域 PR、「中海・宍道湖・大山ブロック経済協議会」との意見交換など

令和元年度　これまでの事業に加え、圏域インバウンド機構を「中海・宍道湖・大山圏域観光局」として一般社団法人化、中国横断新幹線（伯備新幹線）整備推進会議設立、圏域版第 2 期地方版総合戦略策定（2～6 年度）など

令和 2 年度　産学・医工連携事業、ビジネスマッチング、圏域内インフラの要望活動のほか、新型コロナウイルス感染症の影響による圏域経済の落ち込みに対し、中海・宍道湖・大山圏域観光局が中心となった圏域内観光の推進を図るための緊急対策事業など

令和 3 年度　産学・医工連携事業、インド及び台湾との経済交流事業、圏域内インフラの要望活動、「中海・宍道湖・大山圏域振興ビジョン」の改訂など

令和 4 年度　産学・医工連携事業、ビジネスマッチング、台湾・台北市との交流促進覚書の締結、圏域内インフラの要望活動など

令和 5 年度　産学・医工連携事業、ビジネスマッチング、「中海・宍道湖 8 の字ルート整備推進会議」の設立、全国街道交流会議第 13 回全国大会「山陰大会」の開催など

令和 6 年度　産学・医工連携事業、ビジネスマッチング、第3期地方版総合戦略策定(7～11 年度)、定期貨客船「イースタンドリーム号」の就航支援、台湾からの国際交流員が着任、「経済同友会地域共創委員会第 6 回会合」での講演

令和 7 年度　ビジネスマッチング、インド・ケララ州との交流促進覚書の更新、インド及び台湾との経済交流事業、圏域観光 PR 動画制作など

6. 島根原発プルサーマル計画　（政策企画課）

（1）島根原子力発電所2号機におけるプルサーマル計画の概要

平成 17 年9月 12 日中国電力株式会社より、松江市と島根県に対し、島根原子力発電所2号機におけるウラン・プルトニウム混合酸化物燃料（MOX燃料）の使用について、「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」第6条の規定に基づく事前了解願が提出された。

○中国電力のプルサーマル計画の概要

・2号機でMOX燃料を使用する。

・MOX燃料集合体の使用体数は、2号機の全燃料のうち、重量にして炉心全体の1／3以下とする。

(2)これまでの経過

平成17年 9月12日　中国電力から申し入れ
安全協定(松江市、島根県、中国電力の3者協定)第6条に基づく事前了解願い
平成18年2月～7月　市内35ヵ所で市主催の住民説明会を開催
8月20日　市主催プルサーマルシンポジウムを開催
10月2日　市長　安全審査を受けることについては了解することを表明
市議会全員協議会において、中国電力が国へ原子炉設置変更許可申請を行うこと(国の安全審査を受けること)については、了解することを表明
10月5日　市議会本会議において特別委員会委員長が中間報告
市議会本会議において島根原子力発電対策特別委員会委員長が、原子炉設置変更許可申請を行うことについて委員会としては了承することを表明
10月23日　市長　中国電力に原子炉設置変更許可申請を行うことについては了承することを回答
10月27日　国に質問事項を提出、厳格な安全審査と国主催住民説明会の開催を要望
平成20年10月28日　国(経済産業大臣)　中国電力に原子炉設置変更を許可
12月26日　国及び中国電力　市から提出した21項目の質問に回答
平成21年 1月12日　市内4ヵ所(鹿島、島根、橋南、橋北)で市民説明会を開催(14日まで)
1月17日　国主催の住民説明会　開催
1月20日　専門家(7人)からの意見聴取(2月2日まで)
3月12日　市議会島根原子力発電対策特別委員会　「核燃料サイクルの実現」、「耐震安全性」及び「地域振興」の3点を国に確認、要請するよう要請
3月16日　市長　経済産業大臣に「核燃料サイクルの実現」、「耐震安全性」及び「地域振興」の3点を国に確認、要請
3月24日　市長　中国電力山下社長に対しプルサーマル計画の了解を通知、併せて「MOX燃料の品質管理」、「ヒューマンエラーの防止」、「耐震安全性」及び「理解促進と情報公開」の4項目の事項について遵守を要請
3月25日　市長　経済産業大臣に中国電力のプルサーマル計画を了解したこと及び燃料体検査、燃料装荷検査の厳格な審査を要請

7. 島根原子力発電所3号機計画　（政策企画課）

(1)施設概要

			3号機(計画)	2号機	1号機
原子炉	型式		改良沸騰水型(ABWR)	沸騰水型(BWR)	沸騰水型(BWR)
	熱出力		392.6 万kw	243.6 万kw	138 万kw
	圧力・温度		約 72 気圧、287℃(出口)	約 71 気圧、286℃(出口)	約 71 気圧、286℃(出口)
	燃料	種類	低濃縮ウラン	低濃縮ウラン	低濃縮ウラン
		燃料集合体	872 体	560 体	400 体
格納容器	種類		圧力抑制形	圧力抑制形	圧力抑制形
タービン	種類		くし形6流排気復水式(再熱式)	くし形6流排気復水式	くし形4流排気復水式
	出力		137.3 万kw	82 万kw	46.6 万kw
	回転数		1,800 回転／分	1,800 回転／分	1,800 回転／分
	蒸気流量		約 7,300 トン／時	約 4,600 トン／時	約 2,500 トン／時
発電機	種類		横軸円筒回転界磁3相同期	横軸円筒回転界磁3相同期	横軸円筒回転界磁3相同期
	容量		153 万kVA	87 万kVA	52 万kVA

電 気 出 力	137.3 万kw	82 万kw	46 万kw
冷 却 水 量	約 95 ㎥／秒	約 60 ㎥／秒	約 30 ㎥／秒
取 水 方 式	深層取水	深層取水	深層取水
放 水 方 式	水中放水	水中放水	表層放水
着　　工	平成 17 年 12 月	昭和 59 年7月	昭和 45 年2月
営業運転開始	未定	平成元年2月	昭和 49 年3月
営業運転終了	未定	未定	平成 27 年4月

(2)建設スケジュール

平成 16年 3月	準備工事(敷地造成)開始
平成 17年 4月	原子炉設置変更許可
平成 17年 5月	第1回工事計画認可申請(全5回)
平成 17年12月	着工(第1回工事計画認可)
平成 18年 2月	第2回工事計画認可申請
平成 18年10月	第2回工事計画認可、本工事開始〔平成 23 年4月末現在　総工事進捗率 93.6%〕
平成 18年11月	第3回工事計画認可申請
平成 19年 5月	第3回工事計画認可
平成 19年 7月	第4回工事計画認可申請
平成 20年 4月	第4回工事計画認可
平成 20年 5月	第5回工事計画認可申請
平成 20年 9月	原子炉格納容器据付
平成 20年12月	第5回工事計画認可
平成 21年 7月	原子炉圧力容器搬入
平成 30年 8月	新規制基準適合性確認申請

8. 電源三法交付金　（政策企画課）

「電源三法交付金」とは、①電源開発促進税法 ②特別会計に関する法律 ③発電用施設周辺地域整備法 に基づき国から交付される交付金等の総称で、発電用施設の立地促進や安全確保、運転の円滑化を図ることを目的とした財政措置である。発電用施設の立地地域や周辺地域では、この電源三法交付金を活用して公共用施設整備や住民の利便性向上、産業振興等のための事業を行うことにより、安全対策や住民福祉の向上、地域振興を図っている。

松江市には島根原子力発電所の立地による電源三法交付金が交付されており、道路や消防・防災施設、学校施設の耐震補強等、公共用施設の整備や安全対策に関する事業をはじめ、公共用施設の維持管理、町内会・自治会活動の支援等、様々な事業に活用している。

○電源三法交付金　各年度決算額　（単位:千円）

年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
電源立地地域対策交付金	2,258,678	2,345,511	2,362,654	2,323,831	2,335,608	2,320,846	2,329,355	2,489,179
原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金	280,828	240,710	200,591	200,591	160,473	160,473	120,354	288,151
広報・調査等交付金	15,215	19,002	20,186	17,474	19,941	20,254	18,257	22,843
原子力発電施設立地地域共生交付金								

第４章　　総　務　部

1. 総務部の主要事業

(1)情報公開制度

市が保有する公文書を公開することにより、市の諸活動を市民に説明する責任を全うするとともに、市民参加の開かれた市政を実現する。

(2)個人情報保護制度

市が保有する個人情報を適正に取り扱うとともに、自己情報の開示等の請求権を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図り、公正で適正な市政を推進する。

(3)行財政改革の推進

社会環境の変化や新たなニーズに対応し、将来にわたって持続可能な行政運営に資するため、業務改革を進め、行政サービスの質の向上を図る。

(4)市職員の人財育成

中央研修機関・県自治研修所への派遣や市独自研修を実施し、職員の能力開発と資質向上を図る。

(5)交通安全対策組織強化活動事業

各地区交通安全対策協議会などの関係団体や交通安全モデル事業所とともに、街頭啓発活動などを通して、地域の交通安全活動の推進を図る。

(6)交通指導員運営事業

街頭指導等の交通安全活動を行う交通指導員を委嘱するとともに、研修などを実施し地域の交通安全活動の推進を図る。

(7)交通安全思想啓発事業

交通安全イベントを実施し、市民参加型の交通安全活動の推進を図る。

(8)松江地区防犯協会運営事業

松江地区における地域安全活動の推進や防犯意識の啓発を行う松江地区防犯協会に対し、市から負担金を拠出し、その活動に対する支援を行う。

2. 給与　　（人事課）

(1)級別職員平均給料(企業を除く行政職給料表適用の一般職)　　(令和8年4月1日現在)

区分／級	職　務	人員(人)	平均年齢(歳)	給料月額(円)		
				最高	最低	平均
8級	理事・部長	22		501,500	477,200	486,532
7級	次長	33		456,600	441,100	446,970
6級	課長	132		427,000	381,100	420,102
5級	課長補佐・主幹	350		409,000	337,900	399,156
4級	主任	258		396,500	318,800	378,161
3級	副主任	368		349,500	280,300	303,799
2級	主任主事・主任技師	208		276,700	250,300	266,461
1級	主事・技師	198		251,100	200,300	238,135
計		1,569	41.54	―	―	339,420

(2)新規採用職員の初任給(行政職給料表)　　(令和８年4月1日現在)

区　分	号　級	給料月額(円)
高校卒	1級　5号級	200,300
短大卒	1級 15 号級	216,500
大学卒	1級 25 号級	232,000

(3)特殊勤務手当　　（令和8年4月1日現在）

種　類			単位	金額(円)	備　考
税務手当	市税の徴収		日	350	
	市税の賦課		日	200	
防疫等作業手当	新型インフルエンザ等感染症患者がいる場所等の消毒		日	290	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定された感染症に対する業務
	一類感染症等患者の救護又は防疫		日	740	
	二類感染症等患者の救護又は防疫		日	560	
	三類感染症等患者の救護又は防疫		日	370	
	口蹄疫等のまん延を防止するために家畜のと殺又は畜舎の消毒		日	380	
	家畜伝染病にかかっている家畜等の処置又は防疫		日	370	
	結核患者の療養指導		日	370	保健所勤務の保健師に限る
保健指導手当		開放性結核患者の訪問指導	日	250	
行旅死病人業務手当		死亡人	回	5,000	
		病人	回	2,500	
保険料賦課徴収手当		国保、介護又は後期高齢者医療保険料の徴収	日	350	
		国保の賦課	日	200	
福祉業務手当		生活保護現業業務	日	350	
		その他福祉現業業務	日	250	
清掃業務手当		作業員	日	300	
典礼作業手当		現場作業員	日	350	
特殊作業用車乗務手当		グレーダ、ロードローラー	日	220	
		ブルドーザー	日	120	
危険作業手当			時間	300	
使用料等徴収手当			日	350	
滞納処分従事手当			件	400	
教員特殊業務手当	非常災害時等の緊急業務		日	8,000	被害が特に甚大で心身に著しい負担を与える業務の場合 1日につき8,000円加算
	生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務 生徒に対する緊急の補導業務		日	8,000	
	生徒を引率して行う指導業務	修学旅行、運動競技等で泊を伴うもの又は週休日等に行うもの	日	5,100	
		部活動で週休日等に行うもの	日	3,900	2～3時間は1,950円
教育業務連絡指導手当			日	200	
用地交渉手当			日	400	
高所・地下業務手当			日	350	4時間未満は210円
災害応急作業等手当	巡回監視		日	950	夜間及び著しく危険な場所での作業の場合は加算あり
	応急作業又は応急作業のための災害状況の調査		日	1,440	
	上記作業に相当すると市長が認めた作業		日	1,440	
犬猫等処理手当			件	220	

消防機関員手当		大型	当務	300	
		普通	当務	250	
災害出動手当			回	300	
救急出場手当	救急救命士の資格を持つ職員		回	510	
	それ以外の職員		回	250	
医師手当			月	25,000 ～ 90,000	保健所に勤務する職員 25,000円 保健所以外の職員 職務の級が1級 50,000円 〃 2級 60,000円 〃 3級 70,000円 〃 4級 90,000円
有害物取扱手当			日	420	
狂犬病予防作業等従事手当			日	370	犬・猫の捕獲等の作業 1件につき60円加算
環境衛生検査業務従事手当			日	320	検体の採取の作業を伴う場合 180円加算
衛生検査業務従事手当			日	370	
と畜解体検査業務従事手当			日	420	
精神保健業務手当	精神障がい者の診療、看護、相談又は指導		日	420	
	精神障がい者の移送等		日	630	
放射線取扱業務等従事手当			日	370	診療放射線技術者　1,340円

(4)特別職給料及び報酬　　(令和8年4月1日現在)

区　分	給料・報酬月額(円)	区　分	給料・報酬月額(円)
市長	1,112,000	市議会議長	633,000
副市長	906,000	市議会副議長	546,000
教育長	777,000	市議会議員	515,000
代表監査委員	182,000	選挙長	(1回当たり)12,200
監査委員	176,000	投票所の投票管理者	(日額)14,500
教育委員会委員	64,000	期日前投票所の投票管理者	(日額)12,800
選挙管理委員会委員長	64,000	開票管理者	(1回当たり)12,200
選挙管理委員会委員	38,000	投票所の投票立会人	(日額)12,400
公平委員会委員長	(日額)16,000	期日前投票所の投票立会人	(日額)10,900
公平委員会委員	(日額)13,000	開票立会人	(1回当たり)10,100
農業委員会会長	44,000	選挙立会人	(1回当たり)10,100
農業委員会副会長	36,000	社会教育指導員	161,000
農業委員会委員	29,000	公民館長	233,000
農地利用最適化推進委員	16,000		
感染症審査協議会委員	(日額)10,800		

※ 農業委員会会長、副会長、委員及び農地利用最適化推進委員については、上記金額に農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じ、予算の範囲内において市長が定める額を加算した額

3. 情報公開制度　（総務課）

公文書公開請求及び公文書任意公開申出の状況（令和７年度）

区分		公文書公開請求（市民・市内事業者など）						
		請求件数	公開	部分公開	非公開	不存在	存否応答拒否	却下決定
実施機関	市長	137	62	44	0	24	5	2
	議会	1	0	1	0	0	0	0
	教育委員会	16	4	9	0	3	0	0
	選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0
	公平委員会	0	0	0	0	0	0	0
	監査委員	0	0	0	0	0	0	0
	農業委員会	0	0	0	0	0	0	0
	固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0
	上下水道事業管理者	8	8	0	0	0	0	0
	ガス事業管理者	0	0	0	0	0	0	0
	交通事業管理者	0	0	0	0	0	0	0
	病院事業管理者	0	0	0	0	0	0	0
	消防長	2	0	1	1	0	0	0
出資法人	松江市土地開発公社	0	0	0	0	0	0	0
	公益財団法人松江市観光振興公社	0	0	0	0	0	0	0
	公益財団法人松江市スポーツ・文化振興財団	0	0	0	0	0	0	0
	公益財団法人松江スポーツ協会	0	0	0	0	0	0	0
	一般財団法人宍道湖西岸森と自然財団	0	0	0	0	0	0	0
合計		164	74	55	1	27	5	2

区分		公文書任意公開申出（市民以外・市外事業者など）						
		申出件数	公開	部分公開	非公開	不存在	存否応答拒否	却下決定
実施機関	市長	55	27	23	0	5	0	0
	議会	0	0	0	0	0	0	0
	教育委員会	4	1	3	0	0	0	0
	選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0
	公平委員会	0	0	0	0	0	0	0
	監査委員	0	0	0	0	0	0	0
	農業委員会	0	0	0	0	0	0	0
	固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0
	上下水道事業管理者	42	41	1	0	0	0	0
	ガス事業管理者	0	0	0	0	0	0	0
	交通事業管理者	3	0	1	0	0	0	0
	病院事業管理者	0	0	0	0	0	0	0
	消防長	3	0	3	0	0	0	0
出資	松江市土地開発公社	0	0	0	0	0	0	0
	公益財団法人松江市観光振興公社	0	0	0	0	0	0	0

法人	公益財団法人松江市スポーツ・文化振興財団	0	0	0	0	0	0	0
	公益財団法人松江スポーツ協会	0	0	0	0	0	0	0
	一般財団法人宍道湖西岸森と自然財団	0	0	0	0	0	0	0
合計		107	69	31	0	5	0	0

4. 個人情報保護制度 （総務課）

保有個人情報開示請求の状況（令和 7 年度）

区　分		請求件数	開示	部分開示	不開示	不存在	存否応答拒否	却下決定
実施機関	市長	22	5	9	0	8	0	0
	議会	0	0	0	0	0	0	0
	教育委員会	6	0	5	0	1	0	0
	選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0
	公平委員会	0	0	0	0	0	0	0
	監査委員	0	0	0	0	0	0	0
	農業委員会	0	0	0	0	0	0	0
	固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0
	上下水道事業管理者	0	0	0	0	0	0	0
	ガス事業管理者	0	0	0	0	0	0	0
	交通事業管理者	0	0	0	0	0	0	0
	病院事業管理者	1	1	0	0	0	0	0
	消防長	2	1	1	0	0	0	0
出資法人	松江市土地開発公社	0	0	0	0	0	0	0
	公益財団法人松江市観光振興公社	0	0	0	0	0	0	0
	公益財団法人松江市スポーツ・文化振興財団	0	0	0	0	0	0	0
	公益財団法人松江スポーツ協会	0	0	0	0	0	0	0
	一般財団法人宍道湖西岸森と自然財団	0	0	0	0	0	0	0
合計		31	7	15	0	9	0	0

5. 行財政改革 （組織戦略課）

(1)これまでの取組（平成 17 年度～平成 31 年度（令和元年度））

①第 1 次行財政改革大綱（平成 17 年度～平成 26 年度）

平成17年の市町村合併以降、合併後の「松江市」の姿を整えるため、サービス水準の統一、職員数の適正化、施設及び事業の整理統合、民間委託等の効率化など、行政改革の取組を行った。

その結果、職員 400 人削減をはじめ、地方債残高の削減、財政健全化指標の改善など財政健全化を進めることができ、累計で約 316 億円の効果額を生み出すことができた。その財源により、小学6年生までの子どもの医療費無償化、RubyCityプロジェクトなどの特色のある施策を実施した。

②第 2 次行財政改革大綱（平成 27 年度～平成 31 年度（令和元年度））

人口減少と少子高齢化、合併特例措置の終了による地方交付税の減少、公共施設の老朽化の状況から、将来にわたり持続可能な自治体経営を目指した取組を行った。また、市民との「共創」の手法を取り入れながら、行政サービスの「質」を高める取組を行った。

平成 27 年度から令和元年度までの5年間においては、約 93 億円の累積効果額を生み出した。

③第 3 次行財政改革大綱（令和 2 年度～令和 6 年度）

平成 30 年 4 月に中核市に移行したことから、「中核市松江の一歩進んだ行財政運営の確立」を目指した取組を行った。新庁舎第 1 期棟オープン、こども家庭センター設置、宿泊税の導入、国スポ・高校総体に向けた体制構築など、組織・人員体制の強化を図り、より効率的で効果的な行政運営に向けた体制を整えた。

(2) 第4次行政改革プランの概要（令和7年度～令和11年度）

第3次行財政改革大綱の3つの基本方針を踏襲し、「DX の推進による”スマートな行政運営の確立”」を目指し、行政改革を推進する。

① 基本方針

ア) 最大の効果を生み出す行政運営の実現

業務プロセスの見直しを行い、民間委託や DX を活用した業務の効率化を進める。

職員の資質と意識を高め、市民から信頼されるよう育成する。

イ) 市民サービスの「質」の向上

市が本来担うべき役割の重点化を行うとともに、DX 化を推進し、サービスの質と利便性の向上を図り、市民ニーズに対応した変革を行う。

ウ) 持続可能な財政基盤の確立

必要な行政サービスを将来にわたって安定的に提供していくための財政基盤を確立する。

公共施設の適正化など歳出の削減と、新たな財源など歳入を確保する。

② 進捗度評価 ： スケジュールの進捗状況又は数値目標の達成状況

③ 推進体制 ： ア） 全部局を挙げた改革の実行

イ） 内部組織「松江市行政改革推進本部」による点検・指示

6. 交通安全 （総務課）

本市の地形が中心部を流れる大橋川によって二分されていることや、城下町特有の狭隘で屈折した道路が多いことなどから、道路環境には余り恵まれていないが、都市基盤の整備とともに改善されてきている。

令和7年の人身交通事故発生状況は、事故件数272件、死亡者8名、負傷者289名である。

(1) 松江市交通安全対策会議

『松江市交通安全対策会議』は、本市の交通安全対策を総合的かつ計画的に推進することを目的に平成4年に設置され、松江市交通安全計画を基本に、①交通環境の整備、②交通安全意識の徹底・安全運転の確保の2点を柱とし、関係機関・団体と密接な連携を保ちながら各種事業・活動を推進し、市民の安全確保に努めている。

①交通環境の整備

交通環境の整備に関する市民からの要望については、地区交通安全対策協議会でとりまとめられ、地区の要望として市総務課へ提出される。

提出された要望については、国・県・警察・市関係課等で協議・検討し、対応している。

要望の内容は、信号機・横断歩道設置、一時停止等の交通規制、カーブミラー・ガードレールの設置、街路照明の設置など年間500件を超えている。

②交通安全意識の徹底・安全運転の確保

春・秋の全国交通安全運動期間を中心に、地区交通安全対策協議会・警察・交通安全協会等と連携して、街頭啓発活動・交通安全教室等を開催し、また広報紙や広報車でドライバー・歩行者に交通安全を呼び掛けるほか、最近問題となっている「自転車利用者のマナー」についても、学校関係者・警察・交通指導員等と合同で特別指導を実施し、マナーの向上に努めている。

(2) 松江市交通指導員

松江市交通指導員は、通学・通勤時を重点に歩行者の保護・誘導の街頭指導を通じて、安全な歩行の習慣化・正しい交通安全の励行と、交通安全思想の普及徹底を促進することを目的とし、各地区交通安全対策協議会長の推薦に基づいて、1地区につきおおむね4名を市長が委嘱している。現員108名（令和8年4月1日現在）。

早朝の街頭指導や交通安全教室への参加のほか、スポーツイベントでは、歩行者の安全を確保するため随時出動している。

(3)松江市交通安全地区教育指導員

松江市交通安全地区教育指導員は、地域における交通安全活動の担い手として、地域住民の交通安全ニーズに応じたきめ細やかな参加型・体験型の実践的な交通安全教育の徹底と、地域の交通事故防止に寄与することを目的とし、各地区交通安全対策協議会長の推薦に基づいて、1地区につきおおむね3名を市長が委嘱している。現員90名(令和8年4月1日現在)。

7. 行政機構　（人事課・組織戦略課）

（1）職員の定数と現員　（令和8年4月1日現在）

部局名		定数	役職（教員含む）					一般職	教員	消防吏員（消防長含む）	企業職員（管理者除く）	計
			部長級	次長級	課長級	課長補佐級	係長級					
市長事務部局	政策部	1,340	3	0	8	0	12	25	0	－	－	48
	総務部		1	2	3	0	16	26	0	－	－	48
	財政部		1	2	10	0	30	102	0	－	－	145
	防災部		1	3	0	0	5	9	0	－	－	18
	産業経済部		2	4	6	0	18	51	0	－	－	81
	観光部		1	1	2	0	9	10	0	－	－	23
	文化スポーツ部		1	1	7	0	13	52	0	－	－	74
	市民部		1	1	3	0	11	39	0	－	－	55
	支所		0	8	10	0	31	59	0	－	－	108
	健康福祉部		1	4	14	8	54	180	0	－	－	261
	こども子育て部		1	2	16	0	43	168	0	－	－	230
	環境エネルギー部		1	1	10	1	16	50	0	－	－	79
	まちづくり部		2	1	6	0	10	28	0	－	－	47
	都市整備部		1	1	8	1	20	75	0	－	－	106
	出納室		1	0	1	0	3	8	0	－	－	13
消防本部		283	－	－	－	－	－	－	－	267	－	267
教育委員会		200	2	3	26	1	39	51	58	－	－	180
市議会事務局		12	1	1	1	0	3	5	0	－	－	11
選挙管理委員会事務局		5	0	0	1	0	2	2	0	－	－	5
監査委員事務局		7	1	0	0	0	2	2	0	－	－	5
農業委員会事務局		6	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0
公平委員会		1	－	－	1	－	－	－	－	－	－	1
上下水道局		105	－	－	－	－	－	－	－	－	89	89
交通局		78	－	－	－	－	－	－	－	－	74	74
市立病院		573	－	－	－	－	－	－	－	－	544	544
計		2,610	22	35	133	11	336	943	58	267	707	2,512

第５章　　財　政　部

１. 財政部の主要事業

（1）予算編成・予算執行管理 【財政課】

令和８年度当初予算は、地域経済の動向と市民生活への影響などを注視し、地方創生、防災・減災、国土強靭化など、喫緊課題に対応すべく、国の総合経済対策に呼応し、令和７年度補正予算と合わせて切れ目なく事業を実施できるよう編成した。結果、予算規模は 1,193 億 9,100 万円、対前年度比 5.7%増となり過去最大の当初予算となった。

歳入予算では、市税及び国から交付される地方交付税・交付金を適切に見込んだうえで、不足する財源は財政調整基金の取崩しなどで対応した。

歳出予算では、物価高騰に対応しつつ、デジタル化による業務効率化も図りながら、人件費・扶助費など義務的経費や一定規模の普通建設事業費を確保するとともに、限りある財源を松江市総合計画「MATSUE DREAMS 2030」の「5 つの柱」に沿った施策に重点的に配分した。

予算執行にあたっては、事業の早期着手を徹底し計画的かつ着実な執行を推進する。また、常にコスト意識を持ち、限られた財源を最大限に有効活用することで持続可能な財政運営に努める。

（2）未利用市有地の利活用促進・公共施設適正化計画の推進 【資産経営課】

未利用市有地について、引き続き積極的に売却・貸付などの利活用の促進を図る。令和８年３月に策定した「第３期松江市公共施設適正化計画」に基づき、公共施設の適正化を着実に推進する。

（3）新庁舎建設工事・移転業務・市民協働【新庁舎整備課】

令和７年度からの移転業務を完了し、令和８年５月に新庁舎全館の供用を開始した。車庫文書庫棟の建設工事を安全かつ着実に推進する。新庁舎の利活用を長期継続できる方法及び運用ルールの作成に取り組む。

（4）市有建物等の工事に係る設計、発注及び工事監理の実施 【公共建築課】

市有建物等の建設工事、解体工事、改修工事に係る設計や工事の早期発注に努め、的確な工事監理により建物の品質確保を行い、併せて計画的な維持保全も進める。

（5）入札制度の改善 【契約検査課】

建設工事の品質確保、適正な請負契約の実施並びに発注事務の適切な進捗を図るため、引き続き入札制度の改善、施工時期の平準化、週休2日工事の促進及びDX・ICT技術の活用推進に取り組む。

（6）収納の強化 【税務管理課】

期限内納付の徹底や口座振替制度及び電子納税の利用促進に向けた広報・啓発活動の取組を強化する。日曜納税相談や文書・訪問催告などの実施により、収入未済額の更なる縮減に努める。

（7）土地利用制度の見直しに係る税制度のあり方検討、評価替えに対する取組 【固定資産税課】

土地利用制度の見直しに歩調を合わせて、関係する税財源のあり方について検討している。

固定資産税の次期評価替（令和９年度）に向けて、評価業務を引き続き行い、公平で適正な賦課を行う。

2. 予算　（財政課）

① 令和8年度当初予算の主な事業

物価高騰対策

【Ⅰ 市民生活を支援】

	所管課名	事業名	予算額（千円）
1	商工企画課	食料品等物価高騰に対する支援	1,200,000
2	学校給食課	学校給食の安定的な提供と家計負担の軽減	720,350
3	保育所幼稚園課	保育所等での給食の安定的な提供と家計負担の軽減	61,240

【Ⅱ 地域の事業者を支援】

	所管課名	事業名	予算額（千円）
4	農政課	スマート農業の推進	8,850

松江市総合計画 5 つの柱

【Ⅲ しごとづくり】

	所管課名	事業名	予算額（千円）
1	国際観光課、 新産業創造課	アメリカ誘客促進・スタートアップ連携の事業化促進	13,350
2	定住企業立地推進課	（仮称）中尾地区企業団地整備に向けた 詳細設計・埋蔵文化財調査等	132,200
3	商工企画課	「職人商店街」の形成	15,500
4	農政課	松江大根島牡丹の振興	8,280
5	農林基盤整備課	緊急銃猟と捕獲有害鳥獣減容化の検討	3,480
6	観光振興課	「MATSUE 観光戦略プラン」の実現	457,670
7	観光振興課	松江が誇る歴史と癒しのコンテンツのプロモーション強化	85,000
8	観光振興課	小泉八雲・セツのドラマを活用した観光振興	33,000
9	国際観光課	「松江」をテーマとするフランス観光誘客イベント 『24 時間小説』の開催支援	6,560

【Ⅳ ひとづくり】

	所管課名	事業名	予算額（千円）
10	保育所幼稚園課、 こども家庭支援課	子育て支援事業における第 2 子以降の利用料負担の軽減	310
11	こども家庭支援課	産後ケア事業の推進	51,190
12	こども家庭支援課	乳幼児集団健康診査の利便性向上	14,990
13	学校教育課	中学校部活動の地域展開の推進	4,050
14	中央図書館事務局	電子図書館システム導入による読書バリアフリー 対応と青少年への読書普及	9,230
15	健康福祉総務課	民生委員・児童委員への活動支援	59,410

【Ⅴ　つながりづくり】

	所管課名	事業名	予算額（千円）
16	国際観光課、 議会事務局	ニューオーリンズ市との交流促進	8,800
17	文化振興課、 文化財課	重要伝統的建造物群保存地区選定に向けた取組み	9,430
18	文化振興課	松江が誇る伝統芸能の祭典の開催	6,000
19	スポーツ振興課、 スポーツ施設課	島根かみあり国スポ・全スポ開催に向けた取組み	75,320

【Ⅵ　どだいづくり】

	所管課名	事業名	予算額（千円）
20	介護保険課、 障がい者福祉課	補聴器購入費用にかかる助成制度の創設	2,790
21	保健衛生課	訪問診療に取り組む病院・診療所支援	8,700
22	環境エネルギー課	「国際文化観光都市・松江」の脱炭素化による 魅力的なまちづくり	366,660
23	環境施設課	安定的なごみ処理・CO_2削減のための施設改良	82,470
24	道路課ほか 11 課	公共施設の脱炭素化推進	398,300
25	交通政策課	共同運行の開始に合わせた「共通通学定期」の 新規導入・バス停看板の美装化	33,130
26	交通政策課	交通結節点における乗り継ぎ環境の整備・ バス停上屋等の機能向上	31,920
27	交通政策課	DX・GX による持続可能な公共交通の基盤構築	250,130
28	公園緑地課	魅力的な、利用しやすい公園のための再整備	362,090
29	新庁舎整備課	新庁舎本館全体供用開始・第 3 期建設工事	1,122,930
30	道路課、河川課	安心・安全なまちづくりのための社会資本整備	2,946,130
31	消防総務課、警防課	消防車両の計画的な整備	274,400
32	教育総務課	避難所に指定されている学校の屋内運動場への 空調設備整備	108,540
33	生涯学習課	地域拠点となる公民館の整備	299,230
34	政策企画課	SDGs 未来都市の創造	7,120
35	デジタル戦略課	住民情報系システムを国が定める標準仕様に 準拠したシステムへ移行	1,274,420
36	組織戦略課	「快適便利な申請手続きを支える」プロジェクト	22,910
37	史料・埋蔵文化財課	松江市文書館と埋蔵文化財調査センターの一体的整備	132,240

【Ⅶ　なかまづくり】

	所管課名	事業名	予算額（千円）
38	政策企画課ほか 5 課	中海・宍道湖・大山圏域市長会事業	37,900

② 令和8年度当初予算の概要

(1)会計別総括表　　(単位:千円、%)

会計名		令和8年度当初予算額	令和7年度当初予算額	比較増減	
				金額	率
一般会計		119,391,000	112,990,000	6,401,000	5.7
特別会計	国民健康保険事業	17,927,218	18,148,528	▲ 221,310	▲ 1.2
	宍道国民健康保険診療施設事業	127,723	161,278	▲ 33,555	▲ 20.8
	後期高齢者医療保険事業	6,816,618	6,166,339	650,279	10.5
	介護保険事業	22,657,846	22,369,336	288,510	1.3
	企業団地事業	137,993	1,385,173	▲ 1,247,180	▲ 90.0
	公園墓地事業	11,933	13,550	▲ 1,617	▲ 11.9
	鹿島町恵曇・講武・御津・佐太財産区	2,583	2,257	326	14.4
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	124,418	156,653	▲ 32,235	▲ 20.6
	小計	47,806,332	48,403,114	▲ 596,782	▲ 1.2
公営企業会計	水道事業	9,994,541	9,901,617	92,924	0.9
	下水道事業	14,345,940	14,283,836	62,104	0.4
	ガス事業	0	2,453,269	▲ 2,453,269	階減
	交通事業	1,645,701	1,568,681	77,020	4.9
	病院事業	14,773,917	13,933,646	840,271	6.0
	小計	40,760,099	42,141,049	▲ 1,380,950	▲ 3.3
合計		207,957,431	203,534,163	4,423,268	2.2

(2) 令和８年度一般会計歳入予算

科　目	予算額(千円)	構成比(%)
1　市税	35,553,212	29.8
2　地方譲与税	760,899	0.6
3　利子割交付金	64,819	0.1
4　配当割交付金	213,558	0.2
5　株式等譲渡所得割交付金	262,435	0.2
6　法人事業税交付金	557,752	0.5
7　地方消費税交付金	5,784,418	4.8
8　ゴルフ場利用税交付金	8,174	0.0
9　環境性能割交付金	10,594	0.0
10　国有提供施設等所在市町村助成交付金	16,352	0.0
11　地方特例交付金	279,021	0.2
12　地方交付税	19,245,064	16.1
13　交通安全対策特別交付金	30,636	0.0
14　分担金及び負担金	526,412	0.4
15　使用料及び手数料	1,997,461	1.7
16　国庫支出金	23,755,305	19.9
17　県支出金	9,745,953	8.2
18　財産収入	4,630,538	3.9
19　寄附金	731,001	0.6
20　繰入金	5,554,727	4.7
21　繰越金	1	0.0
22　諸収入	2,511,668	2.1
23　市債	7,151,000	6.0
合　計	119,391,000	100.0

(3) 令和８年度一般会計歳出予算

科　目	予算額(千円)	構成比(%)
1　議会費	510,339	0.4
2　総務費	16,043,807	13.4
3　民生費	44,066,601	36.9
4　衛生費	11,755,045	9.9
5　労働費	194,961	0.2
6　農林水産業費	2,501,377	2.1
7　商工費	4,266,252	3.6
8　土木費	9,207,174	7.7
9　消防費	3,041,269	2.6
10　教育費	14,826,450	12.4
11　災害復旧費	94,600	0.1
12　公債費	10,677,936	8.9
13　諸支出金	2,155,189	1.8
14　予備費	50,000	0.0
合　計	119,391,000	100.0

(4)令和８年度一般会計歳入予算財源別

区　分	予算額(千円)	構成比(%)
自主財源	51,505,020	43.2
市税	35,553,212	29.8
分担金及び負担金	526,412	0.4
使用料及び手数料	1,997,461	1.7
財産収入	4,630,538	3.9
寄附金	731,001	0.6
繰入金	5,554,727	4.7
繰越金	1	0.0
諸収入	2,511,668	2.1
依存財源	67,885,980	56.8
地方譲与税	760,899	0.6
利子割交付金	64,819	0.1
配当割交付金	213,558	0.2
株式等譲渡所得割交付金	262,435	0.2
法人事業税交付金	557,752	0.5
地方消費税交付金	5,784,418	4.8
ゴルフ場利用税交付金	8,174	0.0
環境性能割交付金	10,594	0.0
国有提供施設等所在市町村助成交付金	16,352	0.0
地方特例交付金	279,021	0.2
地方交付税	19,245,064	16.1
交通安全対策特別交付金	30,636	0.0
国庫支出金	23,755,305	19.9
県支出金	9,745,953	8.2
市債	7,151,000	6.0
合　計	119,391,000	100.0

(5)令和８年度一般会計歳出予算性質別分析表

区　分	予算額(千円)	構成比(%)
1　人件費	19,836,068	16.6
2　物件費	18,973,429	15.9
3　維持補修費	909,573	0.8
4　扶助費	28,698,455	24.0
5　補助費等	12,346,215	10.3
6　公債費	12,192,824	10.2
7　積立金	4,186,440	3.5
8　投資及び出資金	418,852	0.4
9　貸付金	310,369	0.3
10　繰出金	8,588,816	7.2
11　投資的経費	12,879,959	10.8
普通建設事業費	12,785,359	10.7
(1)補助事業費	3,936,198	3.3
(2)単独事業費	8,574,072	7.2
(3)県営事業負担金	275,089	0.2
災害復旧事業費	94,600	0.1
12　予備費	50,000	0.0
合　計	119,391,000	100.0

義務的経費 (人件費＋扶助費＋公債費)	60,727,347	50.8

(6)市税の内訳　　（単位:千円、%）

科目		令和8年度当初		令和7年度当初		比較増減	
		予算額	構成比率	予算額	構成比率	金　額	率
市民税		13,908,939	39.1	13,368,398	44.5	540,541	4.0
内　訳	個　人	11,288,892	31.7	10,769,862	35.8	519,030	4.8
	法　人	2,620,047	7.4	2,598,536	8.7	21,511	0.8
固定資産税		18,189,602	51.2	13,454,942	44.8	4,734,660	35.2
軽自動車税		722,645	2.0	757,212	2.5	▲ 34,567	▲ 4.6
内　訳	軽自動車税	712,342	2.0	0	0	712,342	－
	環境性能割	10,303	0.0	55,318	0.2	▲ 45,015	▲ 81.4
	種別割	0	0.0	701,894	2.3	▲ 701,894	▲ 100.0
市たばこ税		1,097,183	3.1	1,152,631	3.8	▲ 55,448	▲ 4.8
入湯税		115,920	0.3	115,130	0.4	790	0.7
都市計画税		1,215,323	3.4	1,202,184	4	13,139	1.1
宿泊税		303,600	0.9	0	0	303,600	－
合　計		35,553,212	100	30,050,497	100	5,502,715	18.3

令和6年度 決算状況

人口	令和2年国調	203,616	人
	平成27年国調	206,230	人
	増減率	-1.3	%
面積		572.96	k㎡
人口密度		355	人

区分	住民基本台帳人口	うち日本人
令7. 1. 1	194,313 人	192,243 人
令6. 1. 1	196,021 人	194,093 人
増減率	-0.9 %	-1.0 %

産業構造		
区分	令和2年国調	平成27年国調
第1次	3,183	3,781
	3.4	3.9
第2次	17,464	17,619
	18.4	18.3
第3次	74,164	74,919
	78.2	77.8

都道府県名	団体名	市町村類型	中核市
32	2016		
島根県	松江市	地方交付税種地	1－5

歳入の状況（単位：千円・%）

区分	決算額	構成比	経常一般財源等	構成比
地方税	29,149,785	25.2	27,950,276	48.3
地方譲与税	754,016	0.7	754,016	1.3
利子割交付金	24,475	0.0	24,475	0.0
配当割交付金	192,924	0.2	192,924	0.3
株式等譲渡所得割交付金	241,230	0.2	241,230	0.4
分離課税所得割交付金	－	－	－	－
地方消費税交付金	5,179,893	4.5	5,179,893	9.0
ゴルフ場利用税交付金	8,570	0.0	8,570	0.0
自動車取得税交付金	－	－	－	－
軽油引取税交付金	－	－	－	－
自動車税環境性能割交付金	52,120	0.0	52,120	0.1
法人事業税交付金	545,566	0.5	545,566	0.9
地方特例交付金等	1,080,990	0.9	1,080,990	1.9
内 住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金	191,251	0.2	191,251	0.3
内 定額減税減収補填特例交付金	883,101	0.8	883,101	1.5
再掲 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	6,638	0.0	6,638	0.0
地方交付税	24,173,859	20.9	21,589,469	37.3
内 普通交付税	21,589,469	18.6	21,589,469	37.3
特別交付税	2,584,390	2.2	－	－
再掲 震災復興特別交付税	－	－	－	－
（一般財源計）	61,403,428	53.0	57,619,529	99.6
交通安全対策特別交付金	26,948	0.0	26,948	0.0
分担金・負担金	469,900	0.4	－	－
使用料	972,700	0.8	98,898	0.2
手数料	1,069,925	0.9	－	－
国庫支出金	23,367,872	20.2	－	－
国有提供交付金	16,351	0.0	16,351	0.0
（特別区財調交付金）				
都道府県支出金	8,364,071	7.2	－	－
財産収入	429,834	0.4	38,856	0.1
寄附金	2,108,671	1.8	－	－
繰入金	3,823,551	3.3	－	－
繰越金	2,882,273	2.5	－	－
諸収入	2,373,502	2.0	73,351	0.1
地方債	8,500,000	7.3	－	－
うち減収補填債（特例分）	－	－	－	－
うち臨時財政対策債	543,600	0.5	－	－
歳入合計	115,809,026	100.0	57,873,933	100.0

市町村税の状況（単位：千円・%）

区分	収入済額	構成比	超過課税分
普通税	27,831,296	95.5	730,090
法定普通税	27,831,296	95.5	730,090
市町村民税	12,772,253	43.8	710,097
内 個人均等割	313,447	1.1	－
所得割	9,632,421	33.0	－
法人均等割	801,459	2.7	133,008
再掲 法人税割	2,024,926	6.9	577,089
固定資産税	13,122,065	45.0	－
うち純固定資産税	13,033,666	44.7	－
軽自動車税	748,874	2.6	19,993
市町村たばこ税	1,188,104	4.1	－
鉱産税	－	－	－
特別土地保有税	－	－	－
法定外普通税	－	－	－
目的税	1,318,489	4.5	－
法定目的税	1,318,489	4.5	－
内 入湯税	118,980	0.4	－
事業所税	－	－	－
都市計画税	1,199,509	4.1	－
再掲 水利地益税等	－	－	－
法定外目的税	－	－	－
旧法による税	－	－	－
合計	29,149,785	100.0	730,090

指定団体等の指定状況			
旧新産	○	過疎	○
旧工特	×	首都	×
旧産炭	×	近畿	×
山振	○	中部	×
財政健全化等	×	指数表選定	○
財源超過	×		

一部事務組合加入の状況			
議員公務災害	×	し尿処理	×
非常勤公務災害	○	ごみ処理	×
退職手当	×	火葬場	○
事務機共同	×	常備消防	×
税務事務	×	小学校	×
老人福祉	×	中学校	×
伝染病	×	その他	○

特別職等			
市区町村長			
副市区町村長			
教育長			
議会議長			
議会副議長			
議会議員			

区分	令和6年度（千円）	令和5年度（千円）
収支状況 歳入総額	115,809,026	113,956,524
歳出総額	113,195,340	111,074,251
歳入歳出差引	2,613,686	2,882,273
翌年度に繰越すべき財源	772,349	609,144
実質収支	1,841,337	2,273,129
単年度収支	-431,792	-551,731
積立金	1,286,508	1,383,992
繰上償還金	－	304,705
積立金取崩し額	1,900,000	1,700,000
実質単年度収支	-1,045,284	-563,034

区分	職員数（人）	給料月額（百円）	一人当たり平均給料月額（百円）
一般職員	1,689	5,296,704	3,136
うち消防職員	258	803,412	3,114
うち技能労務員	22	57,266	2,603
教育公務員	105	368,350	3,508
臨時職員	6	16,572	2,762
等合計	1,800	5,681,626	3,156
ラスパイレス指数			98.1

定数	適用開始年月日	一人当たり平均給料（報酬）月額（百円）
1	17.10.01	10,260
3	17.10.01	8,360
1	17.10.01	7,170
1	17.10.01	5,840
1	17.10.01	5,040
32	17.10.01	4,750

性質別歳出の状況（単位：千円・%）

区分	決算額	構成比	充当一般財源等	経常経費充当一般財源等	経常収支比率
人件費	18,250,890	16.1	16,742,822	16,443,766	28.1
うち職員給	11,746,767	10.4	10,874,045	－	－
扶助費	29,877,866	26.4	10,836,274	8,244,850	14.1
公債費	10,679,454	9.4	10,449,226	10,436,800	17.9
内 元利償還金 元金	10,237,796	9.0	10,021,659	10,009,752	17.1
内 元利償還金 利子	436,471	0.4	422,380	421,861	0.7
再掲 一時借入金利子	5,187	0.0	5,187	5,187	0.0
（義務的経費計）	58,808,210	52.0	38,028,322	35,125,416	60.1
物件費	15,124,317	13.4	11,071,311	8,507,894	14.6
維持補修費	949,765	0.8	885,142	885,142	1.5
補助費等	11,451,391	10.1	9,963,627	3,874,330	6.6
うち一部事務組合負担金	91,355	0.1	91,355	66,162	0.1
繰出金	7,949,725	7.0	6,578,811	6,322,584	10.8
積立金	4,549,505	4.0	2,453,729	－	－
投資・出資金・貸付金	1,223,638	1.1	441,525	5,924	0.0
前年度繰上充用金	－	－	－		
投資的経費	13,138,789	11.6	1,914,704	経常経費充当一般財源等計	54,721,290 千円
うち人件費	138,150	0.1	138,150	経常収支比率	93.7 %（94.6 %）
普通建設事業費	12,593,908	11.1	1,902,859	（減収補填債（特例分）及び臨時財政対策債除く）	
内 うち補助	4,929,143	4.4	234,508		
うち単独	7,341,018	6.5	1,653,748		
再掲 災害復旧事業費	544,881	0.5	11,845		
失業対策事業費	－	－	－	歳入一般財源等	73,950,857 千円
歳出合計	113,195,340	100.0	71,337,171		

目的別歳出の状況（単位：千円・%）

区分	決算額（A）	構成比	（A）のうち普通建設事業費	（A）の充当一般財源等
議会費	467,657	0.4	－	467,506
総務費	15,581,448	13.8	2,763,225	10,366,874
民生費	44,472,664	39.3	300,468	22,299,554
衛生費	9,973,557	8.8	127,773	7,691,586
労働費	327,544	0.3	29,447	158,325
農林水産業費	2,437,705	2.2	511,020	1,605,619
商工費	3,472,125	3.1	922,994	2,086,518
土木費	9,330,099	8.2	3,855,985	5,134,893
消防費	3,609,773	3.2	1,126,617	2,404,210
教育費	11,840,817	10.5	2,956,379	8,203,399
災害復旧費	544,881	0.5	－	11,845
公債費	10,680,217	9.4	－	10,449,989
諸支出金	456,853	0.4	－	456,853
前年度繰上充用金	－	－	－	－
歳出合計	113,195,340	100.0	12,593,908	71,337,171

繰出合計	14,457,895
営下水道	3,361,549
事病院	1,992,435
業上水道	697,333
等交通	446,104
へ国民健康保険	1,438,647
出のその他	6,521,827

国民健康保険事業の状況		
実質収支		199,430
再差引収支		54,877
加入世帯数（世帯）		20,785
被保険者数（人）		28,997
被保険者1人当り	保険税（料）収入額	108
	国庫支出金	－
	保険給付費	446

区分	令和6年度（千円）	令和5年度（千円）
基準財政収入額	27,112,904	26,863,330
基準財政需要額	48,502,479	47,112,975
標準税収入額等	34,330,884	33,974,023
標準財政規模	56,464,009	55,263,357
財政力指数	0.57	0.56
実質収支比率（%）	3.3	4.1
公債費負担比率（%）	14.1	14.8
判断比率 実質赤字比率（%）	－	－
全 連結実質赤字比率（%）	－	－
実質公債費比率（%）	8.9	9.5
化 将来負担比率（%）	60.7	63.3
積立金現在高 財調	4,303,602	4,917,094
減債	1,251,042	891,555
特定目的	9,479,583	8,143,122
地方債現在高	98,336,374	100,075,070
債務負担行為額（支出予定額） 物件等購入	9,740,634	13,271,492
保証・補償	－	－
その他	19,707,138	10,731,961
実質的なもの	－	－
収益事業収入	－	－
土地開発基金現在高	2,510,152	2,491,118

徴収率（%）		現年	滞繰
合計		99.7	98.7
市町村民税		99.7	98.8
純固定資産税		99.6	98.5

徴収率（%）		現年	滞繰
合計		99.5	98.7
市町村民税		99.6	99.0
純固定資産税		99.5	98.2

（注）1．普通建設事業費の補助事業費には受託事業費のうちの補助事業費を含み、単独事業費には同級地団体施行事業負担金及び受託事業費のうちの単独事業費を含む。
2．東京都特別区における基準財政収入額及び基準財政需要額は、特別区財政調整交付金の算出に要した値であり、財政力指数は、前記の基準財政需要額及び基準財政収入額により算出。
3．産業構造の比率は分母を就業人口総数とし、分類不能の産業を除いて算出。
4．人口については、調査対象年度の1月1日現在の住民基本台帳に登載されている人口に基づいている。
5．面積については、調査対象年度の10月1日現在の市区町村、都道府県、全国の状況をとりまとめた「全国都道府県市区町村別面積調」（国土地理院）による。
6．個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合、「給料月額(百円)」及び「一人当たり平均給料月額(百円)」を「アスタリスク(*)」としている。（その他、数値のない欄については、すべてハイフン(－)としている。）

4. 松江市税一覧表　（市民税課・固定資産税課）

（令和8年4月1日現在）

<table>
<tr><th>税　目</th><th colspan="4">税　率　等</th></tr>
<tr><td rowspan="2">個人市民税</td><td colspan="3">均等割</td><td>3,000 円</td></tr>
<tr><td colspan="2">所得割</td><td>課税標準額</td><td>6%</td></tr>
<tr><td rowspan="13">法人市民税</td><td rowspan="11">均等割</td><td rowspan="2">資本金等の額が 50 億円を超える法人</td><td>50 人　超</td><td>3,600,000 円</td></tr>
<tr><td>50 人以下</td><td>492,000 円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">資本金等の額が 10 億円を超え 50 億円以下である法人</td><td>50 人　超</td><td>2,100,000 円</td></tr>
<tr><td>50 人以下</td><td>492,000 円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">資本金等の額が1億円を超え 10 億円以下である法人</td><td>50 人　超</td><td>480,000 円</td></tr>
<tr><td>50 人以下</td><td>192,000 円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">資本金等の額が1千万円を超え1億円以下である法人</td><td>50 人　超</td><td>180,000 円</td></tr>
<tr><td>50 人以下</td><td>156,000 円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">資本金等の額が1千万円以下である法人</td><td>50 人　超</td><td>144,000 円</td></tr>
<tr><td>50 人以下</td><td>60,000 円</td></tr>
<tr><td colspan="2">上記に掲げる法人以外の法人等</td><td>60,000 円</td></tr>
<tr><td colspan="3">法人税割</td><td>8.4%（注）</td></tr>
<tr><td>固定資産税</td><td colspan="3">免税点（土地 30 万円未満、家屋 20 万円未満、償却資産 150 万円未満）</td><td>1.4%</td></tr>
<tr><td>軽自動車税</td><td colspan="4">次ページ参照</td></tr>
<tr><td>市たばこ税</td><td colspan="4">売上本数×6,552／1,000 円</td></tr>
<tr><td>入 湯 税</td><td colspan="4">入湯客1人1日について 150 円</td></tr>
<tr><td>宿 泊 税</td><td colspan="4">1人 1 泊について 200 円　※免税点（宿泊料金 5,000 円未満）</td></tr>
<tr><td>都市計画税</td><td colspan="3">市街化区域内に所在する土地、家屋</td><td>0.2%</td></tr>
</table>

（注）令和元年9月30日までの間に開始する事業年度　12.1%

軽自動車税税率表　　（令和8年4月1日現在）

車種区分					税率
原動機付自転車	第一種　一般原付（総排気量 0.05L 又は定格出力 0.6kW 以下）				2,000 円
	第一種　一般原付（総排気量 0.125L 以下かつ最高出力 4.0kW 以下）				2,000 円
	第一種　特定原付（定格出力 0.6kW 以下）				2,000 円
	第二種　乙（総排気量 0.09L 又は定格出力 0.8kW 以下）				2,000 円
	第二種　甲（総排気量 0.125L 又は定格出力 1.0kW 以下）				2,400 円
	ミニカー				3,700 円
軽自動車	2輪で 125cc を超え 250cc 以下				3,600 円
	3輪で 660cc 以下			平成 27 年 3 月 31 日までに登録済車両	3,700 円
				平成 27 年 4 月1日以降新規登録車両	3,900 円
				新規登録から 13 年を超える車両	4,600 円
	4輪以上で 660cc 以下	乗用	営業用	平成 27 年 3 月 31 日までに登録済車両	6,600 円
				平成 27 年 4 月1日以降新規登録車両	6,900 円
				新規登録から 13 年を超える車両	8,200 円
			自家用	平成 27 年 3 月 31 日までに登録済車両	8,600 円
				平成 27 年 4 月1日以降新規登録車両	10,800 円
				新規登録から 13 年を超える車両	12,900 円
		貨物	営業用	平成 27 年 3 月 31 日までに登録済車両	3,600 円
				平成 27 年 4 月1日以降新規登録車両	3,800 円
				新規登録から 13 年を超える車両	4,500 円
			自家用	平成 27 年 3 月 31 日までに登録済車両	4,800 円
				平成 27 年 4 月1日以降新規登録車両	5,000 円
				新規登録から 13 年を超える車両	6,000 円
	雪上車				3,600 円
小型特殊自動車	農耕作業用				2,400 円
	その他の作業用				5,900 円
2輪の小型自動車	250cc を超えるもの				6,000 円

軽自動車税グリーン化特例(軽課)

対象:最初の新規検査が令和7年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日までの車両

区分			税率	
			ア	イ
3輪で 660cc 以下			1,000 円	
4輪以上で 660cc 以下	乗用	営業用	1,800 円	3,500 円
		自家用	2,700 円	
	貨物	営業用	1,000 円	
		自家用	1,300 円	

ア. 電気自動車・燃料電池車・天然ガス軽自動車(平成 21 年排ガス規制 NOx10%低減)

イ. 排出ガス基準(①平成 30 年排出ガス基準 50%低減達成または②平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成)
かつ令和2年度燃費基準＋令和 12 年度燃費基準 90%達成車

5. 新庁舎整備事業　（新庁舎整備課）

市庁舎は、建物の老朽化が進み、耐震性が不足している状況となっていることに加え、手続き窓口の分散など、多くの課題を抱えるようになった。

市では、庁舎の耐震化と大規模改修を念頭に平成 20 年度に庁内の検討委員会を立ち上げ、耐震性の把握作業を行ったが、耐震性に関する数値が低いという調査の結果に加え、年々建物本体の老朽化が進んでいる状況を重く受け止め、庁舎の建て替えを視野に入れたうえで総合的に判断することに改めた。

平成 26 年には庁舎の耐用年数調査や総合評価業務を行い、その結果に基づき平成 28 年2月には「松江市庁舎整備基本方針」を策定して現庁舎の現状と課題を整理したうえで、現地での新庁舎の建て替えを検討することとした。

本事業を進めるにあたっては、市議会特別委員会での審議や、経済界・大学・地域代表・各種団体や若者・女性など様々な立場の市民の参画による「新しい松江市役所検討市民会議」で自由闊達な意見交換をしてきた。このほか、「市民ワークショップ」や「パブリックコメント」を通じて広く市民の皆さまからもご意見をいただいてきたところである。

その結果、基本構想・基本計画・基本設計・実施設計と手順を経て、令和2年 12 月には市内企業からなる3つの特別共同企業体と本契約を締結し、令和3年3月には本格的に建設工事を開始した。

令和5年3月に第1期工事が完了し、同5月には新庁舎の一部の供用を開始した。令和7年 10 月に2期棟が完成し、1期棟の改修工事や別館等からの機能移転を経て、令和8年5月に新庁舎全館の供用を開始した。

【これまでの経過】

時期		内容
平成 20 年	7 月	松江市庁舎の耐震化に関する検討委員会を設置 ※耐震性の把握作業(H20～24)
平成 25 年	7 月	庁舎整備方針の再検討を開始
平成 26 年	2 月	本庁舎残存耐用年数調査実施
	9 月	「松江市庁舎総合評価業務」を実施
平成 28 年	2 月	「松江市庁舎整備基本方針」策定
平成 29 年	10 月	松江市庁舎整備基本構想・基本計画策定業務を開始
		第1回新しい松江市役所市民会議
	12 月	■新庁舎建設特別委員会(第 1 回)(これまでの経緯説明と今後の予定について審議)
		第2回新しい松江市役所市民会議
		市民アンケート実施
		基本構想(素案)パブリックコメント実施
平成 30 年	2 月	■新庁舎建設特別委員会(第 2 回)(パブコメ結果報告及び基本構想(案)の審議)
		第3回新しい松江市役所市民会議
		「松江市庁舎整備基本構想」策定
	5 月	市民ワークショップ(第1回)
	6 月	市民ワークショップ(第2回)
		■新庁舎建設特別委員会(第 3 回)(基本計画(素案)を提示し全議員からの意見聴取を依頼)
	7 月	第4回新しい松江市役所市民会議
		■新庁舎建設特別委員会(第 4 回)(基本計画(素案)に対する特別委員会の意見聴取)
		■新庁舎建設特別委員会(第 5 回)(基本計画(案)を提示し特別委員会の意見聴取)
	8 月	■新庁舎建設特別委員会(第 6 回)(基本計画を提示し特別委員会の意見聴取、スケジュール審議)
		第5回新しい松江市役所市民会議
	9 月	「松江市庁舎整備基本計画」策定
	12 月	松江市新庁舎整備基本設計・実施設計業務を開始

平成 31 年 (令和元年)	1 月	■新庁舎建設特別委員会(第7回)(基本設計・実施設計業務委託プロポーザル結果の報告)
	2 月	■新庁舎建設特別委員会(第8回)(議場レイアウトに関する議会会派の意見聴取を依頼)
	3 月	■新庁舎建設特別委員会(第9回)(議場レイアウトにおける議会会派の意見報告)
	4 月	■新庁舎建設特別委員会(第 10 回)(基本設計(素案)を提示し全議員からの意見聴取を依頼)
		基本設計(素案)パブリックコメント実施
	6 月	■新庁舎建設特別委員会(第 11 回)(今後の進め方について審議)
	7 月	■新庁舎建設特別委員会(第 12 回)(パブリックコメント結果の報告、議員意見聴取結果の報告)
	11 月	■新庁舎建設特別委員会(第 13 回)(基本設計(大枠)の説明)
	12 月	■新庁舎建設特別委員会(第 14 回)(事業費について補足説明)
令和2年	1 月	■新庁舎建設特別委員会(第 15 回)(テラスの工事費について説明、基本設計の了解)
	2 月	■新庁舎建設特別委員会(第 16 回)(議場の仕様に関する全議員からの意見聴取を依頼)
	3 月	■新庁舎建設特別委員会(第 17 回)(議場の仕様に関する議員意見結果報告、実施設計状況報告)
	4 月	■新庁舎建設特別委員会(第 18 回)(実施設計に関するご意見の集約結果報告、議場設計の再修正の報告、議場イメージについての意見聴取を依頼、閉庁日のセキュリティについての説明)
	8 月	■新庁舎建設特別委員会(第 19 回)(議場バックボードについての集約結果の報告、景観審議会の報告、29 地域説明会の速報)
	10 月	■新庁舎建設特別委員会(第 20 回)(29 地域説明会自由意見報告、建設地別事業費比較・今後のスケジュール・工事発注の留意点について説明)
		■新庁舎建設特別委員会(第 21 回)(実施設計金額の報告、実施設計パース・図面報告)
	12 月	■新庁舎建設特別委員会(第 22 回)(工事入札の結果の報告、準備工事内容の説明)
		入札の結果、市内業者からなる3つの特別共同企業体と建設工事契約を締結
令和3年	2 月	建設工事起工式
	8 月	■新庁舎建設特別委員会(第 23 回)(工事進捗状況の説明、今後の工事予定の説明)
	12 月	■新庁舎建設特別委員会(第24回)(工事進捗状況の説明、家具什器の市場調査実施状況報告、屋上からの現場視察)
令和4年	3 月	■新庁舎建設特別委員会(第 25 回)(工事進捗状況の説明、議場設備実施状況報告)
	6 月	■新庁舎建設特別委員会(第 26 回)(工事進捗状況の説明、家具什器の調達・移転業務の説明、利活用の報告、現地視察)
	9 月	■新庁舎建設特別委員会(第 27 回)(工事進捗状況の説明、移転に向けた庁内調整状況の報告、出前講座の報告)
	12 月	■新庁舎建設特別委員会(第 28 回)(工事進捗状況の説明、第 1 期棟の窓口サービスの説明、利活用の報告)
令和5年	3 月	■新庁舎建設特別委員会(第 29 回)(第 1 期棟の供用開始についての説明、工事進捗状況の説明、利活用の報告)
	7 月	■新庁舎建設特別委員会(第 30 回)(工事の状況の説明、供用開始後に寄せられた意見等の説明、利活用の報告)
	9 月	■新庁舎建設特別委員会(第 31 回)(工事の状況の説明、利活用の報告)
	11 月	■新庁舎建設特別委員会(第 32 回)(第 2 期移転計画の説明)
令和6年	3 月	■新庁舎建設特別委員会(第 33 回)(令和5年度事業の報告、令和 6 年度事業計画の説明)
	7 月	■新庁舎建設特別委員会(第 34 回)(工事の状況の説明、利活用の報告)
	8 月	■新庁舎建設特別委員会(第 35 回)(駐車場の運営・管理の説明)
	12 月	■新庁舎建設特別委員会(第 36 回)(工事の状況の説明、テナント設置についての説明、オフィス環境整備に向けた取り組みの報告、現地視察)
令和7年	2 月	■新庁舎建設特別委員会(第 37 回)(工事の状況の説明)

【新庁舎整備について】

①新庁舎整備における基本理念と基本方針

〈基本理念〉安心・安全で人にやさしい庁舎

〈基本方針〉1. 安心・安全の拠点として市民の暮らしを守る庁舎

2. 利用環境に優れた人にやさしい庁舎

3. 機能的・効率的で経済性と環境を考慮した庁舎

②事業スケジュール

令和2年12月～令和5年3月	1期工事(新庁舎1期庁舎建設)
令和5年5月	既存庁舎本館本棟・北棟から新庁舎1期庁舎へ引越 新庁舎1期庁舎の供用開始
令和5年6月～令和7年10月	2期工事(本館本棟・北棟解体、新庁舎2期庁舎建設)
令和7年11月～令和8年5月	既存庁舎別館、第4別館等から新庁舎2期庁舎へ引越 新庁舎2期庁舎の供用開始
令和7年11月～	3期工事(第3別館等解体、車庫・文書庫棟他建設など)

③計画建物概要

	① 新庁舎	② 車庫棟	③ 文書庫棟
建物用途	庁舎	庁舎	庁舎
構造	鉄骨造(免震構造)	鉄骨造	軽量鉄骨造
階数	地上6階 地下1階	地上1階	地上2階
最高高さ	27.78m	4.5m	8.55m
建築面積	5,693.50 ㎡	103.50 ㎡	449.28 ㎡
延床面積	24,138.71 ㎡	93.74 ㎡	881.28 ㎡
その他	西棟(既存改修)、自転車置場、バス停上屋		

第６章　　防　災　部

1. 防災部の主要事業

(1)防災対策事業

防災意識の向上、災害発生時における迅速な初動体制の確立を目指した防災訓練、研修会等を実施する。

(2)水防対策事業

水防計画の改定、水防資機材を備蓄することにより、的確な水防活動を実施し水害を未然に防止し、また関係機関で設置した減災対策協議会の取組を通じ、被害の最小化を図る体制を整備する。

(3)地域防災力強化推進事業

地域防災力の向上を目的として、各地区災害対策本部等が実施する防災訓練等に要する経費の補助を行う。

(4)地域防災指導員の設置

地域防災力の強化を図ることを目的とし、防災に関する知識の普及や各地区での防災訓練等において指導的役割を担っていただく「地域防災指導員」を配置する。

(5)防災資機材整備事業

近年、大規模化している災害に対応するため、松江市の災害特性などを踏まえ、高齢者、障がい者などの要配慮者の視点やニーズに配慮した防災資機材を年次的に整備・備蓄する。

(6)原子力防災対策事業

地域防災計画(原子力災害対策編)や原子力災害広域避難計画に基づく災害対応手順の確認や、応急対策活動の迅速化、的確化を図るため、原子力防災訓練を実施するなど、実効性ある原子力災害体制を確立する。

(7)原子力安全対策事業

立入調査を実施するなど、島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定を厳格に運用し、島根原子力発電所の保守・運転等に伴う安全性を随時確認する。松江市原子力発電所環境安全対策協議会を開催し、市民の意見を聞き、原子力安全行政に反映する。

(8)原子力広報事業

原子力関連施設の見学会、原子力広報紙の発行などを通じ島根原子力発電所の状況及び原子力防災に関する情報提供を行い、周知を図る。

2. 防災　　（防災危機管理課）

(1)**松江市地域防災計画**

災害対策基本法の規定に基づき、松江市防災会議が、本市、関係機関、市民、事務所等がその有する全機能を有効に発揮し、また、相互に協力して災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する事項を定め市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として策定する計画である。

風水害対策編、震災対策編、各種災害対策編、原子力災害対策編及び資料編により構成されており国の防災基本計画の修正等を受け、令和8年2月に一部修正を行った。

(2)**松江市国民保護計画**

武力攻撃事態等において、国民保護法の規定に基づき、その他の法令、国民の保護に関する基本指針及び島根県国民保護計画を踏まえ、区域における国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、他の機関との連携協力などを定めた計画である。

(3)**防災施設整備の状況**

①防災拠点施設

○松江市防災センター

②情報通信設備・機器・システム

○松江市防災行政無線（同報系）

○IP 無線機

○松江市防災メールシステム

○緊急速報メール・エリアメール

○Yahoo！防災速報アプリ（自治体からの緊急情報）

○松江市防災情報 X

○松江市公式 LINE

○屋内告知端末（おしらせ君）

○松江市ホームページ

○全国瞬時警報システム（Jアラート）

○総合防災情報システム（県端末）

○衛星携帯電話

○被災者支援システム

○定点監視カメラ

○災害情報共有システム

③備蓄

○橋北地区……市役所・支所・消防本部・総合体育館・旧市公民館　等

○橋南地区……支所・旧市公民館・市営小浜アパート・忌部小学校・第三中学校　等

④飲料水の確保

☆循環式耐震性貯水槽（容量 50 ㎥・5,500 人×3日分／1基）

○橋北地区……内中原小学校・北公園・川津小学校

○橋南地区……湖南中学校・津田小学校・中央小学校・古志原小学校・湖東中学校・総合運動公園

☆給水ステーション

○橋北地区……松江市役所、皆美ヶ丘女子高等学校グラウンド、北陵町水道用地

○橋南地区……サンライフ松江駐車場

☆耐震管による給水機能確保施設

○松江市内避難所等 76 箇所

(4) 自主防災組織の育成・強化

○自主防災組織の結成　475 隊（令和8年3月末現在）

(5) 災害時における各種応援協定締結状況（令和8年4月1日現在）

☆市内所在機関及び民間団体等との協定

84 件

☆市町村相互間における協定

17 件

☆その他の協定

23 件

3. 原子力安全 ・ 防災　　（原子力安全対策課）

(1) 島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定（安全協定）

島根原子力発電所の周辺地域住民の安全確保及び環境の保全を図ることを目的として、島根県、松江市及び中国電力(株)で締結。

平成17年3月に島根県、旧鹿島町及び中国電力(株)の三者で締結していた安全協定を市町村合併により引き継いだものであるが、平成18年2月に発電所が重点的に取り組むべき事項を明確化することなどを理由に協定の改定を行っている。

これまで、原子炉施設の変更等の計画に対する事前了解や立入調査などを行い、保守・運転に関する安全性の確認を行っている。

(2) 松江市原子力発電所環境安全対策協議会

島根原子力発電所の保守運営に伴う周辺環境の安全対策の推進及び市民の安全と健康の確保並びに市民の意見を原子力安全行政に反映することを目的として、平成17年11月に設置。

設置要綱では市議会議員、各種団体の推薦を受けた者及び市職員の合計50人以内の委員で協議会を組織することになっている。

これまで協議会では、島根原子力発電所2号機におけるプルサーマル計画や、平成22年3月に発覚した島根原子力発電所の保守管理の不備、福島第一原子力発電所の原子力災害を踏まえ国において策定された新規制基準や島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性確認審査、島根原子力発電所1号機の廃止措置などを議題に委員から意見を聞いている。協議会設置以降、令和7年度末現在で合計58回の会議を開催した。

(3) 松江市原子力災害広域避難計画

地域防災計画(原子力災害対策編)に基づき、市域を越える広域的な避難措置に必要となるルールや体制を定め、広域避難等の防護措置が円滑に実施できる体制を構築することを目的として策定する計画であり、福島第一原子力発電所の原子力災害を踏まえ、国、県、避難先自治体及び関係機関の協力のもと、平成26年3月に策定し、令和8年3月に一部改定を行った。

また、広域避難計画に基づき、地区毎に定められた避難経路及び避難経由所の確認及び視察を行うとともに、避難先自治体から説明を受けることにより、広域避難計画の周知及び避難先に関する理解を深めることを目的とした視察研修を平成25年度より実施している。

令和7年度末現在で合計37回(地区)、1,123人の住民参加により視察研修を行った。

(4) 原子力関連施設見学会

原子力に関する理解促進を図るため、広報・調査等交付金を活用し、市民を対象とした原子力関連施設の見学会を実施している。

平成17年度以降、令和7年度末現在で合計84回開催し、2,195人の方が参加した。

第７章　　産 業 経 済 部

１. 産業経済部の主要事業

（1）中心市街地活性化

「松江市中心市街地活性化基本計画」に基づき中心市街地の現状と課題を踏まえ、「歴史・文化・水辺を活かす、若者が活躍する松江のまちなか」をテーマに、既存ストックの活用などによる活気の創出、水辺空間の活用などによるまちなかの賑わいづくり、歴史・文化資源を活かした観光振興・交流の拡大の3つの視点から各種施策を展開する。

（2）職人商店街創出事業

松江ならではの多彩な伝統工芸・伝統産品が集まり、優れた職人の技を観て・体験することができる店舗、遊休不動産を活用しインキュベーション機能を持った賑わいの拠点、飲食や買い物を楽しめる店舗が繋がり、賑わいの「点」が「線」、そして「面」へと発展する回遊性のある「職人商店街」の創出を図る。

（3）まつえ農水商工連携事業

松江産の食材等を生産する農林水産業者と中小商工事業者が通常の取引関係を超えて協力し、お互いの強みを生かして売れる新商品・新サービスの開発、生産を支援するとともに、その販路の拡大を図る。

（4）ふるさとづくり寄附事業

宍道湖及び中海などの自然景観・自然環境の保全、松江城を中心とした城下町のまち並みなどの歴史的景観の保全など、松江市の魅力あるふるさとづくりに資する事業に対して寄附金を募り、これを財源として活用するとともに、ふるさと寄附返礼品等を通じて松江市の魅力を全国に発信している。

また、松江市総合計画に基づく取組に対して市外の企業から寄附金を募り、地方創生の取組を深化させる「企業版ふるさと納税」にも取り組んでいる。

（5）職業体験イベント開催支援事業

地元就職意識の醸成及び地元企業の魅力度向上を目的として、中学生を対象とした職業体験イベント「MATSUE WAKU WORK」を開催する。これにより、将来を担う中学生が多様な職業を体験し、社会を支える仕事や地元企業の魅力を知る機会を創出する。

（6）地域との協働型の産業人材の育成事業

地域おこし協力隊が地域の生産者や企業・団体の方々と一緒になって地域課題を共有しながら、これまで培ってきた知識や経験など、UIターン者ならではの視点を取り入れ、地域ビジネスの拡大や、新たなビジネスや生業、新しい文化を創出することで、地域課題を解決し、地域を元気にしていく取組を行う。

（7）わくわく松江生活実現支援補助金

東京圏への一極集中及び地方の担い手不足の解消を目的として、本市で就業、起業若しくはテレワークをしようとする者又は本市が関係人口と認めた者で、東京圏から移住しようとする者に対し移住支援金を交付することで、Ｕ・Ｉ・Ｊターンを促進する。

（8）UIターン就職学生支援事業補助金

東京圏から松江市に移住し、就職する大学生・大学院生に対してUIターン就職学生支援事業補助金を交付することで、大学生等の経済的負担の軽減を図り、東京圏からの就職を促進する。

（9）関係人口創出事業

地域や地域の人々と多様に関わる「関係人口」を創出・拡大し、地域の活性化と担い手確保を図り、長期的には移住または二拠点居住につながる裾野を広げる。具体的には、快適なテレワーク環境や地域交流、ヘルスケアを取り入れ、松江固有の魅力を体験していただく「松江式ワーケーション」の魅力を訴求し利用拡大を図る。

（10）企業団地整備事業

新たな企業団地を整備することで、松江市内外からの企業用地の需要に応え、立地企業の設備投資を促すとともに、松江市内における雇用の場の確保・拡大を図る。

（11）企業立地支援補助金

本市における企業の立地を促進し、雇用の場の確保・拡大を図るため「原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金（F補助金）」の交付を受けた企業に対して、F 補助金算定額（電力給付金）とあわせて、最大で支払電気料金の 10 分の4を最長8年間補助する（上限あり）。

（12）多面的機能支払事業

水源かん養などの多面的機能を確保するため、農地維持（農地法面の草刈り、水路の泥上げなど基礎的な保全活動）や資源向上（水路などの施設の補修・更新活動、景観形成などの農村環境保全活動）に対し支援を行う。

（13）環境保全型農業直接支援事業

持続可能な農業生産に係る取組を実施する農業者が、化学肥料や化学合成農薬の使用を慣行レベルから5割以上低減し、併せて緑肥の作付けを行うなどの環境負荷低減の取組について支援を行う。

（14）中山間地域等直接支払事業

中山間地域と平地との生産条件の格差是正や水源かん養などの多面的機能を確保するため、中山間地域等で傾斜や面積などの要件を満たす農用地を適切に管理・耕作を行うことを取り決めた集落の5年間の継続的な共同活動に対し支援を行う。

（15）農業担い手育成事業

市、県、農業団体等と連携し、経営感覚に優れ、競争力のある担い手を育成・確保する。また、次世代の担い手となることを志向する新規就農者を対象に農業への定着を支援する資金の給付を行うとともに、施設・機械整備に対する補助金交付を行うことで新規就農者の安定した経営基盤の確保及び生産基盤の強化を図る。

（16）農地流動化推進事業

利用権設定契約により農地を借り受けた法人又は集落営農組織に対して奨励金を交付し、担い手の経営規模拡大、耕作放棄地発生防止を図る。

（17）遊休農地解消・集積事業

地域計画内の農地で集積・集約化の妨げになっている遊休農地の解消を支援し、農地の集積・集約化を図る。

（18）スマート農業推進事業

農家数の減少や高齢化、農地の集積・集約による大規模化などに対応するため、省力化・低コスト化・高品質生産を可能にするロボット技術や AI、IOT などの先端技術を活用するスマート農業技術の導入や農作業における衛星測位システムの活用を支援し、生産効率を高めることで持続可能な農業の実現を図る。

（19）松江大根島牡丹振興対策事業

日本一の生産量を誇る松江大根島牡丹の振興策として、担い手確保対策の実施と、生産基盤の強化を図るとともに、台湾や首都圏等国内外の高単価販路開拓、販売拡大を図る。

（20）地産地消推進関連事業

新鮮で安心な食を提供する「地産地消」を柱に儲かる農林水産業を推進し、魅力ある産業とするため、市内産品の出荷量の拡大、学校給食や飲食店などの利用促進、地産地消意識の啓発などについて取組を推進する。

（21）水産振興事業

沿岸地域では、鹿島・島根栽培漁業振興センターにおいてアワビ種苗を生産し、地先海域への放流を行うことにより、資源の確保を図る。また、漁業者が実施する漁業用機械の整備等への支援を行い、漁獲量の増加、漁家所得の向上を図る。内水面では、種苗放流や養殖施設、魚礁の整備等への支援を行い、水産資源の再生・増殖を促進し、持続的な漁業振興を図る。

（22）水産業担い手支援事業

将来の島根県の沿岸漁業、漁村の振興を牽引すると期待される漁業者として認定を受けた新規漁業者に対して、漁業経営開始を支援する。県との協力により、生活基盤の確保を図るため、給付金を給付するとともに、漁業経営開始時には船舶や漁業用機械等の取得にかかる初期費用の負担が大きいことから、取得費用について補助金を交付し、経営の安定化と基盤の強化を図る。

（23）Ruby City MATSUE2.0事業

本市の地域資源であるプログラミング言語 Ruby を核に行ってきた「人材育成」「企業誘致」「コミュニティ支援」に、新

たに「事業化支援」を加えてIT産業の振興に取り組む。また、「MATSUE起業エコシステム」と連携してITを活かした松江発の新たな製品やサービスの創出を図り、他分野の産業振興へとつなげていく。

(24)MATSUE起業エコシステム事業

「松江発産学官金連携モデルによる起業・新ビジネス創出の好循環～起業家精神をもつチャレンジャーが本気で挑戦できる環境をつくる～」を目指す姿に掲げ、起業や新ビジネスの創出環境や魅力的な就業環境を整え、雇用や新産業を生み出し、地域経済の好循環、若い世代の定住やUIターンにつなげ、地方創生を実現する。

(25)ものづくりアクションプラン事業

ものづくり産業の振興を図り、雇用の増加や地域の発展・成長に繋げるため、「ものづくりアクションプラン」に基づき、市内ものづくり企業等が取り組む企業力向上、販路拡大、製品開発に係る事業を支援する。第5期「ものづくりアクションプラン」(2025年3月改訂)では、物価及びエネルギー価格の高騰、人口減少による人手不足などの課題に直面し、厳しい経営環境に置かれている企業を支援するため、「変化に強い持続可能な企業づくり」を目標に、「企業の基盤強化・生産性向上支援」、「人材確保・育成・定着支援」、「新市場開拓支援」、「小規模企業者支援」を4つの柱として、ものづくり企業への新たな支援を行う。

2. 商業　（商工企画課）

	(1)商店数			(2)従業者数			(3)年間商品販売額		
	総　数（店）	卸売業（店）	小売業（店）	総　数（人）	卸売業（人）	小売業（人）	総　額（百万円）	卸売業（百万円）	小売業（百万円）
計	1,937	553	1,384	16,526	5,212	11,314	648,010	443,289	204,720

資料:総務省・経済産業省「令和3年経済センサス活動調査(卸売業・小売業)」（令和3年6月1日現在）

3. 工業　（ものづくり産業支援センター）

(1)事業所数・従業者数・製造品出荷額等

事業所数	272
従業者数(人)	7,105
製造品出荷額等(万円)	16,637,435

(2)産業別事業所数

食料品製造業	45
飲料・たばこ・飼料製造業	12
繊維工業	8
木材・木製品製造業(家具を除く)	9
家具・装備品製造業	6
パルプ・紙・紙加工品製造業	8
印刷・同関連業	16
化学工業	1
石油製品・石炭製品製造業	4
プラスチック製品製造業	7
窯業・土石製品製造業	16
鉄鋼業	9
非鉄金属製造業	1
金属製品製造業	27
はん用機械器具製造業	6
生産用機械器具製造業	49
業務用機械器具製造業	3
電子部品・デバイス・電子回路製造業	7
電気機械器具製造業	8
情報通信機械器具製造業	1
輸送用機械器具製造業	11
その他の製造業	18
合計	272

資料:(1)(2)総務省・経済産業省「2024 年経済構造実態調査(製造業)」

※調査対象:日本標準産業分類における大分類、中分類、小分類又は細分類ごとに売上高(製造品出荷額等)を上位から累積し、当該分類に係る売上高(製造品出荷額等)総額の9割を達成する範囲に含まれる事業所

(事業所数・従業者数:令和 6 年 6 月 1 日現在)

(製造品出荷額等:令和 5 年 1 月～12 月)

4. 農業　(農政課、農林基盤整備課)

(1)農家戸数　(単位:戸)

総農家戸数	2,780

(2)基幹的農業従事者数　(単位:人)

総数	1,033
15～29 歳	5
30～59 歳	98
60 歳以上	930
男	688
女	345

(3)経営耕地面積規模別経営体数　(単位:経営体)

総数	1,096
0.3ha 未満	57
0.3～0.5ha	288
0.5～1.0ha	402
1.0～1.5ha	139
1.5～2.0ha	60
2.0～3.0ha	53
3.0～5.0ha	39
5.0～10.0 ha	24
10.0ha 以上	34

(4)経営耕地面積　(単位:ha)

経営耕地面積総数	2,037
田	1,592
畑	396
樹園地	49

(5)水稲の作付面積及び収穫量　(単位:ha、t)

	作付面積	収穫量
令和7年度	1,810	9,880

(令和 8 年3月13日現在)

(6)農産物販売金額別経営体数　(単位:経営体)

総数	1,096
販売なし	121
100 万円未満	673
100～300 万円	161
300～500 万円	60
500～1000 万円	40
1000 万円以上	41

資料:(1)～(4)、(6)2025 年農林業センサス
(5)農林水産省統計部「作物統計」

(7)農道の現状　(単位:m)

	総延長
令和7年度	35, 817

(令和 8 年3月31日現在)

5. 林業　(農林基盤整備課)

(1)保育形態別森林面積　(単位:ha)

経営形態別森林面積	合　計		29,469
	国　有		437
	民　有	森林研究・整備機構	233
		公　有	1,800
		私　有	26,999
現況面積	森林面積		29,469
立木地(民有林)	合　計	針葉樹	9,881
		広葉樹	16,446
	人工林	針葉樹	7,338
		広葉樹	90
	天然林	針葉樹	2,543
		広葉樹	16,356

資料:島根県農林水産部森林整備課「森林資源関係資料」
(令和 6 年度末現在)

(2)保育山林面積規模別経営体　(単位:経営体)

総数	15
5ha 未満	1
5～10ha	1
10～50ha	8
50ha 以上	5

(3)組織形態別経営体数　(単位:経営体)

総数	15
農事組合法人	－
会社	2
各種団体・組合	3
その他の法人	1
地方公共団体・財産区	－
法人化していない	9

資料:(2)(3)2025 年農林業センサス

6. 水産業　（水産振興課）

(1)漁業経営体数

【海面】

漁業地区	経営体総数	個人	会社	漁業協同組合	漁業生産組合	共同経営	官公庁学校等	専業	漁業が主の兼業	漁業が従の兼業
松　江	12	11	－	－	－	1	－	1	2	8
魚　瀬	12	12	－	－	－	－	－	11	－	1
八　束	16	15	－	－	－	1	－	10	1	4
森　山	6	6	－	－	－	－	－	－	－	6
福　浦	11	7	－	－	－	4	－	2	3	2
美保関	29	27	2	－	－	－	－	13	6	8
美保中央	51	47	4	－	－	－	－	30	6	11
笠　浦	24	23	1	－	－	－	－	10	3	10
野　井	9	8	1	－	－	－	－	4	1	3
野　波	39	36	3	－	－	－	－	19	6	11
加　賀	17	16	－	－	－	1	－	9	1	6
大　芦	8	8	－	－	－	－	－	8	－	－
御　津	22	21	－	－	－	－	1	12	6	3
恵　曇	29	27	2	－	－	－	－	16	10	1
東出雲	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

【内水面】

漁業地区	経営体総数	個人	会社	漁業協同組合	漁業生産組合	共同経営	官公庁学校等	専業	漁業が主の兼業	漁業が従の兼業
松　江	176	176	－	－	－	－	－	72	86	18

資料:「2023 年漁業センサス報告書」

第８章　　観　光　部

1. 観光部の主要事業

（1）観光宣伝広告事業

国宝松江城や堀川遊覧船などの観光施設、八重垣神社などの縁結びスポット、温泉やグルメなど松江の観光素材をさまざまな媒体やWEB・SNSなどに掲載、発信することにより、観光誘客を推進する。

（2）広域観光推進事業

尾道松江線やFDA路線などをいかし、島根県や中海・宍道湖・大山圏域観光局などの広域組織と連携し、山陽やFDA路線就航地のほか、首都圏などの大都市圏からの観光誘客を推進する。

（3）「怪談のふるさと松江」事業

小泉八雲のゆかりの地として、「怪談」をテーマにした観光プロモーションの実施、「怪談のふるさと」としての受地環境の充実などにより、観光誘客を推進する。

（4）松江水燈路事業

滞在型観光の一環として実施している「松江水燈路」を約1か月間開催する。また、松江城周辺のライトアップとあわせて松江城周辺の統一感ある光の演出により夜の魅力アップを図る。

（5）宿泊税活用事業

観光地としての認知度不足などの観光課題を解決するため、松江観光協会（DMO）と連携し、宿泊税を財源とする「マーケティング・プロモーション」、「オフシーズン（閑散期）対策」、「観光推進組織づくり」、「満足度向上・魅力づくり」の取り組みを強化し、宿泊者数と観光消費額の拡大を図る。

（6）国宝松江城観光誘客対策事業

松江城周辺の駐車場などの受け入れ環境を整備するとともに、他の国宝4城と連携して観光誘客を図る。

（7）JR との連携強化事業

京阪神 JR 主要駅において JR などとタイアップした観光 PR を行う。また、「トワイライトエクスプレス瑞風」、「WEST EXPRESS 銀河」の情報発信力を活用して、松江市の歴史と文化や観光地・特産品を PR するとともに、松江らしいおもてなしにより、リピーターにつなげる。

（8）城下町・水の都魅力発信事業

観光戦略プランに掲げるコンセプト「Authentic Japan “MATSUE” ～城下町 水の都 暮らしに息づく伝統～」に基づき、事業を展開するとともに、宿泊につながるナイトタイムエコノミーの充実を図る。

（9）小泉八雲・セツのドラマを生かして化ける松江推進事業費

連続テレビ小説「ばけばけ」の放送による盛り上がりを一過性にしないよう、プロモーションやイベント等の実施により誘客促進を図るとともに、将来にわたり「妻セツと出会い、小泉八雲が愛したまち松江」を市民が誇れるよう、機運醸成及び顕彰事業を行う。

（10）インバウンド観光推進事業

東アジア（台湾・韓国・中国）・南アジア（インド）・欧米豪（フランス・米国）を中心にプロモーションを実施するとともに、外国人観光客の受入環境整備を行う。

（11）外国青年招致事業

（一財）自治体国際化協会（CLAIR）が行う「語学指導等を行う外国青年招致事業（JET プログラム）」を利用し、国際交流員を5名配置して、国際交流の推進や海外への情報発信を図る。

（12）友好都市等交流事業

海外に5つある友好都市や小泉八雲の縁で交流のあるアイルランドと、青少年相互派遣やスポーツ交流・文化交流を通じ、国際交流の推進を図る。

（13）多文化共生推進事業

誰もが住みやすい多文化共生のまちをつくるため、「松江市多文化共生推進プラン」を策定し、外国人住民の支援や市民との交流の場の提供を行う。

2. 観光　（観光振興課・国際観光課・観光施設課）

本市は、夕景の美としじみ漁で知られる宍道湖、大山隠岐国立公園に指定される島根半島など豊かな自然を有し、また、松江城を中心とした城下町の風情、古代出雲文化発祥の地として栄えた神話や社寺・遺跡など、歴史・文化が息づくまちである。

令和2年、3年は新型コロナウイルス感染拡大の影響により、年間入込客数、年間宿泊者数とも大きく落ち込んだが、コロナ禍前には入込客数1,000万人、宿泊者数は200万人前後で推移している山陰を代表する観光地であり、昭和26年3月に制定された松江国際文化観光都市建設法により、全国では京都、奈良と並ぶ国際文化観光都市に位置付けられている。

こうした自然や歴史・文化、市内に点在する観光施設などの観光資源を有効に活用し、入込客数や宿泊者数の増加につなげるため様々な事業を積極的に展開してきた。

平成7年には観光ループバスとして「ぐるっと松江レイクライン」の運行を開始、平成9年には堀川遊覧船「ぐるっと松江堀川めぐり」の就航、平成13年には大型観光施設「松江フォーゲルパーク」の開園が主なものであり、現在では本市の核となる観光施設に成長している。また、平成23年には貴重な歴史資料を収集・保管して後世に残す博物館として「松江歴史館」を開館した。なお、平成27年度の松江城天守の国宝指定により、松江歴史館は祈祷札などの国宝を収蔵する館になった。

平成27年7月に松江城天守が国宝に指定されたことにより、平成27年と平成28年は2年連続で入込客数が1,000万人を超えた。「国宝松江城」を中心に「茶の湯文化」や「怪談」「神話」などの観光素材をいかし、首都圏などの大都市圏のほか、「中国やまなみ街道（尾道松江線）」の全線開通による広島や四国地区、FDAが就航した仙台・静岡・名古屋をはじめ各地方への観光プロモーションを強化することで、観光誘客と宿泊客の増加対策を強化した。

また、平成30年には「不昧公200年祭」「山陰デスティネーションキャンペーン」などの大型イベント、さらに令和元年には日本三大船神事のひとつと言われる「ホーランエンヤ」が10年ぶりに執り行われた。令和2年以降は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、イベントの中止や観光施設の休業などがあったが、収束を見据え、観光需要の早期喚起を図るため、宿泊・観光施設の利用促進、旅行・宿泊商品の造成、観光誘客対策・SNSを活用したプロモーションに取り組んできた。

コロナ禍後は、入込客数・宿泊者数ともに緩やかな回復傾向となっている。特に、令和7年度は松江城天守国宝指定10周年や連続テレビ小説「ばけばけ」の放送開始などの好機が重なり、前年比増となった。令和8年度は、これらの効果を一過性のものとせず、小泉八雲とセツが出会ったまち松江の魅力を市内外に発信し、誘客促進に取り組んでいく。

さらに、広域観光の推進にも力を入れており、（公財）島根県観光連盟と連携し、「縁結び」や「ご縁の聖地」をテーマにした観光振興に取り組むとともに、県境を越えて連携する組織である「(一社)中海・宍道湖・大山圏域観光局」などと連携し、この地域全体の観光振興に向けて取り組んでいる。

インバウンド観光の推進については「国際文化観光都市」としての魅力をいかし、日本政府観光局（JNTO）や中国運輸局、島根県、中海・宍道湖・大山圏域観光局、山陰インバウンド機構・松江市インバウンド推進協議会などと連携し、外国人観光客誘致に向けた認知度向上に取り組むとともに、官民一体となり外国人観光客誘致のための観光PRや受入環境整備を行っている。また、友好都市交流や国際交流員による市民の国際理解の推進に取り組むとともに、外国人住民の支援事業に取り組んでいる。

松江市総合計画に掲げる、2030年の市民の実感「世界中から松江に人が集まる」を実現するため、令和5年2月に「MATSUE観光戦略プラン2023-2029」を策定した。本プランのコンセプトには「Authentic Japan ”MATSUE”～城下町、水の都、暮らしに息づく伝統～」を掲げており、4つの基本戦略に基づき本市の観光施策を推進していくこととしている。特に、基本戦略4「観光地松江の土台づくり」に掲げる「観光推進組織づくり」については、令和7年3月に(一社)松江観光協会が観光庁の「登録DMO」に認定された。また、「新たな観光財源の検討・導入」に関しては、中国・四国地方では初めてとなる宿泊税を令和7年12月から導入し、本プランを推進するうえで基盤となる2つの重要施策を達成することができた。

(1) 主な観光施設・資源

温　泉

鹿島多久の湯	西に朝日山、東に大平山の眺めを楽しみながら入浴できる日帰り温泉施設。泉質はナトリウム・塩化物・硫酸塩温泉で、神経痛・関節痛・動脈硬化症などに効果がある。徹底したバリアフリー構造で、檜風呂、岩風呂にはそれぞれ露天風呂、水風呂、サウナがある。また個室風呂（予約制）を完備している。
玉造温泉・玉造温泉ゆ～ゆ	奈良時代初期からあり、日本最古の温泉の歴史を持つといわれ「出雲国風土記」にも紹介されている。オオクニヌシノミコトを助けて国造りをしたスクナヒコノミコトが玉造温泉を発見したとされ、昔から「神の湯」と呼ばれ老若男女が集ったといわれている。 お湯は無色透明で神経痛、皮膚病、動脈硬化症に効果があるとされている。玉造温泉街の川辺には2ヵ所、姫神広場に1ヵ所の足湯もある。また、春はサクラの名所になっている。 温泉街の中央部には、外湯施設として「玉造温泉ゆ～ゆ」があり、大浴場、露天風呂が楽しめる。また、平成23年4月には、温泉街に「神話のオブジェ」を9体設置している。平成28年の温泉総選挙2016で「環境大臣賞」、平成29年の温泉総選挙2017で「おもてなし特別賞」を受賞。
松江しんじ湖温泉	宍道湖沿いの地下1,250mから湧きだす77℃の高温良質な温泉。温泉街は宍道湖畔に位置し、宿からは湖が一望でき、早朝には曜日により湖面に浮かぶしじみ舟を見ることもできる。また、宍道湖七珍料理も温泉と合わせて堪能できる（要予約）。温泉入り口には一畑電鉄「松江しんじ湖温泉駅」があり出雲方面へも気軽に足をのばせる。 湧き出た温泉に感謝して作られたお湯かけ地蔵は松江しんじ湖温泉街の西端にあり、泉源を見守っている。健康を祈ってお参りする人も多く、市民に親しまれている。 温泉街には松江しんじ湖温泉駅などに無料で利用できる足湯施設や、外湯施設がある。
八雲温泉・ゆうあい熊野館	熊野大社の近くにある温泉宿泊施設で「健康・保養・交流」をテーマとする。大浴場や露天風呂はもちろん身体障がい者用の機能回復浴（要予約）なども完備。結婚披露宴や研修に利用できる会場や研修施設、レストランや特産物販売コーナーもある。定期にグラウンドゴルフ大会やゲートボール大会を行っている。

海水浴場

桂島海水浴場	周囲700mの小さな島、加賀港から歩道橋で渡る。国立公園の園地として遊歩道も整備してあり、海水浴や釣りはもちろん、島を散策して日本海の景色も楽しめる。休憩所（夏季シーズンのみ開設）、トイレ等設備も整っている。
北浦海水浴場	県下でも有数の海水浴場で、海岸を二分するニュッと突き出した鎮守の森があり、その左右に遠浅の白浜の美しい海が続いている。民宿の数も多く、県内はもとより、県外からも毎年多くの人が訪れ、賑わいをみせている。
小波海水浴場	青い海、白い砂浜、しかも遠浅、磯釣りのポイントも多く、キャンプ場も併設しているのでいろいろな楽しみ方ができる。休憩所、シャワー等設備も完備（夏季シーズンのみ開設）。

キャンプ場・アウトドア施設等

忌部自然休養村	標高400m の高台に位置し炊事場やファイヤー場を完備したキャンプ場。豪農屋敷での宿泊も可能。
宍道ふるさと森林公園	宍道湖や出雲平野を一望できる眺望のよさが自慢。バーベキューなどが楽しめ、グランピング棟、ログハウスやコテージ、オートキャンプサイトなど宿泊設備も整っており、家族や仲間同士でゆっくり遊べる。

公園等

弁慶の里 道の駅　本庄	松江市の本庄地区にあり、目の前には中海が広がり、その向こうに霊峰大山を望むこともできる。周辺には弁慶島、弁慶森など弁慶ゆかりの地点が点在し、弁慶の生まれ育った地として、数々の伝説が残っている。また、周辺の観光・交通情報を提供する情報コーナーのほか、本庄地区の新鮮な野菜などを販売する特産物売場や、コンビニエンスストアもある。
松江フォーゲルパーク	日本では珍しい花と鳥の公園。花のテーマ展示温室は、世界最大級の規模で、年中満開の数千種のベゴニア、フクシア、コリウスを中心とする花の別天地が楽しめる。二つの鳥の温室をはじめ、園内各所ではたくさんの鳥を見ることができ、水鳥たちにエサをやったり、フクロウやファルコンの飛行ショーを楽しむこともできる。また、動かない鳥として有名なハシビロコウやケープペンギンも人気がある。展望台からは宍道湖が一望できる。
道の駅　秋鹿なぎさ公園	宍道湖でヨット、カヌー、ペダルボート、ローボート、セーリングカッターなどが楽しめるマリンスポーツパーク。
楽山公園	松江藩主松平家二代綱隆（1631～1675）の時代に、別荘地として茶室が設けられたことに始まる。現在は、当時の池を中心に自然林を通る散策路、東屋などが整備され、落ち着いた風情を味わえる。初夏に咲くハスの花がとてもきれい。

工芸品

袖師窯	明治10年（1877）に開かれて以来続く窯元。素朴な風合いの中に繊細さを感じさせる日常食器や花器など、出雲の民芸陶器を作っている。工房見学のほか、コーヒーカップや皿への絵付け体験もできる（要予約）。
布志名焼	1750年に開窯。特色は鉛上薬を使った黄色の櫛目紋。
めのう細工	玉湯町は三種の神器の一つ「八坂瓊（やさかに）の勾玉」の発祥の地といわれている。宍道湖に臨む花仙山からは玉の材料となる碧玉やめのうが産出し、古くから盛んに玉作りが行われてきた。特に深緑の碧玉（青めのう）は「出雲石」とも呼ばれ珍重されている。玉造温泉街の近くには出雲玉作資料館があり、「古代出雲の玉作り」や「出雲めのう細工」に関する貴重な資料を展示している。
楽山窯	松江藩主松平家三代綱近のころに開かれたと伝えられている。一時途絶えたが、不昧公が布志名窯（玉湯町）から長岡住右衛門に命じ再興し、今でも優れた茶器などを作っている。
八雲塗	優雅なうるし絵の上に天然透漆を幾度もぬり重ねて磨き上げ、年数がたてばたつほど文様が浮き出てくるのが特徴。
出雲石灯ろう	宍道町来待を中心に産出する来待石を使った石作工は松江城築城ごろから隆盛をみるようになった。灯ろうは比較的安価で苔のつきが早く、庭園になじみやすい。

史跡等

出雲国府跡	奈良・平安時代の政庁跡で、柱穴に立てられた目印の木によって当時の建造物の様子を知ることができる。また、条里制の名残をとどめる付近一帯の水田は、かつて官庁街が広がっていたところである。国・史跡。

出雲国分寺跡・天平古道	奈良時代、聖武天皇の命によって造られた国分寺の跡。現在は礎石などが置かれ、金堂・講堂・僧房などの伽藍配置が一目で分かるよう復元整備されている。また、瓦・須恵器などの出土品は、八雲立つ風土記の丘資料館に展示されている。天平古道は、奈良時代に作られた幅約6m・長さ486m の道。国分寺から南に向かって一直線にひかれていることから、国分寺への道路だったと考えられている。現在は土を盛り、農道として利用されている。国・史跡。
松江城	城下町松江のシンボルで、松江開府の祖堀尾吉晴（ほりおよしはる）公が孫の2代藩主忠晴を助け、慶長12年（1607）から足掛け5年の歳月をかけて慶長16年（1611）に築城した。別名「千鳥城」とも呼ばれる。山陰地方で唯一現存する天守は黒塗りの下見板で覆われており、その荘重かつ優美な姿は訪れる人々を魅了する。さらに、最上階から360度にわたって見渡す街並みの眺めは圧巻。園内は桜や椿・ツツジの名所で、椿・桜の時期には「お城まつり」が開催され、多くの人で賑わう。国・史跡。天守は国宝。
山代二子塚・大庭鶏塚	山代二子塚は、墳丘の全長が約94m にもなる県内最大規模の前方後方墳で、日本で初めて「前方後方墳」の名称がつけられた古墳。近くにガイダンス施設「ガイダンス山代の郷（入館無料）」がある。1辺が約42m の大庭鶏塚は、2方向に突出した造りだしがあるのが特徴。いずれも、国・史跡。
出雲玉作史跡公園	玉作り工房の原状保存施設、茅葺きの復元工房などが整備された公園。全域が国・史跡。
古墳の丘古曽志公園	古曽志大谷1号墳の実物大模型（全長46m の前方後方墳）をはじめ、地球の誕生から人類の出現までが分かる「地球46億年をわたる橋」などがあり、古代史を楽しく学べる。
田和山史跡公園	田和山遺跡は、弥生時代前期から中期にかけての遺跡で、小高い丘の斜面に三重の環壕があり、その外側に集落のある極めて特異な遺跡で、祭祀の場とも城跡ともいわれる謎の多い遺跡。弥生時代の建物も復元されている。（ガイドあり） 公園の一部が国・史跡。

自然・景観

江島大橋	平成16年10月に開通した八束町江島と境港市を結ぶ橋。全長1,446m、中央径間は250m に達し、PC ラーメン橋としては東洋一。
加賀の潜戸・潜戸遊覧船	新潜戸：3つの入り口を持つ延長200m の海中洞窟。佐太大神誕生の時、母神が金の弓矢を射通してきたといわれている。国・名勝及び天然記念物。 旧潜戸：賽の河原のある洞門で、亡くなった小さな子ども達が積むという石の塔が並ぶ。 加賀港から潜戸を遊覧船で遊覧できる（3月中旬から11月末まで運行）。新潜戸は船内から眺めることができ、旧潜戸は歩いて見学できる。所要時間は1時間程度で船頭さんが詳しく説明してくれる。
宍道湖	全国で7番目に大きい宍道湖は真水と海水の混ざりあった汽水湖。特に刻々と表情を変える夕景の美しさは絶景で、水都松江の象徴になっている。夕日観賞は白潟公園から国道9号線にかけての湖岸がおすすめ。島根県立美術館から嫁島町の湖畔が「夕日スポット」として整備されている。
関の五本松公園	シーズンには5,000本のツツジが一斉に咲き、公園からは美保関漁港や大山を見渡すことができる。また民謡に謡われている「関の五本松」は有名。
大根島	ボタンの生産日本一の大根島は、4月中旬から5月上旬にかけてボタンの花が咲き誇り、全国から訪れる大勢の人々で賑わう。また、江戸時代より続く雲州人参の産地としても有名。

美保関灯台・地蔵崎	島根半島の最東端、地蔵崎にある美保関灯台は、明治31年に造られた山陰地方を代表する美しい石造りの灯台で、平成10年に「世界の歴史的灯台100選」に選ばれた。隣りの寄棟の建物は、看守の宿舎だったところで、常時4家族がここに暮らし灯台を守った。今は日本海を一望するビュッフェとなって、行きかう船や、天気の良いときには隠岐島をながめながら休憩することができる。 美保関灯台、美保関観光ビュッフェは平成19年10月に全国の現役灯台では初めて国の登録有形文化財に登録され、令和4年2月には国の重要文化財に指定された。また、灯台で使われていた巨大な初代レンズが、ビュッフェ内に展示され、市民・観光客に親しまれている。
熔岩隧道	19万年前の噴火の時に大根島と一緒にできたといわれている。島の東南端にある第一熔岩隧道(通称「幽鬼洞」)は特別天然記念物に、島の中央にある第二熔岩隧道(通称「竜渓洞」)は天然記念物に指定されている。入り口は施錠されているが、「竜渓洞」は事前申込みでガイドと一緒に入ることができる。
嫁ヶ島	今から1200万年前の火山活動でできた宍道湖に唯一浮かぶ島である。周囲240mあり、湖に落ちてなくなった若い嫁の身がらとともに浮かび上がったという伝説がある。松江城初代城主 堀尾忠晴が、宮島の厳島神社から勧請して弁財天を祀ったことから弁天島とも呼ばれる。夕日に染まる湖に浮かぶ島のシルエットの美しさは、宍道湖の夕景をよりすばらしいものにしている。

神社・仏閣

朝日山・朝日寺	奈良時代の僧、行基の創建といわれる真言宗大覚寺派の古刹。朝日山山頂付近にあり閑静な雰囲気に包まれている。江戸時代には松江藩主の祈願所として栄え、現在は出雲札所霊場として春先に巡礼の姿が多く見られる。また朝日山頂上からは、宍道湖・日本海の景色を一望できる。
石宮神社	この神社にある巨石は「出雲風土記」に記された「犬石」「猪石」であろうと推定されている。大国主命が犬を使って猪狩をしていたところ、その犬と猪が石に転じたという神話を残し「宍道」の地名の由来となっている。
圓成寺	慶長16年(1611)、松江城を築いた堀尾吉晴が、富田城下にあった寺を松江市国屋町に移し瑞応寺としたが、後に入国した京極忠高が現在の地に移し、初代城主忠晴の法号にちなみ圓成寺と定めた。堀尾氏3代の菩提寺で、堀尾忠晴(吉晴の孫)の木像や五輪塔など、堀尾氏ゆかりの遺品が残されている。華道小原流創始者・小原雲心の墓所があることでも知られている。
神魂神社	「イザナミノミコト」を主祭神とする古社で、出雲国造家と格別に関係が深い。通称「大庭の大宮さん」。本殿は、宇豆柱の壁からの張り出しが著しいなど古式を伝え、現存する大社造りの社殿のうち最も古いことから、国宝に指定されている。参道の苔むした石段が、より荘重な雰囲気を醸し出している。
熊野大社	祭神はヤマタノオロチを退治した伝説を持つスサノオノミコト。出雲大社とならぶ古社で出雲の国一の宮として崇拝されている。毎年10月15日には出雲大社の古伝新嘗祭にいる火を拝戴する鑽火祭が奉仕される。
月照寺	松江藩主松平家の菩堤寺で、初代直政(なおまさ)から九代斉貴(なりたけ)までの墓がある。墓所と廟門は当時のものがほぼ完全な姿で残っており、その閑雅さを小泉八雲も絶賛したという。唐門正面にある七代藩主治郷(不昧公)の廟門は、名工・小林如泥の作で、飾りのブドウの透かし彫りなどが見事である。境内にある大きな亀の背にのった石碑は六代藩主の寿蔵碑で、この大亀は夜ごと町へ散歩に出たという伝説がある。静寂な境内には四季折々の花が咲き、特に6月中旬からはあじさいの花が所狭しと咲き誇り、「山陰のあじさい寺」として多くの観光客が訪れる。国・史跡。初代・七代廟門は、島根県有形文化財。

佐太神社	「出雲国風土記」にも登場し、佐太御子社と記されている古社。本殿は三殿並立という珍しい大社造で、重要文化財に指定されている。祭礼は、11月20～25日に行われる神在祭（お忌さん）と9月24日の御座替神事が有名で、御座替神事の翌日に奉納される佐陀神能は、昭和51（1976）年に重要無形民俗文化財に指定され、平成23（2011）年にはユネスコ無形文化遺産に登録された。
城山稲荷神社	松江藩の基礎を築いた松平直政が勧請した神社で、名工・小林如泥作の木狐等を社蔵としている。小泉八雲は境内を囲む石の狐を大変好み、よく訪れていたという。日本三大船神事・ホーランエンヤでも有名。
白潟天満宮	菅原道真公をまつった神社で、地元では「天神さん」と呼び親しまれている。毎年7月24～25日に開催される夏まつりでは、御輿が繰り出されたり、多くの露店が立ち並ぶなどしてにぎわう。
菅原天神の里	宍道湖に流れる来待川の上流、菅原地区に鎮座する天満宮は、代々松江藩主の崇敬を受け、学問の神様として今も受験生や親たちが参詣する。学問の神様「菅原道真」の生誕地としての伝説もある。菅原梅ノ木天神大教会には、「産湯池」や「御手植鼻繰梅」など道真公ゆかりとされる遺蹟が保存されている。そば処天神館は毎週土、日と毎月25日に営業。そば粉100％のそばを提供している。
大雄寺	松江開府の際に広瀬町から移された法華宗の寺で、静寂さの中に心落ち着く風情をかもしだしている。石垣と白壁の山門をくぐると、左側に小泉八雲の「飴を買う女」の舞台となった墓地がある。この怪談は、母親が赤ん坊のために幽霊となって飴を買いに来るという物語で、母の愛の強さを訴えている。
天倫寺	天倫寺からの眺望は宍道湖十景・松江八景にあげられたほどの絶景である。鐘楼にある梵鐘は朝鮮鐘で重要文化財。
普門院 （観月庵）	松江城鎮護の寺。小豆とぎ橋で謡曲杜若（かきつばた）を謡うと恐ろしいことが起こるという伝説があり、小泉八雲も怪談として紹介している。また、八雲も手ほどきを受けた三斎流の茶室「観月庵」（市指定建造物）や、荒川亀斎の造った芭蕉像を安置する「芭蕉堂」などがあり、町なかとは思えない静寂が漂っている。
枕木山・華蔵寺	天長2年（825）智元上人の開基と伝えられている。慶長12年（1607）、堀尾吉晴が松江城を築城する際、ここが鬼門にあたることから祈願寺とし、松平直政が明暦3年（1657）に再興した。薬師堂に安置される薬師如来坐像は重要文化財。境内のお成り門・鐘楼門は市指定文化財。
玉作湯神社	玉作湯神社境内の奥には、古くから「湯山主之大神」として崇められてきた丸い自然石「願い石」があり、この石に「叶い石」と呼ばれる天然石を重ねて願うことが人気となっている。
真名井神社	茶臼山（神名樋野）の東南麓にある神社で、伊弉諾尊（いざなぎのみこと）が主祭神。『出雲国風土記』にも登場する古社で静寂な空気に包まれた境内は、心を落ちつかせる。かつては真名井の滝付近にあったともいわれている。本殿は県指定建造物。
美保神社	本殿は美保造りと呼ばれ、大社造りを2棟並べた独特のもので、左殿に三穂津姫命、右殿にえびす様として知られる事代主命が祀られている。漁業、海運、商売、歌舞音曲の神として全国に事代主命を御祭神とする神社が3,385社あり、美保神社はその総本宮である。本殿は重要文化財。本殿以外の拝殿、回廊、神門などの諸建物は、大正期に伊東忠太や角南隆の指導を受けて整備された。拝殿は国の登録有形文化財。江戸時代から美保神社に奉納された846点の楽器類は、国の重要有形民俗文化財。

八重垣神社	神話「八岐大蛇（やまたのおろち）」で、大蛇を退治した素盞嗚尊（すさのおのみこと）と稲田姫命（いなたひめのみこと）が新居を構えた場所であることから、縁結びの神社として知られている。宝物殿には、2人の姿を描いた壁画があり、神社の障壁画としては日本最古のものといわれ重要文化財に指定されている。稲田姫命が自分の姿を映したといわれる「鏡の池」には、硬貨を占い用紙に浮かべて早く沈むほど早く良縁に恵まれるというご縁占いがある。
六所神社	律令時代の出雲国総社で、古くは朝廷からのお参りがあり、当時の絵図が伝わっている。出雲国の国司が出雲国内の神々を招き奉り、諸神事を執り行ってきた社である。

茶室

菅田菴	かつての松江藩家老有澤家の山荘にある茶室。不昧公の指図により建てられたもので、蒸し風呂式の御風呂屋が待合をかねているなど、形式にこだわらない試みが随所に見られる。林を抜けて続く菅田菴への小道も風情がある。庭園は国の史跡及び名勝に、建造物は重要文化財に指定されている。
明々庵	松江藩松平家七代藩主松平治郷（不昧公）の好みによって有澤家の家老屋敷内に建てられた茶室で、現在は松江城を望む高台に移築されている。茅葺の入母屋に掛けられている額「明々庵」は、不昧公の直筆である。県指定有形文化財。
観月庵	普門院の境内にあり、七代藩主松平治郷と親交が厚かった住職観月庵恵海が開いたもの。小泉八雲もここでお茶のてほどきをうけた。

博物館・美術館・資料館等

出雲かんべの里	出雲地方に伝わる民話や神話、伝統工芸を楽しく体験できる施設。「民話館」では、マジックビジョンによる「耳なし芳一」の上映や、語り部による昔話の生の語りを行っており、「工芸館」では、籐工芸・木工・機織り・陶芸といった伝統の技を紹介している。工芸館は工房も兼ねており、直接話を聞きながら技術に触れられ、予約をすれば、製作体験もできる。敷地内には、ヤマザクラなど群生する「自然の森」、様々な水生植物が自生する「自然観察園」がある。
出雲玉作資料館	全国で数少ない玉作りに特化した本資料館には、常設展として「古代出雲の玉作り」を柱に「出雲のめのう細工」「布志名焼」など見ごたえのある数々の展示がある。その他、町内の考古・民俗・古文書などの研究・収集を進め、その成果を公刊し、郷土史教室を開催するなど、地域に密着した幅広い普及活動を行っている。
カラコロ工房	昭和13年に建てられた日本銀行松江支店の建物を改修し、銀行だった頃の姿を各所に残しつつ工房や体験教室などからなる複合施設として誕生した。平成28年2月には国の登録有形文化財に指定され、令和6年10月には大規模改修工事を経て、新しい魅力を備えた複合施設に生まれ変わった。山陰の食材を使ったグルメ、松江を中心とした地元のお土産物、松江ならではの文化体験が楽しめるスポット。
来待ストーン	来待石の歴史、文化、地質をわかりやすく紹介するミュージアム、来待石の彫刻体験など来待石を使った体験ができる来待石工房、来待釉薬（来待石を粉にした物）をはじめ様々な釉薬を使用した陶芸体験、絵付け体験ができる陶芸館がある。来待石のトンネルを抜けると目の前に広がるミュージアム前の石の広場は、第4回しまね景観賞で大賞を受賞し、宍道湖の夕日に勝るとも劣らない素晴らしい景色で訪れる人を魅了する。年2回地域の自然科学や民俗学の企画展を開催している。

小泉八雲記念館	松江で最も城下町らしいたたずまいを残す塩見縄手(しおみなわて)の西端にあり、小泉八雲旧居に隣接している。小泉八雲の資料を保存・公開し、その功績を後世に伝えるための資料館。著作「知られぬ日本の面影」など松江を世界に紹介した小泉八雲の自筆原稿や遺品、妻セツの英単語帳など、収蔵品は1千点以上におよぶ。八雲が愛用していたキセルや文机は、文豪八雲の執筆の様子を思い起こさせる。平成 28 年7月リニューアルを実施した。
小泉八雲旧居 (ヘルン旧居)	小泉八雲が明治 24(1891)年 6 月から 5 か月間、セツ夫人と暮らした武家屋敷。八雲は明治 23(1890)年中学校教師として赴任し、松江には 1 年 3 か月間在住した。八雲が著作「知られぬ日本の面影」第 16 章「日本の庭」で描写している光景が今も当時のまま残っている全国でも唯一の遺構であり、幕末期の中級武士の武家屋敷としても、建物や庭、周辺の景観が現在まで良く保存されている全国的に希有な国指定史跡。
島根県立美術館	宍道湖畔に建つ、水との調和をテーマにした美術館。モネやクールベなどの水をテーマにした国内外の絵画を収集展示しているほか、ロダンをはじめとする彫刻、島根ゆかりの作家の作品、日本の版画や国内外の写真などを展示している。館内のミュージアムショップでは、オリジナルグッズなどを販売。宍道湖の夕日鑑賞におすすめのスポットで、3～9月は、日没後 30 分まで開館時間を延長している。
田部美術館	雲南市(旧吉田村)の田部家に伝わるコレクションの中から、不昧公ゆかりの茶器や愛蔵品など茶道具を中心に展示している。不昧公の所蔵だった「秋埜(あきの)」の銘のある青井戸茶碗などの名品もあり、茶どころ松江らしい美術館である。
武家屋敷	塩見縄手には、かつて松江藩の中～上級藩士の屋敷が並んでいた。この武家屋敷も、約 275 年前の藩士が屋敷替えによって入れ替り住んだところである。刀だんすやお歯黒道具をはじめ当時の家具調度品、生活用具などを展示している。来客用玄関から座敷まわりは立派な造りになっているのに対し、私生活部分は質素にするなど、公私のけじめをつけていた武家の暮らしぶりが偲ばれる。平成 30 年 8 月からは明治期の図面をもとにした復元工事により、リニューアルしている。
興雲閣	明治36年竣工。和風の意匠を随所に取り入れた擬洋風建築。明治40年に皇太子嘉仁親王(後の大正天皇)行啓の御旅館として使用された。保存修理工事を経て平成 27 年 10 月にリニューアルオープンした。
松江歴史館	松江城の東に隣接する武家屋敷風の外観の博物館で、松江城天守とともに国宝になった祈祷札などを収める国宝収蔵館。江戸時代を中心とした松江の歴史を映像などで紹介する基本展示室、テーマを変えて展示を行う企画展示室のほか、松江城天守と日本庭園を借景とした大広間、和菓子を味わえる「喫茶きはる」、ミュージアムショップ「縁雫(えにしずく)」を備える。
松江ホーランエンヤ伝承館	平成24年10月にオープン。松江歴史館に隣接し、館内では、ホーランエンヤで使われる衣装や道具を展示するとともに、五大地(5地区保存会)ごとの特徴や違いを映像などで紹介している。シアターは過去の記録映像を放映し、祭りの臨場感を体験できる。中庭には、約1/2 の大きさの櫂伝馬船の模型があり、鮮やかな装飾を間近で体験できる。
メテオプラザ	美保関いん石を展示紹介する「メテオミュージアム」を中心に、リラックスルームなどを備えた多目的施設。隠岐への玄関口として隠岐航路のターミナルにもなっている。
八雲立つ風土記の丘・展示学習館	前方後方墳を型どった資料館では、埴輪・鏡・大刀など重要文化財や、周辺地域から出土した資料を展示している。近くには風土記植物園や復元古代住居があり、古代の風景を偲ばせている。

由志園	山陰一の規模を誇る池泉回遊式日本庭園では、春の牡丹、夏の菖蒲、秋の紅葉、冬の寒牡丹など四季の花々が美しく咲いている。また「牡丹の館」では、色鮮やかな大輪の牡丹を一年中見ることもできる。眺めの良い喫茶やお食事所もおすすめ。(全園バリアフリー対応)
安部榮四郎記念館	昭和 43 年、重要無形文化財「雁皮紙(がんぴし)製作技術保持者」いわゆる人間国宝に認定された(故)安部榮四郎の手すき和紙を中心に、生活の中で使われていた紙製品や明治から昭和にかけての 70 年余りにわたる紙の歴史などを展示している。手すき和紙の体験も行っている。

広場・通り等

青石畳通り	美保関は中世から「地乗り」といわれる沿岸航路の拠点として栄え、美保神社から佛谷寺までの青石畳通りは多くの人々でにぎわっていた。当時の面影を残す町並みと青石畳の道が、落ち着いた雰囲気を醸し出している。
京店カラコロ広場	京橋川沿いに広がるヨーロッパスタイルの広場。壁には松江を愛した小泉八雲のレリーフがあり、広場を囲んで様々な飲食店があり、食事をしてもよし、ちょっと一息いれてもよし、水辺で心地よい時間が過ごせる。広場の前には京橋川に沿ってレトロな街灯が並ぶテラス式遊歩道があり、堀川遊覧船「ぐるっと松江堀川めぐり」の乗船場がある。
塩見縄手	武家屋敷や小泉八雲旧居など、江戸時代の伝統的な様式の建築物が立ち並び、松江で最も城下町らしいたたずまいを残している通りで、松江市の伝統美観保存区域に指定されている。かつて二百石から六百石取りの中老格の藩士の屋敷が並んでいた。堀沿いに立ち並ぶ老松も堀川の流れとあいまって江戸時代さながらの風情を漂わせている。
はにわロード	八重垣(やえがき)神社と、神魂(かもす)神社を結ぶ 1.6km の遊歩道。周辺には史跡の案内板のほか、馬や鹿をかたどったはにわが飾られている。高床式建物をモチーフにした休憩所もあり、歩きながら周辺の歴史遺産に親しむことのできるルートである。
宍道湖夕日スポット	宍道湖夕日スポットは、宍道湖に沈む夕日が、嫁が島とともに見える絶景ポイントに、湖沿いを歩ける歩道や、腰掛けて夕日を楽しむことができるテラスなどが整備された場所。道路の向こう側に整備された 36 台の駐車場からは地下道が設備されており、より安全にスポットへ渡ることができる。

遊覧バス・観光バス等

観光ルートバス「ぐるっと松江レイクライン」	松江城や武家屋敷、小泉八雲記念館、島根県立美術館など、市街地と近郊の主要観光スポットを結ぶ、松江めぐりにぴったりの周遊バス。宍道湖の夕日をイメージした赤い車体と茶の湯文化を象徴する緑の車体が旅情豊かな市内の観光ルートを約 50 分(嫁ヶ島ルートは約 60 分)でめぐる。
堀川遊覧船「ぐるっと松江堀川めぐり」	松江城を取り囲む堀川は、松江城築城のときにつくられた。船は堀川を約 50 分かけてゆっくりと遊覧する。船上から眺める松江の街並みはどこか懐かしく、水辺を彩る草花や水鳥が四季を感じさせてくれる。航路を一周すると、17 もの橋をくぐり抜け、そのうち 4 の橋をくぐるときは橋の高さにあわせて屋根が下げられ、乗り合わせた人たちとの語らいを一層楽しいものにさせてくれる。令和 9 年 7 月をもって運航開始から 30 周年を迎える。
宍道湖観光遊覧船はくちょう号	宍道湖のクルージングが楽しめる遊覧船。約1時間の乗船で、宍道湖の風に吹かれながら、松江市周辺の景色が楽しめる。特に日没時間に合わせて運航する最終便、サンセットクルージングは格別で、宍道湖に夕日が沈む様子を湖面から楽しむことができる。

(2) 主な観光行事とまつり　※開催時期は年によって異なることがあります。

月	名　称	場　所
1月	古式祷(とう)渡し式	神魂神社
	左義長しゃぎり	本庄町
	片江とんどさん(墨付け祭り)	美保関町片江
	左吉兆とんど	魚瀬町
	星上寺の大餅っつあん	星上寺
2月	秋鹿の大餅っつあん	大日堂
	節分祭	熊野大社
3月	お城まつり(～4 月上旬)	城山公園
	白潟天満宮祭	白潟天満宮
	玉造温泉桜まつり	玉湯町
4月	島根町さくら祭り	島根町
	松江武者行列	松江市内
	青柴垣神事	美保神社
	流鏑馬神事	美保関町千酌・爾佐神社
	御櫛祭(御田植神事)	熊野大社
	茶せん供養	月照寺
	森の誕生日	宍道ふるさと森林公園
	大根島ぼたん祭	八束町各所
5月	直会祭	佐太神社
	身隠神事	八重垣神社
	松江神社例祭(春)	松江神社
	華蔵寺例祭	枕木山・華蔵寺
7月	海のまちサマーフェスティバル	島根町
	全日本海上綱引き選手権大会	美保関町
	玉造温泉夏まつり	玉造温泉
	白潟天満宮夏祭(天神祭)	白潟天満宮
	れんげ祭	宍道町
	川から海へ大航海in鹿島	鹿島町

月	名　称	場　所
8月	松江水郷祭	宍道湖・末次公園周
	盆花市	天神町
	やくも夏まつり	八雲町
	万灯会	月照寺
	御津みなと祭	鹿島町御津
	とうろう流し	松江大橋付近
	武内神社大祭	武内神社
	菅原天満宮夏季例祭	菅原天満宮
9月	トーレトーレ御神事	平濱八幡宮
	城山稲荷神社例祭	城山稲荷神社
	御座替神事	佐太神社
	松江水燈路(～10 月中旬)	塩見縄手周辺
10月	松江城大茶会	松江城周辺
	関乃五本松節全国優勝大会	メテオプラザ
	六所神社例祭	六所神社
	鑽火祭(亀太夫神事)	熊野大社
	松江祭鼕行列(どうぎょうれつ)	松江市内
	ガッチ祭	島根町
	神魂神社大祭	神魂神社
	八重垣神社例祭	八重垣神社
	護国神社例大祭	松江護国神社
	島根町ふれあいフェスティバル	島根町
11月	菊花展	松江城
	松江神社例祭(秋)	松江神社
	筆供養	圓成寺
	堀尾公法要	圓成寺
	神在祭	神魂神社
	お忌みまつり(神在祭)	佐太神社
12月	諸手船神事	美保神社
	御釜神事	神魂神社

(3) 主な特産品

宍道湖七珍	宍道湖でとれる魚介類のうち、白魚・あまさぎ(わかさぎ)・すずき・鯉・もろげえび・しじみ・うなぎの七品をいう。
和菓子	金沢の「長生殿」、長岡の「越乃雪」とともに天下の三大銘菓と称される「山川」を筆頭に、「若草」、「菜種の里」と茶人、松平不昧公好みの銘菓が現在まで伝えられている。その他にも茶の湯がさかんな当地では和菓子の種類が多い。
ぼてぼて茶	熱いお茶の中にしいたけ、高野豆腐、煮豆などの具を入れたもの。よく泡立つように茶の花を入れて煮出した番茶を、熱いうちに長めの独特な茶筅でたてると、泡立ってくる。この時「ぼてぼて」と音がするのが名前の由来という。松平不昧公の時代には飢饉の時の非常食だったといわれている。

あごのやき	日本海で5月から9月にかけてとれる飛魚(あご)のすり身を炭火で焼き上げたもので、暖かい季節に火のそばでする作業なので、屋外で行うことが多く、それが「野焼き」の名の由来という。
津田かぶ漬	津田かぶは、松江藩松平家初代藩主松平直政の時代に近江国(滋賀県)から伝来し、城下の野菜の需要の大半をまかなっていた津田村で栽培が始められたといわれる。このかぶを生干してからぬか漬けしたもので、出回る時期は、11月から3月頃まで。
八雲塗	代々松江藩お抱え駕籠塗職人の家に生まれた坂田平一が、明治になり職を失ったため、考案した伝統工芸品。その塗手法は、布着せ本堅地で、錆研ぎの上へ中塗りせずに削り墨を引き、すぐに絵付けをする。それにすず粉で模様を描き、中へ朱・黄・茶・緑などの固練りで塗り、さらに乾燥した黒目漆を薄く塗り軽く炭研ぎをし、それに油分のない朱分漆を塗って、胴擦り仕上げをするというものであった。これが時の島根県知事籠手田安定の目にとまり、知事や友人の勧めで「八雲塗」の名をつけて販売されるようになった。
楽山焼	楽山焼は三代目綱近が、長州毛利氏に依頼して、延宝5年(1677年)倉崎権兵衛重由を招いたことに始まる。権兵衛重由は朝鮮からの帰化人、季敬(初代高麗左衛門)の高弟で、伊羅保写・高麗写などを得意とした。天明6年(1786年)いったん中絶したが、七代藩主松平治郷(不昧)は、玉湯町の布志名窯にいた長岡住右衛門貞政を起用し再興した。茶陶、ことに伊羅保系は茶人の間で愛好されている。
袖師焼	玉湯町出身の尾野友市が、布志名・楽山・宝永山で修行したのち、明治10年(1877年)に良質の陶土がある市内上乃木町皇子坂に開窯したのが始まりである。2代目岩次郎が、明治26年(1893年)に宍道湖岸の袖師浦の現在の地に窯場を移し、京都、瀬戸、有田その他の窯業地を訪ねて研究のすえ、従来の布志名焼と趣を異にした雅味あふれる陶器を創作し、松江焼または磯出焼と命名したが大正15年(1926年)松江出身の小原流華道の家元小原光雲のすすめで袖師焼と改めた。釉薬には地釉が多く使われるのが特徴で、茶器、食器、花器、酒器など主に作っている。
めのう細工	出雲地方は古来よりめのうの産地で、朝廷に献納した歴史もある。玉湯にある花仙山から産出する青めのうは古代から勾玉などに加工されており、現在も装飾品として珍重されている。
来待石・石灯籠	特産の来待石は、コケが生えやすく庭の中に溶け込みやすいことが魅力となって、石灯籠だけでなく庭園の「石の美術品」の材料としても人気が高く、その軟らかな石質も、細やかな彫刻を施すのに適している。

(4)観光地別観光客入り込み延べ数

【旧松江地域】 (単位:人)

観光地・観光施設名	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
(1) 宍道湖遊覧船	8,258	9,706	12,982	12,459	12,070
(2) 松江城	172,076	275,198	373,237	402,049	421,404
(3) 小泉八雲記念館	29,059	45,967	64,340	86,268	142,530
(4) 武家屋敷	26,256	41,853	59,322	68,680	66,150
(5) 八雲立つ風土記の丘	10,526	15,112	14,361	14,948	14,376
(6) 出雲かんべの里	46,651	56,704	52,544	104,161	108,042
(7) 松江しんじ湖温泉	181,165	240,798	297,761	305,830	300,612
(8) 松江歴史館	70,166	82,592	99,624	138,983	205,045
(9) ぐるっと松江レイクライン	70,638	94,428	100,491	97,321	136,811
(10) ぐるっと松江堀川めぐり	96,967	153,295	200,920	190,207	197,185
(11) 松江・堀川地ビール館	26,893	43,090	64,694	69,464	72,562
(12) 秋鹿なぎさ公園	8,093	8,579	8,332	9,458	10,741
(13) 島根県立美術館	38,936	261,299	290,738	240,645	309,722
(14) カラコロ工房※R5.41～R6.10.1 休館	172,885	200,547	53,077	112,320	326,037

(15) 松江フォーゲルパーク	136,953	166,994	200,094	193,122	185,497
(16) 松江ホーランエンヤ伝承館	4,056	5,734	6,005	7,012	6,935
(17) 興雲閣	112,220	168,211	226,626	239,948	239,635

【鹿島地域】 (単位:人)

観光地・観光施設名	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
(18) 佐太神社	93,200	154,100	192,500	216,850	249,800
(19) 島根原子力館	29,517	30,125	38,145	43,978	45,867
(20) 恵曇海岸(釣り)	25,900	28,300	28,800	31,000	32,800
(21) 古浦海水浴場	1,630	7,400	20,000	27,200	28,800
(22) 鹿島多久の湯	127,611	116,093	138,781	133,606	142,677

【島根地域】 (単位:人)

観光地・観光施設名	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
(23) 加賀の潜戸	7,690	130	2,290	2,100	1,930
(24) 潜戸遊覧船	4,034	2,992	4,298	5,419	4,053
(25) 小波海水浴場	170	0	12,000	7,300	7,600
(26) 桂島海水浴場	150	7,300	7,000	5,300	5,500
(27) その他海水浴場(大芦、野波、多古、沖泊、瀬崎)	3,300	15,500	15,700	17,000	17,300
(28) 小波キャンプ場	0	0	943	812	799
(29) 桂島キャンプ場	0	1,000	1,500	1,060	880
(30) 島根町全域(釣り)	63,940	63,420	62,270	58,940	56,160
(31) マリンゲートしまね	2,581	4,404	4,444	1,732	1,545

【美保関地域】 (単位:人)

観光地・観光施設名	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
(32) 美保神社	515,900	612,200	720,900	784,400	849,400
(33) 美保関灯台	359,170	363,894	352,130	397,763	278,572
(34) 北浦海水浴場	28,266	29,038	20,978	24,240	25,108
(35) メテオプラザ	17,023	22,025	23,175	17,207	15,445
(36) 美保関町全域(釣り)	90,620	88,830	89,540	90,460	91,400

【八雲地域】 (単位:人)

観光地・観光施設名	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
(37) 熊野大社	138,000	242,000	270,000	274,000	288,000
(38) 安部榮四郎記念館	1,847	1,616	2,245	2,829	2,510
(39) ゆうあい熊野館	124,761	112,866	129,429	119,104	116,540
(40) ホットランドやくも	36,781	33,990	32,946	29,487	28,239

【玉湯地域】 (単位:人)

観光地・観光施設名	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
(41) 玉造温泉	337,747	413,668	494,495	504,502	498,524

(42) 玉造温泉ゆ～ゆ	123,421	125,231	164,358	174,280	180,436
(43) 出雲玉作資料館	3,664	4,385	7,410	8,408	6,919
(44) 玉作湯神社	46,428	72,459	77,061	71,707	69,811

【宍道地域】 （単位:人）

観光地・観光施設名	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
(45) ふるさと森林公園	39,117	48,775	48,161	45,254	42,397
(46) 玉造温泉カントリークラブ	32,720	35,236	35,038	35,615	34,452
(47) 来待ストーン	16,790	14,177	17,584	16,446	22,231

【八束地域】 （単位:人）

観光地・観光施設名	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
(48) 由志園	147,321	191,793	253,587	223,185	234,690
(49) 熔岩隧道	496	441	741	987	964
(50) 中村元記念館	4,811	4,629	5,302	6,026	6,481

【東出雲地域】 （単位:人）

観光地・観光施設名	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
(51) 黄泉比良坂	590	1,000	7,110	15,750	10,900

資料:島根県観光振興課「島根県観光動態調査結果表」

(5)松江市の友好都市

国　名	都　市　名	友好都市締結年月日
アメリカ	ルイジアナ州 ニューオーリンズ市	1994年3月26日
中　国	吉林省 吉林市	1999年11月9日
韓　国	慶尚南道 晋州市	1999年11月10日
中　国	浙江省 杭州市	2003年10月17日
中　国	寧夏回族自治区 銀川市	2004年9月24日

第９章　　文化スポーツ部

1. 文化スポーツ部の主要事業

(1)文化力を生かしたまちづくり推進事業

「松江の文化力を生かしたまちづくり条例」及び「松江市伝統文化芸術振興計画」において、市民の暮らしの根底にあり、市民の誇りとなりうる力を「松江の文化力」とし、その松江の文化力を支える柱として、7つの伝統文化芸術(①古代から近代までの豊富な文化財、②地域に根づく伝統文化、③市民生活に根づく茶の湯文化、④小泉八雲が五感で感じた松江の生活文化、⑤市民とともに育む文化芸術活動、⑥伝統文化芸術活動の拠点となる施設、⑦宍道湖、堀川、中海等の松江的景観)を定めている。

めざすべきまちの姿「誰もが松江の伝統文化芸術を誇りに思い、心豊かになれるまち」の実現に向け、「松江市伝統文化芸術振興計画第２期実施計画」に基づき、「知る」「育てる」「伝える」「創造する」「活用する」「支える」の6つの取組の視点を取り入れながら、松江の文化力を生かしたまちづくりを推進している。

(2)ジオパーク推進事業

貴重な地質・地形、歴史・文化、生物・生態を保全・保護するとともに、教育やジオツーリズムなどを通じて、持続可能な地域づくりや地域振興、観光振興などを実現するため、神話の地ならではの「出雲国風土記の自然と歴史に出合う大地」をテーマに、本市と出雲市、島根大学を事務局とする「島根半島・宍道湖中海(国引き)ジオパーク推進協議会」を中心に産学官が連携して取組を推進している。

(3)文化財保存整備事業

貴重な文化財を将来へ確実に承継することを目的に、保存及び活用に必要な修理や環境整備等を行う。

今年度は、平成 30 年度から継続整備中の松江藩主松平家墓所(史跡)、令和元年度から継続修理中の木幡家住宅(重文)の修理等を重点的に保存整備事業の支援や実施に取り組む。

(4)美保関重要伝統的建造物群保存地区推進事業

松江市美保関伝統的建造物群保存地区を後世へ継承していくため、保存事業を実施するとともに、制度を活用したまちづくりを住民と協力して行う。

(5)地域の文化財調査・発信事業

令和３年 12 月策定の「松江市文化財保存活用地域計画」に基づき、公民館区ごとに地域住民とともに文化財調査を実施することにより、各地域が持つ歴史文化の特徴を明らかにし、刊行物等を通じてその成果を発信する。

(6)埋蔵文化財発掘調査事業

文化財保護法の規定に基づき、開発行為に伴う埋蔵文化財の分布調査、試掘調査、本発掘調査を実施するとともに埋蔵文化財の調査・研究・活用を進める。

(7)松江城保存整備事業

国宝松江城天守及び史跡松江城の保存活用計画に基づき、文化財の本質的価値を保存するための事業を年次的に行う。今年度は令和７年度に策定した史跡松江城整備基本計画に基づき史跡の整備に着手するとともに、令和７年度に策定した国宝松江城天守保存修理工事基本計画に基づき保存修理工事の実施設計を行う。

(8)国宝松江城調査研究事業

国宝天守をはじめとする松江城の価値を更に高めるため、松江城調査研究委員会を中心に調査研究を進め、書籍の発刊などによりその現状と成果について情報発信する。近世城郭天守群としての世界遺産登録に向け関係市との共同研究を行う。

(9)松江城愛護活動支援事業

令和２年５月 15 日に、松江城を後世に守り伝えていくことを目的に設立された「松江城を守る会」の活動を支援することにより、松江城に関わる人の輪を広げ、ひいては世界遺産登録推進の機運醸成、松江城及び周辺地域の新たな発展を図る。

(10)松江市文書館整備事業

令和7年３月策定の「松江市文書館(仮称)基本計画」に基づき、歴史公文書と地域に所在する歴史資料(古文書等)を

収集・整理・保存し一般の利用に供するとともに、松江地域史研究を推進する松江市文書館の機能と施設を整備する。

（11）松江歴史館・松江ホーランエンヤ伝承館運営事業

松江歴史館は、国宝収蔵館として歴史資料等の適切な収集・保管・展示・調査研究を行うことにより、松江の歴史財産を未来へ引き継ぐとともに、松江城に隣接する立地を活かし、「まちあるき」の拠点として市民及び観光客に歴史や文化の学習の場と機会を提供する。

松江ホーランエンヤ伝承館は、約100隻の船によってくり広げられる全国でも最大級の船神事であるホーランエンヤの意義や魅力を市民及び観光客に伝え、後世への継承を図る。

（12）スポーツの振興

令和7年3月に策定した「第3期松江市スポーツ推進計画」に基づき、スポーツが持つ力を活用し、健康づくりや観光振興などと連携することで分野横断的にスポーツによるまちづくりを推進し、スポーツを通じて「夢を実現できるまち　誇れるまち松江」の実現を目指す。

また、2030年に開催される「島根かみあり国スポ・全スポ」に向けた取組みを推進する。

（13）松江市総合体育館改修整備管理運営事業

松江市総合体育館を2026-27シーズン開幕に向けてB.PREMIER基準に適合する施設として改修し、併せて周辺体育施設を含めた改修後の総合体育館の維持管理・運営についても一体として事業実施する。

2. 歴史的風致維持向上計画と歴史まちづくり事業　（文化財課）

松江市には、古代出雲の繁栄を物語る豊富な遺跡群や、神々を祀る神社があり、出雲神話に因んだ祭礼が伝統的に行われている。また、松江城を中心として近世に形成された城下町が良く残り、茶の湯文化が息づくほか、鰐行列やホーランエンヤなどの伝統的な祭礼行事も行われ、一体となって良好な歴史的風致※を形成している。

本市では、平成 20 年 11 月に施行された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」に基づいて、「松江市歴史的風致維持向上計画（第 1 期計画：平成 22 年度～令和元年度）」「松江市歴史的風致維持向上計画（第 2 期計画：令和 2 年度～令和 11 年度）」を策定し、第 1 期計画は平成 23 年 2 月 23 日に、第 2 期計画は令和 2 年 3 月 31 日に、国（文部科学省、農林水産省、国土交通省）から認定を受けた。この計画に基づき、松江市の歴史まちづくりを進めていく。

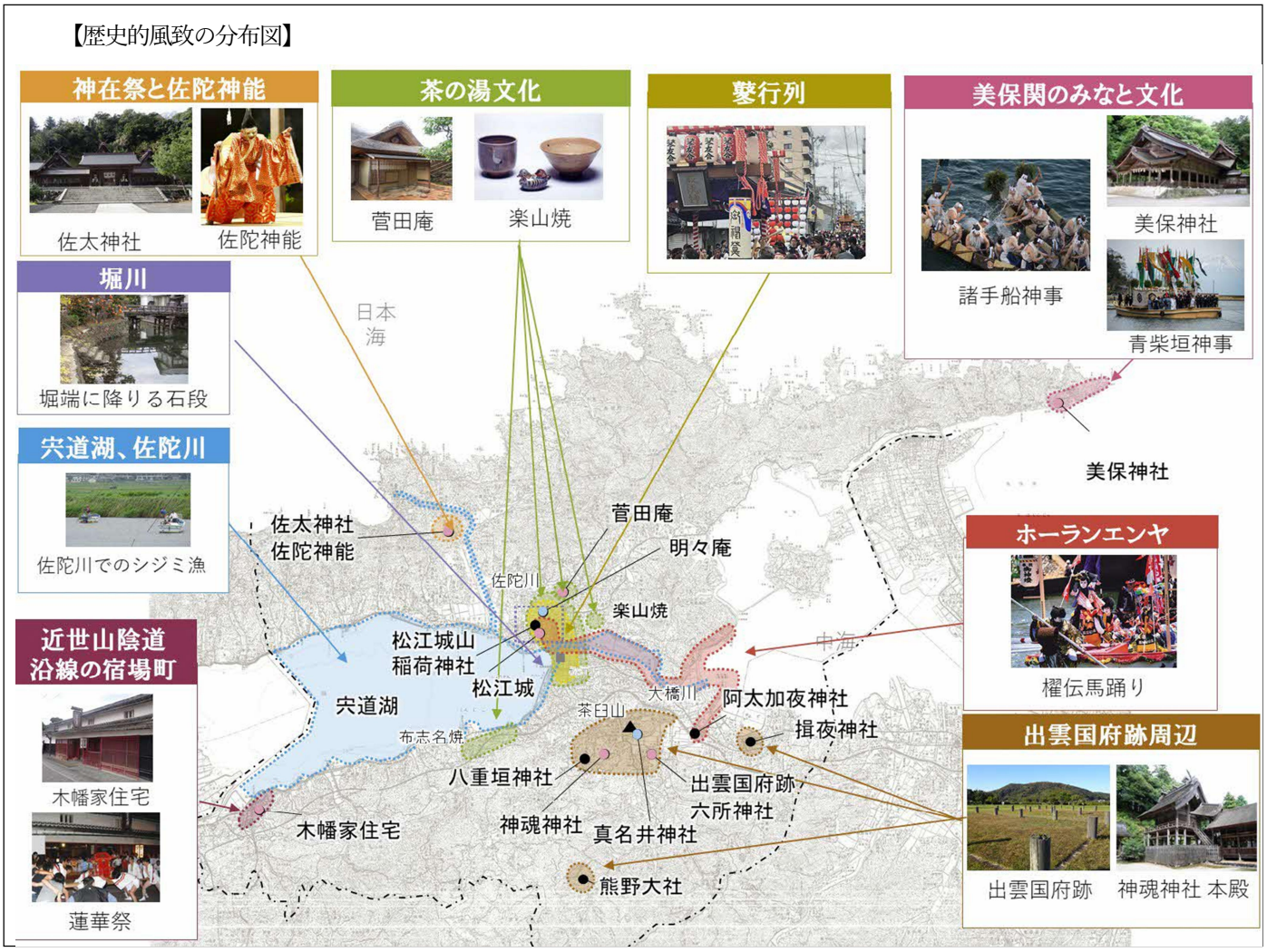
※歴史的風致：歴史や伝統を反映した人々の活動と、歴史上価値の高い建造物が一体となって形成する良好な市街地環境

松江市の維持向上すべき歴史的風致

（1）古代「出雲」に見られる歴史的風致
- ①出雲国府跡周辺に見られる歴史的風致
- ②神在祭と佐陀神能に見られる歴史的風致
- ③美保関のみなと文化に見られる歴史的風致

（2）近世「松江」に見られる歴史的風致
- ①ホーランエンヤに見られる歴史的風致
- ②鰐行列に見られる歴史的風致
- ③茶の湯文化に見られる歴史的風致
- ④堀川に見られる歴史的風致
- ⑤近世山陰道沿線の宿場町に見られる歴史的風致
- ⑥宍道湖、佐陀川に見られる歴史的風致

【歴史的風致の分布図】



松江市の歴史まちづくりの基本方針と重点区域

【施策の基本方針】

①歴史的建造物の積極的な保存と活用を図る。

②歴史的建造物の周辺環境の整備を推進し、良好な景観の保全を図る。

③歴史的風致を形成する伝統文化、伝統行事、伝統工芸の継承と育成を図る。

④歴史的なまちなみの魅力を向上させて、まち歩き観光の充実を図る。



重点区域と具体的な事業内容

重点区域名	面積	目的	事業名	事業内容	事業年度
旧城下町エリア	約402ha	城下町「松江」を物語る歴史的建造物や、伝統的なまちなみの保全と、伝統行事、茶の湯文化等の人々の活動を維持向上させる。	明々庵敷地法面対策事業	法面保護工事	H24～25 実施済
			明々庵への「茶の湯のみち」整備事業	道路美装化工事	H23～25 実施済
			県指定文化財明々庵茅葺き補修工事事業	補修工事	R4 実施済
			武家屋敷保存修理事業	保存修理工事	H24～30 実施済
			堀川沿線「八百八橋づくり」推進事業	修景整備事業	H23～ 実施中
			興雲閣保存修理・活用事業	保存修理工事	H24～27 実施済
			伝統美観保存区域等修景事業費補助金	修景補助事業	S48～ 実施中
			史跡松江城石垣修理事業	保存修理工事	H13～R10 実施中
			ホーランエンヤ伝承館整備事業	施設整備工事	H22～24 実施済
			まち歩きルート歩道整備事業	歩道整備工事	H25～29 実施済
			舟つきの松公園整備事業	公園整備工事	H26～29 実施済
			地域創造支援事業(カラコロ工房整備事業)	施設整備工事	H26 実施済
			道すじ修景整備事業	修景補助事業	H26～ 実施中
			国宝松江城天守耐震対策事業	耐震補強工事	H29～R2 実施済
			歴史的風致形成建造物維持保全事業	修繕補助事業	R元 実施済
			国宝松江城天守防災施設等整備事業	施設整備工事	R2～6 実施済
			松江城調査研究事業	調査研究	H21～ 実施中
			千鳥橋改架事業	修景整備工事	R2～3 実施済
			史跡松江藩主松平家墓所整備事業	保存修理工事	H30～ 実施中
			市指定文化財(建造物)観月庵及び待合保存修理事業	保存修理事業	R2 実施済
			史跡松江城整備基本計画策定事業	計事業画策定	R6～7 実施済
			国宝松江城天守保存修理事業	保存修理工事	R7～ 実施中
			史跡松江城保存整備事業	保存修理工事	R8～ 実施中
			松江歴史館大規模改修事業	保存修理工事	R8～ 実施中
			人参方役門歴史的建造物大規模改修事業	保存修理工事	R8～ 実施中
			筋違橋改架事業	保存修理工事	R8～ 実施中
			明々庵腰掛待合改修工事事業	施設整備工事	R8～ 実施中
国府跡周辺エリア	約658.1ha	古代「出雲」を物語る歴史的建造物や遺跡の保存と、周辺環境の整備、意宇六社等で行われる伝統的な行事を維持向上させる。	史跡出雲国分寺跡整備事業	発掘調査	H22～R元 実施済
			神魂神社防災施設改修事業	設備改修工事	H23 実施済
			真名井神社線(参道)整備事業	道路拡幅整備工	H23～24 実施済

				事 松並木復原工事	
			出雲国分寺跡国史跡指定100周年記念事業	記念事業	R3　実施済
			県指定文化財真名井神社本殿保存修理事業	保存修理工事	R5　実施済
			県指定文化財真名井神社本殿防災施設整備事業	施設整備工事	R5　実施済
			国宝神魂神社本殿防災施設整備事業	施設整備工事	R4　実施済
			出雲地方の大型古墳国史跡指定 100 周年記念事業	記念事業	R6　実施済
美保関エリア	約 107.5ha	みなと文化を物語る歴史的建造物やまちなみの保全、国譲り神話に因んだ行事等、人々の活動を維持向上させる。	弁天波止場常夜燈整備事業	保存修理工事 環境整備工事	H23　実施済
			美保関灯台旧吏員退息所整備事業	保存修理工事	H21～23　実施済
			重要伝統的建造物群保存地区推進事業	保存活用事業	R4～　実施中
			重要文化財木造薬師如来坐像ほか 4 躯保存活用施設整備事業	施設整備工事	R5～6　実施済
			青柴垣神事　地域の伝統行事等のための伝承事業	行事伝承事業	R4　実施済
			美保関駐車場用地整備事業	施設整備事業	R8～　実施中
			蒼柴垣神事民俗文化財調査事業	調査研究	R6～R8　実施中
鹿島エリア	約 36.8ha	佐太神社を中心に行われる神在祭や佐陀神能を取り巻く良好な環境を維持向上させる。	佐太神社参道周辺整備事業	道路美装化工事 駐車場整備工事	H25～27　実施済
			佐太神社正中殿ほか2棟建造物保存修理事業	保存修理工事	H25～27　実施済
			佐陀神能舞殿保存修理事業	保存修理工事	R 元～3　実施済
			佐陀神能用具等修理・新調事業	用具修理新調	R 元～6　実施済
			重要文化財佐太神社防災施設整備事業	施設整備工事	R3～4　実施済
宍道エリア	約 17.8ha	近世山陰道沿線に形成された宿場町に見られる歴史的建造物や伝統的なまちなみの保全と、伝統的な行事等、人々の活動を維持向上させる。	宿場町周辺の歴史的小路整備事業	小路整備工事	H28～29　実施済
			重要文化財木幡家住宅新蔵ほか3棟保存修理事業	保存修理工事	R元～4　実施済
			重要文化財木幡家住宅新蔵ほか2棟防災施設整備事業	施設整備工事	R4　実施済
			重要文化財木幡家住宅主屋ほか 10 棟保存修理事業	保存修理工事	R4～　実施中
			重要文化財木幡家住宅防災施設整備事業	施設整備事業	R6～　実施中

全市で取り組む事業	松江市史編纂事業	H21～R元　実施済
	松江市ふるさと文庫等製作事業	H17～　実施中
	松江・歴史文化まちづくり推進事業	H23～　実施中
	わがまち自慢発掘プロジェクト事業	H22～　実施中
	歴史・文化のまちあるき案内板設置事業	H21～　実施中
	歴史的建造物保全継承事業	H26～　実施中
	松江城授業プロジェクト	H28～　実施中
	松平不昧公 200 年祭記念事業	H30～R元　実施済
	出前講座「松江藩ちゃのゆの学校」	H30～　実施中
	松江のホーランエンヤ　地域の伝統行事等のための伝承事業	R4　実施済
	松江の文化力体験推進事業	R4～　実施中
	地域に根づく伝統文化継承事業	R4～　実施中

3. 文化財　（文化財課）

(1)松江市所在の指定等文化財　件数一覧

（令和8年9月4日現在）

種別		国指定	県指定	市指定	合計
有形文化財		27(2)	56	77	160(2)
	建造物	8(2)	6	12	26(2)
	絵画	1	14	6	21
	彫刻	8	5	10	23
	工芸品	5	13	14	32
	書跡		4	1	5
	古文書		8	13	21
	考古資料	5	6	10	21
	歴史資料			11	11
無形文化財			1		1
	工芸技術		1		1
民俗文化財		4	2	8	14
	有形民俗文化財	3	2	6	11
	無形民俗文化財	1		2	3
記念物		29(1)	20	29	78(1)
	史跡	22	17	11	50
	名勝	1		2	3
	史跡及び名勝	1			1
	名勝及び天然記念物	1			1
	天然記念物	4(1)	3	16	23(1)
合計		60(3)	79	114	253(3)

※()は国宝・特別天然記念物の数で内数

種別	国選定	－	市決定
伝統的建造物群保存地区	1		
合計	1		

(2)松江市所在の国登録有形文化財　件数一覧　（令和8年7月9日現在）

種別	合計
登録有形文化財(建造物)	40
登録民俗文化財(有形民俗文化財)	2
登録記念物(名勝地関係)	1
合計	43

(3)松江市所在の記録選択文化財　件数一覧　（令和3年3月11日現在）

種別	合計
記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	3
合計	3

4. 運動施設　（スポーツ施設課）

(1) 主な運動施設

①グラウンド・体育館など　（令和8年4月1日現在）

名　称	施設用途	所在地
松江市総合体育館	総合体育館・トレーニング室	松江市学園南一丁目21-1
松江市北庭球場	庭球場	
松江市北公園多目的広場	多目的広場	
サンライフ松江	体育館	松江市大庭町1751-14
松江市矢田体育館	体育館	松江市矢田町250-18
松江市馬潟体育館	体育館	松江市富士見町1-58
松江市営陸上競技場	陸上競技場	松江市上乃木十丁目4-1
松江市営野球場	野球場	
松江市営補助競技場	多目的広場	
こどもスポーツ広場	多目的広場	
松江市営庭球場	庭球場	
楽山庭球場	庭球場	松江市西川津町楽山公園
楽山野球場	野球場	
松江市ニュースポーツ公園	グラウンドゴルフ場、ターゲットバードゴルフ場	松江市東長江町927
秋鹿なぎさ公園	舟艇(カヌー、ヨット)	松江市岡本町1048-1
鹿島総合体育館	総合体育館・プール・多目的広場・トレーニング室	松江市鹿島町佐陀本郷76
鹿島片句運動場	多目的広場	松江市鹿島町片句483-2
鹿島御津地区体育館	体育館	松江市鹿島町御津800
鹿島武道館	武道館	松江市鹿島町名分1539-2
鹿島グラウンドゴルフ場	グラウンドゴルフ場	松江市鹿島町北講武908-2
島根体育館	体育館	松江市島根町加賀1455
島根総合公園運動広場	多目的広場(野球場)	松江市島根町大芦1184-1
島根スポーツ広場	多目的広場	松江市島根町野波2376-1
美保関体育館	体育館	松江市美保関町下宇部尾556-1
美保関総合運動公園	野球場、多目的広場、庭球場	松江市美保関町下宇部尾872-16
八雲屋根付き多目的広場	多目的広場(ゲートボール)	松江市八雲町熊野765-1
玉湯体育館	体育館	松江市玉湯町湯町714-3
玉湯野球場	野球場	松江市玉湯町湯町682-2
空口公園	多目的広場	松江市玉湯町玉造95-8
宍道総合公園	野球場、庭球場、多目的広場、少年広場(多目的)	松江市宍道町白石1405-1
宍道体育センター	体育館	松江市宍道町佐々布204-4
宍道武道館	武道館	
八束体育館	体育館	松江市八束町波入2096
八束テニスコート	庭球場	松江市八束町江島1128-11
八束総合運動場	野球場・多目的広場	松江市八束町江島1128-2
東出雲体育館	体育館	松江市東出雲町揖屋1139-2
東出雲グラウンドゴルフ場	グラウンドゴルフ場	松江市東出雲町錦新町六丁目8-1
東出雲中央公園	野球場・庭球場・多目的広場	松江市東出雲町揖屋3349-1
中海スポーツパーク	多目的グラウンド	松江市上宇部尾町 626

②海洋センター

名　称	施設用途	所在地
松江海洋センター	体育館・多目的広場・舟艇(カヌー、ヨット)	松江市西浜佐陀町1012
松江市宍道 B&G 海洋センター	プール、トレーニング室	松江市宍道町上来待210-1

第１０章　　市　民　部

1. 市民活動推進事業　　（市民生活相談課）

(1)まちづくり推進事業

市民活動・地域活動を市民、町内会・自治会、NPO、企業、行政などが共有する仕組みを確立し、活動への興味・関心・参画意識の醸成、意欲の増進を図る。

◇まちづくりを考える日

既に実践している市民活動・地域活動を共有することで、まちづくりを広げていく。

◇まちづくりでつながる日

地域課題解決のために今後実践する取組みについて、産官学金で連携して知恵を出し合い、一緒に解決する。

(2)町内会自治会集会所整備事業

町内会等が行う集会所の新築・取得・修繕・建物賃借料に対する補助を行い、地域自治活動拠点整備を支援し、活動の活性化、住民自治の進展を図る。

(3)コミュニティ助成事業

（一財）自治総合センターが宝くじの普及広報事業として行う助成事業を財源に、コミュニティ組織が行う集会所の新築、地域活動に必要な備品整備等を支援する。

(4)明るいまちづくり推進事業

町内会等が設置する防犯灯及び防犯灯の電気代に対し補助金を交付し、犯罪のない安心・安全なまちづくりを推進する。

(5)地域型市民活動支援事業

町内会等が行う地域自治活動を支援することにより、地域住民の連帯感の醸成及び地域自治活動の促進を図る。

(6)町内会自治会活動事業

広報紙配布等の業務を町内会等へ委託し町内会・自治会活動の充実、発展を図る。

(7)消費・生活相談…暮らしに関する様々な相談[来庁、電話~~等~~]への対応

◎一般相談（債務整理、相続、結婚離婚、悪質商法など）

◎専門相談（専門家による無料相談）

●法律相談（弁護士）

●登記相談（司法書士、土地家屋調査士）　など

(8)広聴事業…市民の積極的な市政参加の促進

◎「伺います係」・・・市民からの困りごとなどの相談を受けて状況確認を行い、関係部署と連携をとりながら早期問題解決を図ることで、安心・安全な市民生活に寄与する。

◎個別広聴…「市長への提案」

◎団体広聴…「ふらっと縁カフェ」、「まつえミライとーく」

(9)陳情対応…各種団体からの陳情要望への対応

(10)消費者施策…消費者被害の未然防止、消費者自立支援

◎第2次松江市消費者教育推進計画を令和5年3月に策定し、消費者教育の推進を図る。

◎消費生活問題出前講座の開催（講師：消費生活相談員）

◎消費生活相談（多重債務・悪質商法等）

2. 市民活動センター（ＳＴＩＣ）　（市民生活相談課）

■設置目的　暮らしやすいまちを実現するため、市民が自主的に行う活動（市民活動）を支援する拠点施設として平成18年4月１日に設置

■事　業　市民活動団体への活動・作業・交流など、施設及び設備の提供（令和2年度より指定管理者制度導入）

■開館時間　午前9時から午後10時まで

■休 館 日　毎月第2水曜日（ただし、祝日の場合は第3水曜日）
年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

■施設概要

6階	青少年支援室、青少年支援センター
5階	研修室、交流ホール、青少年自立支援スペース（ものづくりスタジオ）
4階	研修室、和室、菓子づくりホール、島根県菓子工業組合、放送大学島根学習センター
3階	レンタルブース、人権男女共同参画課、男女共同参画センター、放送大学(講義室)、（一社）しまね性暴力被害者支援センターさひめ
2階	研修室、市民活動センター事務局、おもちゃの広場
1階	市民交流広場、展示ブース、青少年自立支援スペース（ミニスタジオ）、飲食店

3. 人権施策　（人権男女共同参画課）

（1）松江市の人権施策

「松江市人権施策推進基本方針」に沿って、市民一人一人が主体となって、人権問題に取り組み、住む人にも、そして訪れる人にもやさしい人権が尊重されるまちづくりを進める。

（2）松江市人権施策推進基本方針（令和7年3月改定）

① 基本理念:
「『ひとごと』から『わがこと』へ」、「共生の心の醸成と『人権文化』の創造」、「共創・協働と連携による『人権のまちづくり』」を基本理念とする。

② 人権施策の推進と体制の整備:
家庭・学校・地域社会・企業等あらゆる場を通じて人権教育・啓発を推進するための取組及び関係機関との連携体制について定める。

③ 各人権課題への対応:
様々な人権問題の現状と課題を認識し、解決に向けた取組の方向性を定める。

（3）隣保館運営事業

福祉の向上や人権啓発のための地域に密着した拠点施設として市内3ヵ所に隣保館を設置している。

【実施事業】○地域福祉に関すること
○相談事業に関すること
○地域交流事業及び教養その他文化事業に関すること
○人権啓発及び広報活動事業に関すること

(4)学校人権教育事業

人権教育活動推進校・園・所を拠点に、学校訪問指導を通して、小中一貫教育に視点をおいた学校人権教育のあり方を求め、各学校及び各中学校区における人権教育の一層の充実を図っている。

(5)社会人権教育・啓発事業

市内各地域の公民館や地域人権教育推進協議会等における主体的な取組を推進するとともに、市民や企業等を対象とした啓発活動を通して、人権意識の向上を図っている。

4. 男女共同参画　（人権男女共同参画課）

(1)男女共同参画の取組

①松江市男女共同参画推進条例の推進

平成17年3月31日に施行した「松江市男女共同参画推進条例」により、行政、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進していく。

②第3次松江市男女共同参画計画の推進

令和4年3月に策定した「第3次松江市男女共同参画計画」を実効性のある計画とするため、市民、地域、事業所、行政が協働のうえ計画に掲げる取組を推進し、すべての市民が互いの個性や人権を尊重しあい、性別にかかわらず、あらゆる分野で個人の能力を発揮できる男女共同参画社会の実現をめざす。

【めざす将来像】市民一人ひとりが性別にかかわりなく、ともに支えあい、いきいきと暮らしていける松江

●基本目標1　男女共同参画意識が浸透した社会を実現しよう

●基本目標2　男女がともに活躍できる社会を実現しよう

●基本目標3　あらゆる暴力の根絶など安心して暮らせる社会を実現しよう

(2)松江市男女共同参画センターの設置

名　　称:松江市男女共同参画センター(愛称:プリエール)

所 在 地:松江市白潟本町43番地

設 置 日:平成8年10月1日

設置者及び管理者:松江市

開 館 日:9:00～17:15(土、日、祝、年末年始を除く)

主な事業:①学習事業(学習講座等の開催)

②情報提供(センター情報誌の発行、関連資料の提供等)

③相談事業(女性相談、法律相談、カウンセリング)

④まつえ男女共同参画ネットワーク(プリエールねっと)の活動支援　など

5. 戸籍・住民基本台帳　（市民課）

(1)人口・世帯数等　（令和8年3月31日現在）

登録人口	住民基本台帳（外国人を含む）	男　92,107人 女　99,296人	191,403人	（外国人）	男　1,183人 女　1,130人	2,313人	
	世帯数	92,039世帯		印鑑	128,104人		
	本籍	198,519人		本籍数	82,785戸籍		

(2)届出事件数(令和7年度)

①戸籍事務　（単位:件）

区分		件数
1	出生	1,188
2	国籍留保	1
3	認知	12
4	養子縁組	116
5	養子離縁	35
6	法73条の2・法69条の2	5
7	婚姻	719
8	離婚	281
9	法77条の2・法75条の2	126
10	親権・後見・後見監督・保佐	8
11	死亡	2,593
12	失踪	3
13	復氏	2
14	姻族関係終了	7
15	相続人廃除	0
16	入籍	250
17	分籍	17
18	国籍取得	0

区分			件数
19	帰化		2
20	国籍喪失		4
21	国籍選択		3
22	外国国籍喪失		0
23	氏の変更		20
24	名の変更		3
25	転籍		450
26	就籍		0
27	訂正・更正	① 市町村長職権	124
		② 法24条の2項	2
		③ 法113条114条	1
		④ 法116条	1
		⑤ 続柄の記載更正(嘱託)	0
		⑥ 続柄の記載更正(申出)	2
		⑦ 計	130
28	追完		2
29	その他		2
30	不受理申出		29
	計		6,008

②住民基本台帳事務　（単位:件）

区分	件数	区分		件数
転入届	5,407	世帯分離		337
転出取消	39	世帯合併		170
転出届	5,582	印鑑	登録	5,581
転居届	4,228		廃印	6,158

(3)諸証明等取扱件数(令和7年度)　(有料分のみ。市民サービスコーナー、支所分及びコンビニ交付分を含む)　（単位:件）

種別	件数	種別	件数
全部事項証明(戸籍謄本)	20,234	身分証明	2,019
個人事項証明(戸籍抄本)	5,183	在住証明	8
除籍謄・抄本	21,891	戸籍記載事項証明	350
戸籍附票の写し	5,774	住民票記載事項証明	2,420
住民票の写し	68,950	印鑑登録証発行	5,578
住民票閲覧	505	その他諸証明(税証明含む)	21,473
印鑑証明	44,614	合計	198,999

(4)各種手数料一覧　　(単位:円)　(令和8年4月1日現在)

種 別	金額	種 別	金額
全部事項証明(戸籍謄本)	1通 450	住民票の写し	1通 300
一部事項証明(戸籍抄本)	1通 450	住民票閲覧	1件 200
戸籍記載事項証明	1通 350	住民票記載事項証明	1通 300
戸籍記載事項証明(上質紙)	1通 1,400	身分証明	1通 300
除籍謄本	1通 750	印鑑登録証の発行	1件 300
除籍抄本	1通 750	印鑑登録証明書	1通 300
戸籍附票の写し	1通 300	個人番号カードの再交付	1件 800
戸籍電子証明書提供用識別符号の発行	1件 400	個人番号カードの再交付(特急発行)	1件 1,800
除籍電子証明書提供用識別符号の発行	1件 700	電子証明書の発行	1件 200
自動車臨時運行許可手数料	1両 750		

6. 斎場・墓地　　(市民課)

(1)松江市斎場使用件数(令和7年度)

区 分	市内			市外		
	件数(件)	単価(円)	使用料(円)	件数(件)	単価(円)	使用料(円)
大 人	2,279	14,000	31,906,000	15	76,000	1,140,000
小 人	3	8,000	24,000	0	46,000	0
焼 骨	109	2,000	218,000	96	5,000	480,000
そ の 他	43	―	152,000	5	―	25,000
霊安室使用	14	17,000	238,000	0	51,000	0
計	2,448	―	32,538,000	116	―	1,645,000

(2)公園墓地・南北霊苑・宍道墓地使用状況　　(令和8年4月1日現在)

区 分	松江市公園墓地	南霊苑	北霊苑	宍道金山共同墓園	宍道平成記念公園
区画数(区画)	5,057	921	1,344	157	167
使用数(区画)	4,837	511	1,229	122	148

(3)墓地経営許可件数(令和7年度)　　(単位:件)

区 分	墓地経営許可件数
個 人	7
法 人	1
計	8

(4)公園墓地事業

既存墓所の利便性向上のために施設の改善を順次進め、また、新規に墓地造成を実施し、市民の要望に応えるもの。

第１１章　健康福祉部

1. 健康福祉部の主要事業

(1)障がい差別のない共生社会推進事業

「松江市障がいのある人もない人も共に住みよいまちづくり条例」に基づいて、障がいに対する相互理解と差別解消の取組を推進し、共生社会の実現を図る。

(2)障がい者相談支援事業

松江市障がい者基幹相談支援センター絆を相談拠点とし、相談支援事業所と連携しながら、障がい者や家族等にとって分かりやすく安心して相談できる総合的な相談支援を実施する。

(3)精神保健医療費助成(精神保健対策事業)

障害者総合支援法に基づく精神通院医療費において、市単独助成により自己負担の軽減を図り、患者が良質かつ適切な自立支援医療を受けることで重篤化を予防する。

(4)障がい福祉サービス・障がい児通所サービス

障害者総合支援法、児童福祉法に基づき、身体・知的・精神に障がいのある方や特定の疾患のある方が地域のなかで自立した生活を続けていけるよう、自宅や施設での介護、通所による就労支援や自立訓練などの各種サービスを提供する。

(5)成年後見制度中核機関運営事業

成年後見制度の利用促進を図るため、中核機関を中心に、「広報」、「利用促進」、「相談」、「後見人等支援」、「不正防止」の5つの機能を充実させ、地域連携ネットワークの機能を強化する。

(6)要配慮者支援組織設置推進事業・要配慮者支援推進事業

配慮が必要な方が安心・安全に暮らせるよう、日常の見守り活動や災害時対応を各地域で実質的に行う「要配慮者支援組織」の立ち上げ、運営費に対して補助を行う。

(7)生活困窮者自立支援事業

生活に困窮している人に対し、生活保護に至る前の段階から早期に支援を行い、自立の促進を図る。

(8)ひきこもり対策推進事業

公認心理師による専門相談窓口を設置し、きめ細かい支援を行う。

(9)地域包括ケアシステム構築事業

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した生活ができるように、介護・介護予防・医療・生活支援・住まいの5つのサービスを切れ目なく一体的に提供していくために、6つの『日常生活圏域』を基本に、それぞれの地域の特性を考慮した地域包括ケアシステムの構築を推進していく。

(10)介護人材確保対策事業

介護人材確保検討会議を設置し、人材の「確保」・「育成」・「定着」の視点から具体的方策を検討し、可能なものから実施。

(11)介護予防・日常生活支援総合事業

生活支援サービスや介護予防サービスの提供体制を構築するため、住民・ボランティア等の多様な方々に参画いただき、住民主体型サービスなどを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進。

(12)包括的支援事業

地域の高齢者の総合相談や支援、権利擁護事業などのケアマネジメントを総合的に行うために、地域包括支援センター6ヵ所とサテライト2ヵ所を設置。

(13)地域ケア会議推進事業

高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を進めるため、多職種協働により支援策を講じる。

(14)認知症施策推進事業

認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進、認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供、認知症の方や家族への支援などを推進。

(15)在宅医療・介護連携推進事業

在宅医療と介護の連携強化に向け、課題の抽出と対応策の検討、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進、情報共有の支援、相談支援などを推進。

(16)生活支援体制整備事業

住民・ボランティア等を主体とし、29公民館区で生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行い、高齢者を支え合う体制づくりを推進。

(17)がん検診事業

がんの早期発見・早期治療を推進するため、各種がん検診の実施や受診勧奨、がんの正しい知識の普及啓発

活動を行う。あわせて、AYA世代（思春期と成人若年世代）のがん対策として、20歳～39歳の女性への子宮がん検診受診費用の軽減を行う。

(18)歯と口腔の健康づくり事業

壮年期の歯周疾患対策として、40、50、60歳を対象とした歯周病検診、妊婦とそのパートナーを対象とした妊婦・パートナー歯科健康診査事業を実施する。また、高齢期の歯と口腔機能の維持向上対策として、後期高齢者医療広域連合からの委託事業である後期高齢者歯科口腔健診を実施する。

(19)自然に健康になれるまち推進事業

運動の効果や必要性に関する啓発を行うとともに、日常生活の中で気軽に運動に親しむことのできる機会や環境づくりを推進する。美味しく、楽しく減塩や野菜摂取を実践するライフスタイルの情報発信などを行う。

(20)健康なまちづくり支援事業

地域での健康づくりに取り組む団体の活動支援や、事業所等での健康づくりの取組の支援を行う。

(21)たばこ対策推進事業

受動喫煙防止対策を実施するほか、未成年者・妊産婦の喫煙防止、禁煙希望者への支援、たばこに関する正しい知識の周知・啓発等、市民運動として総合的に推進する。

(22)自死対策事業

地域の自死の状況を注視し、関係部署・団体と連携して効果的な対策を検討しながら、相談窓口の周知や啓発活動を継続して実施する。

(23)休日救急診療事業

休日に応急処置などの適切な医療を提供するとともに、急性期病院の負担軽減を図るため、松江市医師会が実施する休日診療に対して補助を行う。

(24)休日歯科応急診療事業

休日に歯科の救急患者に対し応急の診療を行うことで、休日でも安心して受診できる環境を確保する。

(25)骨髄移植ドナー支援事業

公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、骨髄・末梢血幹細胞の提供を行った者に対する助成を行う。

(26)条件不利地域訪問診療支援事業

過疎地域等の「条件不利地域」へ訪問診療を行う医療機関に対して補助を行う。

2. 障がい者(児)福祉　（障がい者福祉課、家庭相談課）

(1)障がい者の状況数等　（令和8年3月末現在）

区分		人数(人)	構成比(%)
身体障害者手帳交付者	視覚障害	573	7.7
	聴覚・平衡障害	903	12.1
	音声・言語・そしゃく障害	82	1.1
	肢体不自由	3,373	45.3
	内部障害	2,508	33.7
	計	7,439	100.0

区分		人数(人)	構成率(%)
療育手帳交付者	A	853	36.1
	B	1,511	63.9
	計	2,364	100.0

区分		人数(人)	構成率(%)
精神障害者保健福祉手帳交付者	1級	523	15.1
	2級	2,124	61.1
	3級	827	23.8
	計	3,474	100.0

区分	人数(人)
自立支援医療受給者証(精神通院)交付者	6,947

(2)主な障がい者福祉サービス　　(令和8年4月1日現在)

事業名	事業概要(県・市単独事業)
福祉医療費助成制度	重度の身体障がい者(身体障害者手帳総合等級1～2級)、重度の知的障がい者(療育手帳A)、ねたきり者(65歳以上で3ヶ月以上臥床し日常生活に介助が必要な人。ただし、認定から1年間のみ対象)、重度の精神障がい者(精神障害者保健福祉手帳1級)、重複重度障がい者(身体障害者手帳総合等級3～4級+IQ50以下、精神障害者保健福祉手帳2級+身体障害者手帳総合等級3～4級、または精神障害者保健福祉手帳2級+IQ50以下)を対象に医療費の助成を行う。 所得制限、世帯の住民税課税状況等による負担限度額区分あり。

事業名	事業概要(市単独事業)
タクシー運賃助成事業	在宅の身体障害者手帳1・2級または療育手帳Aまたは精神障害者保健福祉手帳1級所持者のうち、通院・リハビリ、市役所・障がい者団体事務局での手続き等で交通手段にタクシーを利用する場合、500円のタクシー利用券を6枚／月交付する。じん臓機能障害1級で人工透析のため週2回以上通院する人には、通院回数に応じて利用券を割増し交付する。
路線バス優待事業	障がい者の移動手段を確保し、社会参加を促進するため、市内路線バス運賃を無料にする。
障がい者(児)通勤通学等交通費助成事業	通勤や通学など、日常的にコミュニティバスを利用する人に対して、定期券購入代金を助成する。
人工透析患者通院費助成	身体障害者手帳のじん臓機能障害1級で人工透析のために週2回以上通院する場合、通院にかかる費用の一部を助成する。助成額は交通手段や通院距離等によって異なる。
障がい者基幹相談支援センター「絆」	障がいのある方からの制度や施設の利用、生活全般にかかる様々な相談に応じて、必要な情報提供及び助言、その他障がい福祉サービスの利用支援等を行う総合相談窓口を設置。
意思疎通支援事業	聴覚や言語機能等の障がいにより、意思疎通に支障がある方を支援するため、手話通訳者、要約筆記者及び失語症者向け意思疎通支援者等の派遣や養成を行う。
バリアフリーアドバイザー制度	公共都市施設の建設にあたり、「島根県ひとにやさしいまちづくり条例」「松江市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」「松江市ひとにやさしいまちづくり条例」等に照らし合わせ、設計段階から障がい者自身がアドバイスを行い、バリアフリー化を推進する。
精神障がい者通院医療費助成	自立支援医療(精神通院医療)受給者に対して、自己負担額の一部を助成する。 (病院、診療所等の医療費:自己負担上限額1,000円/月、薬局の薬代:全額助成)
障がい者インターンシップ事業	障がい者の一般就労の促進、障がい者を雇用する企業等の理解促進を図るため、職場実習を受け入れた事業主に奨励金を支給する。

(3)障がい者虐待防止センター

事業名	事業概要
障がい者虐待防止センター	・障がい者虐待に関する相談を受け、障がい者と養護者の支援を行う。 ・障がい者虐待の予防と啓発。

(4)障がい者(児)施設・事業所一覧　　(令和8年4月1日現在)

障がい児施設・事業所	・児童発達支援センター	2ヵ所	定員　580
	・児童発達支援事業所	6ヵ所	
	・放課後等デイサービス	51ヵ所	
	・保育所等訪問支援	4ヵ所	―
	・居宅訪問型児童発達支援	1ヵ所	―
	・福祉型障害児入所施設(※県所管)	1ヵ所	定員　入所20
	・医療型障害児入所施設(※県所管)	1ヵ所	定員　入所90
	・指定発達支援医療機関(※国所管)	2ヵ所	定員　肢体不自由5、重心14
障がい者施設・事業所	・居宅介護	49ヵ所	―
	・重度訪問介護	37ヵ所	―
	・同行援護	14ヵ所	―
	・行動援護	9ヵ所	―
	・生活介護	29ヵ所	定員　828
	・就労移行支援	5ヵ所	定員　58
	・就労継続支援A型	11ヵ所	定員　224
	・就労継続支援B型	51ヵ所	定員　1081

	・就労定着支援	3ヵ所	－
	・就労選択支援	1ヵ所	定員　10
	・自立訓練(生活訓練)	3ヵ所	定員　36
	・自立訓練(機能訓練)	1ヵ所	定員　20
	・自立生活援助	1ヵ所	－
	・療養介護	2ヵ所	定員　265(うち14名は児童)
	・施設入所支援	9ヵ所	定員　440
	・共同生活援助	21ヵ所	定員　479
	・短期入所	23ヵ所	－
相談支援事業所	・計画相談支援	24ヵ所	－
	・障害児相談支援	17ヵ所	－
	・地域移行支援	16ヵ所	－
	・地域定着支援	16ヵ所	－
地域活動支援センター	・Ⅰ型	2ヵ所	定員　50
	・Ⅱ型	1ヵ所	定員　30
	・Ⅲ型	6ヵ所	定員　107
	・基礎型	1ヵ所	定員　10
身体障がい者施設	・点字図書館(※県所管)	1ヵ所	－
	・聴覚障害者情報提供施設(※県所管)	1ヵ所	－

3. 児童福祉　（障がい者福祉課）

(1)特別児童扶養手当

対　　象	身体または精神に一定基準以上の障がいのある20歳未満の子どもを養育している人で、前年中の所得が一定額未満の人。
手当の月額	障がい1級　児童1人につき58,450円(令和8年4月～) 障がい2級　児童1人につき38,930円(令和8年4月～)
支払時期	4月、8月、11月の年3回

(2)障がい児通園事業

在宅の障がい児が、通園しながら障がいの状況に応じて、日常生活における基本的な動作及び集団生活への適応訓練など必要な療育を受けられる事業。

施　設　名	ふじのみ園
対象年齢	満2歳～就学前
対　象　児	知的・身体等の発達の障がいがあり、通園による療育が可能な子ども
定　　員	20名／日

4. 生活保護　（生活福祉課）

(1)生活保護

生活保護世帯数と保護人員数

年　度	保護世帯数	保護人員数	保護率(1,000人につき)
令和7年度末	2,163世帯	2,630人	13.33‰

(2)生活困窮者自立支援事業

事業名	事業内容
自立相談支援事業	・生活困窮者に対する各種支援事業の核となる総合窓口として、生活保護に至る前の段階から早期に支援。相談者の状況に応じ、自立に向けた支援計画を作成。
住居確保給付金	・離職者等の就職活動を支援するため、家賃相当額(生活保護住宅扶助基準額を上限)を原則3か月間給付。 ・離職者等の家計改善のため、低廉な賃貸住宅等への転居費用を給付。(生活保

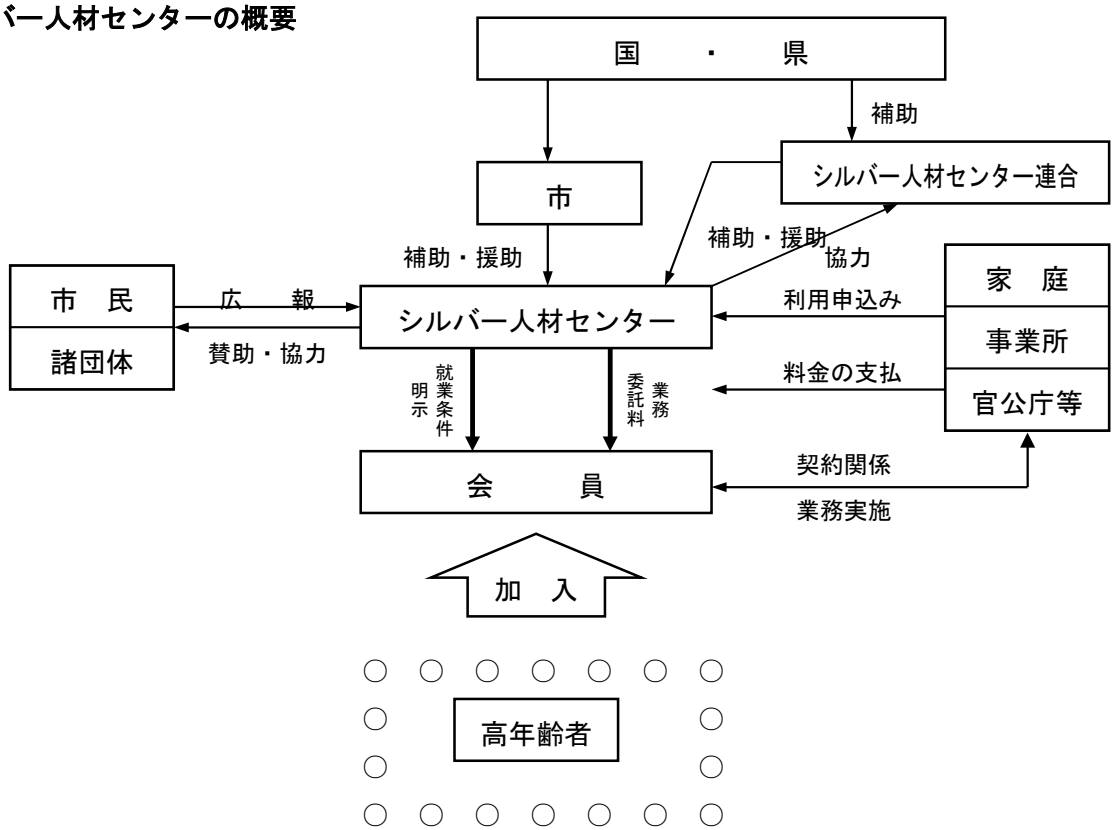
	護住宅扶助基準額×3を上限)
居住支援事業	・住居のない者に対し、原則3か月間、宿泊場所と衣食を提供。
就労準備支援事業	・直ちに一般就労が困難な者に対して、必要な知識、能力の向上が図れるよう、日常生活自立、社会自立、就労自立の3段階ごとに訓練を実施。
家計改善支援事業	・失業や債務問題など家計に課題を抱える者に対し、家計に関するきめ細かい相談支援を行い、必要に応じ資金貸付のあっせんを行う。
アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業	・アウトリーチ等の充実を行い、社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方への支援の強化を実施。
子どもの学習・生活支援事業	・生活困窮世帯(要保護世帯及び準要保護世帯)の中学2年生、3年生を対象として、学習支援、居場所(自習室)の提供、進路相談等を実施。

5. シルバー人材センター　（健康福祉総務課）

高齢者が充実した生活を送るには、生きがいを感じながら積極的に社会の中で活動できる環境をつくることが必要である。そのため松江市では高年齢者就業機会確保事業として、自主的な団体であるシルバー人材センターを育成援助し、高年齢者の就業の機会を多くして、あわせて地域社会づくりに寄与している。

所在地	西川津町825－2
設置及び管理運営者	公益社団法人松江市シルバー人材センター
発足年月	昭和57年7月
登録会員数	1018人(令和8年3月末)

シルバー人材センターの概要



職群別事業実績

松江シルバー人材センター

年　度	R5			R6			R7		
職　群	受託件数（件）	就業延人員（人）	比率（%）	受託件数（件）	就業延人員（人）	比率（%）	受託件数（件）	就業延人員（人）	比率（%）
技術群	36	255	0.3	43	202	0.4	54	198	0.5
技能群	5,103	15,098	46.3	4,687	13,826	45.4	4,626	13,543	46.4
事務群	637	1,025	5.8	613	977	5.9	595	981	6.0
管理群	228	8,087	2.1	217	7,759	2.1	217	7,467	2.2
折衝外交群	57	441	0.5	38	358	0.4	39	380	0.4
一般作業群	4,495	30,511	40.8	4,236	29,268	41.1	3,989	26,266	40.1
サービス群	460	2,832	4.2	482	3,487	4.7	442	3,104	4.4
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合　計	11,016	58,249	100.0	10,316	55,877	100.0	9,962	51,939	100.0

6. 高齢者福祉　（介護保険課）

(1)高齢者に関する総合相談窓口（地域包括支援センターの設置）

高齢者福祉の総合相談窓口として、市内に地域包括支援センター6ヵ所とサテライト2ヵ所を設置している。

業務内容は、●介護予防の推進　●介護や福祉、医療等に関する総合的な相談・支援　●虐待防止や成年後見制度等などの権利擁護に関する相談・支援　●その他、ケアマネジャーからの相談への対応等を行っている。

(2)介護予防・生活支援・家族支援事業

事業名	対象	内容	利用金額等
介護予防・生活支援サービス事業	要支援1・2に認定されている者又は介護予防・日常生活支援総合事業の事業対象者	・訪問型サービス ・通所型サービス	所得に応じて1割～3割負担
一般介護予防事業	65歳以上の高齢者と、その支援のための活動に関わる者	・からだ元気塾 ・歯つらつ健口教室 ・なごやか寄り合い事業 ・まめなかポイント事業 ・ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ専門職派遣事業	各事業の定める自己負担の額
安心ライフ援助事業	要支援以上と認定されている者又は介護予防・日常生活支援総合事業の事業対象者であり、在宅の一人暮らし高齢者または高齢者のみの世帯で、市町村民税が非課税世帯であること。	在宅生活を維持する上で何らかの支援が必要と認められた人に対して家事援助（介護保険対象外）を行う。	30分あたり50円 年8時間以内
家族介護者交流事業	要介護1以上と認定された高齢者等を現に介護している同居の家族（実際に介護している人のみ参加可）	介護者が一時的に介護から離れ、介護者相互の研修交流会に参加し、心身の元気回復を図ることを目的とする。	無料
家族介護用品支給事業	要介護4・5に認定された在宅の高齢者を現に介護している同世帯の家族で、市町村民税が非課税世帯であること。	介護用品（紙オムツ等）を支給し、家族介護者の負担軽減を図る。	1か月あたり6,500円以内（あらかじめ指定された介護用品）
食の自立支援事業	食事の調理が困難で、安否確認の必要な在宅の一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯等。	栄養のバランスの取れた食事を提供し、当該利用者の安否を確認することにより、高齢者の自立と生活の質の確保を図る。	1食あたり450円（税込）（副食のみは400円（税込））
認知症サポーター養成講座	地域住民、職域、広域の団体・企業等において認知症の人と家族を支える意欲を持つ者。	地域や職域、学校等において、認知症の人と家族を支える認知症サポーターを養成することを目的とする。	無料

(3)地域における高齢者の見守りネットワーク事業

松江市と協力事業者が協力し合い、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられる地域社会の実現を目指す。地域全体で高齢者を見守り、支え合う体制により、地域福祉の向上を図る。

(4)介護保険等のサービス提供施設　　(令和8年4月1日現在)

特別養護老人ホーム	19ヵ所	定員	1,060床
小規模特別養護老人ホーム	5ヵ所	定員	145床
養護老人ホーム	2ヵ所	定員	110床
ケアハウス	6ヵ所	定員	500床
老人保健施設	6ヵ所	定員	489床
グループホーム	38ヵ所	定員	593床
特定施設入居者生活介護	9ヵ所	定員	482床
介護医療院	3ヵ所	定員	283床
有料老人ホーム	37ヵ所	定員	1,245床
サービス付き高齢者向け住宅	33ヵ所	戸数	1,425戸

7. 保健・医療　（健康推進課、保健衛生課）

「第3次健康まつえ21基本計画」に基づき、健康寿命延伸を目指し、健康づくりに取り組む地域の団体、事業所、学校、医療機関と連携し、市民の健康づくりを支える環境を整備する。

また、松江保健所（島根県との共同設置）の専門性を活かしながら、市民のライフサイクルを通して一貫した質の高い保健・医療サービスの提供を行う。

（1）主要死因別死亡者数

順位	死　　因	令和6年（人）
1	悪性新生物（がん）	665
2	老衰	380
3	心疾患（高血圧性除く）	325
4	脳血管疾患	156
5	肺炎	88
6	不慮の事故	72
7	腎不全	59
8	大動脈瘤及び解離	33
9	自殺	24
10	肝疾患	22
	その他	894
総数		2718

（2）健康増進対策事業

訪問指導	健康診査後の訪問など、要支援者に対しての家庭訪問の実施
健康教育	生活習慣病予防、歯周病予防、介護予防等の健康づくりの知識や日常生活の過ごし方、食生活や運動の方法、こころの健康などについて健康教育の実施
健康相談	生活習慣病予防、歯周病予防、介護予防、栄養、運動等の健康相談の実施
健康診査	一般健康診査、松江市国民健康保険特定健康診査、後期高齢者健康診査、胃がん検診、大腸がん検診、子宮がん検診、乳がん検診、結核・肺がん検診、前立腺がん検診、肝炎ウィルス検診、歯周病検診
地区活動	地区担当保健師が、健康まつえ21推進隊やヘルスボランティアなどと協働して、地域での健康づくりを進める

（3）感染症対策事業

健康診断	結核検診
予防接種	定期予防接種

（4）休日救急診療の概要

休日（日曜日・祝日・年末年始）に、休日救急診療室（松江記念病院内）で、軽症の救急患者の診療を行う。（夜間及び小学生以下の診療を除く。）

診療実績

年度	R3	R4	R5	R6	R7
診療日数	70日	69日	71日	70日	70 日
総患者数	645人	1,442人	1,761人	1,492人	1,029 人
1日平均患者数	9.2人	20.9人	24.8人	21.3人	14.7 人

（5）休日歯科診療の概要

休日（日曜日・祝日・年末年始）に、休日歯科応急診療所（東部口腔保健センター内）で、歯科の救急患者に対し応急診療を行う。

診療実績

年度	R3	R4	R5	R6	R7
診療日数	68 日	68 日	70 日	53 日	69 日
総患者数	201 人	174 人	234 人	190 人	310 人
1日平均患者数	3.0 人	2.6 人	3.3 人	3.6 人	4.5 人

※R6は施設改修のため休診期間あり（休診日数16日）

（6）骨髄移植ドナー支援事業

次に掲げる骨髄・末梢血幹細胞の提供のための通院、入院の日数に応じ、1日につき20千円（上限140千円）を助成する。

①健康診断のための通院
②自己血貯血のための通院
③骨髄・末梢血幹細胞の採取のための入院
④その他骨髄・末梢血幹細胞の提供に関し、骨髄バンクが必要と認める通院、入院及び面接

8. 松江保健所（松江市・島根県共同設置松江保健所）　（健康福祉総務課）

平成30年4月1日の中核市移行に伴い、保健所を島根県と共同で設置した。保健所の概要は次のとおり。

保健所の業務【総務保健部】

【地域包括ケア推進スタッフ】

・地域包括ケアシステムの構築支援

【総務課】

・衛生統計

・免許申請窓口（医師、歯科医師、看護師、管理栄養士　等）

【心の健康支援課】

・こころの健康に関する啓発

・精神障がい者への支援

・自死予防

【健康増進課】

・健康づくりの推進（健康長寿しまねの推進；運動、栄養、休養等）

・母子保健、成人保健、高齢者保健

・栄養改善

【医事・難病支援課】

・松江圏域保健医療計画の推進（進行管理）

・難病患者への支援

・結核対策（予防、患者支援、接触者健診等）

・エイズ対策

保健所の業務【環境衛生部】

【食品衛生課】

・食品衛生

・食品営業施設等の監視指導

【薬事・感染症対策課】

・感染症対策

・薬事法業務（薬局、薬店への立入等）

・旅館業、クリーニング業、理容業、美容業等の業者への対応

【動物愛護推進課】

・動物愛護に関する啓発活動

・犬・猫の収容、引き取り、返還

・犬・猫の譲渡及び適正飼養

【環境保全課】

・環境汚染防止

・廃棄物対策

※環境保全に関する中核市（松江市）の業務は、松江市環境対策課で実施。

令和8年度　松江保健所職員数

56名（松江市35名、島根県21名）

令和8年度　松江保健所に配置されている技術職

○医師（2名）　【県2】
○保健師（15名）　【市12、県3】
○管理栄養士（4名）　【市4】
○歯科衛生士（1名）　【県1】
○診療放射線技師（1名）　【県1】
○獣医師（4名）　【市3、県1】
○食品衛生監視員（1名）　【県1】
○薬剤師（7名）　【市4、県3】
○臨床検査技師（1名）　【県1】
○化学職（5名）　【県5】

※市23名、県18名　計41名

9. 松江市保健福祉総合センター　（健康推進課）

（1）施設概要

敷地面積　3,995㎡　　建築面積2,243㎡
延床面積　5,126㎡　構造階数:RC構造　地上3階
建 設 費　1,949,602千円



（2）各階施設

3 階	会議室　研修室　調理実習室　和室　地域包括支援センター　発達・教育相談支援センター
2 階	保健センター（健診・予防接種・歯科保健・各種健康講座）　市立病院健診センター
1 階	各種相談室　子育て支援センター（あいあい）　ファミリーサポートセンター 病後児保育室　事務室（健康推進課、予防接種室、こども家庭支援課）

（3）センター内組織

①こども子育て部こども家庭支援課
②健康福祉部健康推進課、予防接種室
③すこやか保育室（松江市立病院委託事業）
④湖南地域包括支援センター（松江市社会福祉協議会委託事業）
⑤発達・教育相談支援センター（教育委員会）
⑥市立病院健診センター（松江市立病院事業）

10. 国民健康保険　（保険年金課）

(1)加入者状況(令和7年度)

人　口(人)	被保険者数 (人)	加入者割合 (%)
192,799	28,803	14.94

注)人口は令和7年9月30日現在。被保険者は、年間平均値。

(2)保険料率等(令和8年度)

算定区分		保険料率	賦課上限額	1人当たり保険料 調定額
医療分	所得割	7.98%	67 万円	79,710 円
	均等割	31,380 円		
	平等割	19,560 円		
後期分	所得割	2.61%	26 万円	27,960 円
	均等割	11,560 円		
	平等割	7,320 円		
介護分	所得割	2.38%	17 万円	28,420 円
	均等割	11,280 円		
	平等割	5,640 円		
子ども分 (新設)	所得割	0.28%	3 万円	3,000 円
	均等割	1,200 円		
	18 歳以上均等割	60 円		
	平等割	820 円		

(3)保険料の収納状況(令和7年度)

区分	調　定　額(円)	収　納　額(円)	収　納　率(%)
現年分	3,327,818,820	3,213,031,635	96.55
滞納繰越分	354,602,935	136,371,464	38.46

(4)給付状況(令和7年度)

療養諸費		高額療養費		出産一時金		葬祭費	
件数(件)	金額(千円)	件数(件)	金額(千円)	件数 (件)	金額(千円)	件数 (件)	金額(千円)
580,627	14,537,643	27,330	1,768,337	62	30,440	221	6,630

(5)療養諸費の保険者負担(令和7年度)

受診件数	費用額(千円)				1件当りの 費用(円)
	総額	保険者負担	被保険者 一部負担	公費負担	
580,627	14,537,643	10,666,268	3,370,848	500,527	25,038

(6)国民健康保険事業特別会計予算(令和8年度)　　(単位:千円)

	款 別	予算額		款 別	予算額
歳入	国民健康保険料	3,289,588	歳出	総務費	327,790
	国民健康保険税	227		保険給付費	12,665,532
	使用料及び手数料	587		国民健康保険事業費納付金	4,624,595
	国庫支出金	7,074		保健事業費	287,404
	県支出金	12,944,749		基金積立金	5,348
	財産収入	5,348		公債費	1
	繰入金	1,659,302		諸支出金	16,548
	繰越金	1			
	諸収入	20,342			
歳入合計		17,927,218	歳出合計		17,927,218

11. 後期高齢者医療制度 (保険者:島根県後期高齢者医療広域連合)　(保険年金課)

(1)加入者状況　　(令和8年3月31日現在)

人口(人)	被保険者数(人)			加入者割合(%)
	75歳以上	障がい認定(65～74歳)	計	
191,403	34,433	334	34,767	18.16

(2)保険料等(令和6年度)

保険料率		1人当たり平均保険料(R7本算定時)(円)	賦課限度額(円)
所得割率(%)	均等割額(円)		
10.08	50,160	82,519	800,000

12. 国民年金　(保険年金課)

(1)加入者状況(令和7年度)　　(単位:人)

被保険者総数	第1号被保険者	任意加入被保険者	第3号被保険者
23,746	17,062	172	6,512

(2)年金(旧法)受給権者数と年金額(令和7年度)

老齢年金		通算老齢年金		障害年金		合計	
件数(件)	金額(千円)	件数(件)	金額(千円)	件数(件)	金額(千円)	件数(件)	金額(千円)
193	103,343	185	47,010	40	38,357	418	188,711

(3)年金(新法)受給権者数と年金額(令和7年度)

老齢基礎年金		障害基礎年金		遺族基礎年金		寡婦年金		合計	
件数(件)	金額(千円)	件数(件)	金額(千円)	件数(件)	金額(千円)	件数(件)	金額(千円)	件数(件)	金額(千円)
57,782	43,075,765	4,770	4,391,674	361	300,661	19	8,428	62,932	47,776,529

＊令和7年度　老齢福祉年金受給権者　0人。

※上記の内容は、令和8年6月30日時点での速報値であり、確定値ではありません。

第１２章　こども子育て部

1. こども子育て部の主要事業

(1)こどもまんなか松江プラン(松江市こども計画)の推進

すべてのこども・若者が幸せに暮らすことができ、自分に関係することに自分で意見を伝えることのできる「こどもまんなか松江」を目指し、こども・子育て施策を総合的に推進する。

(2)幼児教育こどもまんなかビジョンに基づく質の高い幼児教育・保育の実現

幼児教育・保育の質の向上に向けた考え方を示すとともに、目指すこどもの姿、保育者像を共有することにより、質の高い幼児教育・保育の実現を目指す。

(3)こども家庭センターにおける母子保健と児童福祉の一体的で切れ目のない支援

母子保健と児童福祉の相談窓口の一本化により、幅広い相談に対応するとともに、児童虐待にかかる「未然防止の強化」及び「より早期の発見と適切な対応」につなげる。

(4)産前・産後ケア推進事業

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施し、安心してこどもを産み育てられる環境の充実を図る。妊娠期の支援としてプレパパ・プレママ教室の実施、出産後の支援として通常の産後ケア(通所型・訪問型・宿泊型)に加え、「温泉ゆったり産後ケア」や「みんなで HAPPY 産後ケア」(集団型産後ケア)を引き続き実施する。また、多胎妊産婦の家庭を対象に、サポーターによる外出補助、育児・家事支援を引き続き実施し、多胎妊産婦等の負担軽減を図る。

(5)こんにちは赤ちゃん訪問事業・養育支援訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全家庭を保健師又は助産師が訪問し、乳児の発育・発達の確認や育児相談等を行う。また養育支援が特に必要な家庭には保健師等が訪問し、専門的相談支援を行う。

(6)5歳児健診事業

言語の理解能力や社会性が高まり、発達障がいが認知される時期である5歳児に対して健康診査を行い、こどもの特性を早期に発見し特性に合わせた適切な支援を行う。

(7)子ども医療費助成

保険診療医療費について、中学3年生までの医療費無償化、高校生年代に助成(一部負担あり)を行う。子育て世代の経済的負担軽減とこどもの疾病の早期発見及び早期治療を促進する。

(8)まつえの子育て AI コンシェルジュ事業

子育て世代に幅広く普及しているソーシャルメディアである LINE を活用して、AI が即時回答することで、子育てに関する疑問や悩みを24時間いつでも相談できる環境を提供する。

(9)不妊治療費助成

①一般不妊治療費助成

保険適用の不妊治療および人工授精について、治療者の経済的負担を軽減するため、本人負担分の一部を助成する。

②生殖補助医療費助成

医療保険適用外の生殖補助医療や、保険適用の生殖補助医療とあわせて先進医療を実施した場合について、治療費の一部を助成する。

(10)子育て世帯等の保育料軽減事業

子育て世帯等の経済的負担の軽減を図るため、認可保育所又は認定こども園に入所している0～2歳児クラスの

こどもについて、幼児教育・保育の無償化の対象とならない保育料の軽減を行うとともに、生計を一にする兄姉が2人以上いる場合は、保育料を無償化する。

(11)多子世帯の認可外保育施設保育料軽減事業

認可外保育施設を利用している0～2歳児クラスのこどもについて、保育を必要とする事由を有する場合で、生計を一にする兄姉が2人以上いるときは、一定の範囲内で保育料の補助を行う。

(12)病児保育事業

病気療養中又は病気回復期の児童を預かる保育施設を設置し、子育て家庭の支援を行う。スマートフォンなどからオンラインで利用予約ができる病児保育支援システムにより、市民の育児と仕事の両立支援を推進する。

(13)夜間保育事業運営費補助金

夜間に保護者の就労等により家庭保育が困難なこどもに対する保育の質の向上のため、夜間保育を実施する認可外保育施設の事業運営費の一部を補助する。

(14)保育所等施設整備費補助金

施設の老朽化対策及び保育環境充実を図るため、私立認可保育所等の施設整備に対し補助金を交付する。

(15)子育ての日イベント事業

市全体で子育てを応援する機運の醸成、子育て支援施策の認知度の向上を図るため、親子で楽しめるイベントの開催や及び子育てを応援する機運を醸成するキャンペーンを実施する。

(16)スマホでらくらく保育所等入所申込

令和5年11月から、自宅等で保育所等の入所申込手続きがスマートフォンで簡単にできるサービスを開始しており、引き続き市民の利便性を向上する。

(17)保育所入所管理業務改善委託事業

保育所の入所申込にこども連れで来庁する保護者の利便性向上を目的として、保育所入所の「デジタル申請支援」及び「リモートでの遠隔支援」を行う。

(18)(仮称)川津幼保園・ふじのみ園複合施設整備事業

城東保育所・ふじのみ園の複合整備計画に二中校区の幼稚園再編を含め、川津幼稚園敷地内へ幼保連携型認定こども園を整備する。

(19)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)を実施し、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化する。

2. 児童福祉　　(こども政策課・子育て給付課・こども家庭支援課)

(1)合計特殊出生率の推移(15～49歳の1人の女性が生涯生む平均出生率)　　(単位:人)

区　分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和５年	令和６年
全　国	1.45	1.44	1.43	1.42	1.36	1.34	1.30	1.26	1.20	1.15
島根県	1.78	1.75	1.72	1.74	1.68	1.69	1.62	1.57	1.46	1.43
松江市	1.72	1.60	1.55	1.56	1.55	1.53	1.54	1.52	1.41	1.41
出生数	1,838	1,766	1,676	1,576	1,618	1,467	1,482	1,441	1,350	1,271

(2)認可保育所等の入所児童数 (令和8年4月1日現在)　　(単位:人)

区　　分		保育所数	定　員	入所児童数			
				0歳児	1～2歳	3歳以上	計
公　　立		15	1,690	51	326	749	1,126
	直　　営	11	1,350	47	291	662	1,000
	公設民営	4	340	4	35	87	126
私　　立		68	5,364	292	1,708	2,855	4,855
	認定こども園	19	1,523	57	414	809	1,280
	認定こども園以外	49	3,841	235	1,294	2,046	3,575
計		83	7,054	343	2,034	3,604	5,981

(3)地域子育て支援拠点事業

常設の遊び場を開設するとともに、育児相談や育児講座、親子の交流事業等を行う。

・センター　1ヵ所 (あいあい)

(3～5歳のこどもと保護者が雨の日でも遊べる場所として「わいわいルーム」を開設)

・サテライト　8ヵ所 (おもちゃの広場・美保関子育て支援センター・たまゆつどいの広場・宍道子育て支援センター・東出雲子育て支援センター・鹿島子育て支援センター・やくも子育て支援センター・松江赤十字乳児院)

(4)ファミリーサポート事業

「子育てのサポートがしたい人」「子育てのサポートをしてほしい人」が会員となり、0歳～小学校6年生までの育児の相互援助を有償で行う。

・まつえファミリーサポートセンター

(5)訪問型子育てサポート事業

妊娠中や就学前までの子育てをしている家庭に、市が認定したホームサポーターを有償で派遣し育児や家事等の支援を行う。

・委託事業所　3ヵ所(松江市シルバー人材センター、ケアサービス松江、まごころサービス松江センター)

(6)家庭児童相談

児童虐待の通告先として児童の安全確保と支援を行うとともに、こどもと家庭に関する様々な相談に対応する。

また、しつけや育児に悩む保護者等を対象に、こどもとの関わり方を学ぶ講座・グループワーク等を行う親子関係形成支援事業「コツコツ学ぶ子育てのコツ」を実施する。

(7)子育て短期支援事業

保護者の病気や出張などのため、家庭での児童の養育が一時的に困難となった場合、短期間こどもを預かる「ショートステイ事業」、夜間にこどもを預かる「トワイライトステイ事業」、母子生活支援施設に母とこどもを一緒に短期間入所させ、母のレスパイト・ケアや育児相談等の支援を行う「親子ショートステイ事業」を行う。

(8)子育て世帯・ヤングケアラー等訪問支援事業

家事や子育て、家族のお世話などが困難な家庭へヘルパーを派遣し、児童虐待の予防やヤングケアラーへの支援を行う。

(9)子ども医療費助成　（令和8年4月1日現在）

対　　象	0歳～高校生年代 18歳～20歳未満(一定の要件を満たす人)
自己負担額 (1ヶ月・1医療機関あたりの医療費負担割合)	0歳～中学3年生:無料(県の制度に松江市単独で上乗せして医療費を助成) 高校生年代:入院　1割負担(上限月額2,000円)、通院　1割負担(上限月額1,000円)、 薬局等　無料(松江市単独で医療費を助成) 18歳～20歳未満:入院費のみ上限2,000円

(10)児童手当　（令和8年4月1日現在）

対　　象	高校生年代(18歳の誕生日後の最初の3月31日)までの児童を養育している人
手当の月額	3歳未満　15,000円（第3子以降※は30,000円） 3歳以上高校生年代　10,000円（第3子以降※は30,000円） ※「第3子以降」とは、大学生年代まで(22歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3番目以降をいう。
支払時期	2月、4月、6月、8月、10月、12月

(11)児童福祉施設

母子生活支援施設	母子家庭の母と子をともに保護し、自立を支援する施設	定員は施設によって異なる
助産施設	経済的理由により入院助産をうけることができない場合に利用できる施設	松江市助産院(松江市立病院内)定員:2人

3. ひとり親の福祉　（子育て給付課）

(1)児童扶養手当　（令和8年4月1日現在）

対　　象	父母の離婚などにより、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童を養育している人で、前年中の所得が一定額未満の人。
手当の月額	①児童1人＝全部支給48,050円、一部支給48,040～11,340円 ②児童2人＝全部支給59,400円、一部支給59,380～17,020円 ③児童3人＝全部支給70,750円、一部支給70,720～22,700円 ※児童が4人以上のときは、1人増えるごとに全部支給11,350円、一部支給11,340～5,680円加算
支払時期	5月、7月、9月、11月、1月、3月

受給者数　（各年度3月分手当受給者数）

年度	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
人数	1,442	1,355	1,301	1,327	1,260

(2)福祉医療費助成(ひとり親)

対　　象	18歳未満又は高校卒業までの児童を養育するひとり親家庭に対し医療費の一部を助成。 (前年の所得税が非課税である世帯または児童扶養手当の所得要件に該当する世帯)

自己負担上限額	1医療機関における1ヶ月の自己負担上限額 住民税課税世帯:入院 20,000円、通院 6,000円 住民税非課税世帯:入院 2,000円、通院 1,000円

(3)ひとり親家庭等高校通学費助成　（令和8年4月1日現在）

支給対象	高等学校等(※)の第1学年から第3学年までの学年に在籍し、かつ、20歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者を養育している方。(※全日制、定時制の高等学校並びに盲学校・ろう学校及び養護学校の高等部、高等専門学校、高等専修学校、職業訓練校のこと。通信制・海外留学を除く。)
助成額(月額)	・公共交通機関利用者(バス・電車等) 定期券購入額の2分の1(上限10,000円) ・自宅からの通学が困難であるため、寄宿舎や下宿から通学している場合。 寮費の2分の1(上限20,000円) ・交通用具利用者(自転車・バイク) 購入額の2分の1(上限20,000円)※在学中1回限り 修理額の2分の1(上限5,000円)※各年度中1回限り

(4)高等職業訓練促進給付金事業　（令和8年4月1日現在）

対象資格	看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、調理師等、就職を容易にするために必要な資格として市長が定める資格

○高等職業訓練促進給付金

支給対象期間	・修業期間の全期間(上限48月) ※准看護師から看護師の養成機関に進学する場合は上限60月
支給額	・月額100,000円または70,500円（市町村民税の課税の状況による） ・国家試験対策や実習に伴う就労収入の減を補うため、修業期間最後の1年間については月額40,000円増額

○高等職業訓練修了支援給付金

支給額	50,000円または25,000円(市町村民税の課税の状況による)

(5)自立支援教育訓練給付金事業　（令和8年4月1日現在）

対象講座	雇用保険法による一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金、専門実践教育訓練給付金の指定講座

支　給　額	教育訓練施設に対して支払われた入学料(登録料)、受講料でその施設の長が証明するもの ①　雇用保険法による一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の支給を受けることができない方 →対象講座の受講料の60%相当額(上限20万円)支給額が12千円未満の場合は対象外 ②　雇用保険法による専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない方 →対象講座の受講料の60%相当額(上限40万円×修学年数　最大160万円)、ただし准看護師から看護師の養成機関に進学する場合は(上限40万円×5年　最大200万円)、支給額が12千円未満の場合は対象外 ※令和6年8月30日以降に講座指定を受けた方で、訓練修了後1年以内に資格取得し、その資格を生かした就職等をした場合は、受講料の25%を追加支給。 (通常支給分60%＋追加支給分25%＝受講料の最大85%分を支給) ③　雇用保険法による一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる方 →①又は②に定める額から雇用保険法の規定により支給された各種給付金の額を差し引いた額

(6)母子父子寡婦福祉資金の貸付

資　金　の　内　容	・こどもが修学する際に必要な資金 ・就職するために必要な技能を習得するために必要な資金 ・療養中の生活維持のための資金　等
貸　付　の　対　象	・母子家庭の母、父子家庭の父が扶養する児童　・父母のいない児童 ・寡婦が扶養する子　・母子家庭の母又は父子家庭の父　・寡婦　等

(7)養育費確保支援事業

補　助　の　内　容	・ひとり親家庭等の親を対象に、養育費の取り決めに係る公正証書の作成等に必要な経費の全額(上限3万円)を補助

(8)ひとり親家庭等の相談

母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭等の相談に応じ、自立に向けた指導や助言を行う。

(9)その他

① 公営住宅入居や保育所・児童クラブ入所の特別配慮

② 母子生活支援施設への入所(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童のいる母子世帯)

4. 母子・乳幼児保健対策事業　(こども政策課・子育て給付課・こども家庭支援課・健康推進課)

事　業　名	事　業　内　容
各種手帳発行	母子健康手帳(親子健康手帳)、妊婦・産婦・乳児一般健康診査受診票、予防接種手帳
健　康　診　査	・妊婦健康診査(個別健診)　・産婦健康診査(個別健診) ・1か月児健診(個別健診)　・4か月児健診(集団健診) ・10か月児健診(個別健診)　・1歳6か月児健診(集団健診) ・3歳児健診(集団健診)　・5歳児健診(2段階の健診:アンケート、診察・相談)
健　康　相　談	・妊婦相談　・乳幼児健康相談　・発達健康相談 ・子育てお悩み相談、おっぱい相談　・オンライン相談

健　康　教　育	プレパパ・プレママ教室、助産師さんとのお話し会、離乳食と歯の教室、地域の食育講座　等
情　報　発　信	X（旧 twitter）、母子手帳アプリ「母子モだんだん」、まつえの子育て AI コンシェルジュ こそだて手帳、5歳児手帳、ふたご手帖
訪　問　指　導	妊婦訪問、生後4か月までの乳児全数訪問、産婦訪問、養育支援訪問
そ の 他 支 援	・多胎児養育家庭サポート事業　・産後ケア事業（通所型・訪問型・宿泊型・集団型・温泉型） ・医療的ケア児支援　・フッ化物塗布事業　・ブックスタート事業 ・ふたごちゃん♪みつごちゃんのつどい
医　療　制　度	○未熟児養育医療費助成 ○小児慢性特定疾病医療費助成 ○子ども医療費助成 ○不妊治療費助成（一般不妊治療、生殖補助医療） ○新生児聴覚検査費助成事業 ○風しん予防接種費用助成事業

第１３章　　環境エネルギー部

1. 環境エネルギー部の主要事業

（1）脱炭素先行地域（「国際文化観光都市・松江」の脱炭素化による魅力的なまちづくり）

環境省が実施した「第3回脱炭素先行地域」に令和5年4月28日に選定され、2030 年度までに、民生部門（家庭、宿泊施設、飲食店、事業所、公共施設など）の電力消費に伴う二酸化炭素排出「実質ゼロ」を目指す。テーマを観光とし、国際文化観光都市・松江の主要な観光地である、国宝松江城周辺エリア、松江しんじ湖温泉エリア、玉造温泉エリア、美保関観光旅館エリアにおいて、太陽光発電を活用した再エネ100%の電力メニューを供給し脱炭素化、温泉宿泊施設の温泉熱の活用、省エネ化、堀川遊覧船の推進機のEV化などにより持続可能な観光の実現を図る。カーボンニュートラルツアーで差別化を図り、「住んでよし・訪れてよし」の観光都市を目指す。

（2）地球温暖化対策事業

二酸化炭素排出量の削減及び省エネルギーの推進を図るため、住宅及び事業所への再生可能エネルギー機器等の導入に対する補助金交付を行う。

（3）環境広報活動

市民の環境に対する関心を高めるため、清掃活動や環境フェスティバルなどの市民が参加できるイベントを開催し、直接体験を通じた啓発を行う。

（4）環境基本計画推進事業（まつえ環境市民会議との連携）

松江市環境基本計画の推進を図るため、平成19年2月に設立された「まつえ環境市民会議」を推進組織として、様々な環境活動を行う。

（5）宍道湖の水環境改善

市民の貴重な財産である宍道湖の総合的な水環境改善のため、国・県・沿岸自治体（松江市、出雲市）で構成された宍道湖水環境改善協議会と連携し、市民や企業・団体と協働しながら積極的に取り組んでいく。

（6）一般廃棄物処理施設の整備

「エコクリーン松江」の令和8年度から令和22年度までの長期包括的運営業務委託契約を締結、さらに施設の延命化、環境性能の向上を目指し令和12年度まで基幹的設備改良工事を行う。また、令和12年度末で埋立終了となる「西持田最終処分場」の「西持田不燃物処理場」への機能移転、さらに「西持田リサイクルプラザ」の「エコステーション松江」への機能移転に向けた調査・設計を行う。

（7）リサイクルステーション整備事業

分別の徹底と資源有効利用の促進を図るため、缶・びん・ペットボトルについては市民や事業所が排出しやすいようリサイクルステーションの整備と維持管理を行う。

（8）ごみ収集運搬事業

松江市一般廃棄物処理基本計画に基づき、家庭から排出される「もやせるごみ」、「粗大ごみ」、「資源ごみ」の収集運搬業務を委託により行う。

（9）廃棄物不適正処理対策事業

廃棄物の不適正処理による生活環境への影響を未然に防ぐため、廃棄物の不法焼却及び不法投棄などに対しては、積極的な指導啓発を行い、不法投棄が多発する場所へは啓発看板の提供、監視カメラの設置、パトロールの実施などを行う。

（10）産業廃棄物の排出事業者・処理業者・処理施設の監視・許可・指導

市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上のため、廃棄物処理法及び松江市産業廃棄物の処理に関する指導要綱に基づき、産業廃棄物排出事業者・処理業者・処理施設設置者に対し適正処理の指導、監視等を実施する。

（11）きれいなまちづくり条例推進事業

平成18年10月１日に施行した「松江市きれいなまちづくり条例」の普及啓発を推進し、市民の環境意識を高め、行政と市民等が協働してまちの美化を推進することにより、国際文化観光都市にふさわしいまちを保つ。

2. 環境保全　（環境エネルギー課、環境対策課、リサイクル都市推進課）

本市の誇るべき自然やまちなみ、歴史文化を、次世代にも引き継いでいくためには、良好な環境を保っていく必要がある。

未来の環境のため、地球を取り巻く環境問題に正面から取り組みながら、豊かな自然環境の保全や美しい生活環境の維持にも注力し、高い意識に根差した市民の行動が、環境課題の解決に向けた取組の模範となるようなまち「環境主都」をめざす。

特に今、世界規模での地球温暖化対策が急務とされ、主な原因といわれる温室効果ガス（二酸化炭素）の削減が課題となっている。地球温暖化に起因する異常気象は、宍道湖・中海の水質変化といった自然環境にも影響するなど、本市においても重要な課題である。

豊かな自然環境を保全・活用しながら、環境にやさしい暮らし、社会への転換を促し、温室効果ガス（二酸化炭素）の排出を可能な限り削減することにより、「脱炭素社会（カーボンニュートラル）の実現」をめざす。

（1）松江市環境基本計画の構成

【基本理念】 世界に誇る環境主都まつえ

【重点目標】 脱炭素社会（カーボンニュートラル）の実現



＜ 施 策 ＞

①スマートライフ推進

1．省エネルギーの推進	●省エネルギー行動の実践 ●断熱性能・気密性能が高い建物や高効率機器の導入促進
2．スマートムーブの推進	●公共交通機関・自転車・徒歩移動の推進 ●エコドライブの実践 ●環境にやさしい車両・燃料の普及・導入促進
3．再生可能エネルギーの導入促進	●太陽光発電設備・蓄電池の導入促進 ●風力・水力・地熱・バイオマス資源の有効活用
4．次世代エネルギーの活用	●水素・アンモニアの活用検討
5．カーボンオフセットの構築・活用	●森林資源による二酸化炭素（CO_2）吸収源の確保 ●海洋資源による二酸化炭素（CO_2）吸収源の確保
6．環境ビジネスの振興	●環境関連産業の育成・創出による地域経済の活性化

②資源循環とまちの美化推進

7．Refuse（リフューズ）の推進	●ごみの発生抑制の推進
8．Reduce（リデュース）の推進	●ごみの排出削減の推進
9．Reuse（リユース）の推進	●再利用の推進
１０．Recycle（リサイクル）の推進	●再資源化の推進
１１．クリーンなまちづくりの推進	●排出ルールの遵守と環境美化の推進 ●参加型清掃活動の充実

＜ 施 策 ＞

③自然環境の保全・活用	１２．水環境の保全・活用	●水環境の保全の推進 ●水辺での学習・体験・交流イベントの展開
	１３．緑の保全・活用	●緑の保全の推進 ●緑を活用した学習・体験・交流イベントの展開
	１４．生物多様性の確保	●生態系の保全推進と有害鳥獣・外来種対策
④生活環境の保全	１５．環境監視・公害対策	●大気環境の維持に向けた規制と指導
	１６．有害化学物質対策	●有害化学物質の適正な管理と処理に向けた指導
	１７．環境と景観に配慮した開発・整備	●開発・整備における環境配慮の徹底 ●生活環境の保全に向けたルールづくりの推進
	１８．気候変動に強いまちづくり	●熱中症対策の推進 ●防災・減災対策の強化
	１９．環境配慮型観光の充実	●環境負荷の少ない観光周遊の推進 ●地域資源を活かしたエコツーリズムの推進
⑤共創・協働	２０．環境教育の充実	●学習機会の充実 ●環境教育を推進する人材の育成 ●学習・活動の成果発表と交流機会の創出 ●環境学習コンテンツの充実
	２１．情報提供の充実	●多様な媒体・手法の活用 ●積極的な情報の収集と内容の充実
	２２．環境活動への参加促進	●環境活動への参加機会の提供と拡大 ●環境活動への参加を促す情報発信の展開 ●環境活動を担う団体・人材の活動支援
	２３．活動推進組織・ネットワークづくり	●事業者との連携強化 ●環境保全に取り組む主体の連携推進 ●周辺自治体・国等との連携推進
	２４．脱炭素先行地域での取組推進	●脱炭素先行地域での取組の推進

(2)総合的環境施策の推進

ア. まつえ環境市民会議

(ア)構　　成　市民、事業者、行政
個人会員328人、団体会員47団体、法人会員109事業所)(令和8年3月31日現在)

(イ)目　　的　松江市環境基本計画を推進するために設立された市民団体

(ウ)主な活動　・自然環境の保全 (里山保全活動、水質保全の活動)
・地球温暖化防止(グリーンのカーテン運動、省エネチャレンジシートの取組、デコ活啓発活動、エコドライブ啓発活動、まつえファーマーズマーケット・まつえ環境フェスティバルの開催)
・ごみの減量(中海・宍道湖一斉清掃、環境美化の啓発、漂着ごみ回収、食品ロスごみ減量活動)
・環境教育の推進(国宝松江城から学ぶ環境学習会、環境について楽しく学ぶ親子体験教室)

イ. 生活環境保全推進員制度

(ア)生活環境保全推進員の経緯

① 平成7年、「松江市の生活環境の保全に関する条例」を制定し、翌年、条例に基づき「生活環境保全推進員制度」発足 ② 平成14年、これまで個々に活動していた環境に関する推進員(生活環境保全推進員・リサイクル推進員・生活排水対策推進実行委員)を一本化し、「生活環境保全推進員(各公民館から選出)」として新たに制度を発足 ③ 平成17年、市町村合併により推進員制度を全市域に拡大(令和6年度から126名の推進員を委嘱)

(イ)生活環境保全推進員の主な業務内容

① 廃棄物の排出・分別指導 ② 廃棄物の減量・再生利用等啓発活動 ③ 地域における生活環境の保全に関する普及・啓発及び意見・提案 ④ 地域における生活環境の保全に関する貢献者の把握・報告 ⑤ 生活排水対策の普及 ⑥ 不法投棄防止に関する啓発、巡回、通報 ⑦ 地域環境改善活動の推進 ⑧ 地球温暖化対策の推進 ⑨ その他生活環境の保全に関すること

ウ. 宍道湖水環境改善協議会(平成24年7月設立)

(ア)構成団体　国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所・島根県環境生活部・松江市・出雲市

(イ)目　　的　宍道湖及び流域の総合的な水環境の改善について、共通課題の認識と連携協働した取組の推進を図り、もって恵み豊かな宍道湖の再生と流域住民の良好な生活環境を育むことを目的とする。

(ウ)主な事業

☆中海・宍道湖一斉清掃 ☆ヨシ関連事業 ☆環境関連啓発事業 ☆斐伊川水系の上下流交流事業 など

(3)主な項目の目標と現況等

ア. 水　質

(ア)宍道湖・中海の目標と現状　(単位:mg／ℓ)

	宍 道 湖			中　　海		
	COD 75%値	全窒素 年平均値	全リン 年平均値	COD 75%値	全窒素 年平均値	全リン 年平均値
計 画 目 標 値 (県8期水質保全計画)	4.6	0.46	0.039	4.4	0.46	0.046
現 状 (R7)	5.4	0.44	0.049	5.2	0.35	0.037

注)CODの75%値、全窒素及び全リンの年平均値は環境基準点(宍道湖5地点・中海12地点)の最高値

(イ)主な河川のBODの現状　(単位:mg／ℓ)

河 川 名	山居川(庄司橋)	馬橋川(馬橋)	朝酌川(ガラガラ橋)	忌部川(半原橋)
環境基準値	8.0	5.0	3.0	2.0
現 状 (R7)	1.5	1.2	1.4	0.7

注)値は各河川の環境基準点におけるBOD75%値

イ. 地球温暖化防止

「松江市地球温暖化対策実行計画」において、エネルギー消費量・二酸化炭素排出量の削減目標を設定し、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入促進、二酸化炭素吸収源となる森林の適正管理、環境にやさしい車社会への取組の推進、ごみを減らす取組の推進、子どもたちへの環境教育など具体的な取組を行う。

温室効果ガス削減目標（短期・中期・長期目標年）

【短期目標】
2030 年度
（令和 12 年度）

排出量 ： 910 千 t-CO_2
削減量 ： 809 千 t-CO_2 （2013 年度実績比）
削減率 ： 47 % （2013 年度実績比）

（単位：千t-CO2）

		排出量(実績)		排出量(目標)	削減量（2013年度実績比）	削減率（2013年度実績比）
		2013年度（H25）	2022年度（R4）	2030年度（R12）		
二酸化炭素（CO2）	産業部門	265	212	193	▲71	▲27%
	業務その他部門	573	424	275	▲298	▲52%
	家庭部門	436	412	144	▲292	▲67%
	運輸部門	404	343	263	▲141	▲35%
	廃棄物分野	20	29	17	▲3	▲15%
その他ガス	CH4	12	10	10	▲2	▲17%
	N2O	8	6	6	▲1	▲17%
	HFCs	2	2	2	0	▲0%
	SF6	0	0	0	0	▲0%
		22	18	19	▲3	▲15%
排出量(合計)		1,719	1,438	910	▲809	▲47%

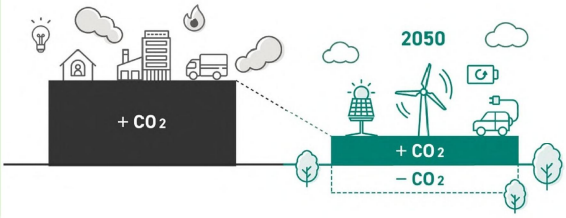
（※）表中の数値は、小数点以下の計算により合計と一致しない場合があります。

【中期目標】
2040 年度
（令和 22 年度）

排出量 ： 447 千 t-CO_2
削減量 ： 1,255 千 t-CO_2 （2013 年度実績比）
削減率 ： 74 % （2013 年度実績比）

【長期目標】
2050 年
（令和 32 年）

排出量実質ゼロ（カーボンニュートラル）



出典：脱炭素ポータル（環境省ホームページ）

ウ. 大　気

（ア）大気の現況（島根県保健環境科学研究所内に設置されている国設松江大気環境測定所で常時監視）
（R6年度）

二　酸　化　硫　黄	短期的及び長期的評価による環境基準を達成していた。
二　酸　化　窒　素	環境基準を達成していた。
一　酸　化　炭　素	短期的及び長期的評価による環境基準を達成していた。
光化学オキシダント	環境基準（0.06ppm）を達成しなかった。
浮遊粒子状物質	短期的及び長期的評価による環境基準を達成していた。
微小粒子状物質	短期及び長期基準を満たし、長期的評価による環境基準を達成していた。

（イ）自動車排出ガスの現況（西津田交差点に設置されている自動車排出ガス固定測定局で常時監視）
（R6年度）

二　酸　化　窒　素	環境基準を達成していた。
一　酸　化　炭　素	短期的及び長期的評価による環境基準を達成していた。

浮遊粒子状物質	短期的及び長期的評価による環境基準を達成していた。

エ. 公害苦情件数の推移

区　分	大気	水質	騒音	振動	悪臭	地盤沈下	土壌汚染	その他	計
令和4年度	7	21	14	2	5	0	0	1	50
令和5年度	4	8	15	1	10	0	0	5	43
令和6年度	5	3	10	1	7	0	0	5	31
令和7年度	4	13	23	2	4	0	0	0	46

オ. 環境美化の推進

(ア)「松江市きれいなまちづくり条例」の美化推進地域の指定状況

平成18年度　JR 松江駅周辺(朝日町)、塩見縄手周辺(北堀町)
平成19年度　青石畳通り周辺(美保関町)
平成20年度　ヘルンの道周辺(内中原町)、けやき通り周辺(上乃木)
平成21年度　宍道湖公園線通り周辺(白潟地区)
平成23年度　JR乃木駅周辺(浜乃木地区)、JR宍道駅・八雲本陣周辺(宍道町)
平成24年度　八重垣神社周辺(佐草町)
平成27年度　佐太神社周辺(鹿島町)、熊野大社周辺(八雲町)

(イ)不法投棄ごみの相談件数

令和3年度 66件 令和4年度 76件 令和5年度 71件 令和6年度 71件 令和7年度74件

(ウ)海岸漂着ごみの回収量

令和3年度 70.6t 令和4年度 81.7t 令和5年度 70.8t 令和6年度 64.2t 令和7年度 58.8t

(エ)漂流ごみの回収量

令和7年度 10.1t

3. ごみの処理　（環境対策課、リサイクル都市推進課、環境施設課）

「松江市一般廃棄物処理基本計画(令和4年3月改定)」において、目指すべきまちの姿を「世界に誇る環境主都まつえ」と定めた。市民・事業者・行政が一体となって循環型社会の実現に向け、「4R運動の推進」および「適正処理の推進」に積極的に取り組み、本計画に沿った適切な処理を行っている。

＜家庭ごみ＞

家庭から排出されるごみは、大きく「ごみ」と「資源ごみ」に分けている。資源ごみは金属資源、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、古紙(新聞紙、雑誌類、段ボール、紙パック、シュレッダー古紙)・古着、缶、びん、ペットボトル、蛍光管の8種に分類している。

もやせるごみ、金属資源、紙製容器包装、プラスチック製容器包装の4種類については、指定袋制を導入し、証紙により処理を有料化している。

粗大ごみは、電話またはメールでの事前申し込みにより、1世帯年4回(1回2個(台))を限度として、処理券により有料化している。

収集は、全て民間事業者への委託としており、もやせるごみは週2回、金属資源は月1回、プラスチック製容器包装は週1回、紙製容器包装及び古紙・古着は月2回のそれぞれ指定日に収集している。

分別された古紙(新聞紙、雑誌類、段ボール、紙パック、シュレッダー古紙)については、市内10ヵ所(エコクリーン松江・川向リサイクルプラザ・各8支所)への搬入を無料で受け付けている。

缶、びん、ペットボトルは、市内495ヵ所に設置したリサイクルステーションに排出されたものを収集している。蛍光管は市内30ヵ所に設置した回収ボックスで収集している。

＜事業所ごみ＞

事業所から排出される一般廃棄物は、大きく「ごみ」と「資源ごみ」に分けている。「ごみ」はもやせるごみ、もやせないごみ、「資源ごみ」は、古紙、従業員の飲食に伴い発生した缶、びん、ペットボトルの4種類に分類している。

もやせるごみ、もやせないごみについては指定袋制を導入し、処理手数料については重量に応じて徴収している。

エコクリーン松江までの搬入は、市が許可した収集運搬業者による収集、または事業者による自己搬入のいずれかとしている。

資源ごみについては、分別された古紙(新聞紙、雑誌類、段ボール、紙パック、シュレッダー古紙)は、市内10ヵ所(エコクリーン松江・川向リサイクルプラザ・各8支所)への搬入を無料で受け付けている。従業員の飲食に伴って発生した缶、びん、ペットボトルについては、リサイクルステーションへの排出も可能としている。

＜ごみの処理＞

エコクリーン松江では、家庭のもやせるごみ、事業所のもやせるごみなどを溶融処理している。

エコステーション松江では、金属資源および金属製の粗大ごみを選別後、金属類を資源化している。
川向リサイクルプラザでは、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、古紙・古着を選別処理後種類ごとに資源化している。
西持田リサイクルプラザでは、缶・びん・ペットボトルを選別後種類ごとに資源化している。
各処理施設から発生する残渣は、エコクリーン松江で溶融処理または西持田不燃物処理場で埋立処理をしている。
エコクリーン松江の溶融処理によって発生するメタルおよびスラグについては資源化し、飛灰は西持田最終処分場で埋立処分している。

(1)収集と運搬

収集区分		収集回数	収集方法	搬入先
もやせるごみ		週2回	ステーション方式を基本とし、地理的条件や高齢・障がいなどの理由で集積所への排出が困難と認めた場合は戸別収集を行う。	エコクリーン松江
粗大ごみ		1世帯年度内4回	申込制とし、戸別収集を行う。	エコクリーン松江 エコステーション松江
資源ごみ	金属	月1回	ステーション方式を基本とし、地理的条件や高齢・障がいなどの理由で集積所への排出が困難と認めた場合は戸別収集を行う。	エコステーション松江
	プラスチック製容器包装	週1回	ステーション方式を基本とする。	川向リサイクルプラザ
	紙製容器包装	月2回		
	古紙・古着	月2回	ステーション方式を基本とし、地理的条件や高齢・障がいなどの理由で集積所への排出が困難と認めた場合は戸別収集を行う。	川向リサイクルプラザ
	缶	常設箇所収集	いつでも排出ができるリサイクルステーションを市内495ヵ所に設置。	西持田リサイクルプラザ
	びん			
	ペットボトル			
	蛍光管		リサイクルステーション横など30ヵ所に専用回収ボックスを設置。	エコステーション松江

(2)ごみ処理の推移
① 搬入量

(単位:t)

年度＼区分		もやせるごみ	もやせないごみ	金属資源	粗大ごみ(収集)	資源						計
						缶	びん	ペットボトル	紙製容器包装	プラ製容器包装	古紙古着	
令和6年度	家庭系	35,754	0	699	349	484	1,173	629	387	1,277	3,765	44,517
	事業系	18,335	620	0	0	0	0	0	0	0	223	19,178
	計	54,089	620	699	349	484	1,173	629	387	1,277	3,988	63,695
令和7年度	家庭系	35,493	0	666	346	458	1,119	618	368	1,232	3,406	43,706
	事業系	17,894	470	0	0	0	0	0	0	0	232	18,596
	計	53,387	470	666	346	458	1,119	618	368	1,232	3,638	62,302

② 処理内訳

(単位:t)

年度＼区分	溶融	埋立	再資源化		
	もやせるごみ、もやせないごみ	焼却・破砕が困難なもの	リサイクル資源からの選別再生	粗大ごみ・金属資源からの選別再生	計
令和6年度	55,334	734	7,473	551	8,024
令和7年度	54,344	602	6,996	535	7,531

(3)ごみ単位当たり経費　　(単位:円／t)

年度＼区分		もやせるごみ	もやせないごみ	金属資源	粗大ごみ	資源					
						缶	びん	ペットボトル	紙製容器包装	プラ製容器包装	古紙古着
令和5年度	収集	56,060	－	212,980	238,080	226,940	87,590	151,300	189,710	133,320	68,870
	直接搬入	44,240	42,430	－	－	－	－	－	－	－	45,130
令和6年度	収集	54,400	－	262,600	271,890	246,970	92,860	153,050	191,550	128,440	65,430
	直接搬入	42,220	40,170	－	－	－	－	－	－	－	39,640

※環境省の定めた一般廃棄物会計基準により算定している。

4. 一般廃棄物処理施設　（環境施設課）

①エコクリーン松江(可燃ごみ処理)

1. 所 在 地　松江市鹿島町上講武1699番地1	5. 総 工 費　14,745,415千円
2. 敷地面積　30,400㎡	6. 処理能力　255t／24h(85t／24h×3炉)
3. 着　工　平成19年10月7日	7. 処理方式　シャフト式ガス化溶融方式
4. 竣　工　平成23年3月30日	

②エコステーション松江

1. 所 在 地　松江市西持田町627番地2	5. 総 工 費　約3,202,000千円
2. 敷地面積　9,100㎡	6. 処理能力　59t／日(5h)
3. 着　工　平成12年2月15日	7. 処理対象　金属・金属製粗大ごみ
4. 竣　工　平成14年3月20日	

③西持田不燃物処理場

1. 所 在 地　松江市西持田町字中山641番地	5. 総 工 費　967,780千円(第Ⅱ工区拡張時)
2. 敷地面積　137,989㎡ (エコステーション松江含む)	6. 埋立面積　45,700㎡(届出面積)
	7. 埋立容量　545,000㎥
	8. 残余容量　72,502㎥(令和7年度末)
3. 着　工　平成16年3月20日(第Ⅱ工区拡張時)	9. 埋立方式　サンドイッチ方式
4. 竣　工　平成18年1月31日(第Ⅱ工区拡張時)	10. 浸出液処理　下水道放流

④西持田最終処分場

1. 所 在 地　松江市西持田町621番地	6. 埋立面積　22,310㎡
2. 敷地面積　96,146㎡	7. 埋立容積　156,641㎥
3. 着　工　平成12年7月28日	8. 残余容量　8,682㎥(令和7年度末)
4. 竣　工　平成14年3月8日	9. 埋立方式　サンドイッチ方式
5. 総 工 費　2,619,191千円	10. 浸出液処理　接触酸化方式＋下水道放流

⑤川向クリーンセンター(し尿処理)

1. 所 在 地　松江市竹矢町1439番地4	5. 総 工 費　2,725,478千円
2. 敷地面積　6,463㎡	6. 処理能力　51kℓ／24h

3. 着　工　　平成9年8月28日	7. 処理方法　　脱水分離＋希釈＋下水道放流
4. 竣　工　　平成11年3月31日	

⑥西持田リサイクルプラザ(リサイクル資源選別処理)

1. 所 在 地　　松江市西持田町621番地	7. 処理対象　　缶、びん、ペットボトル
2. 敷地面積　　4,650㎡	8. 選別方式　　缶　磁力選別機 びん　自動色選別装置
3. 着　工　　平成10年1月20日	
4. 竣　工　　平成10年9月20日	9. 搬　出　　缶　圧縮成形 びん　3色種別カレット ペットボトル　圧縮梱包
5. 総 工 費　　560,983千円	
6. 処理能力　　16t／日(5h)	

⑦川向リサイクルプラザ(リサイクル資源選別処理)

1. 所 在 地　　松江市竹矢町1439番地5	7. 処理対象　　紙製容器包装、プラスチック製容器包装、古紙・古着
2. 敷地面積　　7,994㎡	
3. 着　工　　平成13年8月2日	8. 併設施設　　くりんぴーす(廃棄物の減量、再資源化及び再生利用に関する啓発並びに研修等施設)【休館中】
4. 竣　工　　平成14年9月13日	
5. 総 工 費　　1,938,065千円	
6. 処理能力　　64t／日(5h)	

5. し尿・浄化槽汚泥の処理　　(環境対策課、リサイクル都市推進課、環境施設課)

「松江市一般廃棄物処理基本計画(令和4年3月改定)」に基づき、生活排水処理基本計画に沿って適正に処理を行っている。

し尿は、市が委託した業者により計画収集および臨時収集し、川向クリーンセンターへ搬入し処理している。浄化槽汚泥は、市が許可した業者へ設置者自ら申し込んで収集運搬し、川向クリーンセンターへ搬入し処理している。

川向クリーンセンターへ搬入されるし尿等は、脱水処理を行い汚泥燃料はエコクリーン松江で助燃材として有効利用している。

(1)収集と運搬

区分	収集運搬方法	搬入先
し尿	市が委託する業者により収集運搬	川向クリーンセンター
浄化槽汚泥	許可業者へ申し込んで収集運搬	

(2)搬入実績

	川向クリーンセンター搬入分(kℓ)		
	し尿	浄化槽汚泥	計
令和6年度	2,443	10,035	12,478
令和7年度	2,313	9,823	12,136

6. 一般廃棄物処理手数料　（リサイクル都市推進課、環境施設課）

【ごみ】　（令和8年4月1日現在）

種類と区分		単位	手数料
家庭系	もやせるごみ	10リットル	13円
		20リットル	27円
		30リットル	40円
		45リットル	61円
	資源 （紙製容器包装及び プラスチック製容器包装）	20リットル	14円
		30リットル	16円
		45リットル	19円
	金属資源	20リットル	14円
		30リットル	16円
		45リットル	19円
	粗大ごみ	個	763円
	自己搬入	kg	500円（～50kg） +以降80円/10kg
事業系	自己搬入	kg	2,030円（～100kg） +以降200円/10kg
犬、猫等動物の死体		1頭につき	510円

【し尿・浄化槽汚泥】　（令和8年4月1日現在）

種類と区分		手数料
し尿	計画収集分	213円/18リットル
	臨時収集分	計画収集料金 +1,069円/基
浄化槽汚泥		75円/18リットル

第１４章　　ま ち づ く り 部

1. まちづくり部の主要事業

(1)新たな土地利用制度の検討事業

「将来のまちのかたち」の考え方である、市域内のバランスのとれた発展の実現に向けて、その手段となる新たな土地利用制度の検討に取り組む。

(2)3D都市モデル整備事業

高さや用途などの建物情報を含む3D 都市モデル（国が推進する Project PLATEAU）の整備を行い、まちづくり・防災・観光分野などでの利活用を図り、課題解決に繋げる。また、オープンデータ化をすることで市民の皆様や民間事業者など、誰でも活用できる環境を整え、多様な目的に沿った利活用を図る。

(3)盛土規制法に基づく盛土災害防止事業

盛土等による災害から市民の生命・身体を守るため、「宅地造成及び特定盛土等規制法（通称 盛土規制法）」に基づき、規制区域を指定し、区域内の盛土等の安全性を確認することにより、災害を防止する。

(4)JR松江駅前整備検討事業

松江駅前デザイン会議から提出された二つの「松江駅前デザイン案」について、実現可能性の調査検討を進め、松江駅前の将来像としてふさわしい「デザイン」の決定につなげる。その後、実現に向けた最適なプロセスや役割分担の下で公民連携による再開発を進めていく。

(5)まちの Re-project 事業

まちなかの空き店舗・空き家などの遊休不動産を活用し、まちに新たな魅力を生み出す「リノベーションまちづくり」を進め、持続可能なまちの再生を目指す。中心市街地エリアビジョンに沿った各ゾーンの現況を調査し、SNS などを活用してプロモーション強化に取り組む。

(6)一畑電車利用促進事業

一畑電車沿線地域の住民の交通手段確保のため、一畑電車沿線地域対策協議会に対し負担金を支出する。

(7)新幹線整備推進事業

「山陰新幹線」「中国横断新幹線（伯備新幹線）」の整備実現により、全国高速鉄道ネットワークへの接続を図る。

(8)空港利用促進事業

「出雲縁結び空港」「米子鬼太郎空港」の利用促進を図る。

(9)総合交通体系推進事業

地域公共交通計画及び、利便増進計画に基づき、事業を実施する。

(10)自動運転実証事業

公共交通の維持、お出かけ需要の創出、まちの魅力向上を目的に、検証を重ねながら早期の本格運行を目指す。

(11)コミュニティバス運行事業

路線バス・電車が利用できない地域の住民の移動手段確保のため、コミュニティバスを運行する。

(12)通学助成事業

公共交通機関を利用し、小学校、中学校及び高等学校等に通学する松江市在住の児童生徒を対象に、通学定期券購入費を軽減するための補助金を交付する。

(13)住生活基本計画推進事業

本市の住宅政策の指針として、令和4年度に改訂した「松江市住生活基本計画」に基づき、住宅・住環境の向上に向けた住宅施策を推進する。

(14)住宅総合相談窓口事業

住宅政策課に設置した「住宅総合相談窓口」において、住宅に関する様々なお困りごとを伺い、不動産、建築、解体、福祉分野など関係団体と連携して、課題の解決を図る。

(15)定住促進支援事業

子育て世帯の定住支援として、該当の郊外住宅団地での建物取得に対し、補助及び土地の貸付を行う。

(16)空家等対策事業

松江市空家等対策計画に基づき、空家の発生抑制や適正な管理及び活用の促進、あわせて特定空家等の対策といった視点で空家等対策を総合的かつ計画的に行う。

(17)空家等相談事業

空家等に特化した専門的な相談窓口として設置した「松江市空き家相談窓口」において、空家等の所有者が抱える諸問題の解決を図る。

(18)中古木造建築物改修及び除却支援事業

空き家の流通・活用の促進等を目指し、中古木造建築物の改修及び建て替えに対し補助金を交付する。

(19)市営住宅改善事業

既存の市営住宅の適切な管理に向けた改善・改修工事等を計画的に推進する。

(20)安心ハウス家賃対策補助金事業

島根県知事より高齢者向け優良賃貸住宅の認定を受け、かつ本市が定める基準に適合する民間優良賃貸住宅(安心ハウス)に対し、家賃の減額に係る補助を行う。

(21)大規模建築物耐震化促進事業

緊急輸送道路沿いに建つ大規模建築物に対し、耐震診断、耐震改修に必要な費用の一部を補助し、耐震化を促進する。

(22)木造住宅耐震化促進事業

昭和56年5月31日以前に工事着手された木造住宅について、次の耐震化に必要となる費用の一部を補助する。

・耐震診断

・耐震補強設計

・耐震改修工事、建て替えまたは対象建物の解体除却

(23)景観計画促進整備事業

美しく個性豊かな松江の景観づくりのため、引き続き市民・事業者・行政の良好な景観づくりに対する意識の向上を図る。また、良好な景観の保全・創造・継承が特に必要な区域(地域)については、住民の合意形成を図ったうえで、住民等との協働によりきめ細かな景観形成基準等を定め、景観計画重点区域に指定していく。

2. 都市計画　（都市政策課）

(1)都市計画区域の現況　（令和8年4月1日現在）

	行政区域	松江圏都市計画区域			宍道都市計画区域		
		市街化区域（用途地域）	市街化調整区域（用途地域外）	区域計	用途地域	用途地域外	区域計
面積(ha)	57,296	3,326	14,519	17,845	237	1,763	2,000
人口(人)	191,403	126,825	31,945	158,770	4,357	2,503	6,860

(2)地域地区

① 用途地域

地域名	容積率(%以下)	建蔽率(%以下)	松江圏都市計画区域		宍道都市計画区域	
			面積(ha)	構成比(%)	面積(ha)	構成比(%)
第1種低層住居専用地域	100	50.60	約 513	15.6	－	－
第2種低層住居専用地域	－	－	－	－	－	－
第1種中高層住居専用地域	200	60	約 465	14.0	約 58	24.5
第2種中高層住居専用地域	200	60	約 266	8.1	－	－
第1種住居地域	200	60	約 835	25.4	約 64	27.1
第2種住居地域	200	60	約 384	11.3	約 10	4.2
準住居地域	－	－	－	－	－	－
田園住居地域	－	－	－	－	－	－
近隣商業地域	200	80	約 104	3.2	約 13	5.5
商業地域	200,300,400 500,600	80	約 245	7.4	約 6.5	2.7
準工業地域	200	60	約 258	7.8	約 69	29.2
工業地域	200	60	約 193	5.3	約 16	6.8
工業専用地域	200	60	約 63	1.9	－	－
計			約 3,326	100.0	約 237	100.0

② 特別用途地区

種類	面積(ha)		規制内容	最終決定年月日
	松江圏都市計画区域	宍道都市計画区域		
観光地区	約10.4	－	観光地区に相応しくない用途を制限する。 (平成26年4月1日　改正施行)	昭和40年1月14日
大規模集客施設制限地区	約258	約69	〈建築してはならない建築物〉 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券販売所、場外車券売場、その他これらに類するもので、床面積の合計が1万㎡を超えるもの。	令和3年9月28日

③ 準防火地域※

最終決定	
面積(ha)	決定年月日
約232.5	昭和49年8月1日

※松江圏都市計画区域のみ

④ 駐車場整備地区※

最終決定		駐車場整備計画策定年月	駐車施設附置義務条例制定年月日
面積(ha)	決定年月日		
約305.0	平成9年10月21日	平成9年10月22日	平成17年3月31日

※松江圏都市計画区域のみ

3. 一畑電車の運行支援　（交通政策課）

(1)概要

一畑電車は本市と出雲市を宍道湖北岸で結ぶ貴重な公共交通機関であり、本市と出雲大社などの観光資源を繋ぐ重要な観光ルートとしての役割も担っている。

この一畑電車に対しては、本市と出雲市に島根県を加え、「一畑電車沿線地域対策協議会」(事務局　島根県:以下、「沿対協」という。)を設置し、各種の支援を行っている。

しかしながら、一畑電車は厳しい経営状況にあるため、平成 14 年度に経営検討委員会を立ち上げ、一畑電車及び沿線公共交通確保のあり方に関する提言を平成 15 年 11 月に受けた。

この提言を踏まえ、平成 17 年度に構成員である2市と島根県から職員を事務局に派遣し、新たな支援制度策定に向けた検討を重ね、平成 18 年から平成 22 年の5年間、安全対策を基本とした欠損補助に代わる新支援制度(インフラ所有権を移転しない上下分離方式)を実施した。

また、平成22年度に策定した支援計画(平成23年度～令和2年度)により、老朽化した鉄道施設のうち、特に緊急性を要する施設について、10 年間で集中的に更新を行い、緊急性を要する施設更新はおおむね終了した。

令和2年度には、長寿命化・長サイクル化の観点から、令和3年度から令和7年度の5年間、鉄道車両等の更新を含む支援計画を策定した。

また、昨年度、国に認定された「一畑電車北松江線及び大社線鉄道事業再構築実施計画」に基づき、令和 7 年から令和 17 年の 10 年間、一畑電車に対して補助金を支出する。

(2)これまでの主な支援策

○　一畑電車が行う各種利用促進策に対する補助

例)通勤定期割引、シルバー切符助成(高齢者が対象で、一日乗り放題キップ)等

○　鉄道施設の近代化、安全確保、維持補修に関する事業への補助

・沿対協構成員の負担割合

島根県　1／2　松江市　1／2　×35%　出雲市　1／2　×65%　(松江市:出雲市＝35:65)

(3)一畑電車の輸送人員の推移　（単位:人）

年　度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6 年度	R7 年度
定期外	628,653	611,618	634,198	311,174	368,445	547,964	621,307	650,229	673,855
定　期	809,562	827,158	815,148	690,984	731,066	714,262	714,822	734,412	727,020
通勤定期	284,836	294,120	269,048	265,490	269,048	249,634	266,854	294,024	290,100
通学定期	542,322	521,028	421,936	465,576	421,936	464,628	447,968	440,388	436,920
合　計	1,438,215	1,438,776	1,449,346	1,002,158	1,099,511	1,262,226	1,336,129	1,384,641	1,400,875

(4)一畑電車利用促進事業

一畑電車沿線地域の住民の交通手段確保のため一畑電車沿線地域対策協議会に対し負担金を支出する。

4. 住宅政策　（住宅政策課）

(1)松江市住生活基本計画(計画期間:2023～2032 年度)

本計画は、本市の住宅政策を計画的に推進するための指針となるもので、この計画の施策体系に基づき、若者から高齢者まで「だれもが安心して暮らし続けられる住まいづくり」の実現を目指していく。

【施策体系】

①「居住者の視点」…だれもが安心して暮らし続けることができる住生活の実現

⑴高齢者が安心して暮らせる 住まいの確保

⑵障がい者が安心して暮らせる 住まいの確保

⑶住宅セーフティネットの整備

②「住宅ストックの視点」…良質な住宅ストックの形成と既存住宅の適正管理・有効活用の推進

⑴良質な住宅ストックの形成

⑵空き家の適切な管理・予防・活用

⑶分譲マンションの適正管理

③「居住環境の視点」…安全で住みやすい住環境の形成

⑴災害に強い住環境の形成

⑵こどもを産み育てやすい 住環境の確保

⑶地域コミュニティの維持

⑷日常生活の利便性の維持・向上

⑸住宅地のまちなみの形成

④「情報共有の視点」…だれにも伝わる情報発信の推進

⑴様々な手法による住生活情報の発信

(2)公営住宅設置状況　（令和8年4月1日現在）

住宅名	所在地	総戸数	構造	竣工年度	備考
下の原住宅	大庭町	20	簡平屋	S37	
井出平住宅	山代町	108	簡平屋、簡2階	S38～S40	
魚瀬住宅、魚瀬第2住宅	魚瀬町	30	簡2階	S39	
客ノ尾住宅	薦津町	35	簡平屋	S41	
古志原アパート(1～11号棟)	古志原四丁目	242	耐火4F・耐火5F(11号棟)	S41～S46	身障者向2戸
東朝日町アパート(1号棟) 東朝日町アパート(2号棟)	東朝日町	55	耐火4F	S46 S44	
宝谷住宅	山代町	41	簡平屋	S46	
宝谷アパート(1・2号棟) 宝谷アパート(3～10号棟)	山代町	240	耐火4F	S47 S51～S52	身障者向2戸
西尾町アパート(1・2号棟)	西尾町	48	耐火4F	S47	
中曽根アパート(1～5号棟)	山代町	120	耐火4F	S48～S49	
矢田アパート(1～4号棟)	矢田町	120	耐火4F	S49～S50	
宮の沖アパート	東朝日町	24	耐火4F	S50	身障者向2戸
福原住宅	福原町	16	簡2階	S51	
松尾アパート(1号棟) 松尾アパート(2号棟)	栄町	32	耐火4F	S52 S63	

比津が丘アパート(1～4号棟)	比津が丘二丁目	96	耐火4F	S53	身障者向2戸
住宅名	所在地	総戸数	構造	竣工年度	備考
菅田アパート	菅田町	16	耐火4F	S55	
竹崎アパート(1～3号棟)	西持田町	96	耐火4F	S54	身障者向2戸
富原アパート	古志原五丁目	16	耐火4F	S55	
旭が丘アパート(1･2号棟)	古志原三丁目	40	耐火5F	S55	
来美アパート(1～4号棟)	山代町	96	耐火4F	S56～S57	身障者向4戸
大庭アパート(1･2号棟) 大庭アパート(3～5号棟)	山代町 大庭町	112	耐火4F	S58 S61	
長者原アパート(1～3号棟)	大庭町	60	耐火5F(1号棟)･ 耐火4F	S59	
宇賀アパート(1～4号棟)	上乃木一丁目	56	耐火4F	S63～H1	
緑が丘アパート	西津田六丁目	16	耐火4F	H3	
椎の木ビレッジ(1～9号棟)	浜佐田町	105	耐火3F	H7～H9	身障者向4戸
わかばアパート(1･2号棟)	古志原五丁目	33	耐火3F	H8	
小浜アパート(1号棟) 小浜アパート(2号棟)	東朝日町	46	耐火11F 耐火6F	H13 H9	身障者向4戸
寺町プラザ	寺町	20	耐火8F(4F～8F)	H13	身障者向4戸･民間借上げ
西の原アパート(1･2号棟)	上乃木四丁目	48	耐火2F･耐火3F	H16～H17	身障者向3戸
ウィステリア天神	天神町	4	耐火7F(3F)	H17	身障者向4戸･民間借上げ
小金町住宅(1～5班) 小金町住宅(6～9班)	玉湯町林	64	木造平屋･木造2F 簡2階	H10～H13 S54～S56	
横町団地(1･2号棟)	宍道町宍道	24	耐火3F	S58～S59	
池田団地(A･B棟)	宍道町東来待	8	木造2F	H5～H6	
宍道町緑が丘住宅	宍道町佐々布	12	耐火3F	H13	
荻田団地(第1･第2住宅)	宍道町佐々布	12	耐火2F	H16～H17	
磯近住宅	東出雲町下意東	10	簡2階	S50	
湯田住宅	東出雲町下意東	10	簡2階	S52	
町後住宅	東出雲町下意東	31	簡2階	S53～S55	
町西住宅	東出雲町出雲郷	24	耐火4F	S58	
中津住宅	東出雲町揖屋	18	耐火3F	H3	
奥中津住宅	東出雲町揖屋	12	耐火3F	H7	
南廻山住宅	東出雲町揖屋	8	木造平屋	H23	
南廻山団地	東出雲町揖屋	8	木造2F	H22	

※構造 「簡平屋」:簡易耐火構造平屋建 「簡2階」:簡易耐火構造2階建

(3)特定公共賃貸住宅設置状況 (令和8年4月1日現在)

住宅名	所在地	総戸数	構造	竣工年度	備考
チェリーハイツしまね(Ⅰ･Ⅱ号棟)	島根町大芦	12	耐火3F	H5～H6	
小浜アパート(1号棟) 小浜アパート(2号棟)	東朝日町	52	耐火11F 耐火6F	H13 H10	

(4)一般市営住宅設置状況 (令和8年4月1日現在)

住宅名	所在地	総戸数	構造	竣工年度	備考
川原住宅	八雲町東岩坂	4	木造平屋	S42	
南廻山ハイツ	東出雲町揖屋	12	木造2F	H10	
ふらっとKIMACHI	宍道町東来待	8	鉄骨2F	H5	

5. 景観計画　（建築審査課）

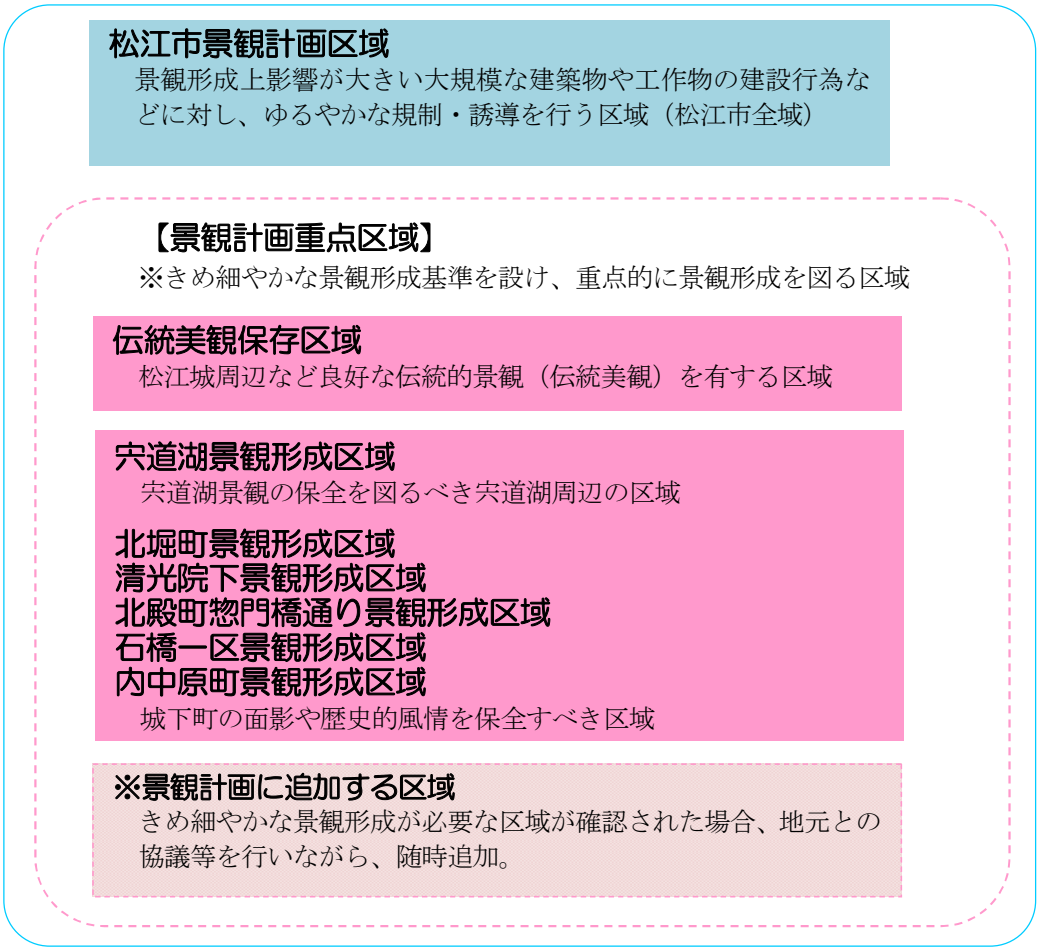
本市では、「松江市伝統美観保存条例」（昭和48年）や「松江市都市景観条例」（平成6年）などの自主条例により、松江城周辺の歴史的景観の保存に努めるとともに、宍道湖周辺は、平成3年に制定された県の「ふるさと島根の景観づくり条例」に基づき、良好な景観の保全に努めてきた。

平成16年に、景観に関する初めての法律「景観法」が制定され、本市はより積極的な景観行政に取り組むため、平成17年5月に景観行政団体となり、総合的な指針となる「松江市景観計画」（平成19年3月）を策定するとともに、これまでの条例を踏襲する形で「松江市景観条例」（平成19年4月1日施行）を制定した。

「松江市景観計画」では、市全域を「松江市景観計画区域」、さらに松江城周辺や宍道湖周辺については「景観計画重点区域」としてそれぞれ指定し、その地域の特性に応じた基準を策定し、良好な景観の保全、創造、継承を図っていくこととした。今後は、市民・事業者・行政の良好な景観づくりに対する意識の向上を図るとともに、住民の合意形成を図りながら、「景観計画重点区域」を追加していく。

また、屋外広告物が良好な景観形成に重要な役割を担っていることから、平成21年4月1日に松江市屋外広告物条例を施行し、あわせて取組を進めていく。

【景観計画のイメージ】



第１５章　　都 市 整 備 部

1. 都市整備部の主要事業

(1)市道整備事業

地域住民に身近な市道の道路改良、側溝改良、舗装新設・改良、交通安全施設整備を行う。

(2)地域ネットワーク道路整備事業、街路整備事業

各地域の主要路線となる市道の新設・改良、及び都市計画道路の整備を行う。

(3)こどもたちを守る交通安全対策事業

通学路及び未就学児が日常的に移動する経路で、危険が認められる箇所の交通安全対策工事を実施する。

(4)道路施設長寿命化対策事業

松江市道路施設長寿命化修繕計画に基づき、老朽化が進む道路施設の点検、修繕を行い、安全な道路施設の提供と、ライフサイクルコスト低減や維持管理費の平準化を図る。

(5)河川排水路改良事業

治水対策として、河川及び排水路の改良工事を行う。

(6)河川浚渫事業

河床の堆積土及び閉塞物を除去し、河川の健全な流下能力を維持するため、松江市緊急浚渫推進事業計画に基づき、市管理河川の浚渫を行う。

(7)河川管理施設長寿命化事業

老朽化した河川管理施設の延命化と修繕費の平準化を図るため、松江市河川・雨水管理施設長寿命化計画に基づき、排水ポンプ及び排水樋門の改修を行う。

(8)市街地治水対策事業

県と市は、松江市街地治水計画に基づき、国が施行する大橋川改修事業とともに、家屋への浸水被害の軽減・解消を図る。

(9)水辺の利活用促進事業

令和2年3月に国の登録を受けた「宍道湖・大橋川かわまちづくり計画」に基づき、水辺の回遊性向上や、民間事業者による水辺での経済活動の促進を図るため、ミズベリング松江協議会による水辺の利活用の支援や、社会実験などに取り組む。

(10)白潟地区都市構造再編集中支援事業

水辺空間と既存ストックの活用により、市民や観光客が訪れたくなる魅力的なエリアとし、中心市街地の回遊性向上と賑わい創出を図るため、「白潟地区都市再生整備計画」を策定し、令和2年度から令和 16 年度までの3期 15 年間で、水辺の賑わい拠点や交流拠点の整備、電線類の地中化、歩行空間の整備、住宅修景支援、景観照明の整備、公共空間を活用した社会実験などの各種事業を行う。

(11)地籍調査事業

忌部地区、朝酌地区、本庄地区、持田地区、古江地区、美保関地区の地籍調査を行う。

(12)こどもたちが遊びたくなる公園づくり事業

「こどもの生活に直結した安心安全なまちづくり」に向け、いつでも安心・安全に利用できる公園とするため、公園の遊具等の修繕や除草業務を密に行う。

(13)松江湖畔公園(千鳥南公園)再整備事業

市街地の水辺を生かしたまちづくりを推進するため「かわまちづくり計画」と連携し、利用される市民や観光客の利便性、快適性の向上を目的とした松江湖畔公園(千鳥南公園)の再整備を行う。

2. 道路　（建設総務課）

(1)国道・県道の現況　（令和8年4月1日現在）

区　分		路線数	道路延長		道路舗装率(%)
			総数(km)	舗装数(km)	
総　数		42	369.6	359.6	97.3
国道	国交省管理	2	48.4	48.4	100.0
	県管理(※)	3	66.4	66.4	100.0
県　道(※)		37	254.8	244.8	96.1

※国道(県管理)及び県道は、令和7年4月1日現在の数値

(2)市道の現況　（令和8年4月1日現在）

区　分	実延長(m)	舗装済延長(m)	舗装率(%)	路線数(本)
1　級　路　線	167,789	167,651	99.9	60
2　級　路　線	229,000	219,353	95.8	154
小　計	396,789	387,004	97.5	214
そ の 他 市 道	1,617,166	1,401,715	86.7	6,837
合　計	2,013,955	1,788,719	88.8	7,051

(3)橋りょうの現況　（令和8年4月1日現在）

道　路　別		総　数		永 久 橋		木　橋	
		橋数(橋)	橋長(m)	橋数(橋)	橋長(m)	橋数(橋)	橋長(m)
総　数		1,646	29,711	1,608	29,408	38	303
国道	国交省管理	117	6,633	117	6,633	0	0
	県管理(※)	89	3,890	89	3,890	0	0
県　道(※)		184	5,275	179	5,248	5	27
市　道		1,256	13,913	1,223	13,637	33	276

※国道(県管理)及び県道は、令和7年4月1日現在の数値

(4)松江市自転車等駐車場の概要

名　称	位 置	開設年月	収容台数(台)				駐輪機の構造	有料無料の別
			自転車	原動機付自転車	自動二輪	計		
JR松江駅西駐輪場	JR松江駅西側高架下	平成8年4月	699	36	10	745	立体式	有料
JR松江駅東駐輪場	JR松江駅東側高架下	平成9年1月	1,310	48	10	1,368	立体式	有料
JR乃木駅前駐輪場	JR乃木駅前	平成6年10月(平成29年9月改修)	497	9	0	506	平面式	無料
JR東松江駅前駐輪場	JR東松江駅前	平成20年4月	42				平面式	無料
JR玉造温泉駅前駐輪場	JR玉造温泉駅前	平成20年3月(平成26年3月改修)	49				平面式	無料
JR来待駅前駐輪場	JR来待駅前	平成15年1月	90				平面式	無料
JR宍道駅前駐輪場	JR宍道駅前	昭和62年1月(平成24年6月増設)	390				平面式	無料
揖屋ふれあい広場西広場駐輪場	JR揖屋駅前	平成6年4月	192				平面式	無料
松江しんじ湖温泉駅駐輪場	一畑電車松江しんじ湖温泉駅前	平成17年1月	500				立体式	無料

(5)松江駅自転車等駐車場の利用状況(令和7年度)

区　分	松江駅西駐輪場		松江駅東駐輪場		合計	
	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)
一時駐車(1時間未満)	8,946	0	2,080	0	11,026	0
普通駐車(1日1回)	23,378	3,734,670	7,154	1,124,400	30,532	4,859,070
定期駐車(1ヵ月、3ヵ月)	1,342	1,778,667	1,452	671,022	2,794	2,449,689
合計	33,666	5,513,337	10,686	1,795,422	44,352	7,308,759

3. 河川　（河川課）

市が管理する河川等の現況　（令和8年4月1日現在）

河川種別	分類・区間	箇所数	延長(km)	備考
準用河川	一級・二級河川以外の河川で市長が指定したもの	4	3.65	河川法第100条
米子川	北田川分派点から京橋川合流点まで	1	0.79	S53.7.12指定
田町川	北田川分派点から京橋川合流点まで	1	0.84	S53.7.12指定
城山内堀川	北田川分派点から城山西堀川合流点まで	1	0.57	H6.2.10指定
ナメラ川	鹿島町手結1713-1地先から1222-1地先まで	1	1.45	H9.3.17指定
普通河川	河川法その他特別法の適用又は準用がない河川	336	306	市普通河川管理条例
合計		340	310	

(注)　普通河川の箇所数・延長は、市河川台帳に基づく数値　(雨水渠は、上下水道局管理施設のため未計上)

4. 大橋川改修　（大橋川治水・国県事業推進課）

昭和 47 年7月の梅雨前線豪雨により、宍道湖水位が 2.36mに達し、本市においては約 20,000 戸の家屋が浸水、耕地約 2,000ha が長期にわたり冠水する被害にあった。この洪水を契機に、流域住民が安心して暮らすことができるよう、斐伊川・神戸川治水事業が進められているところである。

【これまでの経過】

昭和47年7月	梅雨前線豪雨 （約2万戸の家屋浸水、耕地約 2,000ha が長期にわたり冠水）。
昭和50年10月	島根県知事が「斐伊川・神戸川の治水に関する基本計画」を県議会で発表。
昭和51年7月	建設省が「斐伊川水系工事実施基本計画」を策定。
昭和56年3月	松江市議会は、流域市町村の中で一番に大橋川改修の治水計画に同意を決議。
昭和57年6月	建設省は、矢田地区で大橋川拡幅に関する実施測量に着手。
10月	鳥取県は、下流（中海）への洪水量増大の懸念から大橋川改修の中止を要請。大橋川改修の中断。
昭和58年4月	斐伊川放水路事業着手。
昭和59年7月	鳥取県は、島根県に人道的見地から「大橋川矢田地区の用地取得と家屋移転を了承」。 以後、平成6年3月までに 24 戸の家屋移転と約 7,200 ㎡の用地買収を完了。
昭和61年4月	志津見ダムの建設事業着手。
平成3年4月	尾原ダムの建設事業着手。
平成14年4月	国土交通省は「斐伊川水系河川整備基本方針」を策定。
12月	農林水産省が宍道湖・中海の淡水化中止を決定。
平成18年7月	梅雨前線豪雨　松江市街地の広範囲で2日間にわたり浸水（約 1,500 戸の家屋浸水）。
平成21年3月	国土交通省は、『斐伊川水系河川整備基本方針』を変更。 環境調査最終とりまとめ（鳥取同意条件）。
5月	森山堤防開削完了（鳥取同意条件）。
11月	島根、鳥取両県や沿岸5市町が、中海護岸整備の最終方針を了承（鳥取同意条件）。
12月	大橋川改修事業着手について島根・鳥取両県知事が合意。
平成22年9月	国土交通省は、『斐伊川水系河川整備計画』策定。
平成23年6月	志津見ダム完成。
8月	大橋川改修事業、29 年ぶりの再開（中流部北岸、追子地区築堤工事着手）。
平成24年3月	尾原ダム完成。
平成25年6月	斐伊川放水路完成。
平成27年1月	天神川（上流部）水門完成。
令和3年9月	追子地区堤防工事　暫定完成。
令和3年9月	上追子川排水機場　完成。

【大橋川改修の推進】

平成 22 年9月改正河川法に基づく「斐伊川水系河川整備計画」が策定され、概ね 20 年間の事業工程が示された。

この整備計画は、昭和 47 年洪水が再び発生した場合においても、家屋浸水を防止することを目標としている。大橋川改修は、様々な課題が絡み合い昭和 57 年以降中断していたが、この整備計画に基づき平成 23 年8月に追子地区の築堤工事に着手し29 年ぶりに再開された。平成 27 年1月には、宍道湖からの洪水を遮断する天神川（上流部）水門が完成し、橋南地区の治水安全度が向上した。現在、国交省において朝酌矢田地区や東本町地区で、築堤工事が進められているほか、松崎島地区では築堤工事のための工事用仮設道路の整備が概ね完了し、引き続き築堤工事に着手される予定である。松江市でも大橋川改修にあわせた市道改良などの関連事業を進めている。拡幅部の用地取得については、下流部の朝酌矢田地区、上流部の白潟地区とも 9 割以上が完了している。

なお、大橋川改修にあたっては、治水、環境、景観、水辺の利活用、周辺のまちづくりなど様々な視点から検討する必

要があることから、平成 21 年3月には「大橋川周辺まちづくり検討委員会」より、美しい景観や伝統的な歴史・文化を備えたまちづくりについてまとめた「大橋川周辺まちづくり基本計画」が示され、この計画の基本理念や「大橋川景観形成計画」に基づいて大橋川周辺の魅力的な水辺空間の創出に向けて取り組んでいる。現在、国土交通省において「宍道湖・大橋川かわまちづくり計画」による宍道湖北岸の親水護岸の整備も進められ、松江市役所前の水辺ステージが令和7年4月1日に、松江しんじ湖温泉前の多目的テラスが同年 11 月1日に供用開始している。

上流拡幅部(白潟地区)においては、平成25年4月策定の「大橋川周辺白潟地区水辺空間とまちづくりの基本計画」を踏まえ、水辺や都市空間と調和した落ち着きのあるまちなみの形成を目指して、令和2年度に「白潟地区都市再生整備計画」を策定した。現在、道路の美装化、電線類の地中化、まちなみと調和した住宅の新築改修に対する支援などに取り組んでおり、今後、松江大橋南詰の交流拠点や水辺の賑わい拠点のほか、大橋川沿いの景観照明や出店基盤の整備も計画している。

また、松江市街地の内水対策についても、大橋川改修と両輪で実施する必要があることから、「斐伊川水系宍道湖東域河川整備計画」が平成 27 年3月に策定され、令和3年9月には追子地区で内水排除機能が向上したポンプ場が完成した。市街地の雨水排水施設の整備については、大橋川改修との調整を図っている。

5. 公園緑地　（公園緑地課）

(1)都市公園等の現況　（令和 8 年4月1日現在）

公園種別	分類内訳	箇所数(箇所)	面積 (ha)
都市公園	都市公園法に基づき設置公告した公園	158	215.48
街区公園	街区内に居住する者の利用に供する公園	88	19.31
近隣公園	近隣に居住する者の利用に供する公園	4	13.84
地区公園	徒歩区域内に居住する者の利用に供する公園	1	3.48
総合公園	都市住民全般の総合的な利用に供する公園	4	76.80
運動公園	都市住民全般の主に運動の利用に供する公園	2	45.70
歴史公園(特殊公園)	歴史的な史跡の保存を目的とする公園	3	24.83
植物公園(特殊公園)	植物の生育地の保護を目的とする公園	1	3.46
墓園 (特殊公園)	墓地の保全を目的とする公園	1	14.30
風致公園(特殊公園)	風致の享受の用に供することを目的とする公園	1	0.60
都市緑地	都市自然環境の保全改善、景観向上を図る緑地	38	3.24
広場公園	商業・業務系地域の景観向上・休息利用の公園	12	5.77
緑道	都市生活の安全性・快適性の確保等を図る緑道	3	4.15
特定地区公園(カントリーパーク)	農村漁村地域の生活環境向上を目的とする公園	2	15.87
普通公園	公園面積や用途が都市公園要件外となる公園	194	12.12
開発行為による公園	開発事業者が設置し市の帰属となった公園	165	4.55
地域改善対策による公園	同和対策法に基づく地域環境改善による公園	5	0.68
その他の公園緑地	特定地域において政策的に市が設置した公園	16	6.51
市立児童遊園地	児童福祉法に基づく児童厚生施設として設置	8	0.38
公園の合計		354	243.47
その他の公園	都市公園又は普通公園以外の公園	120	22.51
農山漁村公園	農業・漁業関連事業に伴い設置された公園	51	18.08
自治会等管理の児童遊園地等	設置及び管理運営は自治会等で実施	69	4.43
総　計		474	265.98

(注) 都市公園の近隣公園箇所数は、松江湖畔公園を1公園として計上している。

第１６章　教育委員会

1. 教育委員会の主要事業

(1)「夢☆未来」ふるさと・キャリア教育推進事業

「まつえ『こども夢☆未来』塾」（職業人出前授業）の推奨や中学生の「社会体験（職場体験）学習」の支援等を通じたキャリア教育の推進、「松江城授業プロジェクト」（小・義務教育学校６年生を対象とした松江城・松江歴史館見学）等を通じたふるさと教育の推進を行う。

(2)「夢☆未来」学力育成推進事業

これからの社会を生きるために幅広い知識と柔軟な思考力に基づく「確かな学力」を身につけたこどもの育成をめざし、「表現力を高める」ことを授業改善のテーマとして設定し、学力向上担当者会の実施や各校のニーズに応じた学校訪問指導（授業研究訪問、ほっとライン訪問、研修訪問、新任講師訪問）の充実を図るとともに、学力向上対策のための学力向上支援員・学力向上支援講師の配置等を行う。市立小・中・義務教育学校において国が実施する「全国学力・学習状況調査」や、県が実施する「学びの基盤に関する調査（たつじんテスト）」、市が実施する「松江市学力調査」の結果を検討・分析し、指導方法の改善に役立て、児童生徒の学力の向上を図る。

(3)外国人児童生徒等日本語指導協力員派遣事業

日本語指導を必要とする外国人児童生徒等の在籍校に日本語指導協力員等を派遣し、日本語を用いて学校生活や学習に取り組むことができるように支援を行う。

(4)学校図書館司書配置事業

児童生徒の読書活動の充実を図るとともに学校図書館を効果的に活用した学習を推進するため、学校司書を全市立小・中・義務教育学校に配置する（平成21年度から全市立小・中学校に配置）。

(5)ICT 活用教育推進事業

情報化社会に対応できる能力育成を図るために整備されたICT環境（小・中・義務教育学校全学年の通常学級及び特別支援学級の教室並びに理科室への電子黒板配備、全学年の児童生徒が１人１台使用できるタブレット配備、ネット環境の整備）を活用し、ICT活用教育を推進することで、次代を担う児童生徒の確かな学力を高めていく。あわせてICT活用教育を担当する教育指導講師を学校教育課に配置し、各学校での活用に向けた支援を行う。

(6)メディア教育推進事業

児童生徒が自身の生活習慣や電子メディアとの望ましい付き合い方を考え見直すことができるよう、各校における発達段階に応じた取組を推進する。また、希望する小・義務教育学校に「メディア学習推進員」を派遣する。

教職員と保護者の情報モラルについての意識を高めることを目的とした研修会を、松江市PTA連合会と連携して実施する。また、「こどもとメディア」に関する協議会を開催し、各団体と連携し啓発活動を推進する。

(7)外国語指導助手（ALT）配置事業・小学校外国語教育指導協力員派遣事業

市立小・中・義務教育学校及び皆美が丘女子高等学校に外国語指導助手（ALT）を配置し、英語によるコミュニケーション能力の育成と国際理解教育の推進を図る。また、小学校の学級担任による外国語科・外国語活動を補助するため、22小学校と２義務教育学校に外国語教育指導協力員を派遣し、外国語教育の充実を目指す。

(8)皆美が丘女子高等学校魅力化事業

平成31年３月に策定した「松江市立女子高等学校魅力化事業」実施計画に基づき、中国四国地方唯一の公立女子高としての特色を打ち出し、魅力化を図っていく。「地域を学び地域を愛し地域社会に活力を与えその発展を

担う女性の育成」・「グローバルな感性と高い志を備えた女性の育成」・「生涯にわたって主体的に生きる女性の育成」を『育てる（目指す）生徒像』に掲げ、学校設定科目「まつえ学」での地域課題の探究や確かな英語力とグローバル感覚の習得、多様な進路希望の実現などに向けた取組を進めていく。

（9）生徒指導サポート推進事業

不登校、問題行動、いじめ、虐待、貧困等、困難な課題を抱える児童生徒への支援や指導の充実・強化と、不登校や問題行動、いじめ等の未然防止を目的とした生徒指導サポート推進事業を展開する。

「松江市いじめ防止基本方針」を改定し、各校におけるいじめ問題への取組や、松江市いじめ問題対策連絡協議会等の取組を推進する。

（10）サポートワーカー活用事業

不登校や問題行動等、学校における生徒指導上の課題に対応し指導体制の充実を図るため、令和 8 年度は小学校 15 校、中学校 10 校、義務教育学校 1 校にサポートワーカーを配置する（兼務あり）。

サポートワーカーは、校内での児童生徒への直接的な支援を行うほか、家庭訪問等を実施して家庭との連携を図る。

（11）小中一貫教育推進事業

学園(中・義務教育学校区)ごとに幼児期から義務教育 9 年間を見通した「たての一貫教育」と、学校・家庭・地域が協働してこどもを育てる「よこの一貫（環）教育」を基軸として、各学園における特色ある「学園教育」の取組を推進する。

（12）地域学校協働活動推進事業

全学園（中学校区）に地域学校協働本部を設置し、学校と地域をつなぐ「地域学校協働活動推進員（地域学校コーディネーター）」を継続配置することで、学校・家庭・地域が連携・協働して、こどもたちの豊かな成長を育む「よこの一貫（環）教育」のさらなる推進を図る。

（13）コミュニティ・スクール推進事業

市立小・中・義務教育学校及び皆美が丘女子高等学校に設置された「学校運営協議会（コミュニティ・スクール）」を活用し、学校運営及び学校運営に必要な支援に関して協議しながら地域とともにある学校づくりの推進を図る。

（14）幼小連携・接続基盤整備事業

「架け橋期」（5 歳児から小学 1 年生までの 2 年間）における教育の充実を図り、生涯にわたる学びや生活の基盤をつくるため、保育・授業づくり等の実践状況を把握し、幼小連携・接続のあり方について検討する。

（15）学校ネットワーク運用事業

市立小・中・義務教育学校及び皆美が丘女子高等学校で利用している学校ネットワークの運用を安全かつ円滑に実施する。令和 8 年度はネットワーク品質の向上を目指した運用改善や古くなった一部のネットワーク機器の更新や、令和 7 年度のネットワークアセスメントにより判明した、アクセスポイントが不足して電波が届きにくい場所に、アクセスポイントを増設する等の対応を行う。また、職員室と教室の両方で使用できる教職員パソコンの運用管理を通して、国のセキュリティガイドラインを踏まえた安心・安全なネットワーク環境を整備する。

（16）家庭教育支援基盤形成事業

子育て中の親や保護者等に対する家庭教育支援を目的とした「親楽プログラム」を活用し、親としての役割やこどもとの関わり方について気づきを促す機会を提供する。また、プログラムの進行役である親楽ファシリテーターの養成を図る。

(17)学校環境整備事業

事 業 名	概　　要	事業年度
揖屋小学校整備事業	基本計画、実施設計、地盤調査、改修(一部増築)工事(校舎・屋内運動場)、法面対策工事	R3～R8
(仮称)湖北学園整備事業	基本計画、学校敷地測量調査設計、用地取得、グラウンド造成工事、校舎等基本・実施設計、建築工事(校舎・屋内運動場)	R3～R10

(18)スクール・サポート・スタッフ配置事業

すべての小・中・義務教育学校に対し、教職員が一層児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備するため、児童生徒の学習・生活支援業務や印刷・授業準備補助など学校の状況に応じて業務を行うスクール・サポート・スタッフを配置し、教職員の校務負担の軽減と時間外在校等時間の削減を図る。

(19)緊急校務支援員配置事業

小・中・義務教育学校に配置すべき教員が未配置となっている学校、または非常勤講師が配置されている学校に対し、児童生徒の学習・生活支援業務や印刷・授業準備補助など学校の状況に応じて業務を行う緊急校務支援員を配置し、教職員の校務負担の軽減と時間外在校等時間の削減を図る。

(20)教頭マネジメント支援員配置事業

教頭の時間外在校等時間の長い勤務実態を踏まえ、学校のマネジメント等に係る業務を専門的に支援するための人材を配置し、教頭の業務の負担軽減を図る。

(21)学校留守番電話整備事業

勤務時間外の電話対応による教職員の負担を軽減し、業務の効率化を図るため、すべての小・中・義務教育学校に音声ガイダンスに切り替わる留守番応答装置等を設置し、運用する。

(22)部活動地域展開推進事業

市立中・義務教育学校の生徒たちの豊かで幅広い活動機会を保障し、学校における教員の働き方改革を推進していくために、休日の学校部活動の地域展開に向けた体制整備を図る。

(23)ぷらっとプラバ魅力発見事業

音楽プロデューサーを中心に、さんびる文化センタープラバホールを拠点として、こどもたちをはじめ多くの市民が音楽を身近に感じられるよう各種事業を展開する。

(24)竹矢公民館整備事業

市内公民館で最も建築後の経過年数が長く、老朽化が進行している竹矢公民館の整備を行い、令和9年度の開設を目指す。令和 7 年度から令和 8 年度にかけて旧公民館解体工事・新公民館建設工事を実施する。

(25)公民館環境整備事業

事 業 名	概　　要	事業年度
公民館施設改修事業	【空調設備更新工事】　東出雲複合施設、島根公民館 【電気設備更新工事】　島根公民館、法吉公民館	R8

2. 学校教育　（学校教育課/発達・教育相談支援センター/こども政策課/保育所幼稚園課/学校管理課/女子高/学校給食課）

（1）小中一貫教育の推進

少子化や情報化、価値観やライフスタイルの多様化等による社会の急激な変化の中、教育をめぐっても学力やいじめ、不登校の問題、きめ細やかな特別支援の在り方など多くの課題が指摘されている。こどもたちの生活習慣や学習習慣の形成、思考力・表現力の育成など、こどもたちの健やかな成長を図るためには、幼児期から義務教育 9 年間を見通しての一貫した教育を推進するとともに、学校・家庭・地域が協働した地域ぐるみの教育を推進していくことが必要不可欠である。

このようなことから、学校や地域の教育諸課題を解決し、こどもたちの健やかな成長を図るために、幼児期から義務教育 9 年間を見通しての一貫した教育の構築を「たての一貫教育」、地域の教育力を活かし学校・家庭・地域が協働した教育の創造を「よこの一貫（環）教育」とする「松江市小中一貫教育」を本市教育行政の主要施策として引き続き推進する。

この小中一貫教育は全国的な広がりを見せ、国は平成 27 年 6 月に学校教育法の一部を改正し、小中一貫教育をより効果的に進める目的で、これまでの小・中学校に加えて「義務教育学校」を新たな校種として位置付けた。これを受け、本市では平成 30 年度 4 月より、小中一貫校八束学園（八束小学校・八束中学校）を県内初となる「義務教育学校八束学園」に移行、令和 3 年度 4 月より玉湯まがたま学園（玉湯小学校・大谷小学校・玉湯中学校）を「義務教育学校玉湯学園」に移行した。

《 主な取組 》

①「たての一貫教育」の推進（幼児期から義務教育 9 年間のたてのつながり）

- ・各学園における教職員の共同指導体制を構築する（推進部会、全体会・合同研修会、部会等の開催）。
- ・「4・3・2」の教育区分を基に、こどもの発達段階に応じた教育の充実を図る。
- ・学園内の小学校間及び小・中学校間の児童生徒の交流活動（小小交流、小中交流）を促進し、「中 1 ギャップ」の改善やコミュニケーション能力の育成を図る。
- ・「松江市保幼小接続カリキュラム」、「松江市こどもまんなか幼小架け橋プロクラムの手引き」の活用、「幼小接続研修」の実施等による保幼小中一貫教育に向けた取組を進める。
- ・義務教育 9 年間を通した、「9 年間の連続した学びの基盤づくり」、「ふるさと教育の推進」、「キャリア教育の推進」、「学校図書館活用教育の推進」など、学園のさらなる教育力向上をめざした取組を進める。

②「よこの一貫（環）教育」の推進（学校・家庭・地域のよこのつながり）

- ・各校に設置している「学校運営協議会」、全学園に設置している「学園教育推進会議」を中心に、幼児期から義務教育 9 年間のこどもたちの育ちを地域全体で育んでいく「地域とともにある学校づくり」の取組を進める。
- ・全学園に設置している「地域学校協働本部」の地域学校コーディネーターを継続配置し、各学園で地域・保護者の教育活動への積極的な参画を促し、学校・家庭・地域が連携・協働した取組を進める。

＜学校の施設形態＞

16学園の型		校区数	学園名　　[]内は小学校・中学校
義務教育学校	A　施設一体型	2校区	八束学園 ※平成30年度4月より、〔八束小・中〕から[義務教育学校八束学園]に移行 玉湯学園 ※令和3年度4月より、〔玉湯小・大谷小・玉湯中〕から[義務教育学校玉湯学園]に移行
小中一貫教育校	B　施設隣接型	4校区	本庄水辺の学園[本庄小・中] しまね潮風学園[島根小・中] 海と朝日の美保関学園[美保関小・中] やくも意宇学園[八雲小・中]
	C-1 施設分離型 （小学校同規模）	3校区	津田古志原夢きぼう学園[津田小・古志原小・四中] まつえ天神川学園[中央小・雑賀小・三中] 湖東かんなび学園[大庭小・竹矢小・湖東中]
	C-2 施設分離型 （小学校異規模）	2校区	まつえ湖南学園[乃木小・忌部小・湖南中] 宍道みずうみ学園[宍道小・来待小・大野原分校・宍道中]
	C-3 施設分離型 （小学校多数）	5校区	千鳥の杜学園[城北小・内中原小・法吉小・生馬小・一中] 嵩の杜学園[母衣小・川津小・朝酌小・持田小・二中] 湖北白鳥学園[古江小・大野小・秋鹿小・湖北中] 鹿島ふれあい学園[恵曇小・佐太小・鹿島東小・鹿島中] ほっとハート東出雲学園[出雲郷小・揖屋小・意東小・東出雲中]

(2)ICT活用教育の推進

国は、1 人 1 台端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、並行してクラウドの活用、ICT機器の整備調達体制の構築、利活用事例の普及、利活用のPDCAサイクルの徹底等を進めることで、多様なこどもたちを誰ひとり取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させるため「GIGAスクール構想」を作成した。

松江市では、国の構想を基に具体的な利活用計画として「松江市GIGAスクール構想」を策定している。令和 7 年 4 月には「松江市GIGAスクール構想第 2 期（令和 7～9 年度）」を新たに策定し、構想としてめざすべき児童生徒の姿を定め、ICT活用教育推進の指針としている。

《 主な取組 》

①個別学習・協働学習での活用

- すべての教員がICT機器を活用し、「一斉学習」「個別学習」「協働学習」といった様々な形態の授業を単元の中で有効に使い分け実践する。
- 学習を行うアプリケーションとしてGoogle Workspaceを市内で統一的に使用し、教員間や学校間での実践事例の共有することで市全体での取組の底上げを図る。
- 端末やクラウドツールを使用することで蓄積された学習データは、それぞれの教育的ニーズに合わせた個別最適な学習が実現できるよう、「個別学習」や「協働学習」へ活用する。

②授業以外での活用

- 端末と学習支援ツールなどを活用し、日々の学校生活にICTを取り入れる。
- 児童生徒は端末を家庭に持ち帰り、宿題などのほか教科や授業進度、理解度に合わせた個別最適な予習復習といった家庭学習に取り組む。

・ 端末は学習でのみ使用する。

③情報活用能力の育成

・ 児童生徒は、ICT機器や各ソフトウェアの基本的な操作、プログラミング的思考などデジタル社会を生きるための知識と技術を習得する。
・ 児童生徒は、情報を収集し知識を蓄えるとともに、その情報をまとめ伝える能力を育てる。また、収集した情報の真偽を見極め正しく評価する能力（情報リテラシー）や、情報を伝える相手の権利を尊重した行動ができる能力（情報モラル）を育てる。
・ 国の指針に沿いながらAIを学習へ導入する。

④オンライン学習などの活用

・ 遠隔授業やWeb会議ツールを用いた他校との交流などに取り組む。
・ 登校が難しい児童生徒に対し、授業配信などの取組を進める。
・ 臨時休業時には、オンライン学習やクラウドツールを活用するなど、学びをとめない取組を進める。

このほか、ICTを活用した校務DXを推進することで、健全な学校運営を行うとともに業務改善によって児童生徒とふれあう時間を増やす。また、ネットワーク環境の整備、教員の研修やサポート体制の整備など、ICT活用をさらに進める環境づくりも推進していく。

（3）特別支援教育の推進

①発達・教育相談支援センター「エスコ」の事業推進

国においては、障害者権利条約の批准を経て平成 28 年4月に「障害者差別解消法」が施行された。また、市においても、同年 10 月に「松江市障がいのある人もない人も共に住みよいまちづくり条例（略称「松江市障がい者差別解消条例」）」を施行した。教育においては、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進が求められている。

こうした中、発達・教育相談支援センター「エスコ」は令和 4 年度に策定した「松江市特別支援教育推進計画」に基づき、具体的な施策を推進していく。また、中核市としてこれまで実施してきた研修を更に充実させ、指導力・支援力向上につなげる。

②特別支援学級の設置状況　※（　）は院内学級。入院児童生徒の入級に伴い開設。

（令和 8 年 5 月 1 日現在）

	知　的		肢体不自由		病弱・身体虚弱		弱　視		難　聴		自閉症・情緒		院内（病気療養）	
	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数
小学校	31	114	7	9	12	18	2	2	3	3	51	260	(1)	0
中学校	17	66	4	4	7	9	1	1	2	3	26	132	(1)	0
合　計	48	180	11	13	19	27	3	3	5	6	77	392	(2)	0

※小学校には義務教育学校（前期）、中学校には義務教育学校（後期）を含む。

③通級指導教室の状況

（令和８年５月１日現在）

	担当者数	通級児童・生徒数
小学校（7 校）	15	170
中学校（4 校）	8	98
合　　計	23	268

④特別支援幼児教室の状況

（令和８年５月１日現在）

	担当者数	通級幼児数
幼稚園（11 園）	17	76

⑤特別支援学級等における特別支援教育の充実

小・中・義務教育学校の特別支援学級及び通級指導教室の運営、設備充実、新たな学級設置等、教育環境整備に積極的に取り組む。介助の必要がある児童生徒が在籍している学級や在籍人数が多い学級に特別支援学級介助員を配置し、安全面や指導の充実を図る。

⑥通常の学級における特別支援教育の充実

通常の学級に在籍する発達障がい等、学習や行動上特別な支援を必要とする児童生徒への支援体制強化を図るため、特別支援教育支援員を配置して校内支援体制の充実に努める。

併せて「特別支援教育コーディネーター研修」「体づくり研修」「読み書きに困難さのあるこどもの理解と支援」等、教員・保育士等を対象にしたこどもの見方や行動理解等に関する専門的な研修会を行い、発達障がい等による困難さの理解・啓発を促し、指導力・支援力の向上を図る。

⑦相談体制

多様なニーズに対応するため、教育・保健・福祉・医療・心理等の専門的な分野の相談員や各機関と連携しながら相談を行う。

専門巡回相談は、幼児児童生徒の在籍校園所等を訪問し、観察をした上で指導・支援等について保護者、担当者との相談を行う。

就学相談は、幼児児童生徒の在籍校園所等を訪問し、特別な支援の場における教育の必要性について観察及び保護者や所属との相談を行う。

年２回休日に、幼児の保護者を対象に、医師や大学教授も参加する相談会を実施する。

⑧松江市特別支援教育就学審議会

就学相談を経て、特別支援学級や特別支援学校への就学、また、特別支援学級、通常の学級への在籍異動等を含めた本人・保護者の学びの場に関する審議希望を受け、年 10 回の就学審議会を行う。専門調査員による幼児児童生徒の観察、関係者との相談をもとに、障がいの状況、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育・保健・福祉・医療・心理等専門的見地からの意見、学校の状況を踏まえた総合的な観点から就学先の判断を行う。

⑨早期発達・教育支援事業

就学前の幼児に対して、早期から個別及び小集団での関わりを通した支援（療育：にこにこ教室）を実施し、小学校への円滑な移行に努める。また、幼児から小学校低学年までの保護者を対象として、こどもの特性の受けとめ方やかかわり方についてグループで学ぶ子育て支援講座（ペアレント・トレーニング）「のべのべ講座」を開催する。

⑩保健・福祉との連携及び情報の共有

こども家庭センター、健康推進課が行う乳幼児健康診査にエスコスタッフも参加し、相談、情報共有を行い、早期

の気づきと早期からの適切な支援につなぐ。また、3 歳児健康診査の際に、こどもの困難さへの気づきや子育てのポイントなどをまとめた「すくすく！子育てリーフレット」を保護者に配布する。

こどものプロフィールやこれまでの相談記録、個別の指導計画等をファイリングするサポートファイル「だんだん」を保護者に無料で配布し、相談の際に必要な情報を共有する等活用することで、切れ目ない支援体制の充実を図る。

(4)学校(園)の状況

①園児・児童・生徒数等(市立)

(令和8年5月1日現在)

区分	幼稚園	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	合計
学校(園)数	21	32	15	2	1	71
人数	170	8,836	4,577	1,034	259	14,876

②校園地・校園舎・屋内運動場・その他

幼 稚 園

(令和 8 年 5 月 1 日現在)

校名＼項目	園児数	学級数	園地面積(㎡)	施設(㎡) 建物面積 木造園舎	施設(㎡) 建物面積 非木造園舎	施設(㎡) 建物面積 合計	施設(㎡) 屋外運動場
母衣	4	1	1,846	5	1,241	1,246	813
城北	18	2	2,760	7	1,538	1,545	987
中央	10	1	853		752	752	853
雑賀	―	―	4,493		1,361	1,361	1,489
津田	28	3	3,695		1,414	1,414	1,635
古志原	23	3	5,280		1,435	1,435	2,780
川津	23	3	3,651	918		918	1,165
朝酌	6	1	2,379	362		362	1,200
竹矢	―	―	3,421		1,046	1,046	1,230
忌部	―	―	1,234		402	402	1,234
大庭	8	1	2,195		1,020	1,020	441
生馬	―	―	※		465	465	※
持田	11	1	1,558	390		390	500
古江	4	1	1,050		522	522	261
本庄	―	―	664		268	268	※
大野	―	―	1,911		388	388	821
秋鹿	4	1	1,405		378	378	570
恵曇	―	―	4,466		1,009	1,009	2,380
佐太	13	2	2,629		612	612	773
講武	3	1	3,137		669	669	1,432
たまゆ	15	2	1,539	743		743	437
計	170	23	50,166	2,425	14,520	16,945	21,001

※ 生馬幼稚園、恵曇幼稚園、竹矢幼稚園、本庄幼稚園、大野幼稚園、忌部幼稚園、雑賀幼稚園は、休園。

※ 生馬幼稚園の園地面積は、生馬小学校の校地面積に含まれる。

※ 生馬幼稚園及び本庄幼稚園は、屋外運動場を小学校と兼用しているため、小学校の面積に含む。

小 学 校

（令和８年５月１日現在）

項目／校名	児童数	学級数	校地面積（㎡）	施設（㎡）						
				建物面積				屋外運動場	屋外運動場芝生化	
				木造校舎	非木造校舎	屋内運動場	合計		面積（㎡）	実施年度
母衣	398	17(3)	19,874	37	6,866	1,205	8,108	8,898	7,200	H24
城北	466	21(4)	25,223		5,361	1,214	6,575	8,405	7,100	H24
内中原	571	23(4)	14,845		6,337	1,195	7,532	7,533	3,000	H21
中央	270	14(4)	13,667		5,174	935	6,109	7,582		
雑賀	186	13(7)	11,520		4,432	801	5,233	5,593		
津田	730	31(7)	17,807		6,541	1,379	7,920	8,684		
古志原	615	25(5)	39,536		6,959	1,101	8,060	27,210	8,000	H22
川津	569	23(3)	31,079		6,557	863	7,420	20,636	10,000	H22
朝酌	87	8(2)	20,527		2,253	814	3,067	11,849	6,000	H21
法吉	404	18(3)	32,563		4,971	859	5,830	9,858	10,000	H22
竹矢	292	14(3)	25,418		4,872	810	5,682	12,464	7,700	H22
乃木	835	34(7)	18,153	19	7,832	1,280	9,131	9,126		
忌部	104	8(2)	12,285		2,371	539	2,910	7,743	7,000	H23
大庭	418	17(3)	24,415	1	6,902	1,049	7,952	7,831		
生馬	134	8(2)	17,916		3,112	894	4,006	10,356		
持田	326	14(2)	16,996	10	3,519	919	4,448	10,377	8,000	H22
古江	215	12(4)	23,291		3,612	680	4,292	10,738		
本庄	59	7(1)	15,476		2,976	894	3,870	6,329	3,500	H25
大野	18	3(0)	13,980	198	1,533	503	2,234	9,844	3,711	H23
秋鹿	48	6(2)	16,582	218	1,992	539	2,749	10,030	6,000	H23
恵曇	42	6(2)	30,835		3,822	1,151	4,973	16,014	5,510	H24
佐太	83	8(2)	15,640		3,043	1,261	4,304	10,000	8,000	H22
鹿島東	84	8(2)	17,859	23	2,750	1,145	3,918	10,703	5,000	H24
島根	88	9(3)	22,698		3,290	1,094	4,384	6,900	6,790	H23
美保関	116	8(2)	6,160		4,682	－	4,682	－		
八雲	382	16(4)	14,633		4,611	1,402	6,013	5,933	5,933	H23
宍道	264	14(3)	22,588		5,104	1,293	6,397	14,022	7,390	H21
来待	79	8(2)	16,700		3,061	1,133	4,194	7,209	6,500	H23
大野原分校	1	1(0)			27	－	27	－		
出雲郷	445	21(5)	16,476	91	3,928	1,010	5,029	9,492		
揖屋	338	16(4)	22,605		4,298	864	5,162	9,657		
意東	169	9(2)	22,349		2,686	941	3,627	10,454		
合計	8,836	440(99)	619,696	597	135,474	29,767	165,838	311,470	132,334	

※（　）は特別支援学級内数（院内学級を除く。）

中 学 校

（令和8年5月1日現在）

項目／校名	生徒数	学級数	校地面積（㎡）	施設（㎡）				
				建物面積				屋外運動場
				木造校舎	非木造校舎	屋内運動場	合計	
第一	790	27(5)	32,900		8,196	2,405	10,601	15,170
第二	764	29(8)	51,745		7,818	1,261	9,079	21,194
第三	222	11(5)	19,534		6,092	965	7,057	11,990
第四	634	21(3)	57,198		8,955	1,345	10,300	21,956
湖南	451	17(3)	42,524		7,618	1,122	8,740	18,577
湖東	374	15(4)	30,674		6,945	1,452	8,397	16,659
本庄	36	6(3)	18,907		2,595	776	3,371	10,346
湖北	179	8(2)	32,881		4,886	1,330	6,216	17,325
鹿島	112	7(2)	42,929		5,974	1,660	7,634	20,235
島根	59	5(2)	26,330		3,727	1,618	5,345	13,170
美保関	88	6(3)	20,515		5,786	2,192	7,978	11,415
八雲	181	8(2)	16,618		4,074	1,143	5,217	9,335
宍道	177	8(2)	27,938		4,815	1,129	5,944	12,872
大野原分校	5	2(1)			407	－	407	－
東出雲	505	20(5)	26,250		7,320	2,356	9,676	13,940
合計	4,577	190(50)	446,943	0	85,208	20,754	105,962	214,184

※（　）は特別支援学級内数（院内学級を除く。）

義 務 教 育 学 校

（令和8年5月1日現在）

項目／校名	児童・生徒数	学級数	校地面積（㎡）	施設（㎡）						
				建物面積				屋外運動場	屋外運動場芝生化	
				木造校舎	非木造校舎	屋内運動場	合計		面積（㎡）	実施年度
八束学園	(前)139 (後) 84	(前) 8(2) (後) 6(3)	29,190	35	5,190	(前) 900 (後)1,230	7,355	13,030	4,455	H24
玉湯学園	(前)563 (後)248	(前) 24(5) (後) 12(4)	39,504	5,957	4,634	(前)1,420 (後)1,342	13,353	17,958		
合計	1,034	50(14)	68,694	5,992	9,824	4,892	20,708	30,988	4,455	

※（　）は特別支援学級内数（院内学級を除く。）

高 等 学 校

（令和8年5月1日現在）

項目／校名	生徒数	学級数	校地面積（㎡）	施設（㎡）				
				建物面積				屋外運動場
				木造校舎	非木造校舎	屋内運動場	合計	
皆美が丘女子高	259	11	38,846		5,054	1,193	6,247	22,194

皆美が丘女子高等学校卒業生の動向(過去５年間)

年度	進学者				就職者			その他	合計
	大学	短大	専門･各種	計	県内	県外	計		
令和３年度	23	13	50	86	10	2	12	1	99
令和４年度	19	15	36	70	11	1	12	2	84
令和５年度	13	14	57	84	7	0	7	4	95
令和６年度	26	14	36	76	9	0	9	4	89
令和７年度	23	9	49	81	7	1	8	4	93

(5)給食の実施状況

①完全給食　　(令和8年5月1日現在)

給食センター名	学 校 名		学級数	給食人員(児童生徒園児数)
南学校給食センター(11)	幼稚園	たまゆ幼稚園	2	15
	小学校	雑賀小学校	13	186
		古志原小学校	25	615
		竹矢小学校	14	292
		乃木小学校	34	835
		忌部小学校	8	104
		大庭小学校	17	418
	中学校	第三中学校	11	222
		湖南中学校	17	451
		湖東中学校	15	374
	義務教育学校	玉湯学園(前期)	24	563
		玉湯学園(後期)	12	248
	計		192	4,323
北学校給食センター(12)	小学校	津田小学校	31	730
		中央小学校	14	270
		川津小学校	23	569
		朝酌小学校	8	87
		持田小学校	14	326
		本庄小学校	7	59
		美保関小学校	8	116
	中学校	第二中学校	29	764
		第四中学校	21	634
		本庄中学校	6	36
		美保関中学校	6	88
	義務教育学校	八束学園(前期)	8	139
		八束学園(後期)	6	84
	計		181	3,902
西学校給食センター(10)	小学校	母衣小学校	17	398
		城北小学校	21	466
		内中原小学校	23	571
		法吉小学校	18	404
		生馬小学校	8	134
		古江小学校	12	215
		大野小学校	3	18
		秋鹿小学校	6	48
	中学校	第一中学校	27	790
		湖北中学校	8	179
	計		143	3,223
鹿島学校給食センター(6)	幼稚園	佐太幼稚園	2	13
		講武幼稚園	1	3
	小学校	恵曇小学校	6	42
		佐太小学校	8	83
		鹿島東小学校	8	84
	中学校	鹿島中学校	7	112

	計		32	337
島根学校給食センター(2)	小学校	島根小学校	9	88
	中学校	島根中学校	5	59
	計		14	147
八雲学校給食センター(2)	小学校	八雲小学校	16	382
	中学校	八雲中学校	8	181
	計		24	563
宍道学校給食センター(3)	小学校	宍道小学校	14	264
		来待小学校	8	79
	中学校	宍道中学校	8	177
	計		30	520
東出雲学校給食センター(4)	小学校	出雲郷小学校	21	445
		揖屋小学校	16	338
		意東小学校	9	169
	中学校	東出雲中学校	20	505
	計		66	1,457
幼稚園 (3園)			5	31
小学校 (31校)			439	8,835
中学校 (14校)			188	4,572
義務教育学校(2校)			50	1,034
総 計 (3園、47校)			682	14,472

＜ミルク給食(11 幼稚園)＞

対象:母衣幼稚園、城北幼稚園、中央幼稚園、津田幼稚園、古志原幼稚園、川津幼稚園、朝酌幼稚園、大庭幼稚園、持田幼稚園、古江幼稚園、秋鹿幼稚園

＜学校給食対象となっていない園、学校＞

小学校:来待小大野原分校、中学校:宍道中大野原分校

②学校種別給食実施状況

(令和8年5月1日現在)

給食区分と状況 / 学校種別	完全給食		ミルク給食		計	
	学校数	児童生徒園児数(人)	学校数	児童生徒園児数(人)	学校数	児童生徒園児数(人)
幼稚園	3	31	11	139	14	170
小学校	31	8,835	0	0	31	8,835
中学校	14	4,572	0	0	14	4,572
義務教育学校	2	1,034	0	0	2	1,034
計	50	14,472	11	139	61	14,611

③給 食 費 (1 人 1 食当たり)

令和8年度 給食費単価		
	1 学期	2 学期～
幼稚園	290円	341 円
幼稚園(ミルク給食)	72円	82 円
小学校・義務教育学校(前期)	310円	377 円
中学校・義務教育学校(後期)	354円	436 円

④食物アレルギー対応事業

食物アレルギーを有する児童生徒が安心して給食の提供を受けることができるよう、安全性を最優先に調理場や学校の実情に合わせた対応を実施する。

3. 生涯学習　（生涯学習課/青少年支援室）

(1)公民館における生涯学習の推進

公民館は現在29館あり、それぞれの地域において生涯学習や社会教育活動を推進する中核的な施設として、多彩な地域資源や人材等の学習資源を有効に活用できる環境を整えるとともに、新しい人的ネットワークやコミュニティの形成にも寄与している。また地域福祉や青少年の健全育成、環境・リサイクル、地域防災など、幅広い分野における地域の活動拠点としての役割も担い、「公設自主運営方式」を基本とし地域に根ざした公民館運営を行っている。

(2)公民館の設置状況　令和8年5月1日時点

名　称	所 在 地
城東公民館	松江市北田町 273
城北公民館	松江市北堀町 43
城西公民館	松江市堂形町 614
白潟公民館	松江市灘町 1-57
朝日公民館	松江市東朝日町 49
雑賀公民館	松江市雑賀町 677
津田公民館	松江市東津田町 1189-1
古志原公民館	松江市古志原四丁目 6-30
川津公民館	松江市西川津町 3405-5
朝酌公民館	松江市朝酌町 92-1
法吉公民館	松江市比津町 308-4
竹矢公民館	松江市八幡町 379-1
乃木公民館	松江市浜乃木五丁目 1-5
忌部公民館	松江市東忌部町 899
大庭公民館	松江市大庭町 805-3
生馬公民館	松江市西生馬町 8
持田公民館	松江市東持田町 61
古江公民館	松江市西浜佐陀町 288-1
本庄公民館	松江市本庄町 463-3
大野公民館	松江市上大野町 1855-1
秋鹿公民館	松江市岡本町 70
鹿島公民館	松江市鹿島町佐陀本郷 640-1
島根公民館	松江市島根町加賀 1414
美保関公民館	松江市美保関町下宇部尾 556-1
八雲公民館	松江市八雲町西岩坂 355-1
玉湯公民館	松江市玉湯町湯町 1796
宍道公民館	松江市宍道町宍道 885-3
八束公民館	松江市八束町波入 2060
東出雲公民館	松江市東出雲町揖屋 1216-1

(3)青少年育成事業

①青少年支援センター【市民活動センター（スティックビル）6階】

不登校、ひきこもり、ニート、発達障がい、非行など様々な困難を抱えるこども・若者や保護者等の相談を受け、必要に応じて専門機関と連携しながら助言や指導を行う。また、相談者の要望を踏まえた個別的・継続的な支援

（生活支援、就労支援、学習支援等）を実施する。

②松江市青少年育成連絡協議会

各地区の青少年育成協議会及び青少年に関わる各種団体で構成。「黄色いポスト」による有害図書の回収、青少年の自立と社会参加促進、研修会の開催、機関紙「青少協まつえ」の発行などの諸事業を全市で実施する。

4. 放課後児童対策　（生涯学習課）

（1）放課後児童健全育成事業（児童クラブ）　令和８年５月１日時点　公設 42 ヵ所（57 クラブ室）　民設 46 ヵ所

保護者が就労等により昼間家庭にいない小・義務教育学校就学児童に対して、適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る。

（2）放課後こども教室推進事業　令和８年５月１日時点　32 ヵ所（31 小学校区）

地域の方の参画を得て、放課後や休日に学校施設等を利用し、遊びやスポーツ、文化活動などの体験の場を提供する。異年齢や地域の方との交流の中で、児童が心豊かに育まれる環境づくりを行う。

5. 図書館等文化施設　（生涯学習課/図書館事務局）

（1）図書館ネットワーク推進事業

市全域に良質な図書館サービスを提供するため、移動図書館及び配本事業による図書の貸出を行う。

（2）こども読書活動推進事業

就学前のこどもに対する絵本や物語の読み聞かせ事業を推進することにより、「読む力」「聞く力」「話す力」を養うことで、学齢期を迎えた際に、自ら考え、学び、解決できるこどもの育成に努める。

（3）電子図書館の導入事業

視覚障がいのある方や図書館を訪れることが難しい方を含め、すべての人が本を楽しめる環境を整備する。

（4）主な文化施設　令和８年５月１日現在

①図書館

名　称	所 在 地
中央図書館	松江市西津田六丁目5-44
島根図書館	松江市島根町加賀1414
東出雲図書館	松江市東出雲町揖屋1216-1

②文化ホール

名　称	所 在 地
総合文化センター（さんびる文化センタープラバホール）	松江市西津田六丁目5-44
鹿島文化ホール	松江市鹿島町佐陀本郷659
鹿島野外音楽堂	松江市鹿島町佐陀本郷76
人と情報・文化の交流館（マリンプラザしまね）	松江市島根町加賀漁港地内
八雲アルバホール	松江市八雲町西岩坂355-1

③資料館・体験施設

名　称	所 在 地
出雲かんべの里	松江市大庭町1614
美保関歴史・生活体験資料館	松江市美保関町美保関1661-1

第１７章　消　防　本　部

1. 消防本部の主要事業　（消防総務課）

(1)**現場指揮体制の構築**

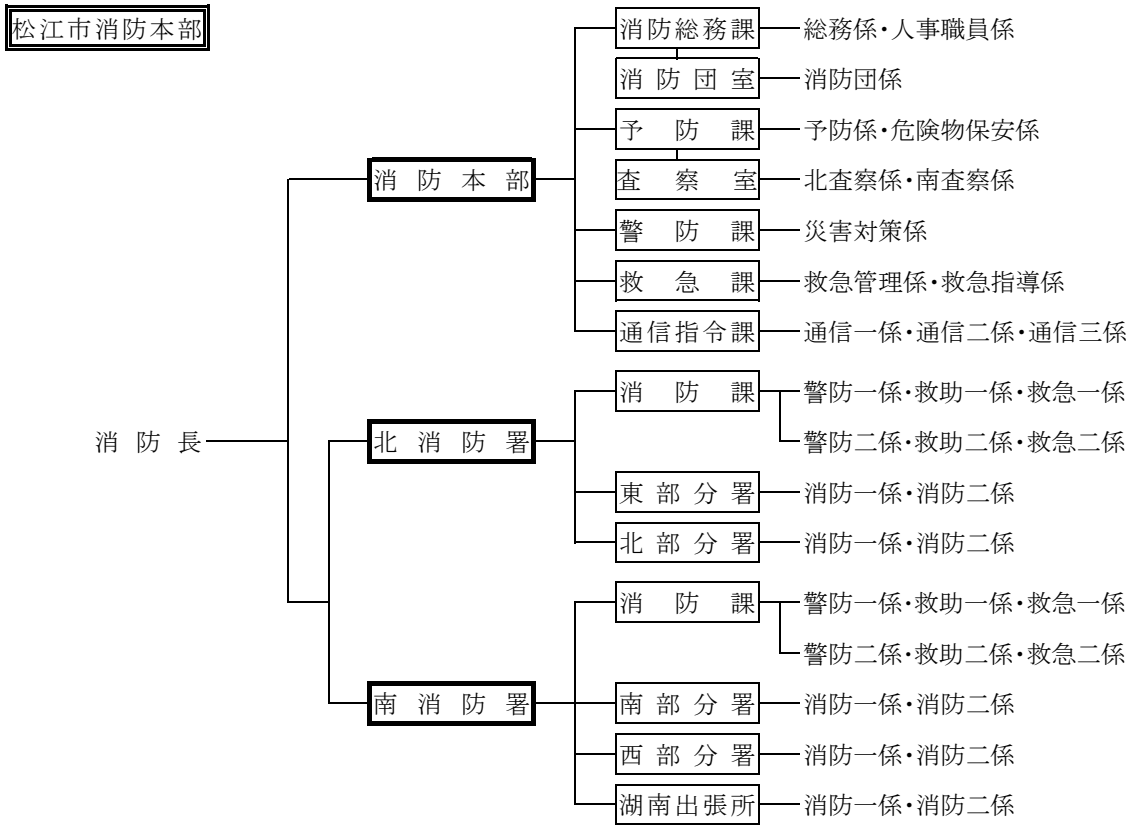
令和3年4月1日に発生した島根町加賀の大規模火災で得た教訓である「現場指揮機能のさらなる強化」の達成のため、早期の専属指揮隊運用に向け継続的な職員採用や研修による人材育成を図っていく。

2. 沿革　（消防総務課）

明治22年8月	松江市消防規則と同施行手続きを制定し、4番組制の松江市消防組を編成
27年6月	勅令により4番組制は1組に統轄され、橋南、橋北の2部制となる
昭和14年4月	警防団令施行により松江市警防団に改組、本部及び7分団総員865名となる
22年9月	消防団令施行により松江市消防団として再発足し8分団550名に改める
24年4月	殿町の市役所総務課内に松江市消防本部を設置
26年1月	松江市消防署（消防職員43名）を設置、消防団は11分団554名
30年5月	旧松江市警察署庁舎を改築し、消防本部、消防署等を移転
37年9月	殿町に新庁舎が完成し、消防本部、消防署を移転
47年4月	松江地区消防組合を設立
48年3月	消防本部通信室無線統制台及び無線装置、上本庄町澄水山無線基地局が完成
4月	松江地区消防組合消防本部及び松江消防署開庁（条例定数147名）
52年2月	嫁島町に松江消防署南分署が完成、浜乃木出張所は1月末閉鎖
平成元年3月	西川津町に新庁舎が完成、朝日出張所は統合、消防緊急情報システム運用開始
4月	松江地区消防組合、松江地区環境衛生組合及び松江八束保健防疫組合を解散し、新たに松江地区広域行政組合を設立
4年5月	松江消防に初の救急救命士が誕生
5年10月	松江市消防団に初の女性消防団員が2名入団
7年1月	阪神・淡路大震災で被災した神戸市に応援隊を派遣
9年7月	矢田町に松江南消防署が完成、南分署及び大庭出張所は統廃合
10年3月	県内の携帯電話からの119番通報の代表消防本部として受信システムの運用を開始
14年7月	「消防力整備実施計画」「署所再編5ヵ年計画」を策定
15年8月	宍道町に松江南消防署宍道分署が完成、宍道出張所は閉鎖
17年3月	松江地区広域行政組合を解散、1市7町村の合併により新松江市が誕生し松江市消防本部が発足、消防団は8消防団による連合消防団方式を採用、団員定員は2，083名
18年3月	「消防力整備実施計画」に基づく「署所再編実施後期計画」を策定
4月	消防団への迅速な情報伝達のため「松江市消防団災害出動検索システム」の運用を開始
19年1月	指揮命令系統の一元化を図るため、8つの消防団の連合体を1つにし、新松江市消防団が発足した
4月	松江消防に初の女性救急救命士が誕生、国の指定を受け「高度救助隊」を設置
21年4年	乃白町に松江市南消防署湖南出張所が完成、玉湯出張所は閉鎖
22年4月	松江市が国際消防救助隊編成協力市町村の登録を受け、隊員6名を登録した
23年3月	緊急消防援助隊島根県大隊として、東日本大震災で被災した仙台市に34名の職員を派遣
8月	東出雲町との市町村合併に伴い東出雲町消防団を松江市消防団に統合、10方面団、39分団、団員定員2，255名
25年4月	美保関町に松江市北消防署東部分署が完成、美保関出張所、八束出張所は閉鎖 高機能消防指令センターを更新整備し、運用開始
26年8月	緊急消防援助隊島根県大隊として、豪雨による土砂災害で被災した広島市に44名の職員を派遣
28年4月	八雲町に松江市南消防署南部分署が完成、東出雲出張所、八雲出張所は閉鎖 緊急消防援助隊島根県大隊として、熊本地震で被災した熊本市に42名の職員を派遣
30年7月	緊急消防援助隊島根県大隊として、豪雨による土砂災害で被災した呉市に63名の職員を派遣
10月	原子力災害対策の強化を図るため、放射線防護対策として、消防本部庁舎の隣接地に陽圧浄化ユニット、除染施設、原子力災害対策資機材保管庫及び車庫を備えた陽圧装置棟を増築し、非常用発電機及びオイルタンク設置のための発電機棟を新築した
令和3年10月	松江市北消防署北部分署が完成、鹿島出張所及び秋鹿出張所は閉鎖
5年4月	松江市消防団の団員定員　1，970名となる
7年4月	高機能消防指令センターを更新整備し、運用開始

3．松江市消防本部　（消防総務課）

(1)組織図　（令和8年4月1日現在）



(2)職員条例定数　283 （令和8年4月1日～）

(3)所属別・階級別職員別職員数(令和8年4月1日現在)　（単位:人）

区分 / 所属別		消防吏員								その他の職員	合計
		消防正監	消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	事務吏員	
消防本部	消防長	1									1
	次長		2							1	3
	消防総務課			1	4	4	1		16	2	28
	予防課			1	5	5	3				14
	警防課				2	1	1				4
	救急課				3	2	1				6
	通信指令課			1	4	3	8				16
	小計	1	2	3	18	15	14		16	3	72
北消防署	署長		1								1
	北署			1	9	17	19	1	12		59
	北部分署				3	4	8		4		19
	東部分署				3	4	7	2	3		19
	小計		1	1	15	25	34	3	19		98
南消防署	署長			1							1
	南署			1	7	17	20		4		49
	南部分署			1	2	4	7		5		19
	西部分署				3	4	6		6		19
	湖南出張所				2	2	6				10
	小計			3	14	27	39		15		98
合計		1	3	7	47	67	87	3	50	3	268

(4)消防本部・署所出動状況　令和7年中(令和7年1月1日～令和7年12月31日)　(単位:回、人)

区分	災害出動						予防活動		警防活動			合計
	火災	風水害	救助	救急	捜索	誤報・虚報	査察	訓練指導	火災原因調査	特別警戒	警防調査	
出動回数	60	8	201	11,206	16	375	991	322	60	235	1,230	14,704
出動延人数	1,143	57	2,756	36,024	238	1,140	2,544	1,094	164	712	3,718	49,590

(5)火災概要

区分		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
火災件数(件)	建物	30	28	33	21	26
	林野	2	2	2	2	3
	車両	9	2	6	1	5
	船舶	0	0	0	1	0
	その他	8	20	16	15	26
	合計	49	52	57	40	60
損害額(千円)	建物	141,680	162,151	68,779	21,754	66,823
	林野	25	0	8	3	8
	車両	3,006	494	1,470	5,514	1,055
	船舶	0	0	0	1	0
	その他	25	13,464	4,338	104	47
	爆発	0	0	5	0	0
	合計	144,736	176,109	74,600	27,376	67,933
焼損棟数(棟)	全焼	25	14	11	4	8
	半焼	1	2	1	0	1
	部分焼	13	9	14	6	12
	ぼや	32	21	21	18	23
焼損面積	建物(㎡)	3,242	3,426	1,530	587	701
	林野(a)	40	1	9	1	14
り災人員数(人)		85	76	84	38	69
り災世帯数(世帯)	全損	13	6	9	6	3
	半損	2	1	1	0	1
	小損	20	21	29	14	26
死傷者(人)	死者	4	2	5	3	2
	傷者	7	8	5	8	21

(6)救急概要　(単位:件、人)

区分	令和3年		令和4年		令和5年		令和6年		令和7年	
	出動件数	搬送人員	出動件数	搬送人員	出動件数	搬送人員	出動件数	搬送人員	出動件数	搬送人員
火災	44	4	47	8	51	7	32	7	58	21
自然災害	13	6	3	2	0	0	0	0	2	2
水難	24	10	28	14	10	4	24	9	13	6
交通	488	412	507	405	633	484	506	399	565	442
労働災害	73	70	92	92	80	79	84	82	65	64
運動競技	52	50	71	70	77	77	80	79	84	82
一般負傷	1,384	1,323	1,443	1,396	1,689	1,606	1,643	1,573	1,758	1,653
加害	12	9	23	16	22	18	30	28	11	8
自損行為	94	68	68	48	76	62	73	54	82	61
急病	5,863	5,636	6,828	6,511	7,572	7,119	7,603	7,215	7,767	7,336
その他	713	589	716	592	782	609	761	569	801	600
合計	8,760	8,177	9,826	9,154	10,992	10,065	10,836	10,015	11,206	10,275
1日平均出動件数	24.0		26.9		30.1		29.7		30.7	
1日平均搬送人員	22.4		25.1		27.6		27.4		28.2	
1万人当り出動件数	439.2		496.7		560.8		557.7		582.1	
1万人当り搬送人員	410.0		462.7		513.5		515.4		533.7	
人口(各年1月1日現在)	199,432		197,843		196,021		194,313		192,512	

(7)車両(令和8年4月1日現在)　　(単位:台)

区分	ポンプ車	水槽付ポンプ車	化学車	はしご車	救助工作車	水槽車	救急自動車	作業車	支援車	特殊災害対策車	災害救援車	重機搬送車	業務車	人員輸送車	資機材搬送車	広報車	査察車	指揮車	防災学習車	防災活動車両	福祉車両	小型救助車	合計
消防本部													1	1		3	1	1	2	1	2		12
北消防署	1	1	1	1	1	1	3	1	1		1		1		1		1	1					16
東部分署	2						2														1		5
北部分署	1	1					2														1		5
南消防署	1	2		1	1		2			1		1			1		1				1	1	13
南部分署	1	1					2														1		5
西部分署	1	1					2														1		5
湖南出張所	1						1																2
合計	8	6	1	2	2	1	14	1	1	1	1	1	2	1	2	3	3	2	2	1	7	1	63

(8)通信施設(令和8年4月1日現在)　　(単位:回線、台)

区分	通信指令システム	119番専用光回線	非常用119番専用回線	インターネット回線			聴覚障害者緊急FAX	衛星119番回線	携帯119番電話転送	携帯・IP位置情報	指令専用回線	順次指令用回線INS	消防団専用電話INS	市役所専用回線	警察専用回線	日本道路公団	病院専用回線	ガス水道専用回線	災害情報案内	携帯電話	合計
				NET119緊急回線	映像通報システム	Eメール指令回線															
消防本部	1	2				2	1	2	2	2	1	3	1	1	0	1	1	0	1	4	25
北消防署																				7	7
東部分署											1									2	3
北部分署											1									2	3
南消防署			2								1									6	9
南部分署											1									2	3
西部分署			2								1									2	5
湖南出張所											1									1	2
市役所											1										1
合計	1	2	4			2	1	2	2	2	8	3	1	1	0	1	1	0	1	26	58

4．松江市消防団　　（消防総務課）

(1)消防団員数及び消防車両数 (令和8年4月1日現在)　　(単位:人、台)

区分		松江	鹿島	島根	美保関	八雲	玉湯	宍道	八束	東出雲	合計
人員		503	230	176	246	104	89	202	165	147	1,862
車両等	消防ポンプ自動車	6	2	0	0	0	1	2	0	0	11
	小型動力ポンプ付積載車	28	12	12	12	8	6	7	8	12	105
	その他車両	0	0	0	0	0	1	1	0	0	2
	小型動力ポンプ	4	0	0	11	0	0	0	0	0	15
	合計	38	14	12	23	8	8	10	8	12	133

(2)消防団員の出動状況　令和7年中(令和7年1月1日～令和7年12月31日)　　(単位:人)

区分	松江	鹿島	島根	美保関	八雲	玉湯	宍道	八束	東出雲	合計
火災	215	19	0	23	8	56	81	3	41	446
風水害等その他の災害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警戒	6	0	0	0	0	0	0	0	3	9
訓練	694	131	275	262	132	55	284	112	236	2,181
その他	3,496	723	738	1,270	600	543	1,025	770	1,193	10,358
合計	4,411	873	1,013	1,555	740	654	1,390	885	1,473	12,994

第１８章　公　営　企　業

1. 松江市水道事業

(1)上水道のあゆみ

大正2年に事業認可を得て、給水人口50,000人、一日最大給水量6,300㎥、一人一日最大給水量126ℓの計画で総工費63万4千円をかけて大正3年11月に着工し、大正7年6月1日に通水を開始した。

その後、市勢の発展にともない生じた水源不足に対応するため昭和32年忌部川支流に大谷ダムを完成させ、日量30,000㎥の自己水源を確保したが、これが忌部水系から取水する限界となった。急増を続ける水需要にこたえるため、島根県の飯梨川総合開発事業の一環として建設が開始された布部ダムから昭和44年6月に受水を開始した。

昭和48年夏の異常渇水は、本市に134日にも及ぶ記録的な給水制限をもたらした。この苦い経験を教訓としてただちに橋北給水改善事業に取り組むとともに、昭和55年6月飯梨川に新しく建設された山佐ダムから受水を開始し、計画給水人口140,200人、一日最大給水量70,000㎥の生活用水を確保した。その後、安定給水を確保するため橋南給水改善事業を実施し、高台地区や三階建物の直結給水化などのサービス改善に努め、さらには有収率を10％以上も向上させ、貴重な水資源の有効利用と経営の健全化を図ることができた。

平成5年度には、水道事業の経営変更認可も得て、上水道給水区域の拡張と水道サービスの一元化に向け、旧松江地区の簡易水道事業を統合する計画を進め、平成15年7月には、松江市簡易水道事業を事務委任形式で業務統合し機構改革を実施するなど、行財政改革に積極的に取り組んだ。

災害対策としては、平成6年度から年次計画で、緊急用地下貯水槽を災害時の避難場所に設置するとともに、災害時の二次災害防止と飲料水を確保するため、配水池の緊急遮断設備設置、平成7年から口径75㎜以上の水道管を対象とした耐震継手管を使用するなど、災害発生に備えてライフライン対策事業を計画的に推進・強化し、災害に強い水道づくりを積極的に進めている。

平成15年3月には、尾原ダムからの受水関連事業の事業認可を取得した。

平成17年3月に「新松江市」が誕生し、上水道事業については、松江市水道局、松江鹿島水道企業団、玉湯町上水道の3つの水道事業体を、松江市水道局に一本化した。事業認可については、合併時に旧松江鹿島水道企業団の事業認可を旧松江市水道局の事業認可と統合したが、合併前の玉湯町上水道の事業認可についてはそのまま新市に移行した。また、8市町村にあった各簡易水道はそのまま新市が引き継ぎ、34事業を水道事業管理者が事務委任を受けた。

平成23年4月1日には玉湯町の大谷別所簡易水道を玉湯水道事業に統合、平成23年8月1日には東出雲町の編入に伴う東出雲水道事業の編入、平成23年10月1日には宍道町の5簡易水道を斐川宍道水道企業団水道事業に移管した。また同じく平成23年4月には、積年の課題であった水不足を解消するため島根県水道用水供給事業（尾原ダム系）からの受水を開始するなど、水道事業を取り巻く環境は大きく変化している。

また、合併以前の旧町村の簡易水道は、限られた区域の中で砂防ダムなどを中心に独自の水源を開発し、浄水場を整備し給水する、いわゆる自己完結型による施設整備を行っていた。このような小規模水源は、渇水や洪水時に弱く、また、砂防ダムは本来の目的である土砂の堆積により取水能力が著しく低下し、新たに水源を求め浄水場を築造した事例もあり、将来的な安定水源の確保が課題だった。

このため、簡易水道の不安定な小規模水源を島根県水道用水供給事業（尾原ダム）からの受水に転換する「水源転換整備事業」を実施し、平成28年度末には計画していたすべての事業を完了し、将来にわたって安定給水を確保し、市内同一サービスが実現した。

平成29年4月には、上水道事業と簡易水道事業を統合し、さらなる効率化と健全経営に努めている。

また、平成30年度には従来、水道、下水道で各々定めていた経営戦略プランを統合し、「第一次松江市上下水道事業経営計画」を策定し、上下水道事業の効率的な連動による健全な水循環の実現と地域防災力の向上を目指し、事業内容の一層の充実とお客様、市民サービスの向上に取り組んでいる。

(2)業務実績

区　　分		令和6年度	令和5年度
総人口（人）		193,135	194,814
給水人口（人）		182,984	184,169
普及率（％）		94.74	94.54
給水量	総給水量(㎥)	21,184,957	20,974,848
	有収水量(㎥)	19,590,021	19,620,650
	有収率(%)	92.5	93.5
最大給水能力(㎥/日)		108,782	108,782
一日最大給水量(㎥/日)		62,085	61,117
一日平均給水量(㎥/日)		58,041	57,308
給水戸数（戸）		96,224	96,547
給水新設戸数(戸)		1,648	1,610
量水器	総設置数(個)	85,666	85,523
	年度中取替数(個)	12,300	12,379
	取替率（％）	14.4	14.5

区　　分	令和6年度	令和5年度
配水管総延長（m）	1,421,184	1,412,907
給水原価(円/㎥･消費税抜)	229.69	220.97
供給単価(円/㎥･消費税抜)	214.94	214.62

(3)収益的収入及び支出　　(単位:千円･消費税抜)

区　　分		令和6年度	令和5年度
収入	営業収益	4,416,250	3,936,030
	営業外収益	896,343	1,563,320
	特別利益	6,759	0
	計	5,319,352	5,499,350
支出	営業費用	4,996,879	4,929,404
	営業外費用	208,761	235,084
	特別損失	24,085	0
	計	5,229,725	5,164,488
収支差引額		89,627	334,862

(4)資本的収入及び支出　　(単位:千円･消費税込)

区　　分	令和6年度	令和5年度
収入額	2,090,454	1,581,012
支出額	3,415,535	4,686,263
収支差引額	△1,325,081	△3,105,251

(5)職員数(管理者を除く)　　(単位:人)

区　　分	令和6年度	令和5年度
職員数	68	69
前年度比較増減	△1	0

2. 松江市下水道事業

松江市は、昭和47年度に公共下水道の建設に着手した。その後、昭和58年には集落排水事業に着手、さらに平成13年度には公設浄化槽事業にも着手し、汚水処理普及に努めてきた。事業開始から41年が経過し、平成26年度に下水道の面的整備が完了したことで、汚水処理人口普及率は概ね100%になった。平成25年4月には、下水道事業も地方公営企業法を全部適用し、上下水道の組織統合により一層の経営効率化を高め経営基盤を強化するとともに、市民の暮らしの質を高め、環境保全に寄与するため、汚泥の減量化や汚水処理施設の統廃合と流域下水道への接続をはじめとする効率的な事業運営に取り組んでいる。平成30年度には従来、水道、下水道で各々定めていた経営戦略プランを統合し、「第一次松江市上下水道事業経営計画」を策定し、上下水道事業の効果的な連動による健全な水循環の実現と地域防災力の向上を目指し、事業内容の一層の充実とお客様、市民サービスの向上に取り組んでいる。

また、雨水事業は、松江市街地の治水対策の一つとして、国が施行する大橋川改修事業、島根県が施行する河川改修事業などと連携を組みながら、「松江市街地治水計画」に基づき雨水排水施設の整備を進め、家屋の浸水被害と浸水区域の解消を図っていく。

汚水処理施設の普及状況　（令和7年3月末現在、単位:人・%）

地区名	行政区域内人口	汚水処理人口合計（普及率）	公共下水道	農業集落排水	漁業集落排水	コミュニティプラント	合併処理浄化槽
松江	139,327	136,053 (97.7)	125,012 (89.7)	8,367 (6.0)	229 (0.2)	1,235 (0.9)	1,210 (0.9)
鹿島	5,607	5,607 (100.0)	4,460 (79.5)	71 (1.3)	1,008 (18.0)	－ －	68 (1.2)
島根	2,833	2,833 (100.0)	107 (3.8)	947 (33.4)	1,684 (59.4)	－ －	95 (3.4)
美保関	4,224	4,210 (99.7)	1,567 (37.1)	421 (10.0)	2,198 (52.0)	－ －	24 (0.6)
八雲	6,552	6,118 (93.4)	4,936 (75.3)	－ －	－ －	－ －	1,182 (18.0)
玉湯	7,398	7,349 (99.3)	7,192 (97.2)	－ －	－ －	－ －	157 (2.1)
宍道	7,967	7,965 (100.0)	7,593 (95,3)	335 (4.2)	－ －	－ －	37 (0.5)
八束	3,656	3,656 (100.0)	1,285 (35.1)	2,311 (63.2)	－ －	－ －	60 (1.6)
東出雲	15,571	15,549 (99.9)	14,911 (95.8)	422 (2.7)	－ －	－ －	216 (1.4)
合計	193,135	189,340 (98.0)	167,063 (86.5)	12,874 (6.7)	5,119 (2.7)	1,235 (0.6)	3,049 (1.6)

※ 合併処理浄化槽には、市町村設置型のほか個人や民間設置等のすべてのものを含む。

公共下水道の整備状況

ア 汚水　　（令和7年3月末現在）

地区名	処理区	事業期間（年度）	事業費（百万円）	認可計画		整備面積（ha）	整備延長（m）
				面積(ha)	計画人口(人)		
松江	流域東部	S47～	87,258	3,679.4	131,440	3,406.6	706,801
鹿島	恵曇（特環）	S63～H6	5,936	165.5	4,100	165.5	64,738
島根	佐波（特環）	H6～H8	332	4.1	100	4.1	1,964
美保関	千酌（特環）	H7～H12	720	13.1	400	13.1	4,030
	七類（特環）	H13～H19	1,520	26.0	600	26.0	8,817
	森山（特環）	H19～	2,110	13.6	500	13.6	8,901
八雲	流域東部(特環)	H7～	4,608	186.9	5,280	158.6	48,073
玉湯	流域東部	S52～	7,799	302.1	7,360	251.4	67,046
宍道	流域西部	S60～	9,863	417.6	7,960	391.7	127.452
八束	江島（特環）	S61～H4	843	17.1	600	17.1	6,617
	遅江（特環）	H1～H4	501	16.3	400	16.3	4,734
	馬渡（特環）	H5～H8	707	8.8	200	8.8	3,125
東出雲	流域東部	S52～	13,444	506.3	15,260	421.0	111,411
合計			135,641	5,356.8	174,200	4,893.8	1,163,709

イ 雨水　　（令和7年3月末現在）

地区名	事業費(百万円)	整備面積(ha)	整備延長(m)
松江	5,933	689.0	26,394
玉湯	1,385	28.6	4,890
宍道	435	9.9	932
東出雲	3,780	227.2	10,115
合計	11,533	954.7	42,331

公共下水道(汚水)の水洗化の状況　　（令和7年3月末現在、単位:人・%）

地区名	処理区	供用開始年月日	認可計画処理人口	処理区域内人口	水洗化人口	水洗化率
松江	流域東部	S56.4.1	131,440	125,012	120,441	96.3
鹿島	恵曇（特環）	H4.10.1	4,100	4,460	4,302	96.5
島根	佐波（特環）	H9.4.1	100	107	105	98.1
美保関	千酌（特環）	H13.1.10	400	386	327	84.7
	七類（特環）	H19.4.1	600	657	446	67.9
	森山（特環）	H23.4.1	500	524	255	48.7
八雲	流域東部(特環)	H12.5.1	5,280	4,936	4,365	88.4
玉湯	流域東部	S61.4.1	7,360	7,192	6,117	85.1
宍道	流域西部	H3.4.1	7,960	7,593	6,727	88.6
八束	江島（特環）	H1.7.26	600	672	521	77.5
	遅江（特環）	H4.4.1	400	421	346	82.2
	馬渡（特環）	H9.4.1	200	192	149	77.6

東出雲	流域東部	S58.7.1	15,260	14,911	13,767	92.3
合計			174,200	167,063	157,868	94.5

集落排水処理施設の整備状況

ア 農業集落排水処理施設　（令和7年3月末現在、単位:人・%）

地区名	処理施設	供用開始年月日	計画処理人口	処理対象人口	処理対象戸数	水洗化人口	水洗化率
松江	古江	H10. 4. 1	2,930	1,710	834	1,484	86.8
	長江	H11. 4. 1	1,260	783	327	676	86.3
	秋鹿	H12. 4. 1	4,800	1,582	717	1,404	88.7
	本庄	H13. 4. 1	3,110	1,691	784	1,367	80.8
	大井	H14. 4. 1	1,640	937	402	824	87.9
	生馬	H15. 4. 1	2,290	1,099	515	1,099	100.0
	大野	H17. 4. 1	1,400	565	264	463	81.9
鹿島	一矢	S63. 4. 1	220	71	35	71	100.0
島根	野波	H 7. 4. 1	1,540	525	237	525	100.0
	大芦	H 7. 4. 1	570	287	144	287	100.0
	加賀別所	H 8. 4. 1	270	135	59	135	100.0
美保関	万原・下宇部尾	H14. 4. 1	680	281	141	222	79.0
	菅浦	H19. 4. 1	260	140	80	124	88.6
宍道	弘長寺	H 6. 4. 1	1,210	235	95	235	100.0
	鏡	H 6. 4. 1	300	100	41	100	100.0
八束	入江	S63. 7. 1	1,100	625	295	604	96.6
	二子	H 1. 7. 1	760	433	202	433	100.0
	寺津・亀尻	H 3. 5. 1	540	375	173	375	100.0
	波入	H 6. 5. 1	1,750	878	443	878	100.0
東出雲	意東	H 9. 4. 1	850	422	179	384	91.0
合計			27,480	12,874	5,967	11,690	90.8

公共下水道（特環含む）に接続済みの旧農業集落排水処理施設（令和7年3月末現在）

地区名	処理区	旧農集供用開始年月日	公共下水道(特環含む)接続年度	接続先
松江	忌部	H４．７．１	H24年度	流域東部
鹿島	本郷	S５９．４．１	H26年度	恵曇（特環）
	宮内	H４．４．１		
鹿島	講武北	H４．４．１	H26年度	恵曇（特環）
	講武南	H５．４．１		
宍道	宍道中央	H11. 4. 1	R5年度	流域西部
	南城	H11. 10. 1	R4年度	

	中　来　待	H13. 4. 1	R6年度	
東出雲	須　　田	H17. 4. 1	H17年度	流 域 東 部
	今 宮 春 日	H6. 4. 1	H27年度	

※ 須田については供用開始時より公共下水道（流域東部）に接続

イ 漁業集落排水処理施設　　（令和7年3月末現在、単位:人・%）

地区名	処理施設	供用開始年月日	計画処理人口	処理対象人口	処理対象戸数	水洗化人口	水洗化率
松　江	魚　　瀬	H17. 4. 1	522	229	113	218	95.2
鹿　島	片　　句	S61. 4. 1	500	179	90	179	100.0
	御　　津	S62. 4. 1	860	424	191	424	100.0
	手　　結	H 2. 4. 1	810	405	194	405	100.0
島　根	野　　井	S63.10. 1	560	256	113	256	100.0
	大　　芦	H 7. 4. 1	1,093	480	241	480	100.0
	沖　　泊	H 8. 4. 1	230	52	23	52	100.0
	瀬　　崎	H11. 6. 1	460	181	82	181	100.0
	多　　古	H11.10. 1	340	119	46	119	100.0
	加　　賀	H15. 4. 1	1,500	596	259	596	100.0
美保関	稲積・北浦	H 6. 4.28	1,186	335	163	335	100.0
	片　　江	H10. 4. 1	1,567	475	238	424	89.3
	美 保 関	H12. 4. 1	2,390	400	212	356	89.0
	笠　　浦	H17. 3. 1	600	290	116	277	95.5
	福　　浦	H20. 4. 1	552	248	114	183	73.8
	笹　　子	H21. 4. 1	219	114	57	114	100.0
	惣　　津	H22. 4. 1	395	130	62	100	76.9
	雲　　津	H22. 7. 1	220	94	45	69	73.4
	諸　　喰	H23. 1. 1	83	56	27	32	57.1
	法　　田	H23. 1. 1	99	56	26	31	55.4
合　　計			14,186	5,119	2,412	4,831	94.4

公設浄化槽の整備状況　　（令和7年3月末現在、単位:基・人）

地区名	事業開始年月日	設置基数	移管基数	合計	水洗化人口
松　　江	H14.4.1	277	67	344	770
鹿　　島	H17.4.1	2	26	28	68
島　　根	H20.4.1	2	0	2	4
美 保 関	H16.4.1	12	2	14	23
八　　雲	H13.4.1	281	100	381	987
玉　　湯	H15.4.1	39	18	57	150
宍　　道	H20.4.1	5	3	8	21

八　　束	H18.4.1	18	20	38	60
東 出 雲	H17.4.1	29	10	39	92
合　　計		665	246	911	2,175

※「移管」は個人が設置した浄化槽が市に譲渡されたもの。また、玉湯に1ヵ所の小規模集合排水処理施設を設置済。

その他の汚水処理施設の整備状況　　（令和7年3月末現在）

地区名	処理区	備　考
松　　江	朝日ヶ丘団地	
鹿　　島	才の丘団地	恵曇（特環）に接続済み(H30年度)
宍　　道	宍道南企業団地	

3. 松江市交通事業

自動車運送事業は、昭和4年に営業を開始し、戦争の激化によって昭和20年には休業に至ったが、翌年から再び営業を開始し、運行路線を順次拡張することで、昭和35年頃には市営バスの全盛時代になった。

しかし、高度経済成長に伴う自家用車の急増によって、バス利用者が減少したため、経営状況が悪化し、昭和48年度には「地方公営交通事業の経営の健全化の促進に関する法律」の適用によって、15ヵ年計画で事業の財政再建を図ることになった。

以後、全路線をワンマン化するなど経費節減に努めたが、昭和49年にはオイルショックによる軽油高騰等によって、再び経営状況が悪化したため、昭和53年には浜乃木、西原、大庭線廃止等の事業縮小を行うとともに、翌54年には、川津車庫を古志原車庫に統合し、経営健全化に努めた。

昭和53年7月から民営2社と回数券による共通乗車制度を導入し、同年12月からは昼間帯の利用者増を期して共通買物定期券の発行や、各種割引定期券を発行することで、利用者のサービス向上に取り組むとともに、昭和55年9月には八束線、昭和57年11月には淞北台線の運行開始や、昭和60年4月には福祉センターへの乗り入れ、国際交流会館線・春日線の黒田町、法吉回転場まで路線延長を行うなど、利用促進にも取り組んできた。

平成7年5月には市立病院への利便性向上を図るため、市立病院線の運行を開始したが、同路線は平成9年5月から市立病院・日赤病院・生協病院を結ぶ「福祉シャトルバス」になった。

なお、平成7年8月から市内の観光施設等を結ぶ観光ループバス「ぐるっと松江・レイクライン」（2両）の運行を開始し、平成9年2月には市街地を循環する「南北循環線」をスタートするとともに、同年9月には車椅子の方でも1人で乗降できる「ノンステップバス」（2両）を全国の地方都市に先駆けて導入し、「南北循環線」を主体とした路線で運行を開始した。

平成17年7月には、合併後の新市の公共交通体系のあり方を検討するため、「松江市公共交通体系整備計画策定委員会」が設置され、平成19年2月に同委員会の整備計画が策定され、同年4月には官民の役割分担による路線再編などの効率的なダイヤ編成を行った。

この委員会の提言によって、民間バス事業者との路線の役割分担が図られ、平成21年2月に「組織体制の見直し」と「経営基盤の確立」を基本とした「第1次経営健全化計画」を策定し、費用の縮減と接遇等利用者サービスの向上などに取り組み、平成26年7月には「第2次経営健全化計画」を策定、さらに令和元年9月には「松江市交通事業経営健全化計画（第3次計画）」を策定した。

令和6年4月には、同年4月以降の労働時間規制強化に伴う全国的な運転士不足に早急に対応するため、路線系統の集約や減便等を行った。

令和8年4月には、一畑バス株式会社と連携し、競合する一部路線での共同運行、等間隔ダイヤなどの導入を通じて、利便性を損なうことなく運転士及び車両を効率化し、安定的で持続可能な運行を行うために『松江地区乗合バス事業共同運行計画　Action Plan2026』を策定した。また、同計画に基づき、持続可能な路線バスを目指すため、約30年ぶりの運賃改定を行うとともに、同計画を踏まえた「松江市交通事業経営戦略（第4次松江市交通事業経営健全化計画）」を策定した。

次に駐車場事業は、昭和44年から運営されていた大手前有料駐車場にあわせ、昭和63年から城山西駐車場が開設されたことを契機に地方公営企業法を適用し、松江市交通局がその業務を担うことになった。

平成3年11月には、生涯学習センターとテレコムプラザ松江の複合施設開館にあわせ、白潟駐車場を開設した。

大手前駐車場は、平成25年3月に大型車乗降所の整備による利便性の向上と、自動化による経費節

減に取り組んだ。

城山西駐車場は、平成9年7月堀川遊覧船の運行開始、平成11年に松江堀川・地ビール館開館、平成16年大型車専用駐車場（17台）拡張とそれぞれの事業展開に併せて、整備拡張を行うとともに、平成28年1月には、普通車側の自動化を行い、平成29年1月には、大型車側の自動化を行い、経費節減に取り組んだ。

また、平成28年4月より、駐車場事業を自動車運送事業の附帯事業とし、交通事業に統合した。

(1)業務実績

①定期旅客運送事業　（単位:㎞、両、人）

区分		令和６年度	令和５年度
走行キロ	総走行キロ	1,781,999	1,851,000
	在籍車１日平均	90.4	94.5
	実働車１日平均	115.9	109.9
車両	使用車両	52	54
	在籍車延数	19,710	19,591
	在籍車１日平均	54.0	53.5
	実働車延数	15,372	16,836
	実働車１日平均	42.1	46.0

区分		令和６年度	令和５年度
輸送人員	総輸送人員	2,416,781	2,483,687
	内訳		
	IC（車内・定期）	1,915,845	1,378,368
	IC 以外 (車内現金・定期券・バスカード)	464,577	1,066,790
	レイクライン１日券	36,359	38,529
	在籍車１日平均	122.6	126.8
	実働車１日平均	157.2	147.5

②貸切旅客運送事業　（単位:㎞、両、人）

区分	令和６年度	令和５年度
総走行キロ	339,904	328,854
使用車両	12	12
輸送人員	184,629	217,395

③保有車両（定期）　（単位:両）

区分	令和６年度	令和５年度
車齢５年未満	19	20
車齢５年以上	33	34
計	52	54

④キロ当たり収支　（単位:円）

区分	令和６年度	令和５年度
収益	512.89	483.26
（定期旅客運送収益）	212.94	205.87
（貸切旅客運送収益）	581.23	480.33
費用	576.53	531.66
収支差引額	△63.64	△48.40

⑤駐車場駐車台数　（単位:台）

区分			令和６年度	令和５年度
駐車台数	普通駐車	大型	4,430	4,338
		１日平均	12.1	11.9
		普通	132,692	130,139
		１日平均	363.5	355.6
		小計	137,122	134,477
		１日平均	375.7	367.4
	定期駐車		76,024	70,392
	１日平均		208.3	192.3
	合計		213,146	204,869
	１日平均		584.0	559.8
収容可能台数			380	380
駐車回転率			1.54	1.47

⑥駐車場１台当たり収支　（単位:円）

区分	令和６年度	令和５年度
収益	508.25	471.66
（駐車収益）	454.41	386.03
費用	285.52	276.05
収支差引額	222.73	195.61

(2)収益的収入及び支出　(単位:千円・税抜)

区　　分		令和６年度	令和５年度
収入	自動車運送事業収益	603,520	565,976
	附帯事業収益	96,857	79,087
	営業外収益	496,271	505,020
	計	1,196,648	1,150,083
支出	自動車運送事業費用	1,217,210	1,152,564
	附帯事業費用	51,281	47,503
	営業外費用	15,727	15,442
	特別損失	0	0
	計	1,284,218	1,215,509
収支差引額		△87,570	△65,426

(3)資本的収入及び支出　　(単位:千円・税込)

区　　分	令和６年度	令和５年度
収入額	74,730	78,071
支出額	90,811	113,019
収支差引額	△16,081	△34,948

(4)職員数(管理者を除く・会計年度任用職員含む)

(単位:人)

区　　分	令和６年度	令和５年度
正規職員	73	70
会計年度任用職員	50	48
計	123	118
前年度比較増減	5	4

4. 松江市ガス事業（令和８年４月１日～ 民間譲渡）

松江市のガス事業は、昭和5年4月1日より開始した。以来、順調に供給量を伸ばしてきたが、終戦の翌21年に原料の入手難などから約1ヵ月間供給を停止した歴史を持つ。

昭和38年6月、石炭ガスからナフサガスの供給に切替え、カロリーアップ（4,500Kcal／㎥）を図った。また、昭和54年には安定供給とガス質の向上を図るため、原料をナフサからブタンへと変更した。高カロリー化への対応として、平成12年に橋南地区、平成16年には橋北地区の熱量変更を実施し、従来のブタンガスからクリーンで熱量の高い天然ガス（13A・11,000Kcal／㎥）へと切り換えた。附帯事業としての液化石油ガス販売は、昭和35年から開始し、現在は、一般住宅、公営住宅、学校等に供給している。

近年、エネルギー間競争の激化や国を挙げたカーボンニュートラルの推進など、ガス事業を取り巻く環境が大きく変化する中、経営の多角化やサービス向上による顧客基盤の維持は不可避な課題となっていた。しかしながら、公営事業においては、法令等の制約により、柔軟な対応が困難な状況にあった。こうした背景から、将来にわたり安定して事業を継続させるため、令和8年4月1日に松江エナジープラス株式会社へ事業譲渡を行った。

(1)業務実績

①都市ガス

区分		令和6年度	令和5年度
供給戸数（戸）		11,824	12,073
供給区域戸数(戸)		44,029	43,919
供給新設戸数(戸)		144	119
総人口（人）		193,135	194,814
利用率（％）		26.9	27.5
製造量等	総製造量(㎥)	7,944,181	7,900,510
	販売量（㎥）	7,920,913	7,746,160
	販売量率(％)	99.7	98.0
	自家使用量(㎥)	34,796	33,007
	勘定外量(㎥)	△11,432	121,527
計量器	総設置数(個)	14,195	14,340
	年度中取替数(個)	1,148	1,341
	取替率（％）	8.1	9.4
導管延長数（m）		250,538	243,092

②液化石油ガス

区分	令和６年度	令和5年度
販売量（㎥）	499,416.7	496,435.4
供給戸数（戸）	2,117	2,128

(2)単位当たり収支

①都市ガス

区分	令和６年度	令和5年度
費用（円／㎥）	176.32	183.06
収益（円／㎥）	193.01	200.10
ガス売上(円／㎥)	182.85	176.59

②液化石油ガス

区分	令和６年度	令和5年度
費用（円／㎥）	462.66	427.24
収益（円／㎥）	446.58	431.36
ガス売上(円／㎥)	434.85	408.50

(3)収益的収入及び支出　（単位:千円・消費税抜）

区分		令和６年度	令和5年度
収入	営業収益等	1,734,233	1,623,774
	営業外収益	86,830	193,826
	特別利益	0	0
	計	1,821,063	1,817,600
支出	営業費用等	1,683,774	1,658,497
	営業外費用	13,752	25,123
	特別損失	0	0
	計	1,697,526	1,683,620
収支差引額		123,537	133,980

(4)資本的収入及び支出　（単位:千円・消費税込）

区分	令和６年度	令和5年度
収入額	148,600	171,628
支出額	447,993	479,883
収支差引額	299,393	△308,255

(5)職員数　（単位:人）

区分	令和６年度	令和5年度
職員数	33	34
前年度比較増減	△1	1

5. 松江市病院事業

(1)沿　革

昭和23年４月	旧日本医療団松江支部病院を買収し、松江市民病院を開設(病床30床)
25年５月	病床数変更許可(一般48床、結核22床、計70床)
27年10月	病床数変更許可(一般33床、結核37床、計70床)
30年８月	北田町に分院開設
	松江八束組合立伝染病院委託事務開始
	病床数変更許可(一般33床、本院結核37床、分院結核20床、伝病45床、計135床)
31年１月	「松江市民病院」を「松江市立病院」と名称変更
34年３月	第1次増改築工事竣工(鉄筋4階建　東棟)
	病床数変更許可(本院一般130床、結核50床、分院結核20床、伝病45床、計135床)
４月	地方公営企業法の全部適用
35年４月	分院廃止　本院に統合
５月	総合病院の名称使用承認許可(一般118床、結核89床、伝病45床、計252床)
39年４月	北田町に精神神経病棟(50床)新築工事竣工
５月	病床数変更許可(本院一般280床、分病棟精神50床、結核39床、伝病45床、計414床)
６月	第2次増改築工事竣工(鉄筋5階建　南棟)
	救急病院指定
40年４月	病床数変更許可(本院一般312床、分病棟精神50床、結核39床、伝病45床、計446床)
41年６月	病床数変更許可(本院一般342床、分病棟精神50床、結核39床、伝病45床、計476床)
51年３月	第3次増改築工事竣工(鉄筋5階建　北棟)
４月	松江高等看護学院生実習受託(准看護婦実習委託　S45.5～)
52年７月	病床数変更許可(本院一般381床、分病棟精神50床、伝病45床、計476床)
54年２月	第4次増改築工事竣工(鉄筋6階建　西棟)
３月	分病棟本院へ統合(精神神経科・伝染病棟)
55年２月	病床数変更許可(本院一般416床、精神50床、伝病45床、計511床)
63年４月	臨床研修病院指定
平成３年11月	STIC 健康センターオープン
４年６月	立体駐車場竣工(179台)
７年10月	松江市立病院診療機能等検討委員会の発足
10年12月	新病院建設基本計画策定
11年４月	伝染病床廃止、感染症病床設置
	病床数変更許可(本院一般416床、精神50床、感染症4床、計470床)
14年８月	地域がん診療拠点病院指定
15年３月	新病院建設工事着工
４月	歯科医師臨床研修施設に指定
10月	新医師臨床研修病院に指定
17年４月	新病院竣工(8月開院)
18年６月	旧病院施設解体工事着工
19年６月	旧病院施設解体工事完了
８月	病院機能評価(緩和ケア機能)認定証取得
21年３月	外来化学療法室運用開始
４月	DPC(診療報酬包括請求方式)開始
22年８月	院内保育所開所
23年10月	診療費のクレジットカード支払い開始
25年８月	救急センター内に集中治療部(HCU8床)を設置
27年７月	地域医療支援病院に承認
12月	がんセンター建設工事着工
28年７月	2階病棟改編(2階東病棟の HCU8床と2階西病棟の一般病床22床→2階西病棟の ICU4床と一般病床26床)
29年３月	がんセンター竣工式、診療開始
４月	教育研修センター設置、がんセンター内に放射線治療室設置
31年２月	看護師特定行為研修機関に指定

４月	高度型地域がん診療連携拠点病院に指定
31年４月	総合支援センター（地域連携室、入退院支援室、医療相談室）を設置
令和元年５月	病院ボランティア結成20周年記念式典を開催
２年２月	がんゲノム医療連携病院に指定
３月	地域医療拠点病院に指定
３年９月	病院機能評価（3rdG:Ver.2.0）認定証取得（H13年初取得、以降5年毎に認定取得）
12月	松江赤十字病院と松江市立病院との連携と協力に係る基本協定書の締結
５年３月	院内 Wi-Fi サービス提供開始
６年12月	松江医療圏域10病院による医療機能連携協定を締結
７年３月	病床数変更許可（一般319床、精神50床、感染症4床、計373床）
４月	入院セット導入
８年３月	卒後臨床研修評価認定証取得（H30年初取得、以降4年毎に認定取得）

(2)施設の概要

名　　称	松江市立病院
所 在 地	松江市乃白町32番地1
法的資格	地方公営企業法全部適用
病 床 数	373床 （一般319 (うち ICU 4、緩和ケア病床 22)、精神50、感染症4）
診療科目	29科目
面　　積	敷地面積33,987.83㎡、建築面積10,552.56㎡、延床面積40,895.46㎡
構 造 等	免制震併用 RC 一部 S 造　地下1階、地上8階、塔屋1階　駐車場375台、駐輪場50台
建 設 費	23,575,140千円（用地費込、税込）

(3)診療科別患者数等

科名	延患者数					
	令和6年度		令和5年度		比較増△減	
	入院	外来	入院	外来	入院	外来
総合診療科	24	7,110	47	6,475	△23	635
腫瘍内科	0	2	0	11	0	△9
糖尿病・内分泌内科	3,599	6,959	3,020	6,956	579	3
消化器内科	14,345	10,907	12,344	11,168	2,001	△261
循環器内科	11,889	10,667	10,627	10,647	1,262	20
呼吸器内科	10,654	7,663	11,770	7,129	△1,116	534
脳神経内科	6,783	7,151	6,081	6,825	702	326
小児科	2,877	6,091	3,056	6,647	△179	△556
放射線科	0	4,209	0	4,440	0	△231
精神神経科	7,676	7,887	6,736	7,989	940	△102
皮膚科	917	5,410	781	5,324	136	86
消化器外科	5,774	3,379	6,117	3,478	△343	△99
乳腺・内分泌外科	917	3,163	1,166	3,430	△249	△267
呼吸器外科	1,818	1,003	1,271	582	547	421
心臓血管外科	564	1,553	522	1,501	42	52
脳神経外科	4,927	4,954	5,027	5,218	△100	△264
整形外科	16,723	15,406	19,301	15,946	△2,578	△540
形成外科	980	3,096	1,205	3,361	△225	△265
産婦人科	4,542	9,786	4,818	10,156	△276	△370
泌尿器科	4,817	12,400	5,497	12,086	△680	314
耳鼻いんこう科	1,907	5,267	2,301	5,555	△394	△288
眼科	669	7,083	723	7,502	△54	△419
麻酔科	6	1,349	13	1,217	△7	132
緩和ケア・ペインクリニック科	5,795	3,838	5,804	4,135	△9	△297
救急診療科	0	470	0	366	0	104
リハビリテーション科	0	2,866	0	3,115	0	△249
歯科口腔外科	1,052	14,296	1,202	16,112	△150	△1,816
計	109,255	163,965	109,429	167,371	△174	△3,406

(4)業務実績

①病床数、患者数

区分		令和6年度	令和5年度
病床数(床)	一般(感染症含む)	323	323
	精神	50	50
	計	373	373
患者数(人)	入院(一日平均)	109,255(299.3)	109,429(299.0)
	外来(一日平均)	163,965(674.8)	167,371(688.8)
	計	273,220	276,800
病床利用率(%)		80.2	80.2
外来・入院患者比率(%)		150.1	152.9

注)病床利用率＝延入院患者数／延病床数×100　外来･入院患者比率＝延外来患者数／延入院患者数×100

②患者1人当たり収支　　(単位:円、消費税抜)

区分	令和6年度	令和5年度	備考
費用	43,974	41,848	事業費／患者数
収益	43,088	43,029	事業収益／患者数
入院	61,111	58,745	入院収益／入院患者数
外来	14,921	14,724	外来収益／外来患者数

(5)収益的収入及び支出

区分		令和6年度	令和5年度
収入	医業収益	9,908,766	9,700,279
	医業外収益	1,863,766	2,143,394
	特別利益	0	66,625
	計	11,772,532	11,910,298
支出	医業費用	11,373,462	10,931,986
	医業外費用	641,119	651,423
	特別損失	0	0
	計	12,014,581	11,583,409
収支差引額		△ 242,049	326,889

(6)資本的収入及び支出

区分	令和6年度	令和5年度
収入額	1,253,970	1,113,831
支出額	1,758,895	1,611,174
収支差引額	△ 504,925	△ 497,343

(7)職員数(管理者を除く)

区分	令和6年度	令和5年度
医師	72	59
その他医療技術職員	(3) 89	(4) 93
看護師	(6) 340	(9) 327
事務職員	(2) 33	(1) 31
給食職員	6	7
その他職員	0	0
計	(11) 540	(14) 517
前年度比較増減		(3) △6

注)()内は再任用短時間勤務の職員数

第１９章　　行政委員会等

1. 監査委員

監査委員は、市長から独立した立場を認められた、地方自治法第195条に定めのある執行機関である。監査委員の役割は、市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理等が法令等に準拠し適正かつ効果的に執行されているか監査し、公正で合理的かつ効率的な行政を確保することである。監査は年間計画に沿って実施され、終了後に監査報告書・意見書等を作成し、市長ほか関係機関に報告し、松江市ホームページにも掲載し公表している。

(1)監査委員　　(令和8年6月1日現在)

区　　分		氏　名	就任年月日	備　考
識見委員	非常勤	三島　康夫	令和7年5月20日	代表監査委員
	非常勤	宮内　浩二	令和7年5月20日	会社役員
議選委員	非常勤	米田　ときこ	令和7年5月20日	市議会議員

(2)令和7年度に実施した主な監査

① 定期監査

市の財務事務の執行、公営企業の事業の管理に関し、予算の執行と会計処理が適正かつ効率的に行われているかを定期的に監査するもので、一般・特別会計では全ての課(かい)が概ね3年に1回は対象となるよう、約1／3の課を対象に、重点事項を「委託料(指定管理料を含む)」として実施した。公営企業は、期中の営業成績の達成状況や資金運用状況等について検査し、事業が適正かつ能率的に行われ、公共の福祉が増進するよう運営されているかなどについて監査した。

② 行政監査

必要に応じて市の事務の執行が合理的、効率的かつ適正に行われているかどうかを監査するもので、「救急・救助業務について」をテーマとして実施した。

③ 決算審査・基金運用状況の審査及び財政健全化法に基づく審査

市長より審査に付された令和6年度決算書、その他関係諸表等に基づいて計数を確認し、歳入歳出全般にわたり予算執行状況、財政運営状況のほか、財産の状況と基金運用状況を審査した。公営企業は、令和6年度の経営方針に沿った事業の実施状況と財政状況を審査するとともに、事業運営が効率的になされているか、行財政改革等に対応した計画的な事業が推進されているかなどについて検証した。

あわせて財政健全化法に基づく審査では健全化判断比率等が適正に算定されているかどうか審査を行った。

④ 工事監査(随時監査)

工事担当部課を対象として、令和6年度に執行した工事の中から建築工事3件、土木工事6件を抽出し、工事関係図面や設計積算書等の審査及び実地調査を実施した。

⑤ 現金出納検査(例月出納検査)

市の現金の出納について、会計管理者や公営企業管理者から提出された検査資料に基づいて毎月の計数確認を行うとともに、現金保管状況や債権保管状況を検査した。また支出命令書類、契約等の事務処理が適正に行われているかなどの検査を行った。

⑥ 財政援助団体等の監査

補助金等財政的援助を与えている団体や、市が資本金の1／4以上を出資している団体などについて、財政援助の目的に沿い法令等に従って適正かつ効率的に執行されているか、公の施設の管理は適切に行われているかなどについて監査するもので、4団体を抽出し、実施した。

⑦ 住民監査請求による監査

住民の請求に基づいて執行機関または職員の違法・不当な財務会計上の行為等について監査するもの。令和7年度は2件の請求が提出された。うち1件は請求に理由がないと認め棄却し、1件は請求の要件を満たしておらず却下した。

2. 選挙管理委員会

選挙管理委員会は、公正な選挙を行うため、市長から独立した機関として設置されている。

(1)主な職務

松江市長・松江市議会議員選挙など、選挙に関する事務を管理・執行し、松江市の選挙人名簿の作成管理などを担当する。

(2)組織

・委員数は4人で、任期は4年

・委員は松江市議会で選挙によって選出

・委員長は委員の中から選出

委員長	村上　紀明(むらかみ　のりあき)	委　員	野津　照雄(のつ　てるお)
委　員	松延　由子(まつのぶ　ゆうこ)	委　員	船越　勇人(ふなこし　いさと)

(3) 選挙管理執行事務規模

○　選挙人名簿登録者数　　161,120人(令和8年6月1日現在)

○　投票区　95

(4) 主な選挙執行状況

①市長選挙(令和7年4月20日執行)

(単位:人、%)

当日の有権者数	投票者数	投票率
159,354	83,060	52.12

②市議会議員一般選挙(令和7年4月20日執行)

(単位:人、%)

当日の有権者数	投票者数	投票率
159,354	83,054	52.12

③島根県知事選挙

(令和5年4月9日執行 統一地方選挙)

(単位:人、%)

当日の有権者数	投票者数	投票率
162,296	86,970	53.59

④島根県議会議員一般選挙

(令和5年4月9日執行 統一地方選挙)

(単位:人、%)

当日の有権者数	投票者数	投票率
162,264	86,708	53.44

⑤参議院議員通常選挙(令和7年7月20日執行)

(選挙区)　(単位:人、%)

当日の有権者数	投票者数	投票率
162,724	92,528	56.86

⑥衆議院議員総選挙(令和8年2月8日執行)

(小選挙区)　(単位:人、%)

当日の有権者数	投票者数	投票率
161,235	81,797	50.73

3. 農業委員会(令和8年3月現在)

(1) 組織・構成

① 委員数

農業委員(定数19人)	17人
農地利用最適化推進委員(定数45人)	43人

② 事務局の状況

定員	17人
事務局長	1人
事務局次長	1人
農業振興係	6人
農業企画係	3人
農地係	6人

③ 令和7年度会議開催の状況

総会	12回
全員協議会	12回
運営委員会	12回
推進委員連絡会議	2回
現地調査	14回
農政委員会	1回
情報委員会	3回
組織活性化委員会	4回

(2)運営

(ア)農地法第3条(農地のままの権利移転設定)

区分	件数(件)	田(㎡)	畑(㎡)	計(㎡)
所有権移転	76	37,825.29	32,363.12	70,188.41
賃借権設定	0	0	0	0
賃借権移転	0	0	0	0
使用貸借権設定	0	0	0	0
使用貸借権移転	0	0	0	0
合　　計	76	37,825.29	32,363.12	70,188.41

(イ)農地法第 18 条(賃借権の解除)

区分	件数(件)	田(㎡)	畑(㎡)	計(㎡)
通知	220	698,719.00	60,636.00	759,355.00

(ウ)農地法第3条(農地のままの権利移転設定)の許可取り消し願

区分	件数(件)	田(㎡)	畑(㎡)	計(㎡)
通知	0	0	0	0

(エ)農地法第4条(農地の転用)

区分	件数(件)	田(㎡)	畑(㎡)	計(㎡)
住宅敷地	22	2,019.00	4,145.62	6,164.62
その他	19	2,929.84	2,636.30	5,566.14
合　　計	41	4,948.84	6,781.92	11,730.76

(オ)農地法第5条(権利の移転設定を伴う農地転用)

区分	件数(件)	田(㎡)	畑(㎡)	計(㎡)
住宅敷地	81	159,756.37	16,589.14	176,345.51
その他	51	43,564.77	9,353.00	52,917.77
合　　計	132	203,321.14	25,942.14	240,994.04

(カ)買受適格証明願

件数(件)	田(㎡)	畑(㎡)	計(㎡)
1	0	5,969.00	5,969.00

(キ)非農地確認願

件数(件)	田(㎡)	畑(㎡)	計(㎡)
24	8,323.00	21,714.91	30,037.91

(ク)農業経営基盤強化促進法による松江市農用地利用集積計画の決定

区分	件数(件)	田(㎡)	畑(㎡)	計(㎡)
所有権移転	26	100,872.00	108,446.00	209,318.00
賃貸借の設定	287	538,780.00	287,204.00	825,984.00
使用貸借権設定	169	263,070.00	81,845.00	344,915.00
経営受委託	0	0.00	0.00	0.00
転貸	299	809,371.00	119,689.00	929,060.00
利用権移転	0	0.00	0.00	0.00
合　　計	781	1,712,093.00	597,184.00	2,309,277.00

(3)農地転用状況

年度	総数		住宅用地		その他の用地	
	件数(件)	面積(㎡)	件数(件)	面積(㎡)	件数(件)	面積(㎡)
令和7年	173	240,994.04	103	182,510.13	70	58,483.91

(4)農業者年金加入状況及び受給状況

加入者数	受給者数
22 人	293 人

4. 松江市の出資法人

◎ 松江市土地開発公社

(1) 基本方針

公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与する。

(2) 令和8年度事業内容

1 収益事業

① 土地造成事業

事業用土地賃貸事業 ： 東出雲町錦新町の造成地46,753.00㎡を事業者へ賃貸

② 附帯等事業

保有土地賃貸等事業 ： 所有地のうち2か所を一時的に賃貸

◎ 公益財団法人松江市スポーツ・文化振興財団

(1) 基本方針

教育・スポーツ・文化の振興に関する事業を行い、もって市政の発展と市民の福祉向上に寄与する。

(2) 令和8年度事業内容

① 受託事業

・スポーツ振興事業

・松江市立中央図書館・島根図書館・東出雲図書館事業

② 指定管理事業

・総合体育館及び総合文化センター管理運営事業

③ 松江市・公益財団法人松江スポーツ協会への職員派遣駐在事業

④ 自主事業

・スポーツ振興事業

・文化振興事業

◎ 公益財団法人松江市観光振興公社

(1) 基本方針

観光振興に関する事業を行い、松江市勢及び地域社会の発展と市民の福祉向上に寄与する。

(2) 令和8年事業内容

① 堀川遊覧船事業

② 温泉配湯事業

・松江しんじ湖温泉配湯事業

・温泉スタンド事業

③ 施設賃貸事業
・お休み処貸付事業
・地ビール館貸付事業
④ 駐車場賃貸事業
・千鳥駐車場管理事業
・旅館団地駐車場管理事業
・くにびき駐車場管理事業
・黒田駐車場管理事業
・温泉駐車場管理事業
⑤ 物品販売事業
⑥ 観光振興事業

◎ 一般財団法人宍道湖西岸森と自然財団

⑴ 基本方針

宍道湖西岸地域において森林環境保全思想を普及啓発するとともに、森林に関わる各種の調査研究を行い、それにともなう研修及び研修の場を提供する。

⑵ 令和8年度事業内容

① 森林環境の保全思想の普及啓発事業
② 森林に関わる調査研究事業
③ 市の観光施設の管理運営事業
・松江市宍道ふるさと森林公園
・来待ストーン
④ 市の観光施設の管理運営事業に付随する収益事業

◎ 株式会社サンライズ美保関

⑴ 基本方針

市民や、近隣住民等の健康増進、地域住民の交通手段の確保、観光及び文化の振興を図り、地域振興の伸展に寄与する。

⑵ 令和8年度事業内容

① 美保関コミュニティバス・スクールバス運行業務
② 松江市美保関海の学苑ふるさと創生館（メテオプラザ）の指定管理業務
（いん石展示施設・健康増進施設）
③ 美保関温泉施設指定管理業務
④ 七類港ターミナルビル（隠岐汽船）維持管理業務

◎ 株式会社玉造温泉ゆうゆ

⑴ 基本方針

観光客及び地域住民に、「おもてなし」の精神を活かしたサービスの提供をする。

⑵ 令和8年度事業内容

① 松江市玉造温泉ゆ～ゆ管理運営事業
② 山陰道宍道湖サービスエリア売店管理運営事業
③ 玉造温泉供給施設管理業務

市政概要　松江　令和８年版

令和８年９月発行

編集・発行：松江市議会事務局
島根県松江市末次町 86 番地
TEL（0852）55 - 5433